



国立公文書館

国立公文書館

分類	法務省
	平成11年
排架 番号	4 A
	18
	2146

裏
面
白
紙

w.61 E1 3097A
Def, Doc# 2090

Exh, NO

高橋

二、軍ノ行動

聖戰ニ任ズル我が軍ハ建國ノ精神ト其ノ使命トニ鑑ミルモ明カナル如ク飽ク迄正義擁護ノ軍隊タルベク軍ノ進ム處必ズ正義ナカルベカラズ是我が武力行使ノ根本ナリ

ハ軍食帯漿シテ我が軍ヲ迎フルニ至ルベキナリ故ニ軍ノ行動ハ國際法規ニ準據スルハ固ヨリ進ンデ其ノ精神ヲ積極的ニ發揮スベキモノトス戦時適用スベキ國際法規中主要ナル事項附録第一ノ如シ

二、戦時ノ軍紀
平時ノ教育内務等ニ於テ百方手段ヲ盡クシテ軍紀ノ振作ニ努力シアル所以ノモノハ他ナシ戦時ニ於ケル諸般ノ要求ヲ充足シ其ノ精華ヲ發揚センガ爲ナリ然ルニ一度戦時、事變ニ際會スルヤ動モスレバ軍紀ノ維

w. 61
E1 3097A
Def, Doc# 2090

Exh, NO

高橋

二、軍ノ行動

聖戰ニ任ズル我が軍ハ建國ノ精神ト其ノ使命トニ鑑ミルモ明カナル如ク飽ク迄正義擁護ノ軍隊タルベク軍ノ進ム處必ズ正義ナカルベカラズ是我が武力行使ノ根本ナリ
是我が武力行使ノ根本ナリ
伴勝、敵ノ傷病者等既ニ我ニ對スル抵抗ヲ斷念シ又ハ其ノ能力ナキ者ニ對シ軍ガ進ンデ之ヲ救恤シ之ヲ黨化シテ呈化ニ浴セシムルハ我が聖戰ノ本義ニ鑑ミ當然ニシテ敵國住民、財産等ニ對シテモ亦然リ況ンヤ第三國官憲人民財産等ニ對スルニ於テヲヤ斯クシテ我が軍ノ正義ノ師タル具體的事實ハ敵軍ニ、其ノ國民ニ將又第三國人ニ理解セラレ遂ニハ軍食帯察シテ我が軍ヲ迎フルニ至ルベキナリ故ニ軍ノ行動ハ國際法規ニ準據スルハ固ヨリ進ンデ其ノ精神ヲ積極的ニ發揮スベキモノトス戦時適用スベキ國際法規中主要ナル事項附録第一ノ如シ

二、戦時ノ軍紀

平時ノ教育内務等ニ於テ百方手段ヲ盡クシテ軍紀ノ振作ニ努力シアル所以ノモノハ他ナシ戦時ニ於ケル諸般ノ要求ヲ充足シ其ノ精華ヲ發揚センガ爲ナリ然ルニ一度戦時、事變ニ際會スルヤ動モスレバ軍紀ノ維

(108)
1

裏面白紙

持ニ對スル熱意一般ニ低下シ易シ例ヘバ損害ニ藉口シテ任務ノ遂行ヲ
 躊躇シ或ハ擅ニ口實ヲ設ケテ安キニ就カントスルヲ默過シ又ハ敬禮ノ
 勵行、諸規定ノ嚴守、所定ノ服裝等ヲ等閑ニ附シテ省ミズ不知不識ノ
 間軍紀ヲ破壞シテ如キ即テ然リ固ヨリ平時ト戰時トハ其ノ環境ヲ
 異ニスルコト大ナルヲ以テ形而下ニ於テハ平時ノ如ク整然タラシメ得
 ザルモノアルベシト雖モ形而上ノ要求ニ於テハ寧ロ益々之ヲ擴充スベ
 キモノトス平素軍紀ニ慣熟セザル多數ノ在籍兵ヲ加ヘ部隊ノ團結亦
 固ナラザルモノアル等諸般ノ關係軍紀維持上不利ナルモノアルニ於テ
 特ニ然リ

2、戰場ノ軍紀

戰場ニ於テハ勳モスレバ氣分荒々不軍紀ナル言動即チ上官暴行、抗命
 違令等ノ軍紀犯及掠奪強姦等ノ惡質犯ヲ發生スルニトアリ特ニ戰場ノ
 危険悲惨ノ狀、居住施設ノ不完全、給養ノ不良等ハ益々其ノ傾向ヲ増
 大スルニ至ルモノトス故ニ指揮官ハ有ユル機會ヲ捉ヘテ聖戰本義ノ徹
 底、教育訓練ノ勵行、監督指導ノ公正及刑懲罰ノ適正ヲ期スルト共ニ
 居住、給養及施設ノ改善等ニ努メ之ヲ奮防スルニト緊要ナリ

三、信賞必罰

裏面白紙

Def, Doc#2090

戦時ニ於テハ部下ニ對スル情義ヲ感知スルコト特ニ大ナルヲ以テ動モ
 スレバ私情ニ驅ラレテ大義ヲ滅シ監督指導ヲ嚴正ナラシムルノ意氣ヲ
 缺クニ至リ易ク而モ戰場ニ於テハ小ナル犯行ハ之ヲ上官ヨリ默過セラ
 レ或ハ犯罪ヲ犯スモ之ヲ容易ニ隠匿シ得ベシト爲ス思想瀆漫シ易ク兩
 者相荷リ益々軍紀維持上不利ナル環境ヲ作ルニ至ルモノトス
 苟モ姑息ノ愛ニ陥リ軍紀ヲ犯スモ平然タルノ思想ヲ醸成シ不知不識ノ
 間益々犯行ヲ深入リセシムルガ如キハ眞ニ部下ヲ愛スル所以ニアラザ
 ルニ思フ致シ涙ヲ振ツテ馬^緩ヲ斬ルノ概ナカルベカラズ

裏面白紙

Def, Doc 2090

文書成立ニ関スル證明書

自分ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語
ニ依リ印刷セラレ一六二頁ヨリ成ル戦時服務要綱ニ添付セル印刷物ハ日
本政府（教育總監部）ノ編纂ニ係ル文書ノ一ナルニシテ、

昭和二十二年八月十四日 於東京

第一復員局文書課長 姜 山 要 蔵

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 姜 馬 伊 三 郎

裏面白紙

no-62

E 3098
Def. Doc. 2203

1
寫
本

22-9-5 (14)
#2001/8-12-10 (18)
(K 5 17 20 21)

自分等我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ズ別紙ノ通り宣電ヲ爲シタル上
次
ノ如ク供進登シマス

延東國際軍部設所

亞米利加合衆國其他

荒木貞夫其他

供進者 西 浦 達

no.62

E 3098
Def. Doc. 2203

宣
密
供
送

自分等我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ズ別紙ノ如ク宣密ヲ爲シタル上
次ノ如ク供送致シマス

宣密供送書

供送者 西

浦

邊

I

亞米利加合衆國兵船

亞米利加合衆國兵船

荒木貞夫共他

裏面白紙

一 私に元山軍大佐で昭和十七年四月二十日から昭和十九日十二月迄
 陸軍省事務局に勤務し、勤めを勤めて居りました。即ち二軍管に於ける
 調制、制度の主任課長を勤めて居りましたので二軍管に於ける任務
 等々事務の分派が注上又注上如何に行はれて居たかを知らずし
 て居りますので左に申述べ致します。

二 陸軍の便宜の爲の長官に作成しましたから之を添附します。

三 二軍管の任務取扱事務系統は注上又實際上次の通り行はれて居り
 ました。

- 一 作戦部隊内の取扱
- A 第一軍部隊が任務を遂行しますと所長の調査を要し任務を遂行
 任務日誌を編製し、業務兵站若くは通信官衙に引渡します
 - B 作戦軍司令官は任務しやうとする任務の真意を迅速に大本營
 に報告し大本營は之を二軍管に通知します
 - C 二軍管は任務遂行に關して連絡を受けたときは其の任務を受
 領すべき港灣其の他の地點を二軍管に報告し大本營は同地點
 に一軍の到着日時を二軍管に通知します
 - D 兵站又は運輸通信官衙は大本營の命令に基き任務を示された

る地點に護送し之を陸軍省の命じたる受領員に引渡します
作戦軍司令官は俘虜を引渡す迄は假令其收容所を警備して俘
虜を收容管理します（法廷証言一九六五號件）取扱規則第二
章第十二條、第十三條、第十五條、第十六條、第十七條（先導）

陸軍省の命じた受領員に引渡されてから俘虜は陸軍大臣の管轄に
入る譯です。夫れ迄の取扱は作戦部隊内に於ける業務でありまし
て、陸軍省の受領員に引渡される前に起つた俘虜に關する事件は
陸軍大臣の管轄外のものではありません。

二 陸軍大臣の管轄に入りたる後の取扱
陸軍省の命じた受領員が受領してから俘虜は陸軍大臣の管轄に入
り陸軍大臣の開設した俘虜收容所に收容されます。（陸軍收容所
令第二條法廷証言一九六五號）

此の俘虜收容所は陸軍大臣の指定した軍司令官又は兩度司令官に
依り管理せらるるもので陸軍大臣は之を統轄して居るのです（俘
虜收容所令第三條）
今度の太平洋戦争に於きましては陸地に於いて多数の俘虜收容所
が警備せられましたが此の場合には作戦軍司令官等が各管下の俘虜
收容所を管理し此の管理に對し陸軍大臣の統轄権が及ぶことにな

つて居りました、但し前通の儀敷容所の管理に對しては陸軍大臣の
統制が及ばなかつたのであります

裏面白紙

裏面白紙

管長官（軍司令官又は憲兵司令官）は法廷等に送る俘虜收容所を
指揮監督し併し收容所規程を定め其收容所に關する一切の管
理事務を掌つて居りました（俘虜收容所令第五條）
十一條

陸軍大臣の裁奪に關する業務は別口の示す如く俘虜管理部及陸軍省
内各局とに依つて分掌せられて居りました。

該部を示された分掌業務は俘虜管理部に關しては俘虜取扱に關する
決定及之に伴ふ副官通牒（婦醫官令第一五九八條）に依り決定さ
れたもので又陸軍省内各局の分掌業務は陸軍省官制に示された各局の
の分掌業務中俘虜取扱に關係あるものを示したのであります。

一 陸軍省及各地に於ける俘虜管理の業務、取調、交換、解放、埋葬、
（業務、直轄等）業務、待遇取扱の一般的業務に關する事項

二 各地の俘虜に關する事項

三 各地の俘虜に關する事項

四 各地に於ける俘虜管理の業務二及三に關する事項
五 各地に於ける俘虜管理の業務二及三に關する事項
六 各地に於ける俘虜管理の業務二及三に關する事項

裏面白紙

主任であります。

次に若干事柄に付必要な説明を加えます。

▲停職管理は前に申しました停職取扱に関する規定に於り昭和十七年十一月四日三月末日に改定されました。

過去の取扱に於ては停職の取扱に關する事務は陸海軍省各局に依り分掌せられて居たと能ふ事です。今次の改革に於ても大體その出來るものと最初は考へられたのでありますが停職の数が多くなると又其の取扱事務が複雑化しなつたので陸海軍内に於ける停職取扱に關する事務を取極め之に専念する停職管理部が設置せられたのであります。斯る事情で停職管理部の設置が遂行一九四二年三月末日となつたのであります。新設な部で停職取扱に關する陸海軍大臣の統轄に關する事務の主任は停職管理部長であり同部は陸海軍省内の各局と相並ひ業務局長の他の局より支取又は監督を受くるものであります。又部員上私が部長として一應同部を管理した事はありません。

B 俘虜取扱に關し軍務局の分掌する事務の主なるものは別圖に示された通りであります。

之に基き實際に爲されたる主なる仕事は次の通りであります。

1 俘虜收容所令、俘虜收容所の編制の起案

2 俘虜管理部設置に關する規定及同部の編制の起案

3 壽府條約の準用に關する次官回答の起案

○ 尚以上の外に陸軍大臣の管理に關する俘虜情報局なるものがあります之はヘーグ條約に基き特設せられた機關であり陸軍省とは全く別個の機關であります。俘虜管理部が陸軍省の部局の一として設けられたのは全く違ひます。又俘虜情報局長官が陸軍省の軍務局長其の他の局長の支配又は監督を受くるものでないことは勿論であります。俘虜情報局官制等の法規に依りますと同局は作戦軍に對し種々の通報を求めむる權限を有して居ります。

四 俘虜の不法取扱

馬來半島、パタン半島に於ける所謂不法取扱なるものは戦國間、戦國直後生起したる事件であつて、俘虜が未だ陸軍大臣の管轄下に入る以前の事であり、即ち統帥系統内の出來事であり、泰緬鐵道の建設は參謀總長

の命令に依り南方軍の總司令官が實施したものであります。

參謀總長の建設命令に陸軍省は協議を受けました。此の協議に關する事務分擔は官制に示されたる分掌事務に基くものであります。即ち軍務局は建設豫算に關し、警備局は交通資材勞務、俘虜管理は俘虜の勞務其他各局夫々管掌事務に應じて協議に與り此等の結果を總合して次官及大臣が連帶したのであります。

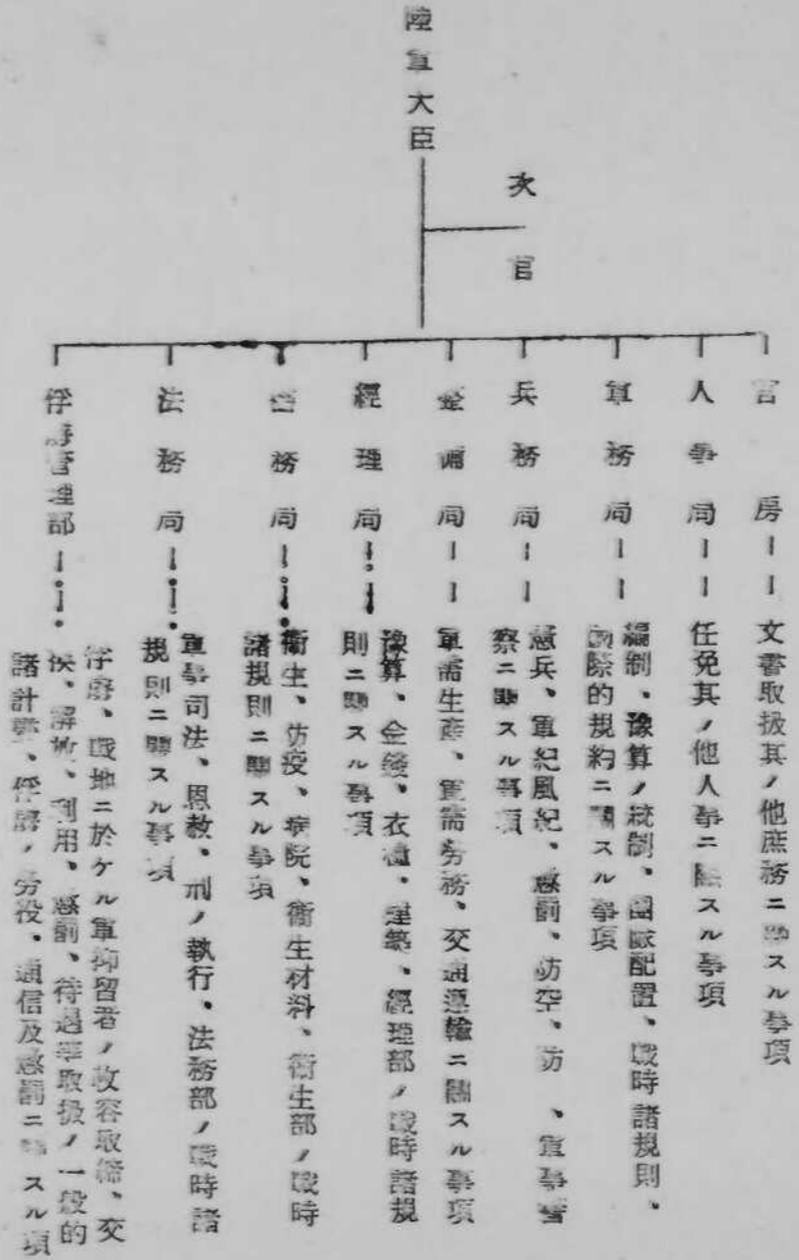
建設實行に當りては南方總軍が之に當り參謀本部が工期の短縮延長、輸送力の増減、部隊の増加等の指導に當りました。運輸通信長官が此等の指導の事務に當つた事は既に當時運輸通信長官たりし若松中將の發言した通りであります（法廷記録

邦文一四一—一五頁）

此の建設工事に勞役したる俘虜は陸軍大臣の管轄下に在つたので陸軍大臣は濱田俘虜情報長官兼同管理部長をして一九〇三年七月現地の實狀を視察し指導せしめたのであります。

其の外俘虜管理部及醫務局等からも職員が出張して狀況を視察し種々改善策を講じた筈であります。

陸軍省事務ニ關スル事務組織圖



裏面白紙

考

1. 大臣ハ俘虜收容所ヲ統轄シ俘虜情報局ヲ管理ス。
2. 次官ハ大臣ヲ佐ケ任務ヲ整理シ官房各局及俘虜管理部ノ事務ヲ監督ス。
3. 各局長及俘虜管理部長ハ大臣ノ命ヲ受ケ其ノ局、部務ヲ掌理ス。
4. 各局ノ事務ハ俘虜取扱ニ關係アル主要ナル事項、ミヲ掲記セリ。
5. 以上ハ内閣官制（法廷證第七〇號）、陸軍省官制（法廷證第七四號）俘虜ニ關スル規定、陸軍密第一〇八號陸軍省副官通ニ據ル。

裏面白紙

16

昭和二十二年（一九四七年）八月十日 於 東京

供 述 者 西 浦 進

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ説明シマス

同日 於 同 所

立 會 人 敬 馬 伊 三 郎

15

11

裏面白紙

17

良心ニ察シ眞實ニ處ル又何事ヲモ欺秘セテ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

三
書
卷

署名捺印

西
浦

進

12

16

裏
面
白
紙

E 3099
Dof. Doc. 42211

Exh. NO.

22
高橋

荒木貞夫
其他
供述者
小森修治郎

自分機我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス。

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

供述者

小森修治郎

E 3099
Dof. Doc. 2211

Exh. NO.

22
高橋

自分機我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス。

供述者 小 林 修 治 郎

宣誓 供述 誓

荒 木 貞 夫 其 他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

裏面白紙

小林修次郎口供書

私ハ小林修治郎住所ハ福井縣今立郡神明村北四、當四十八才デス。
 昭和十九年ハ一九四四年ハ七月比島第十四方面軍參謀トシテ「マニラ」
 ニ赴任シ同年末右方面軍隷下ノ振武集團編成セラル、ニ方リ此集團ニ配
 屬セラレ終戰マデ「マニラ」東方地域ニ於テ作戰ニ從事シテ居リマシタ
 任務ハ高級參謀トシテ主トシテ作戰及後方業務ノ統制デアリマシタ。私
 ノ着任シタ時ノ軍司令官ハ黒田中將デアリマシタ。昭和十九年ハ一九四
 四年ハ十月上旬山下大將ガ交代サレマシタ。武蔵參謀長ハ昭和十九年一
 九四四年ハ十月十八日米軍ガ「レイテ」ニ上陸ヲ開始シタ翌々日ノ十月
 二十日ニ着任サレマシタ。
 以下當時ノ實情ニ關シ陳述致シマス。
 「マニラ」附近ノ作戰構想ト「マニラ」市ニ對スル方面軍司令官ノ意
 圖ニ就キテ述ベマス。

1 宋島ニ於ケル作戰ハ昭和十九年ハ一九四四年ハ十月以前ハ「リン
 ガエン」及「バタンガス」兩正面特ニ其ノ海岸地域ニ於ケル決戰方
 針デアリマシタガ「レイテ」作戰ノ爲メ兵力甚シク不足スルニ至リ
 且ハ又其ノ經驗ヨリ見テ平地決戰ヲ不利ナリトシ改メテ山地ニ進ル
 特久作戦ヲ採ルコトトナリ中南部「ルソン」島ニ於テハ此方面ノ軍
 隊ノ主力ヲ以テ「マニラ」東方山地ヲ占領シ一部ヲ「バタンガス」
 州ニ配シ「マニラ」市ハ單ナル警備ト軍需品運搬ノ爲メ一部ハ陸軍

裏面白紙

約二千五百人ヲ配置スルコトニ變リマシタ。
昭和二十二年十二月上旬デアリマス。

「マニラ」ヲ固守スルカ何ウカノ問題ハ重大ナ研究課題デアリマシ
タガ山下大將ハ之ヲ放棄スルニ決セラレタノデアリマス此問題ニ關
シテハ參謀長、武蔵中將ハ當初ヨリ放棄案ヲ力説シ山下大將ニ意見
ヲ具申シテ居マシタ、其ノ理由トシテ

イ「マニラ」市住民一〇〇万ノ食糧補給困難ナルコト又戰災ニヨル
住民ノ死傷ヲ避クルコト
ロ同市ハ木造家屋多ク火災頻焼ノタメ比島文化ノ中心ヲ頓滅スルノ
惧アルコト

ハ地下水ガ淺ク堅固ナル防空施設ガ出來ナイコト
ニ臨海ノ平地ニシテ之ヲ防備スルニハ多數ノ師團ヲ要シ現在ノ日本
軍ニハ不可能ナルコト
ヲ擧ゲテ居マシタ。

但シ「マニラ」市及其周辺ハ南方軍全般ニ對スル軍需品集積サレ幾
多ノ軍需施設ガアリ之ヲ短時間ニ撤去スルコトハ不可能ナルヲ以テ
營部一部兵力ヲ配置シテ治安維持及軍需品ノ輸送搬出掩護ヲ行フコ
トニ決セラレタノデアリマス。昭和二十年一月上旬「マニラ」ニハ
約三万中ノ軍需品ガ残ツテ居マシタ。

裏面白紙

以上ノ方針ヲ遂行スル爲メ方面軍司令官ハ軍除ヲ部署シタ外次ノ様
 ナ處置ヲ採リマシタ。
 イ比島政府ヲ十二月二十二日ニ「バギオ」ニ移轉セシム。
 ロ軍司令部ヲ十二月二十六日「マツキンレイ」兵營ヨリ「マニラ」
 東北方約三十軒ノ「イボ」へ移轉シテ「マニラ」放棄ノ思想ヲ明
 ニシ以テ「マニラ」周邊ヨリ山地ヘノ移動ヲ躊躇シ遲延シテ居タ
 軍除及軍需品輸送ノ促進ニ努ム。
 ハ十二月中旬以降特ニ命ジテ「マニラ」
 「モンタルバン」ヘマニ
 ラ東北方約二十軒山地入口ノ道以西ニ居ル軍除ノ本部ヲ訪問シテ速
 速ニ東北方山地ヘ入ル様現地督促ヲ行ハシム。
 ニ從來「マニラ」市中ニ在リテ警備ニ任シテ居マシタ「マニラ」防
 衛司令部ヲ「マニラ」東北方「モンタルバン」ヘ速ニ移動セシメ
 兵四ノ名稱モ之ニ適スル如ク其ノ長ノ名ヲトツテ小林兵團トシ風
 念ヲ改メシム。
 ホ昭和二十年一月月上旬病ノ爲メ尙「マニラ」市内ニ駐マツテ居タ航
 空軍司令官ノ下ニ幕僚ヲ派シ北部「ルソン」ヘノ移動ヲ促進セシ
 ム。
 ヘ「マニラ」デハ「マツキンレイ」兵營ト現ニ軍力使用シテ居ル海
 岸附近ノ家屋ニ於テ防空及自衛上ノ輕易ナル工事ヲ認メ又三橋梁
 ハ「バタンガス」方面ヨリ北進スル敵ニ使用セシメナイ目的ヲ破

裏面白紙

裏面白紙

壞準備ヲスル外一切ノ家屋ハ戰爭ノタメ使用ヲ禁止シ又住民ニ災
害ヲ及ボスガ如キコト絶対無キ様トノ嚴重ナル指示ヲ下サレマシ
タ。

此點私ハ「マニラ」東方ニ設置サレタ幕僚トシテ之カ徹底ヲ期シ
一月中旬「モンタルバン」ニ於ケル線下各兵團部隊參謀副官會同
席上ニ於テモ確實ニ傳へ而シテ假令之カ爲メ戰鬥不利トナルモ尙
方面軍司令官ノ意圖ヲ實行スル様附加説明シ一同諒解シテ歸リマ
シタ。尙振武築國長横山中將モ此點方面軍司令官ノ意圖ヲ重視シ
一月上旬隸下一般及將校全員ニ對スル訓示ノ中ニモ「マニラ」市
ハ國際都デアリ其附近ニ作戦スル我軍ノ一舉一動ハ全世界環視ノ
下ニアリ依ツテ特ニ軍紀ヲ嚴正ニシ後世ニモ笑ハレヌ立派ナ正シ
イ行動ヲ採ル様力説セラレマシタ。

ニ

1

「マニラ」ノ戰況ニツイテ日本軍ノ實狀ヲ申述ベマス。

1

二月四日朝私ハ「マニラ」東北方二〇軒ノ「モンタルバン」デ次ノ
狀況ヲ知リマシタ。

昨三日夕「マニラ」ハ北方ヨリ進入セル木軍ニ依リ全ク寄襲セラレ

「バシツク」河以北ハ直チニ占領セラレタリ。敵ハ多敵ノ戰車ヲ有

スル自動車化部隊ナルモ兵力不明ナリ。

同日夕頃ニナリ更ニ「マニラ」東北方ニ環走セリ、目下「マリキナ」

河兩岸ハ混亂中ナリ。

2

河兩岸ハ混亂中ナリ。

3 其後各方面ノ狀報ヲ綜合スルニ

イ米軍ハ「ゲリラ」ノ誘導ニ依リ海岸ニ沿フ主要道ヲ避ケ我軍ノ配備ノ間隙ヲ縫ヒ「イボ」西側ヨリ「マニラ」東北側ニ進入セルコト

ロ我歩哨ノ前ヲ我將官旗ヲ立テタル「ゲリラ」ヲ乗セタル自動車通過シ其後方ヨリ突如米戰車續行シ「ゲリラ」多數「トラツク」ニ乗り同行セルコト。

ハ兵力ハ依然不明ニシテ判定シ得ス
ニ「マニラ」市中ニ宿營シ險送其ノ他兵站業務ニ從事中等ノ殆ンド無武裝ニ近キ軍人羣屬ハ各所ニテ「ゲリラ」及敵意ヲ有スル「住民」ニ襲撃サレ慘殺サル、者多シ。

4 此間「マニラ」東方山地ノ我々主力ノ方面ハ敵機ノ襲撃ニヨリ在「マニラ」ノ軍人及邦人ハ全ク混亂シ全ク統制ナク狀報又區々デアリマシタ。軍需品ヲ擧カレ、交通ヲ遮断サレ此間陣前マテ運ビ來タ食糧ソノ他

5 七日頃ニナリ「マニラ」ニ進入シタ米軍ハ大ナルモノニ非ラズ其主力カハ「ケソン」「サン」フアンデルモンテ「マニラ」東北郊外ニアルコト。バコ驛「マニラ」市内中央附近ニシテ我兵站軍需品倉庫多シニテ彼我不規的ニ戰鬥ヲ開始シ又「マツキンレー」北側「バシツク」

裏面白紙

6

河北岸ニハ敵軍進出シテ「マニラ」附近ノ部隊ト東方トノ交通連絡
 困難ナルコトヲ知り先ヅ此窮境ヲ脱シテ「マリキナ」河附近ニ推進
 シツ、アリシ軍需品ヲ東方山地へ輸送シ「マニラ」トノ連絡ヲ恢
 復セントシテ一部兵力ヲ以テ東方山地ヨリ出撃スルニ決シ命令サレ
 マシタガ何分軍隊ノ準備ガ固ニ合ハス特ニ初メカラ山地防禦ノ頭ニ
 ナツテ居タ軍隊ヲ平地ニ出撃セシムルニハ大ナル苦心ガアリ遂ニ
 四日朝ニ延ヒテ了ヒマシタ。
 又ソノ出撃行動モ敵ノ制空下ラ火炮ヲ有セズ一般ニ活氣ヲ失ヒ行動
 遅慢トナリ食糧モ無クナリグズグズシテ居ル中方面軍司令部ヨリ速
 ニ「マニラ」市内ニ在ル軍隊ノ東方引上ヲ督促セラレマシタガ「マ
 ニラ」市トノ連絡ハ成功セヌマ、ニ二十一日出撃部隊ハ原位置ニ引
 上ゲマシタ。ソコデ「マニラ」市中ノ部隊へ主トシテ海軍ハ敵ノ
 タメ包圍セラレ脱出困難トナリ爾後敵文ノ電命ト「マリキナ」河渡
 河ノ爲メノ船及其ノ收容掩護ノ爲メ派遣セル一部兵力モ無駄トナリ
 「全ク包圍サレ晝夜四周ヲ照明サレ一人ト雖モ脱出不可能ナリ」ト
 ノ報告ヲウケマシタ。
 但シ此間「マニラ」市中ニアツタ陸軍部隊中隊長以下一小隊ハ夜
 暗ヲ利用シ脱出シテ歸ツタ例モアリ「マツキンレー」附近ニ居タ海
 軍部隊ハ十五日頃ヨリ東方へ後退シテ居マス。
 之ヲ要スルニ「マニラ」ノ軍隊ハ全ク奇襲サレテノ混亂ヨリ始マリ

裏面白紙

兵

多敵ノ「ゲリラ」ノ活動避難民ノ狼狽未ダ市内ニ無武装デ居
 タ兵站部除病院等ノ混雜、更ニ陸戰ニ不調ノ海軍部隊ノ不規戰爭終
 始混亂ニ終始シタ狀況デアリマス。
 此間振武築園司令部ハ「モンタルバン」山中ニアリ各種情報入手ニ
 努メタルモ山中ノ通信及監視網モ未ダ不備ニシテ確タル狀報不明ニ
 月十八日頃ニ至リ次第ニ戰況概要ヲ兩ニスルヲ得タノデアリマスガ
 市内ノ詳シイ狀況ハ依然明カナラス當方ヨリ派遣シタ連絡者モ遂ニ
 歸ラヌ者モアリマシタ。

「バタンガス」州方面ノ狀況ニ付テ申述ベマス。
 此方面ハ舊第八師團ガ居リマシタガ師團長以下「マニラ」東方ヘ十二
 月末移動シ跡ヲ一大佐ガ指揮シテ居マシタ「ラグナー」湖ニヨリ主力
 方面ト分断サレ連絡モ困難デアリマシタノデ無線ニヨル報告ノミニヨ
 リ該方面ノ狀況ヲ知ツテ居タ次第デアリマス。
 此方面ハ從來ヨリ相當「ゲリラ」モ活動デアリ我ガ兵力減少ノタメ更
 ニ其ノ度ヲ加ヘタモノノ模様デ無線ノ報告ニヨリマスト「米比軍」及
 「優勢ナル敵及ゲリラ」部隊トノ戰鬥ニ非常ニ苦境ニ在ルコトヲ想像
 スルコトハ出來マシタガ詳細ハ固ヨリ判リマセンデシタ。作戰地域ノ
 關係上獨立支隊トシテ行動シ振武司令部カラハ戰鬥間余リ命令ハ下シ
 得マセンデシタ。此方面ノ軍隊ノ任務ハ「バタンガス」附近ノ既設陣
 地ニ據リ敵ノ上陸及前進防害ニ勉メ爾後「ラグナー」湖南岸高地ヲ占

裏面白紙

四

領シ築國主力ノ左側背ヲ掩護セヨト命ゼラレテ居マシタ。

比島住民ニ對シ探レル方面軍司令官ノ處置ニ就イテ述べマス。

1 山下大將ハ特ニ軍紀問題ニ關シ嚴シイ方デアリマシテ住民ニ迷惑ヲ
與ケヌ點デハ内地ヨリ増派サレテ來ル軍隊及今迄町々ニ駐屯シテ居
ツタ軍隊ガ作戦ノ爲移動スル場合モ民間所有ノ家屋使用ヲ極力制限
シ殆ンド禁止シ軍隊ハ露營ヲ本則トスベク命ゼラレ又私共現地派
遣ニ方リテモ此點ヲ常ニ確メマシタ又自ラ鏡ヲ示シ「マニラ」赴任
以來兵營其他之ニ須スル家ヲ用ヒテ居マシタ。

2 又住民ノ食糧器具等ノ使用ニ方リテモ賃金ヲ支拂ヒ已ムヲ得サルト
キハ代リノ證書ヲ與ヘ且其ノ同意ヲ得ルコトヲ一殺ニ要求セラレ之
ガ爲メ「マニラ」東方山地内ノ作戦ヲ昭和二十年五月食糧全ク缺乏
シタ際ニ於テモ振武築國長ハ部下軍隊ニ對シ會報ヲ以テ方面軍司令
官ノ指示實行ヲ命シ軍隊指揮官モ之ヲ更ニ部下ニ命令シテ居ルモノ
ヲ見マシタ。

3 又ゲリラニ對スル肅正討伐ニハ全軍ニ對シ情報ヲ周密ニシ「ゲリラ」
ト良民ノ區別ヲ嚴選シ誤ツテ良民ヲ敵トスルカ如キコトノ絶無ヲ期
スベキヲ訓示シテ居マス之カ爲メ特ニ討伐目標トシテ「武装セルゲ
リラ」ト明示サレマシタ。

4 住民ノ戰禍避難要領特ニ「マニラ」市民ノ避難要領ヲ書面ニ作成シ
テ避難ニ當リ我カ軍ト混淆セシメヌ様其ノ避難経路ニ關シテモ準備

裏面白紙

其俘虜及敵國抑留者ニ對スル取扱ニ就キテノ指導ガ何ウデアツタカラ述ベ
ベマス。

1 昭和十九年十二月中旬米軍ノ「ルソン」進攻ノ情勢明トナルヤ關係
兵團ニ對シ米軍來ラバ平和裡ニ之ヲ引渡スベキコト及其際少クモ一
ケ月分ノ食糧ヲ携行セシムル件、及匪團ニ對シ護衛スヘキコトニツキ
キ指示ガアリマシタ。振武黨團ハ右指示ニ基キ在「マニラ」「サン
ト、ト」マニラ」ノ約四千名及「ロスバニオス」ノ三千名ヲ引渡シタ
ノデアリマス。

2 「マニラ」ノ引渡シ。
二月三日夕「マニラ」市ガ米比軍ニヨリ全ク奇襲セラレ同收容所ガ
米軍戰車隊ニヨリ包圍サレマスヤ所長林中佐ハ不慮ノ戦火ガ收容者
ノ居ル家屋ニ及ブヲ避ケル爲メ部下ノ職員（三十名前後ト記憶ス）
ヲ其ノ本部ニ集メ而シテ米軍ト交渉セシ所米軍ハ收容者一同ノ引渡
ニハ應スルモ日本軍ハ全部武装解除セヨト申出ヅ。所長ハ我主任務
ハ收容者ノ安全引渡ニテ終ルモ尙日本軍人トシテ直チニ降服スルニ
忍ビズ少クモ個人武装ヲ以テ友軍陣地ヘ移動スルカ已ムヲ得ザレバ
此處ニテ全員戦死セントノ意ヲ傳ヘ數次交渉セル結果又收容者代表

裏面白紙

ガ米軍ニ「此等日本人ハヨク面倒ヲ見呉レタリ」トノ助言ヲナシタ
ル爲メ米軍ハ日本軍ノ申出ニ應スル件、今ヨリ直チニ安全地帯マデ
誘導スベキ件ヲ回答シテ來マシタ。依ツテ收容長ハ部下數十名ニ命
シ武装ヲ完備シ舍内ヲ整頓シ人員ヲ點呼シ收容者ニモ別レテ告ケテ
出發ス。

或ハ門外ニ出デテ米軍ノダマシ打ニ遭フヤモ知レズト考慮シテ何時
ニテモ戦斗ニ應シ得ル如ク態勢ヲ整へ前進セリ。然ルニ案内誘導ニ
立テル米軍大佐ハ極メテ紳士的ニ日本ノ武士道的ニシテ日本軍ハ
道路兩側ニ寄り歩キ一般米軍ノ誤解ヲウケサルコトヲ注意シ自ラ先
頭ニ立チ安全平和裡ニ米軍配置外ニ導キ握手シ所長又彼ノ好意ニ感
謝シ相互ノ健康ヲ祝シテ相別レタリト。右ハ收容所長自ラ歸來シテ
ノ報告デアリマス。

3
「ロスバニオス」ノ引渡シ。
此方面ハ振武築國司令部ト距離ガ離レ一寸連絡ガ困難デ一時誤解ガ
アツタモノカ一月中旬頃所長ハ無断收容者ヲ開放シ自ラ安全地帯ニ
退カシトシマシタノデ軍司令官ハ方面軍ノ意圖ニ從ヒ米軍來ル迄安
全ニ保護シ且食糧ヲ給スベキヲ命シ再ビ同一場所ニ收容シ後日米軍
來ルニ方リ「カランバ」ニ軍便ヲ派シテ米軍ニ引渡スベキヲ申出デ
結局「ロスバニオス」ニテ開放シテ目的ヲ達成セシメマシタ。
4
米軍俘虜ノ内地輸送。

裏面白紙

六

俘虜ノ内地輸送ハ陸軍大臣ノ命ニ依ルモノニシテ、輸送ハ大本營ノ配船ニ從フモノデアリマス。昭和十九年（一九四四）十月上旬俘虜ノ内地輸送ガ命ゼラレタノデ、カバナツアン收容所ノ健康者ヲマニラニ築結シテ待機シテ居リマシタガ、配船ガナク其ノマ、ニナツテキマシタ。然ルニレイテ作戦後米軍ハ逐次呂宋島ニ接近シテ來ルノデ、焦慮シテ居リマス。十二月十日頃日本婦人子供ノ歸國スル鴨綠丸ニ同船スルコト、ナリマニラヲ出發シマシタ。此ノマニラヨリノ輸送實施ハ十月上旬既ニ山下大將ノ前任者ニ依リ發セラレタ命令ニ基クモノデアリマシテ、山下大將以下司令部ハ鴨綠丸ガ米軍飛行隊ニ爆撃ヲ受ケタ後ニ此等ノ事情ヲ知ツタノデアリマス。

現地軍隊ノ實狀知得狀況ト通信連絡ノ實狀ニツキ申述ベマス。作戦準備ガ整ハス特ニ無線裝備ノ不良及晝間米軍ノ徹底的制空、管内交通ガ敵及「ゲリラ」ニヨリ寸断セラレ、之ニ加フルニ何分「マニラ」附近ニテ作戦シタ軍隊ハ後方部隊、退院患者等ヲ加ヘテ急編成シ、更ニ又從來全ク復交渉ノ航空海軍地上部隊ガ急ニ加ハル等テ報告モ仲々思フ様ニ來ズ司令部トシテハ苦心シマシタ。

著シイ一例デハ「マニラ」市南側ニ二月四、五日頃既ニ有力ナ米軍ガ南方カラ進出シテ居マシタガ之ハ終戦後收容所ニ入ツテカラ米軍ノ雜誌ヲ知ツタ狀況デアリマス。

裏面白紙

又「マニラ」
ハ全ク想像モ付カズ勿論之ニ類スル報告ハ一切受ケテモ居マセヌ。
從ツテ上司ヘノ報告ハ勿論致シタコトモアリマセン。

裏面白紙

昭和二十二年（一九四七年）八月廿六日 於東京都國際軍事法廷建

物

供 述 者 小 林 修 次 郎

右ハ營立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 會 人 岡 本 尚 一

裏 面 白 紙

フ 良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓

宣
誓
書

署名捺印
小林 修治 郎

裏面白紙

Def, Doc# 2470

Exh, NO

E 3/00

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣齋ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

供述者 安田 常 兵

供述書

貞夫其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

Handwritten notes on a slip of paper, including the name '安田 常 兵' and other illegible characters.

Handwritten characters, possibly '高橋'.

Def, Doc#2470

Exh, NO

E 3/00

百七

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣齋ヲ爲シタル上次
ノ如ク供述致シマス

宣齋 供述書
供述者 安田 常 貞

荒木 貞夫 其他

對

亞米利加合衆國 其他

極東國際軍事裁判所

裏面白紙

一、私は元、陸軍軍醫大佐で昭和十七年十月十九日から昭和十九年七月五日までの間、南方軍總司令部軍醫部部長としてシンガポールに滞在し軍醫部長青木 ^{クイチ} 一郎軍醫中將を補佐して醫事衛生の事務を担当して居りました。

二、泰緬甸鐵道建設に當りましては建設豫定地の惡環^境と急速な工事完成豫定とに鑑みまして衛生對策が極めて重要であり衛生状態の良否が直ちに工事の成否に繫つて居ることを強調いたしました。寺内南方軍總司令部も特に此の點に注意されて工事着手前後から衛生關係の調査並に準備に十分努力を致しました。

三、調査と致しましては其の主要目標をマラリア、コレラ、赤痢及びベストに置きまして昭和十七年末、軍醫部部長門^マ馬軍醫大尉を所長と共々に現地に派遣して衛生環境の一般的觀察並に衛生對策樹立の資料を蒐集せしめました。次いで昭和十八年一月には當時マラリア致研究の權威であつた台灣熱帶醫學研究所所員大森 ^{サツ} 三郎博士を軍囑託として同博士以下十一名を派遣してまづ泰側、後更に緬司側の建設豫定地域のマラリア調査を行ひその報告に基いて豫防撲滅の實施を強化致しました。其の後は現地に配置しました防疫給水隊を主体として調査を續行すると共にマラリア並に其他の傳染病の豫防工作の實施と給水とに當らせました。

裏面白紙

四 本建設工事の衛生対策を強力に推進する爲に南方軍作戦地域内で最も有力であつた南方軍防疫給水部の主力と南方軍直轄衛生機關の殆んど大部との他第一線兵團の衛生機關の一部をも併せて鐵道建設指揮官に配屬して鐵道隊衛生隊を編成致しまして衛生隊長には防疫給水部長北川軍醫大佐を當てて統一威力の發揮に努めさせました。

五 斯様に慎重な調査と準備との下に建設工事に着手しましたが奥地に於ける食糧、醫藥品衛生資材の稟積を爲し得ない間に設定より約一箇月早く昭和十八年四月中旬から雨季が到来して建設用道路は泥濘と化して交通殆んど杜絶し時恰も緬甸側住民に散發して居りました。コレラが泰側建設地に侵入して漸次猛烈となり衛生機關の熱心を防疫作業も交通杜絶の爲、奥地への徹底困難を極め六月に入つて最高潮に達しました。軍醫部長は自ら現地に出かけて指導致しますと共に防疫用資材（衛生濾水機四五四台その他）及び醫藥品等を南方軍稟積集積から出來得る限り、補給し又軍醫部部員を屢々派遣するなど極力その防遏に努力しました。尙寺内總司令官に具申し建設作業を一時中止させて防疫の徹底に努めさせられました。

六 榮養失調症、赤痢、マラリア、熱帯潰瘍などが建設工事の進接と共に増加致しましたのも雨季に於ける衛生上の悪感作と交通杜絶による食糧の不足とによつて彼此互に影響した結果と考へられます。此等の疾

裏面白紙

Def, Doc#2470

患に對しては衛生機關の努力と醫藥品の補給とを裨益しましたことは勿論ながら最も大切な食糧の補給、蚊帳、毛布の増加方を關係各官に連絡致しましたが現地に於ける輸送の困難に依りまして容易には改善出來得なかつた。

裏面白紙

Def, Doc#2470

昭和二十二年（一九四七年）九月二日 於東京

供 述 者 安 田 常 男

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於

立 會 人 敬 馬 伊 三 郎

裏面白紙

Def, Doc 2470

誓
フ

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣
誓
書

署名捺印
安田常男

裏面白紙

Dof. Doc 2140

Kzh. No 310/

39

高橋

振東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

封

荒木貞夫 其他

22-9-5 (1945)
高橋(高橋貞夫)
(高橋貞夫)

兒 玉 久 澄

自分遺表(遺言)ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ洞紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次ノ如ク
洪述致シマス。

38

1

39

真橋

極東國際軍事裁判所

西米利加合衆國 其他

對

荒木 貞夫 其他

宣稱供述者

供述者 兒 玉 久 藤

自分發我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ副紙ノ通り宣稱ヲ爲シタル上次ノ如ク
供述致シマス。

裏面白紙

裏面白紙

一 私兒玉久藏ハ昭和十五年三月ヨリ同十九年六月ニ至ル間陸軍省兵務局長ニ任
令シタルニ在リマシタ。兵務局長ノ職責ハ軍紀風紀及懲罰ニ在リタル事蹟、典
令規ニ在リタル事蹟、各兵ノ本務ニ在リタル事蹟等デアリマシタ。

二 軍紀ハ軍隊ノ命脈デアツテ之ガ振蕩ニ關シテハ中央ハ勿論各部隊ニ於テモ
最大ノ努力ヲ傾注シテ居リマシタ。即チ中央トシテハ毎年必ズ内地師團長
ヤ内外地參謀長、法務部長ヲ召集シ其ノ都度軍紀風紀ノ振蕩ニ關シテ三長官
ヨリ短ク要索セラレ又軍紀、振作ノミヲ目的トシテ特別ニ參謀長ヲ召集シ
タコトモアリマス。

三 附録第一其ノ一其ノ三ガ此ノ訓示ノ例デアリマス。
我ガ國ニ於テハ特ニ統率力ノ強化ヲ軍紀風紀振蕩ノ第一義ト爲シ常ニ
之ヲ強調指導シ且之レニ依リ一部不心得者ノ發生ヲ未然ニ防止シ又或知
善シ得ルコトトシテ居タノデアリマス。然シ平時トシテハ其ノ振蕩ノ境
境、兵員ノ増大ニ伴フ素質ノ低下等ニ蓋シ非違發生ノ虞ヲ爲シテ之ガ防
止ニ直接的且具體的ナ處置ヲシテキタ事モ亦勿論デアリマシタ。
以下今回ノ各地軍紀裁判所ニ於テ取置レテ居ル事ハ非違行爲ヲ身證トシ之
ニ關シ中央ノ採ツク處置ニ就テ申述ベマス
三 軍紀が常時教育指導シテキタ事蹟ニハ

□先ツ典令題ヲアゲルコトガ出来マス。

典令題ニハ何レモ軍紀風紀ノ振奮ニ就テ強調シテ居リマス。特ニ軍隊教育令
ハ戦場ニ於ケル軍紀風紀振作ニ就テ的確ニ其

ノ指針ヲ示シ出征ノ營初ヨリ絶エズ軍紀ノ振奮ニ注意シ其ノ振作ヲ固ル
様要求セラレ更ニ戦地住民ニ對シ威徳愛揚ノ爲必要ナ教育ヲモナスヘク
示サレテキル。一附録第三一

□次ニ國際法規ニ關シテハ將兵夫々ニ必要ナ事項ヲ常職即ニ教育シテ居マ
シタ。即チ赤十字條約ノ教育ニ關シテハ軍隊教育令第六十二之ヲ明示シ
又陸軍法規ニ關シテハ陸軍法科士官半夜用法制學教育令一附録第七一ニ關
連サレテアリマス。右國際法規ノ遵守ハ歩哨ノ動作、指書上ノ注意物資
ノ徴候等一附録第四一ノ作戦行動ニ就テ又俘虜取扱上ノ心算ニ付テ夫々
具体化シテ教育シテ居リマシタ。

□軍隊教育令ニ現レタ様ナ事件ニ就テ中央ハ何等正式ノ報告ヲ受理シテ居ラナ
カツタノデ其ノ處置ガ具体的事項ニ對シ即チ縦背察ニ當ルモノガ少イケレ共
戰争ノ長期化、兵員素質ノ低下ノ傾向ヲ考慮シ必要ナ教育、監督、指導上
ノ指針ヲ示シ或ハ注意ヲ喚起シ或ハ其ノ必要ナ軍政的措置ヲ採ツテ行ツ
タ。其ノ主要ナルモノハ次ノ様デアアル。

裏面白紙

口 戦時服務提要ヲ編纂シ廣ク將校ニ頒布シ戰地服務ノ参考指針トシタコレハ
昭和十三年(一九三八年)從來ノ外地勤務等ノ經驗ニ鑑ミ其ノ必要ヲ認メ
教育總監部ニ於テ編纂シタモノデアアル。

日 軍紀風紀規程口ヲ派布シ訓令指導シタ。中央職員ヲ特ニ昭和十四年(一九
三九年)ニ約二ヶ月ニ亘リ支那各地ヲ視察セシメタ。
口 戦後中央トシテ各部隊ニ軍紀風紀規程ノ爲メ指針ヲ出シ或ハ豫め施設ノ
充實、補充交代ノ適切ナル實施等ノ取極メヲ採リマシタ。

口 外地ヨリ歸還ノ軍人軍属ノ内地移行物件ノ調査、取極メヲ各部隊、各地乘船
地、内地陸地、留守部隊等ニ於テ嚴重ニ施行シ以テ戰場ニ於ケル非違、
待ニ豫察ノ措置未だ然防正ニ勉メタ。

口 戦陣訓ヲ昭和十六年(一九四一年)ニ頒布シ戰陣道義ノ昂揚ヲ期シタ。戦
争ノ長期化ト共ニ戰陣道義ノ低下等ニ豫察、強要等ノ生起スルヲ畏レ中
央ニ於テ編纂、但大員ヨリ頒布セラレタモノデアアル。將兵ハ常時之ヲ携
行シ朝夕之ヲ誦讀シテ自ラヲ戒メタ。

口 陸軍刑法ノ一部ヲ昭和十七年(一九四二年)法律第三十五號ヲ以テ改正セ
ラレタ。之ハ軍紀ヲ更ニ嚴肅強化スル爲メ軍紀ニ關スル所定ノ規定ヲ新設
又ハ整備シタ

其ノ改正事項中特ニ戦地強クニシ之ヲ非申告罪ト爲シタル點ハ在目スベ
キデアル。

内 社の訓令ノ總括ニ就テハ再三ニ亘ツテ中央カラ嚴重ナ注意ガ出サレタ。コ
レハ停廢及現地住民ノ取扱ニモ勿論適用セラレルモノデアル。

内 對住民犯防過ニ關シテモ中央トシテ大イニ注意シ特ニ對住民犯ナル名簿ヲ
設ケテ犯罪非行ノ統計的觀察ヲナシ又各部隊ノ任意ヲ喚起シタ。

内 軍隊内務令ガ昭和十八年一九月三年一八月ニ改正セラレタ。同令ハ戦地
部隊ニモ適用スルコトヲ加ヘ一令第一一聯隊長ハ對住民心得ヲ部下ニ教

育シ指導セネバナラヌコトヲ示サレタ。一令第二十四一

内 戦地勸告ノ長期化特ニ戰國行為ノ慘烈危險等ヨリ不測不慮ノ事ニ生ズル
ム心ノ修正ノ爲家郷ヨリノ通信、遠避ノ有ユル便宜供與物品ノ送付、演

習、慰問口ノ派遣、戦地ニ於ケル慰安施設ノ擴充等ハ映畫班ノ編成返回、
軍人俱樂部ノ新設等ニ就テモ十分ナル配慮ヲナシタ。

昭和二十二年（一九四七年）八月二十日於

逓送印係事務所

供送者 兒玉久藏

右ハ營立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス。

同日於同所

立會人 井上益太郎

裏面白紙

七

宣
誓
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺謬ヒズ又何事ヲモ附加ヒザルコトヲ誓フ

署名捺印
兒
玉
久
藏

44

7

裏面白紙

22
高橋

22-9-1
高橋 貞夫
宣書(高橋)

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

荒 木 貞 夫 其 他

宣書供述書

供述者 村田省藏

自分候我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

22
萬
得

自分後我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣書ヲ爲シタル上
次ノ如ク供進致シマス

宣書供進登

供進者 村田省藏

荒木貞夫 其他

對

遠東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

裏面白紙

一私ノ政治的経歴ハ大凡次ノ通りデス、
 第二次近衛内閣（一九四〇年）ノ逓信大臣（一時鐵道大臣兼任、
 逓信大臣専任）

第三次近衛内閣（一九四一年）ノ逓信大臣、鐵道大臣兼任、一九
 四一年十月十四日近衛内閣總辭職トモニ辭任

一九四二年二月十一日「ヒリツピン」ノ日本軍員團トシテ着任、
 一九四三年十月十四日「ヒリツピン」ニ獨立後、「ヒリツピン」ニ

對スル日本ノ主權大使トシテ、一九四四年八月迄在任ス。
 「次ニ、「ヒリツピン」ノ政治事情ヲ、「ヒリツピン」ノ獨立ノ前

後ニ亘リ述べマス。
 茲ノ兼任シタ當時ハ「ヒリツピン」ニ軍政ヲ布イテ居リマシタ。

當時軍司令官ハ「コレヒドール」「バタアン」ノ戦地ニ行ツテ居
 リマシタ、政治方面ハ軍政廷ガアリ「マニラ」ニ於テ軍政ヲ擔

當シ主トシテ政治ノ衝ニ當ツテ居リマシタ。併シ國內的ノ政治ハ
 「ヒリツピン」ノ重要ナル人々ニ委セテ、行政委員會ヲ作り日本

軍ノ意思ノ下ニ政治ニ當ラセマシタ。ソノ行政委員會ノ委員長ハ、

「バルガス」氏デアリマシタ。行政委員会ハ、一九四二年一月二十三日ニ組織セラレタト思ヒマス。此行政委員会ノ委員ニハ、最初ハ單ニ「ヒリツドン」ノ治安維持ノ爲ニ日本軍ニ助力ヲ與ヘルトイフ風デシタガ、一九四二年一月二十一日ノ日本ノ議會デ東條總理ガ「ヒリツドン」ガ今後日本ノ意思ヲ了解シテ、日本ト同調スルニ於テハ、獨立ノ光榮ヲ與フルニ吝カデナイト云フ演說ヲセラレタノガ「ヒリツドン」人ノ多大ノ好感ヲ以テ迎ヘラレ、又日本軍ニ對スル諒解モ段々深マツテ來ルニツレテ、日本眞意ヲ了解スルヤウニナツテ來マシタ。而シテ段々彼等モ日本軍ニ協力的態度ヲ採ル様ニナツテ來マシタ。勿論、之ハ軍政時代デアリマスカラ、「ヒリツドン」人ノ思フ様ニハ行キマセヌ。而モ、日本軍ハ「コレヒドール」「バタン」デ戰爭ヲシテ居ルノミナラズ各方面ニ「ヒリツドン」ノ從來ノ兵隊、或ハ「アメリカ」ノ兵隊ガ居リ、從ツテ軍政ハ戰場化シテ居ル處ニ行ハレテ居ルノデ、立派ナ政治ガ出來ナイノハ當然デアリマスガ、其後暫ク経ツテカラ、「バタン」ト「コレヒドール」ガ陷落シ、其處デ「アメリカ」及「ヒリツドン」ノ將兵ノ大部分ハ俘虜ナリマシタガ、其ノ一部ガ抜け出シテ各方面ニ潛行シ、從來カラ居ツタ各

方面ノ人々ト共ニ、皆「ゲリラ」ニ變化シマシタ。從ツテ、各地方ノ「ゲリラ」ノ掃蕩ニ力ヲ盡サネバナラヌ状態ニナツテ來マシタ。併シ「マニラ」ニ於ケル「ヒリツドン」側ノ行政トイフモノハ、中央デモアリ又凡有ルモノノ中心デモアリ之等ガ非常ニヨク成ツテ來マシタ。翌昭和十八年一月ニ、東條總理ガ議會ニ於テ近ク「ヒリツドン」ニ獨立ヲ與ヘルト言フコトヲ具體的ニ聲明ヲ發シ、其結果同年十月十四日ニ「ヒリツドン」ハ獨立シタノデアリマス。斯様ニシテ「ヒリツドン」ハ獨立シタノデアリマスガ先ズ獨立スル爲ニ必要ナ憲法ノ改正ヲ行ヒマシタ。此憲法ノ改正ニハ、豫而憲法ニ精進シ「ヒリツドン」ノ法制通デアリ且ツ人物モ確リシタ點デ定評ノアル「ラウレル」氏ヲ起用シ、憲法改正委員長ニ、軍ガ任命シマシタ。「ラウレル」氏ノ意見ニヨリ改正委員會ガ出來マシタ。其委員ハ先程申述ヘマシタ行政委員會（委員長「バルガス」氏）ノ委員全部ト其外ニ民間ノ立派ナ人達ヲ加ヘ、茲ニ憲法改正委員會ガ成立シタ譯デアリマス。是等ノ人々ニヨツテ憲法ハ改正セラレ、昭和十八年十月十四日「ヒリツドン」ガ獨立シテ獨立政府ガ出來マシテ其時ニ此新憲法ニヨツテ議會ヲ召集シタノデアリマスガ時間ガナカツタモノデスカラ此新憲法デ極ク暫定

現ニ「ラウレル」大統領モ「タカログ」語ヲ演説ヲシテ居リマス。又
 獨立後ハソレ迄ナカツタ外務省ヲ設ケ、最モ有力ナル人ヲ外務大臣ニ
 充テタノデス。ソレカラ「ヒリツピン」ノ議會デ議員ノ提出スル議案
 モ又其提出ノ仕方モ「アメリカ」風デアリマスガ此議案等ニ對シテモ
 日本ハ殆ンド干涉シナイヤウニ私ニハ見エマシタ。其ノ議案ノ中ニハ
 少シ其後面白クナイモノモアツタヨウデスガ、余リ干涉ヲサレナイヤ
 ウデアリマシタ。

的ノ議員選舉法ヲ定メ、ソレニヨツテ議員ガ集マツテ來テ其ノ議會デ大
 統領ノ選舉ガ行ハレ「ラウレル」氏ガ大統領ニ選舉セラレタノデアリマ
 ス。ソレカラ「ラウレル」大統領ノ考ヘデ閣員ヲ決メマシテ、政治機構
 ヲ憲法ニ從ツテ行ツタノデス。
 此憲法ノ改正ニ方リマシテハ、日本ハ何等ノ干涉ヲ行ハナイト云フ方針
 デアリマシタ。
 即チ「ヒリツピン」ノ政体トシテ、共和政体ガ其儘採用セラレ、又國旗
 モ領土モ其儘デス。此領土ニ就テハ日本ノ一部ノ人々ハ「ミンダナヲ」
 島ハ日本ノ將來ノ軍事上、其他ノ爲メ日本ニトツテ置キ度イ」ト云フ意
 見ガアツタソウデスガ、東條首相ハ、「之ハ斷ツテイケナイ、少シモ手
 ヲツケテハナラヌ」ト主張セラレ、其結果領土モ全部「ヒリツピン」共
 和國ノモノニナリマシタ。
 ソレカラ「ヒリツピン」ノ國語ハ獨立前ハ英語、「スヘイン」語ガ公用
 語デアリマシタガ獨立後ハ「タカログ」語ヲ公用語トスルニ至リマシタ

又「ヒリツピン」政府ノ日本人居間ハラウレル大統領ノ意思ヲ尊重シテ
 政、警察、科擧ノ方面ニ各一人ツツ三人デアリマシタ。要スルニ「ヒリツ
 ビン」人ヲシテ自分勝手ニ政治ヲサキ又「ヒリツピン」人自身ノ考テ獨
 シテ國政ニ當ラセルト云フ日本ノ中央ノ方針ニ反シテ所ナカツタト私ハ尾
 ヒマス。以上ノヨウヲ考ヘノ下ニ「ヒリツピン」ノ獨立ニ對シテハ幾々ハ
 種々「ヒリツピン」ノ爲メニナルコトヲシマシタ。
 私ノ知ル限リノコトヲ二三申上ケマス
 (一)「ヒリツピン」ノ獨立ヲ「スペイン」時代カフ提唱シテ居タ「リサール」
 ノ銅像ハ其ノ處刑サレタ地ニ樹ツテ居ルケレドモ生レタ所ハ忘レラレテ居
 タノデスガ、ソノ生誕地ニ彼ガ生レタ時ノ像ノ立テテ、「ヒリツピン」
 人ノ獨立心ヲ鼓舞シタコトガアリマス。
 (二)獨立ニ必要ナル人材ヲ養成スルタメニ二回ニ亘リ優等ヲ青年ヲ選拔
 シテ、日本ニ留學セシメ人ノ志望スル學校ニ入學サセマシタ。
 (三)「ヒリツピン」ノ獨立後第二年目ニ祝賀ヲ表スルタメ大儀ノ贈物トシテ日
 本政府カラ五十萬「ペソ」ノ金ヲ寄贈シ「ヒリツピン」ノ青少年教育ノ爲

ニ使ツテ且レ、使途ニツイテハ一切オ委セスルト申出デマシタ處、大統領モ
 文部大臣モ非常ニ喜ンダコトガアリマス。
 (四)「ヒリツピン」ニ於ケル農事ノ改革ハ、農務閣タル「ヒリツピン」トシテハ
 ハ何ヨリ大切ナル先決問題デアリ軍政時代ヨリ引ツツキ非常ヲ努力チシマシ
 タ。「ヒリツピン」政府ノ農務局長ヲシテ農事ニ堪ルヲ學者ヲ、六人ヲ從ヘ
 テ書翰ノ申察ヲサセマシタトキ、臺灣總督府デハ彼等ノ希望ニ從ヒ何處デモ
 自由ニ解放シテケレマシタ。ソシテ「ヒリツピン」ガ四十年間「アメリカ」
 ノ支配ノ下ニ開放サレタ状態ト日本ガ臺灣ヲ領有シテ四十年間、臺灣ノ治政
 ニ努メタ結果トヲ比較サセタノデアリマスガ彼等ハ臺灣ヲ觀察シテ非常ニ驚
 キ嘆服ノ聲「自分ガ臺灣カラ賄賂ヲ貰ツタト思フ人ガアツテモカマワヌトサ
 エ言ツテ居リマシタ。
 (五)私モ、軍ノ顧問トシテ「ヒリツピン」ノ獨立ニ資スル爲メニ産業經濟文化
 教育ニ關スル調査會ヲ作り種々調査チシマシタ。勿論「アメリカ」ガ作成シ
 タ廣大ノ調査會ハアルケレドモソレハ「アメリカ」ノ目ヲ以テ見タモノデア
 アルカラ、矢張り東洋ノ目ヲ以テ見タモノヲ作ラネバナラナイト私ニ主張シ

元來「フイリッピン」ハ「アメリカ」ノ屬領トシテ全然依在シテ居ツタ
 ノデ「アメリカ」トノ關係ヲ離レテハ産業上ヨリ云ツテモ獨立ハ事實上
 不可能デアツタ。一二ノ例ヲ舉ゲマスト「ヒリッピン」人ハ「シガレツ
 ト」ヲ非常ニ好ミマスガ良藥ハ全々作ラナイデ、唯「シガー」ハ「アメ
 リカ」カラ輸入シテ居リマシタ。米モ不足デ年ニ一割位輸入シナケレバ
 ナラナイ。糊様ナ試感デアリマスカラ、衣料、食料ヲ初メ日用品ノ如キ
 先ツ第一ニ自分で作ラナケレバ、獨立願トシテノ資格ヲ殆ンド具備シ得
 又試感デアリマシタ。從ツテ棉花、黃色良藥、蓬來米等ノ栽培ノ獎勵ヲ
 軍政時代カラ將來ヲ見越シテ軍政ノ下ニ各方面ノ技師ヲ日本ヨリ運レテ
 來テヤラセマシタ。棉花栽培ハ從來ニ多少ヤツテオリマシタガ、出來
 ルモノカ否カニ就テ栽培ガ有リマシタノデ、專問ノ大學教授ヲ招聘シテ
 調査シテ實ヒマシタ處場所ニヨツテハ棉花ノ栽培ハ可能デアルト云フ報
 告ガアリマシタノデ、此ノ棉花栽培ヲ行ハセルコトニシマシタ。勿論三
 年ヤ五年ノ間ハ畝損承知ノ上デシナケレバナラヌノデ其負擔ニ堪ヘ得ル
 有力ナ紡績社植殖會社ニ其地畝ヲ指定シテ立派ナ棉花ヲ作ラセヨウト

50-7

マシタガ軍司令部デハマダ時機デナイト云ツテ贊成シヨカッタガ、上京シテ
 東條總理ニ話スト、東條總理ハ贊成シテ呉レマシタノデ一面民間ニ於ケル
 兵ヲル學キヲ物色シ他面各大學ニ行ツテソノ各總長ニ依頼シテ結局飯山、東
 畑、杉村、大島、末川、伊藤、等學者連ガ皆立派ヲ助手ヲ運レテ來比セラレ
 國春ニ會ツテ呉レマシタ。

89-2

カラ「ヒリツピン」ノ獨立ハ當時區チニ完全ナモノト云フ事ハ出來ナイ
 此點ハ大統領モ良ク承知シテ居リマシタシ、歐守ガ濟メバ軍ハ引上ケル
 トイフコトハ軍司令官モ聲明シテ居リマスシ、東條總理ガ同様ノ考ヘデ
 アツタコトハ大統領ノミナラズ私モ親シク聞イテ居リマス。

シマシタ。之ガ爲メ各社ハ大キナ犠牲ヲ弱ヒマシタガ此ノ犠牲ハ始メカ
 ラ覺悟シテ居ツルノデアリマス。軍章ハ「シガレット」用ノ黄色イ葉モ
 或ル地方デハ非常ニヨク出來マシタ。之ハ今迄寧ロ、出來ルノヲ作ラセ
 ナイデ輸入ニ俟ツテ居ルニ思ハレマシタ。蓬萊米ハ初年目ハ良クツタ
 クレドモ二年目ハ余リ良クナカツタ。
 「ヒリツピン」ノ獨立當時、軍隊ノ編成ヲシナカツタノハ同盟條約ニ基
 イテ日本ガ「ヒリツピン」ヲ防禦スルトイフコトニナツテキタカラデ、
 國內治安ニ任スル警察隊ハ出來テ居テ軍デハ之ガ再編成ヲ行ヒマシタ。
 「ヒリツピン」獨立後ニ於ケル南西太平洋方面ニ於ケル戰局ハ我方ニハ
 不利デ、ツタ。「ヒリツピン」ハ何時攻取サレルカモ知レヌト云フ狀態
 デアリマス。從ツテ、全然「ヒリツピン」ノ獨立政府ノ意思デノミ政治
 ガ行ハレヌト云フコトハ出來マセン。而モ前途ノ如ク「ヒリツピン」ト
 日本軍トノ間ニハ日本ガ「ヒリツピン」ノ防禦ニ當ルト云フ約束ガアリ
 マス。當時日本軍ハ一面ニ於テ日本軍隊自身ノ使命ヲ果サネバナラヌ又
 反面「ヒリツピン」ノ防禦モシナケレバナラヌ立論ニアルノデアリマス

其時ノ東條首相ノ演説ハ大シタ人氣デアリマシタ。其演説ヲシタ場所
 ハ「マニラ」市ノ「ルネター」(Sunata)公園デアリマス。マニラ市長
 ガ「フイリツピン」人ノ感謝ヲ表ハスタメソノ公園ヲ東條公園ト命名
 シタイト或ル後曾ニ東條氏ニ話シタ所ガ東條氏ハ「ヤメテ呉レ」ト断
 リマシタ。

内又軍司令官ハ、個々ノ事情デ本間、田中、黒田、芳後ニハ山下ト代リ
 マシタガ、參謀長ノ和知氏ハ私ガ彼地ニ赴任シテカラ、二週間後ニ
 來任シ、山下氏ガ來ル迄任シテ居リマシタガ、參謀長トシテ、又當
 時ノ軍政官トシテノ和知氏ハ非常ニ評判ガ良カッタ。彼ハ如何ニシテ
 モ「ヒリツピン」ヲ立派ナ獨立國ニシ度イトノ熱意ガアリマシタ。ソ
 ノタメ和知マーチナソノ歌國ガ彼等ノ間ニ出ルマシタ。

一、次ニ「デス・マーチ」トイフコトニ就テ述ベマス。

「デス・マーチ」ト云フコトハ、「ヒリツピン」ノ俘虜ニ當ハメルコ
 トカ、或ハ「アメリカ」ノ俘虜ガ「コレヒドール」カラ上ツテ收容所

内比島獨立ニ就テノ東條總理ノ聲明ハ「ヒリツピン」デハ大シタ評判デ
 アリ、ソレガタメ東條内閣ガ能メタ時「ヒリツピン」人ハ非常ニ心配
 シテ居リマシタノデ、私ハ「ヒリツピン」及日本ノ新聞記者ヲ招ンデ
 「東條内閣ガ代ツテモ日本ノ方針ハ變ラナイ。「フイリツピン」ノ獨
 立ハ依然トシテ認メル。大東亞會議——ノ宣言ハ永久不變ノモノデア
 ルト申シマシタ。吾等ハ心シテ決レマシタ。ソレ程「フイリツピン」獨
 立ニ就イテハ東條氏ヲ德トシテオリマシタ。

東條總理ガ如何ニ「ヒリツピン」人ニ敬慕サレテ居タカラ示ス一例ヲ
 墨ゲマセウ。東條首相ガ「ヒリツピン」ニ來ラレタ時ノコトデアリマ
 ス。東條首相ガ飛行機カラ降りテ直グ大西連ガ出迎ヘノタメ集合シテ
 居ル處ニ行キ一同ト握手ヲシタガ之ハ軍司令官等ト全然異ツタ態度デ
 彼等ハ非常ニ喜ビマシタ。其翌日十數万人集ツタ所デ演説ヲシタアト
 近クノ「ホテル」迄行テ居タ目撃者ニ乘ラズ洋傘ノ中ヲ曾懸シナガラ
 歩イテ歸リマシタ。之ハ危險ヲ念頭ニ置カズ「ヒリツピン」人ト一語
 ニヤロウトスル態度ノ現ハレデ「ヒリツピン」人ハ心カラ之ヲ喜ビマ

差行ク其ノ「マーチ」ハ私ハ街ニ立ツテ傍観シマシタガ、其ノ行列ニ
 ハ死人ハナカッタヤウニ思フ。併シ、別ノ行進デアル「ヒリツピン」
 ノ俘虜ノ中ニハ死人ガアツタノハ尋常デアリマス。
 「バタアン」米軍ノ降服後程ナク「バタアン」ノ軍司令官根據地ニ行
 ツタコトガアリマスノデ其時ノ事情ヲ由シマス。ト「バタアン」デ降伏
 シタ俘虜デ收容地マデ行進中道端ニ倒レテ居ルモノモ其際目撃シマシ
 タ。私ハ軍司令官ト話ノ内ニ此舉ニ付テ尋ネタニ、軍司令官ハ「コン
 ナニキルトハ思ハナカッタ。降伏スルト言フカラ、人数ハ三、四萬ト
 思ツテ居ッタノニ七、八萬モ居リ實ニ強フノニ困ツタ。第一「トラツ
 ク」モナイシ歩カスヨリ仕方ナイ、食料モソナ用意ハシテ居ラヌ。
 又彼等ハ「マラリヤ」其他ノ病氣ニ罹ツテキル。ソレヲ收容所マデ送
 ルノニ随分困ツタト云ハレマシタ。之ガ現状デス。死ノ行進ト云フト
 ワザワザサセタヨウニ見エマスガ、止ムヨクザル結果ダト思ハレマス、
 ソレカラ之レハ「ヒリツピン」人カラ聞イタ話デスガ、日本ノ兵隊デ
 皆俘虜收容所ノ監督ナゾハ俘虜ト一齊ニ處死キヲ共ニシ食物ナゾモ同

ジモノダト感歎シテ語ツタ俘虜ガアツタト云ヒマス。
 ソレカラ本間軍司令官ガ比島攻撃當時飛行機カラ色々ナ傳單ヲ撒布シ
 タソウデスガソレニハ「ヒリツピン」人ニシテ我ニ恭順ノ意ヲ表シ來
 ルモノハ敬トシナイト言ツテ居リマス。
 其ノ間今ヲ最後迄、本間將軍ハ待ツテ居ッタト思フノハ戦争中ニ
 モ稀ラズ俘虜ノ逐次釋放シテ居ッタカラデアリマス。之ガ非常ニ「ヒ
 リツピン」人ヲ喜コバセマシタ。其他彼等ノ就教育等ニツイテ種々
 心配シタコトナゾニ付テハ博田ニナリマスカラ述ヘマス。

誓フ

良心ニ従ヒ眞實ヲ達ヘ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ

宣誓書

署名捺印 村田省蔵

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立會人 清 淵 一 郎

昭和二十二年（一九四七年）六月六日於 東京區陸軍裁判所構内
供 達 者 村 田 省 蔵



no-63

E 3/03
Def Doc 2171

Exh NO

高
倉

2171-6-20
宣
審
供
述
書
(6)

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣審ヲ爲シタル上次
ノ如ク供述致シマス

宣
審
供
述
書

荒木貞夫
其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

供
述
者

渡
邊
安
次

no. 63.

E 3/03
Def Doc 2171

Exh NO

高橋

ノ如ク供述致シマス
自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宜醫ヲ爲シタル上次

供述者 渡邊安次

宣醫供述書

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

裏面白紙

私は渡邊安次と申します。私は元海軍大佐で一九四三年六月より一九四五年四月迄海軍省軍務局に一九四五年五月より終戦時迄海軍總監部に勤務しました。右兩期間を通じ主として商船運送の事にたづさはつて居ました。

一、開戦時日本の保有してゐました百噸以上の商船船腹は約六百三十萬噸ありましたが主として米國潜水艦の攻撃により終戦時には約百五十萬噸に減りました。此の百五十萬噸の中には擱坐船や要修理船等を含むて居りましたので當時實際内地方面に在つて動き得るものは僅かに約五十萬噸に過ぎませんでした。

二、米國潜水艦、飛行機、機雷に依つて沈没損傷した船腹は一九四二年には約百五十萬噸、一九四三年には約二百五十萬噸、一九四四年には約四百五十萬噸、一九四五年の終戦時迄には約百五十萬噸合計屋八百八十萬噸に達しました。新造船拿捕船其他による増加は約四百萬噸ありましたが全体船腹の減少した様子附録一に示しました通り莫大であります。

三、これ等の船で運ばれた物は時により変化はありましたが主に食糧と軍需生産に必要な物資でありました。當時船腹は軍需備船と民用船とに区分されておりました。軍需備船は主として東方地區、マレー、佛印、非島方面に運航しました。主として日滿鐵に運航し一部、マレー、佛印、非島方面に運航しました。

裏面白紙

85

四 民用船で輸送した主なるのは石炭、石油、穀類、鐵嶺石、ボーキサイト、木材、セメント等でありました。

船腹の大損害による運送を制限する爲に海上護衛隊司令部が出来ましたが護衛隊の不足に依り全体的に護衛を強化することが出来なくて特に石油及ボーキサイト、鐵嶺石の運送を制限的に護衛することになりました。そして海軍島の鐵嶺石、佛印の鐵嶺石の移入も断念せねばならなくなりました。

一九四四年七月米軍がサイパン島に上陸以來、東方航路の維持が非常に困難になりました。そこで復民合同の聯合輸送委員会が設けられてこの難局打開に努めました。當時船腹の損失は國民生活の上に甚大なる影響を與へました夫は肥料不足による穀類の收穫減少と共に國內の主食配給量を一割削減するに到つたこととあります。國內への食糧移入と海外部隊への食糧補給は共に重大問題となつて來ました。私は茲で時間の節約上、海外部隊に對する補給量の減少した「パーセンテージ」は申し上げませんが若し、必要とされるならば提出することが出来ます。

五 一九四五年には輸送區域が滿洲、朝鮮、北支と壓縮されました其の上敵艦の跳梁の外にB二九による機雷攻撃が加はり商船の損失は益々深刻になりました。そして航路は日本近海に限られる様になりましたので海上輸送は

裏面白紙

極力鐵道輸送に轉換せられる様になりました。此の様な状況を打開する爲
一九四五年五月に軍民船舶輸送を統一する機關として海軍艦監部が設けら
れましたが時既に遅く當時の輸送量は開戦より十五%も減少してました
此の状況は附録第二に示してあります。之は日本内地間及日本海外間に輸
送された貨物の種類と量の推移を示したものであります。
之を要しまするに戦争後半期間の海上輸送の状況は國民の生活必需品を
犠牲にして兵器を造る原料を輸送して居たのであります。然るに國民の
最低食糧確保の爲に兵器生産用原料の移入も出来なくなつた次第で輸送力
は開戦時の二十一%になつて戦争は終つたのであります。

裏面白紙

10

昭和二十二年（一九四七年）八月二十九日於 東京

供 述 者 渡 邊 安 次

右ハ富立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シ
マス

同日 於

立 言 人 赤 谷 登

裏面白紙

Def Doc 2171

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欲秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

頁
目
録

(署名)
捺印)
渡邊安次

裏面白紙

Doc # 217/

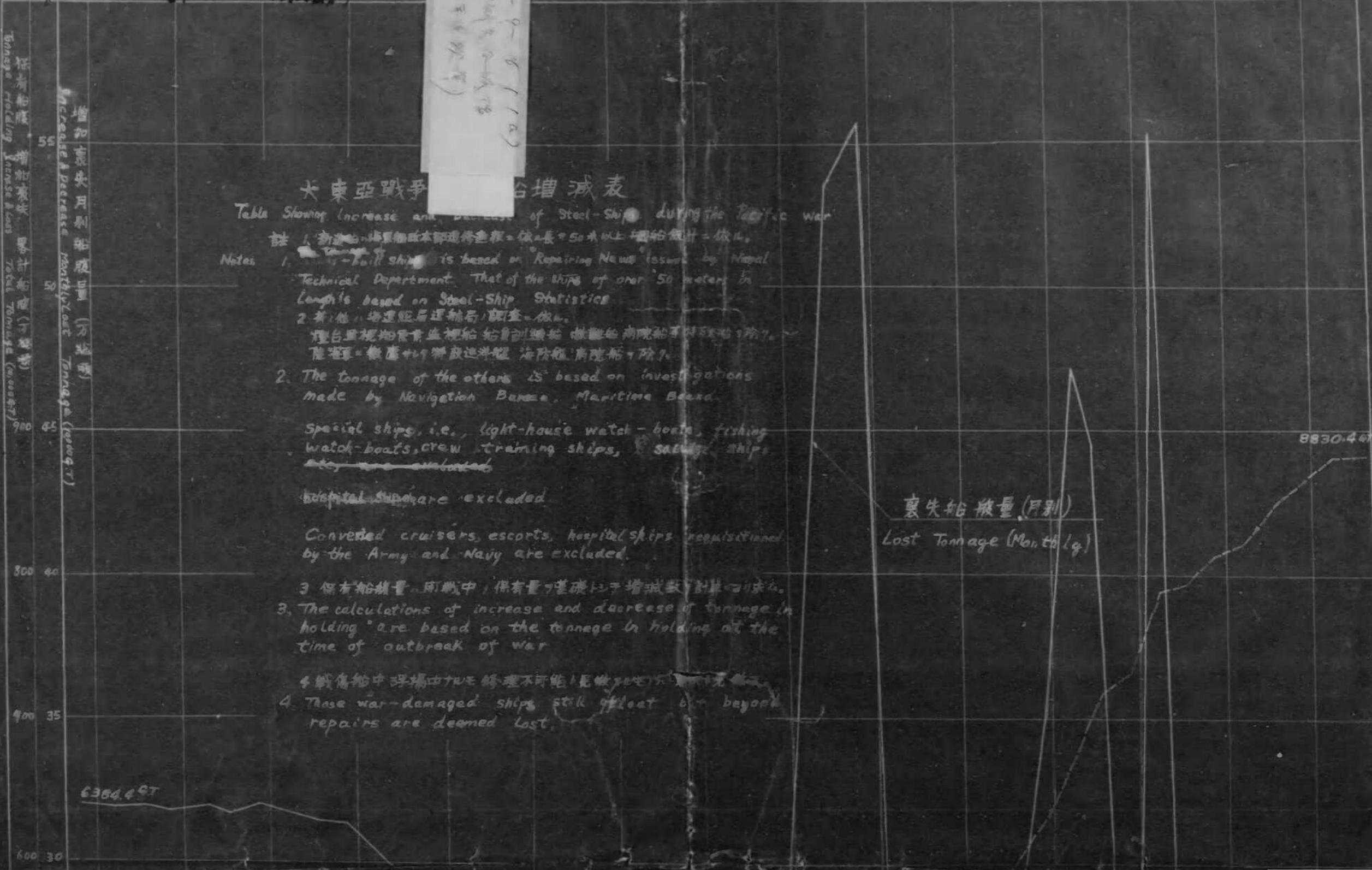
Appendix 1

2-9-8 (10)
増減表 (噸)

大東亞戰爭 鋼殼船 增減表

Table Showing Increase and Decrease of Steel-Ship during the Pacific War

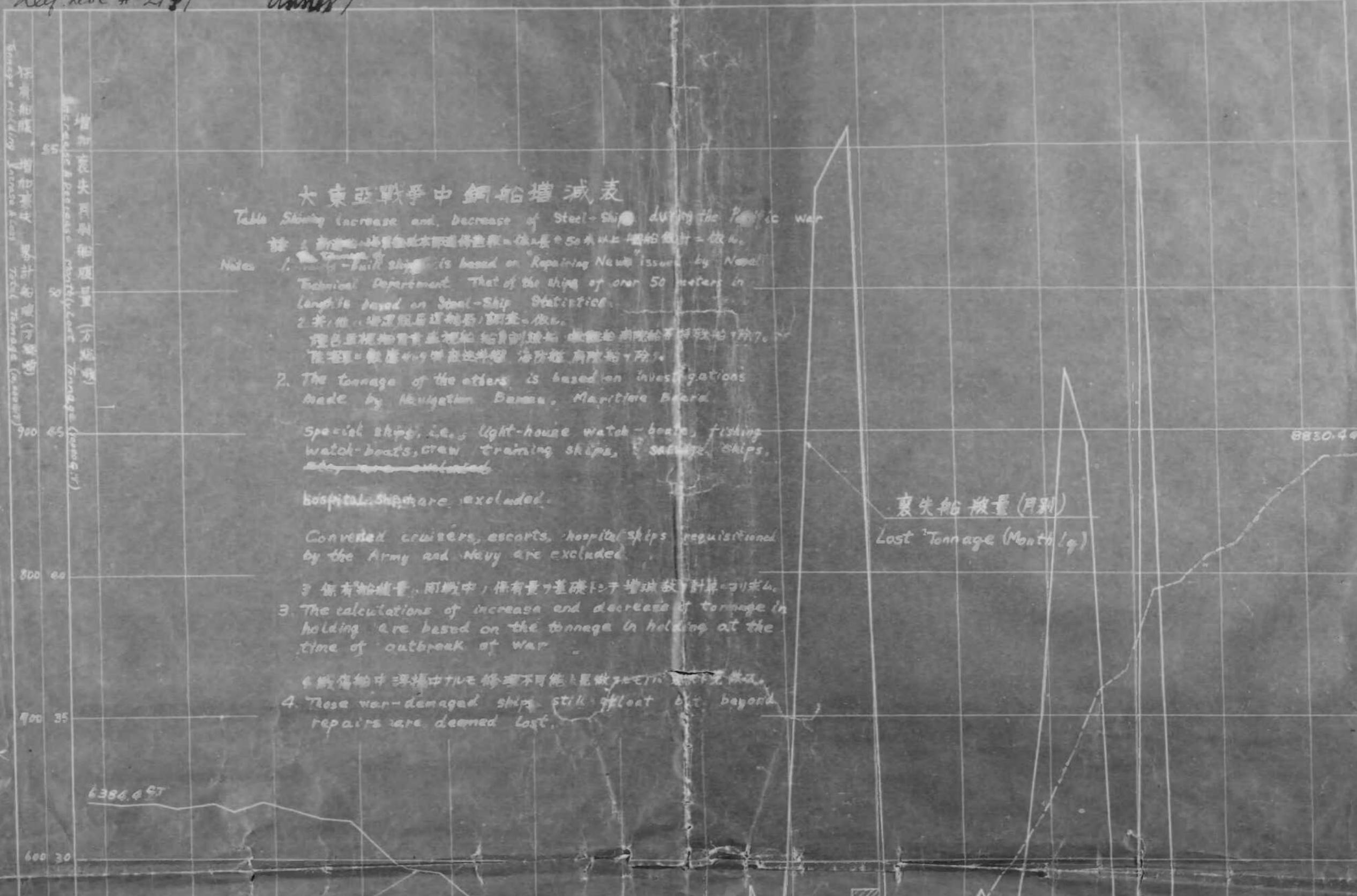
- Notes
1. 新造船之噸數係根據本國海軍省之報告。依其長50米以上之噸數計算之。依此。Technical Department. That of the ships of over 50 meters in length is based on Steel-Ship Statistics.
 2. 其他之噸數係根據海軍省之調查。依此。The tonnage of the others is based on investigations made by Navigation Bureau, Maritime Board. Special ships, i.e., light-house watch-boats, fishing watch-boats, crew training ships, salvage ships, etc. are excluded. Hospital ships are excluded. Converted cruisers, escorts, hospital ships requisitioned by the Army and Navy are excluded.
 3. 保有船噸數。兩戰中，保有量之基礎係以增減數計算之。The calculations of increase and decrease of tonnage in holding are based on the tonnage in holding at the time of outbreak of war.
 4. 戰傷船中浮揚中者。修理不可能者。其噸數。Those war-damaged ships still afloat but beyond repairs are deemed lost.



裏失船噸量 (月別)
Lost Tonnage (Monthly)

Ref. No. # 2151

Annex 1



大東亞戰爭中鋼船増減表

Table Showing Increase and Decrease of Steel-Ship during the Pacific War

- 註：新造之鋼船係以本國運送船噸=噸×長×50噸以上之噸數計算之噸數。
- Notes 1. ~~新造之鋼船~~ Built ships is based on "Repairing News" issued by Naval Technical Department. That of the ship of over 50 meters in length is based on Steel-Ship Statistics.
2. 其他之噸數係根據調查之噸數。
2. The tonnage of the others is based on investigations made by Navigation Bureau, Maritime Board.
- Special ships, i.e., light-house watch-boats, fishing watch-boats, crew training ships, salvage ships, ~~etc.~~ are excluded.
- hospital ships are excluded.
- Converted cruisers, escorts, hospital ships requisitioned by the Army and Navy are excluded.
3. 所有之噸數，在戰中，係有量之基礎下之噸數計算之噸數。
3. The calculations of increase and decrease of tonnage in holding are based on the tonnage in holding at the time of outbreak of war.
4. 戰時船中浮揚中且不能修理之噸數，係以噸數計算之噸數。
4. Those war-damaged ships still afloat but beyond repairs are deemed lost.

喪失船噸量(月別)
Lost Tonnage (Monthly)

600 30

保有船噸量
Tonnage in Holding

喪失船噸量(累計)
Lost Tonnage (Total)

增加船噸量 Increased Tonnage

□ 新造 Newly-built
 ▨ 拿捕引揚外國旗船 Seized ships, Refloated ships, chartered foreign ships.

400 20

300 15

200 10

100 5

3826.497

1380.477

月 Month
 年 Year
 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3 4 5 6 7 8
 16 17 18 19 20

D.D.2171 Annex 1

高橋

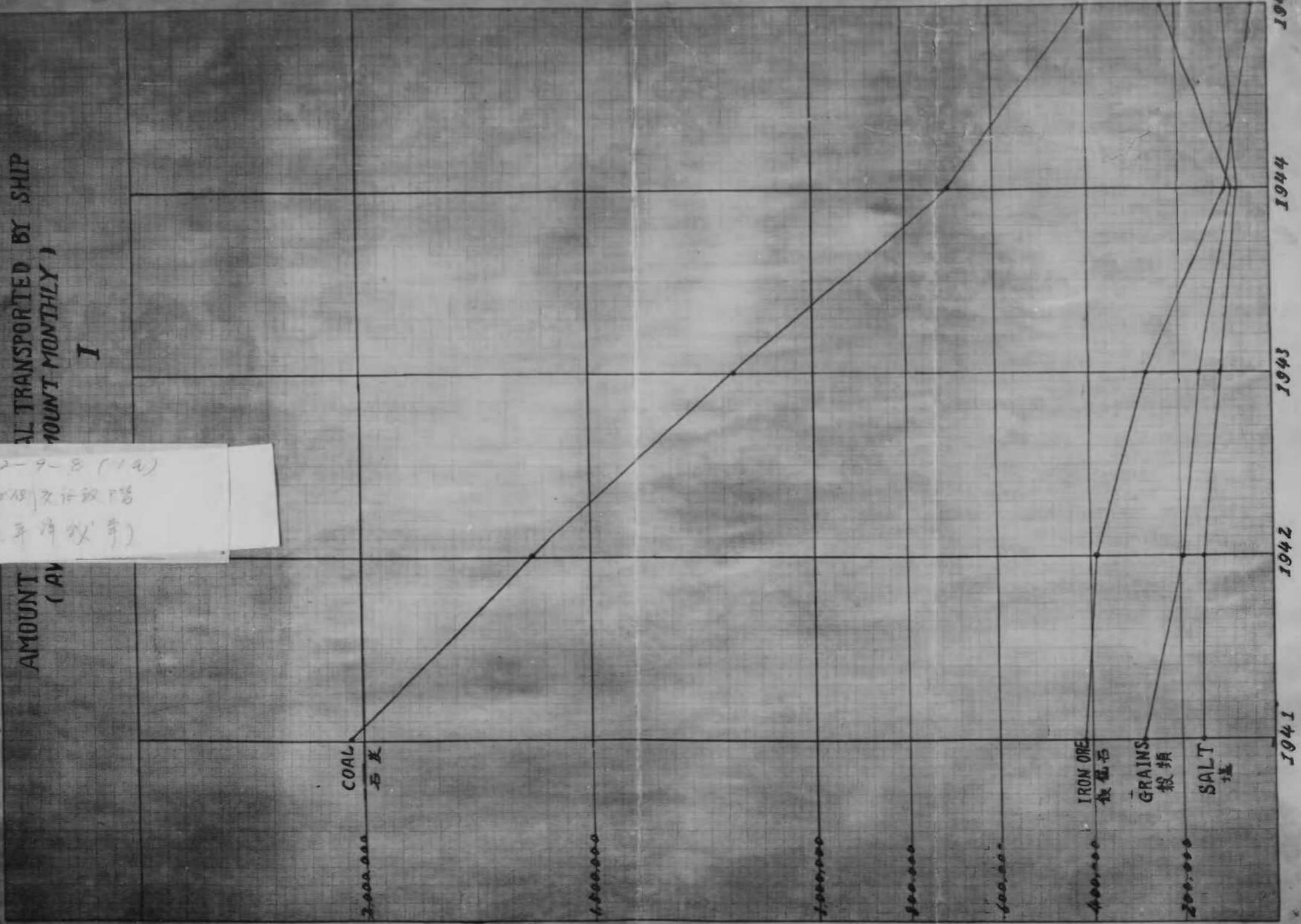
1 : 25

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

Original Document # 3111
E 3103

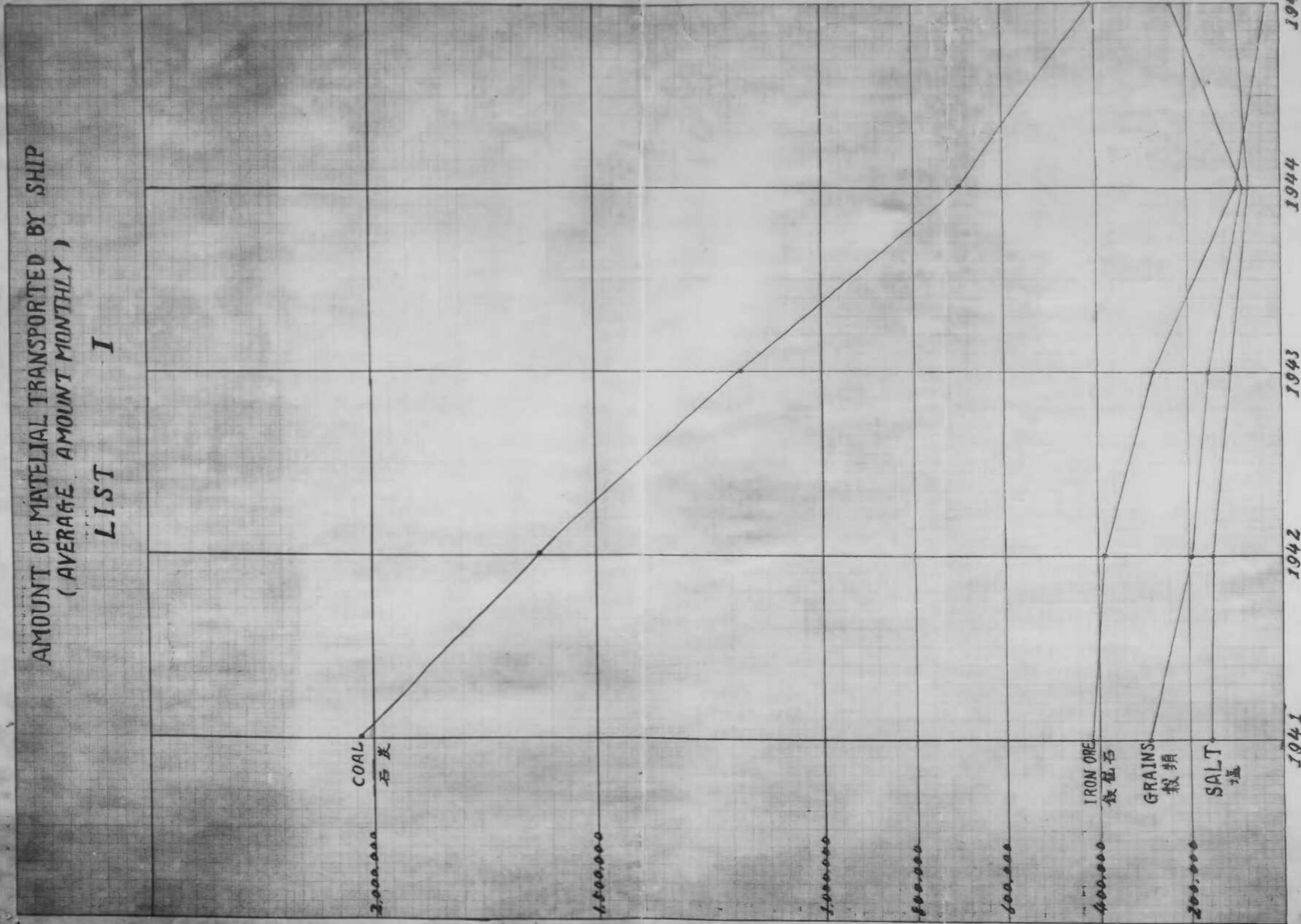
AMOUNT TRANSPORTED BY SHIP
(MONTHLY)
I

22-9-8 (12)
年々増加の傾向
(太平洋戦争)



Ref. Document 2111
E 3103

AMOUNT OF MATERIAL TRANSPORTED BY SHIP
(AVERAGE AMOUNT MONTHLY)
LIST I



COPY BY:
I.M.T.F.E. Photo Division

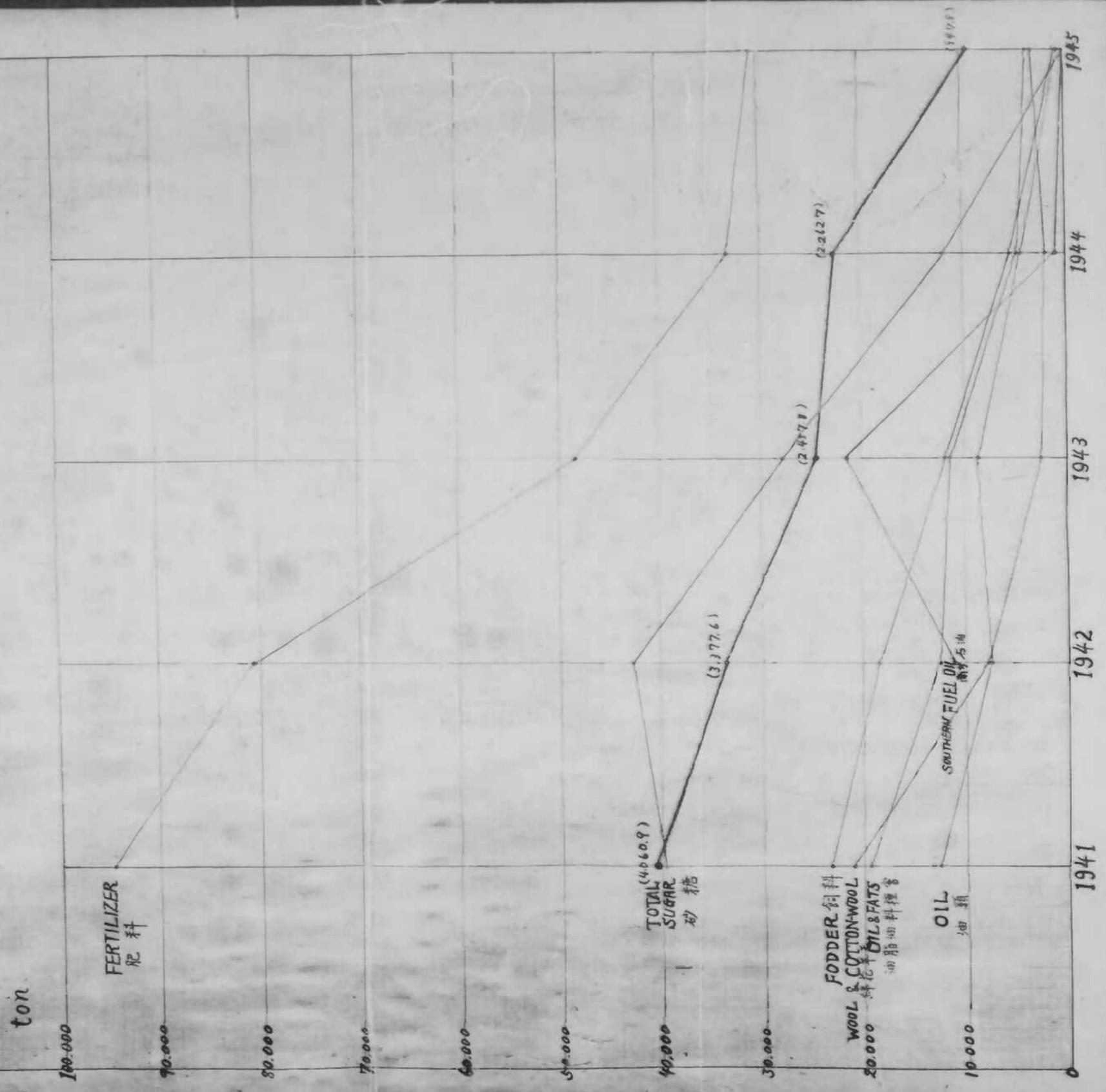
Signal Corps
U.S. Army

Japan Document 217

64

AMOUNT OF MATERIAL TRANSPORTED, BY SHIP (AVERAGE AMOUNT MONTHLY)

LIST II



書格

D.O. 2/71

COPY BY:
I.M.T.F.E. PhotoDivision
Signal Corps
U.S. Army

no. 64

第 3104
DoI, Doc, NO2078-A

葛橋

俘虜派遣規則左ノ通定ム

第一條 俘虜派遣規則

本令ニ於テ俘虜ノ派遣ト稱スルハ俘虜ヲ勞務ニ服セシムル爲メ
セシムルヲ謂ヒ派遣俘虜ト稱スルハ派遣セラレ

12-2-2 (14)
4001 270-2108
(12-2-2 (14))

外(内地、朝鮮及臺灣以外ノ地ヲ謂フ以下同ジ
派遣ヲ受ケントスル者ハ別紙様式ノ俘虜派遣許

可願ヲ陸軍大臣ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ俘虜派遣許可願又ハ陸軍
大臣ノ許可シタル俘虜派遣許可願ノ記載事項ヲ變更セントスルトキ亦

同ジ 前項俘虜派遣許可願ノ提出順序ハ別ニ之ヲ告示ス

第二條ノ二 陸軍大臣前條ノ願ヲ許可シタルトキハ派遣俘虜ノ人員、居

住、取補、勞務(勞務ノ場所、種類、時間、期間等)、給與(賃金、

酒保ヲ含ム)、醫藥等ニ關スル事項ヲ定メ之ヲ俘虜收容所ヲ管理スル

軍司令官又ハ編成司令官(以下單ニ俘虜收容所管理長官ト稱ス)ニ送

ス

no. 64

Def, Doc, NO2078-A

1.
高橋

伴隨派遣規則

(陸軍省令一七〇二一)

改正加添

陸軍省令二一八

伴隨派遣規則左ノ通定ム

伴隨派遣規則

第一條 本令ニ於テ伴隨ノ派遣ト稱スルハ伴隨ヲ勞務ニ服セシムル爲メ
伴隨所外ニ派遣居住セシムルヲ謂ヒ派遣伴隨ト稱スルハ派遣セラレ
タル伴隨ヲ謂フ

第二條 陸軍部外(帝國外(内地、朝鮮及臺灣以外ノ地ヲ謂フ以下同ジ)
ヲ除ク)ニ於テ伴隨ノ派遣ヲ受ケントスル者ハ別紙様式ノ伴隨派遣許
可願ヲ陸軍大臣ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ伴隨派遣許可願又ハ陸軍
大臣ノ許可シタル伴隨派遣許可願ノ記載事項ヲ變更セントスルトキ亦
同ジ

前項伴隨派遣許可願ノ提出順序ハ別ニ之ヲ告示ス
第二條ノ二 陸軍大臣前條ノ願ヲ許可シタルトキハ派遣伴隨ノ人員、居
住、取給、勞務(勞務ノ場所、種類、時間、期間等)、給與(賃金、
酒保ヲ含ム)、醫藥等ニ關スル事項ヲ定メ之ヲ伴隨收容所ヲ管理スル
軍司令官又ハ副司令官(以下單ニ伴隨收容所管理長官ト稱ス)ニ送
ス

裏面白紙

Dei, Doc, NO2078-A

第二條ノ三 俘虜收容所管理長官前條ノ趣ヲ承ケタルトキハ之ニ添キ所要ノ取締法ヲ定メ俘虜ヲ派遣スルモノトス

第二條ノ四 帝國外ノ陸軍部外ニ於テ俘虜ノ派遣ヲ受ケントスル者ハ別紙様式ノ俘虜派遣許可証ヲ俘虜收容所管理長官ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベシ俘虜派遣許可証又ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜派遣許可証ノ記載事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第二條ノ五 俘虜收容所管理長官前條ノ願ヲ許可シタルトキハ所要ノ取締法ヲ定メ俘虜ヲ派遣スルモノトス

第二條ノ六 俘虜收容所管理長官前條ノ規定ニ依リ俘虜ヲ派遣シタルトキハ之ニ派遣俘虜ノ人員、居住、取締、勞務（勞務ノ場所、種類、時間、期間等）、給與（賃金、酒保ヲ含ム）、醫藥等ニ關スル事項ヲ陸軍大臣ニ報告スベシ

第三條 公共團體又ハ法人ノ俘虜派遣許可願ニ在リテハ其ノ代表者ヨリ之ヲ提出スベシ

第四條 俘虜ノ派遣ヲ許可セラレタル者（以下單ニ派遣俘虜使用者ト稱ス）ハ本令ノ諸規定、第二條又ハ第二條ノ四ノ規定ニ依リ陸軍大臣又ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜派遣許可証ノ記載事項及第二條ノ三又ハ第二條ノ五ノ規定ニ依リ俘虜收容所管理長官ノ定メタル取締法ノ實施

Def, Doo, NO2078-A

ニ備シ件房ヲ差出シタル件房收容所長（以下單ニ件房收容所長ト稱ス）ノ指示ヲ受クベシ

派遣件房使用者ハ前項ノ實施ニ關シ隨時件房收容所長ノ巡視又ハ査閲ヲ受クベシ

第五條 派遣件房使用者ハ本令ノ諸規定、第二條又ハ第二條ノ四ノ規定ニ依リ陸軍大臣又ハ件房收容所管理長官ノ許可シタル件房派遣許可願ノ記載事項及第二條ノ三又ハ第二條ノ五ノ規定ニ依リ件房收容所管理長官ノ定メタル取締法ノ實施ニ關スル諸規程ヲ定メ件房收容所長ノ承認ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第六條 派遣件房使用者ハ派遣件房ノ居住、取締ニ要スル設備ヲ整備維持スベシ

前項ノ設備ハ概ネ件房收容所ニ準ズルモノトス

第七條 派遣件房使用者ハ派遣件房ノ取締ノ爲所要ノ警戒員ヲ差出シ件房ヲ差出シタル件房收容所（以下單ニ件房收容所ト稱ス）ヨリ派遣セラレタル警戒員ノ指揮ヲ承ケシムベシ

前項ノ警戒員ハ派遣件房概ネ三十名ニ付一名トス

第八條 派遣件房使用者ハ派遣件房ノ勞務指導ニ任ズベシ

前項ノ勞務指導ハ前條ノ警戒員ヲ以テ之ニ當ラシムルコトヲ得

裏面白紙

Def, Doc, NO2078-A

第九條

派遣俘虜ノ糧食、履具、寢室用薪炭、日用品、旅費（俘虜ノ派遣及復歸ニ要スル旅費ヲ含ム）其ノ他ノ給與ハ其ノ全部ハ一部ヲ派遣俘虜使用者適當シ概ネ俘虜収容所ニ準ジタル給與ヲ爲スベシ

第十條

派遣俘虜使用者ハ毎月俘虜収容所長ノ定ムル期日迄ニ所定ノ賃金ヲ俘虜収容所長ニ納付スベシ

第十一條

派遣俘虜ノ口数ニ關シテハ派遣俘虜使用者之ヲ適當スベシ但シ入院ヲ要スル派遣俘虜ノ收養ニ關シテハ俘虜収容所長ノ定ムル所ニ依ル

第十二條

派遣俘虜使用者ハ俘虜収容所長ニ對シ派遣俘虜ノ勞務獎勵又ハ艱苦軽減ノ用ニ供スル爲ニ該物品ノ寄贈ヲ甲山ツルコトヲ待俘虜収容所長取補上差支ナシト認ムルトキハ前項ノ甲山ヲ許可シ所長ニ通知シ之ヲ派遣俘虜ニ支給スルモノトス

第十三條

派遣俘虜死亡シタルトキハ死亡ノ日ニ過リテ俘虜収容所ニ復歸ノ手續ヲ爲スモノトス

裏面白紙

裏面白紙

第十三條 派遣事務使用者ハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ日誌ヲ備ヘ派遣俘虜ニ關シ必キナル事項ヲ記入スベシ

第十四條 派遣俘虜使用者ハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ毎月十日、二十日及月終ニ於テ派遣俘虜ノ狀況（勞務ノ成績、衛生狀態其ノ他主要ナル事項）ヲ收容所長ニ報告スベシ

第十五條 派遣俘虜使用者本令ノ附規定、第二條若ハ第二條ノ四ノ規定ニ依リ陸軍大臣若ハ俘虜收容所管理長官ノ許可シタル俘虜派遣許可願ノ記載事項又ハ第二條ノ三若ハ第二條ノ五ノ規定ニ依リ俘虜收容所管理長官ノ定メタル取締法ニ違反シタルトキハ陸軍大臣（帝國外ニ在リテハ俘虜收容所管理長官以下同ジ）ハ俘虜派遣ノ許可ヲ取消スコトヲ得前項ノ外陸軍大臣必要ト認ムルトキハ俘虜派遣ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第一項ノ取消ニ由リ俘虜ノ復歸ニ費スル一切ノ費用ハ派遣俘虜使用者ノ負擔トス

第十六條 派遣俘虜使用者ハ許可ノ取消ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得メ

第十七條 但シ陸軍大臣ノ許可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ

Def. Doc, NO2078 -A

第十八條 前條ノ規定ハ存廢収容所以外ノ陸軍部ニ存廢ヲ派遣スル
場合ニ之ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭一八陸軍省令二三)

従前ノ規定ニ依リ存廢ノ派遣ヲ受ケアル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日、
(帝國外ニ在リテハ六十日) 以内ニ第二條又ハ第二條ノ四ノ規定ニ依リ
存廢派遣許可願ヲ陸軍大臣ニ提出スベシ

別紙

裏面白紙

A, B, C, D, E, F, D, L, F, G

Def, Doo, NO2078

Exh, NO

- A 一、俘虜派遣規則 (四枚)
- B 一、派遣俘虜取扱規則 (二枚)
- C 一、食糧等ノ節用ニ關スル件 (二枚)
- D 一、俘虜ノ給養適正化ニ關スル件 (一枚)
- E 一、俘虜タル將校及准士官ノ勞務ニ關スル件 (一枚)
- F 一、俘虜カ死亡シタルトキ俘虜使用者ノ救恤ニ關スル件 (一枚)
- G 一、俘虜収容所設備ノ件 (二枚)

記

ス 集
 自分、横井孝治ハ俘虜情報局調査課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附
 セル日本語ニ依リ印刷セラレ各々括弧内ノ枚數ヨリ成ル左記七通ノ文
 書ハ、日本政府(俘虜情報局)ノ保管ニ係ル「俘虜ニ關スル諸法規類
 集」ト題スル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明

文書成立ニ關スル證明書



裏面白紙

72

Def, Doo, NO2078- A, B, C, D, E, F, G, ...

昭和二十二年八月十三日

於東京

仔細情報局課長

横

井

幸

治

右署名捺印ハ目分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人

數馬伊三郎

71

2

裏面白紙

第三條 派遺俘虜ノ取扱ニ關シテハ俘虜派遣規則及本達ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外之ヲ差出シタル俘虜收容所長（以下單ニ俘虜收容所長ト稱ス）ニ於テ處理スルモノトス

第四條 俘虜收容所長俘虜ヲ派遣スルニ方リテハ其ノ有スル技能ノ外特ニ其ノ性質、思想、經歷等ニ就キ周密ナル調査、觀察ヲ爲シ逃走及不慮ノ災害等ノ豫防ニ努メ且派遣ニ先チ所要事項ニ關シ嚴肅ナル宣誓ヲ爲サシムルモノトス

第五條 俘虜收容所長俘虜ヲ派遣スルニ方リテハ所要ノ職員ヲ附シ

派遺俘虜取扱規則左ノ通定ム

改正加除 昭一八陸達四一

第一條 派遺俘虜ノ取扱ニ關シテハ俘虜派遣規則及本達ニ依ルノ外

第十九條及第二十條ノ規定ハ之ヲ派遺俘虜

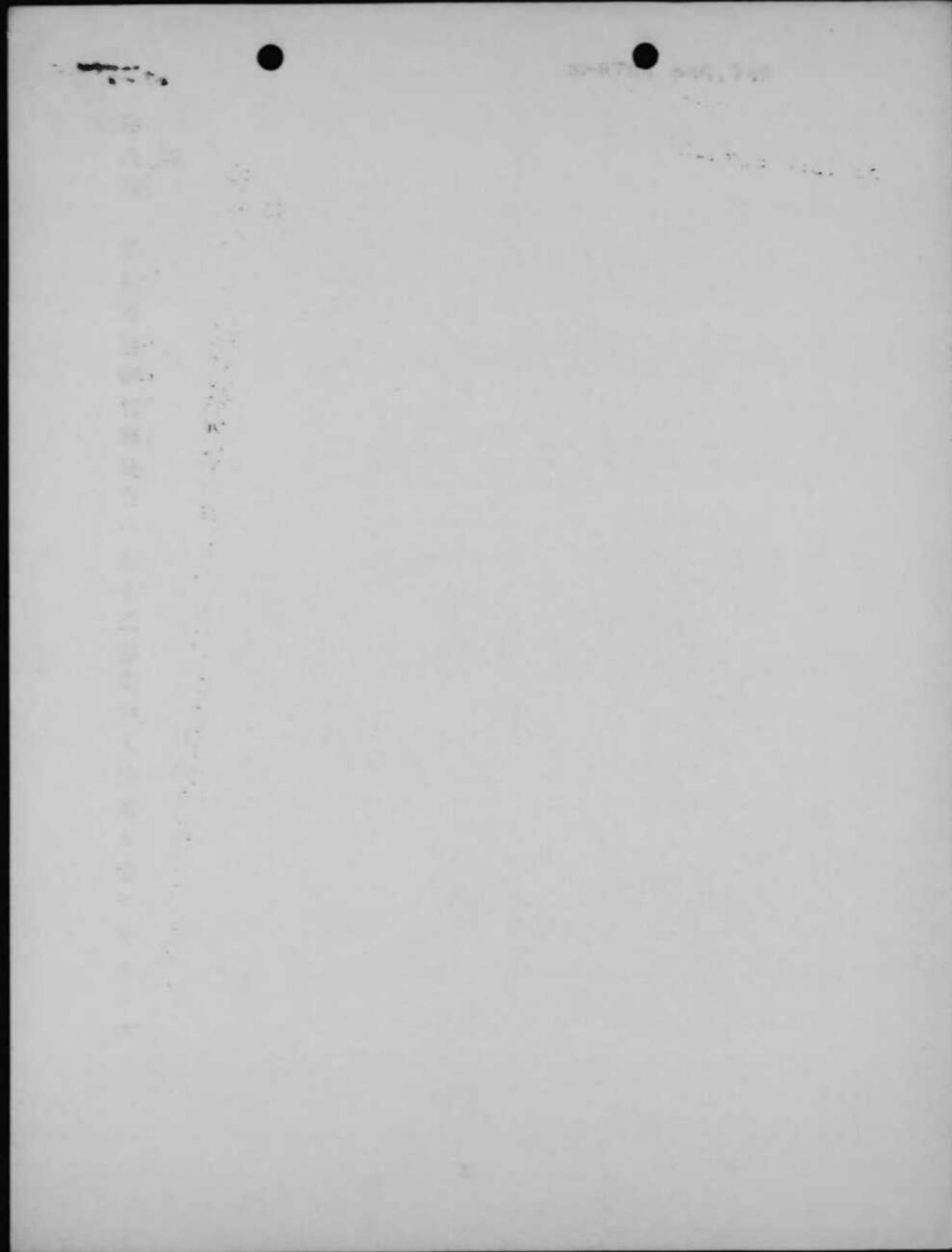
派遺俘虜取扱規則（昭一七〇二一）
陸達七四

第一條 派遣俘虜取扱規則
 第二條 派遣俘虜取扱規則
 第三條 派遣俘虜ノ取扱ニ關シテハ俘虜派遣規則及本達ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外之ヲ差出シタル俘虜收容所長(以下單ニ俘虜收容所長ト稱ス)ニ於テ處理スルモノトス
 第四條 俘虜收容所長俘虜ヲ派遣スルニ方リテハ其ノ有スル技能ノ外特ニ其ノ性質、思想、經歷等ニ就キ周密ナル調査、觀察ヲ爲シ逃走及不慮ノ災害等ノ豫防ニ努メ且派遣ニ先チ所要事項ニ關シ嚴肅ナル宣誓ヲ爲サシムルモノトス
 第五條 俘虜收容所長俘虜ヲ派遣スルニ方リテハ所要ノ職員ヲ附シ

派遣俘虜取扱規則左ノ道定ム
 改正加除 昭一八陸達四一
 (昭一七一一〇ニ一七四)

第八條 俘虜收容所管理長官ハ隨時派遣俘虜ノ交替ヲ命ズルコトヲ得

- 第六條 派遣俘虜ノ取締警戒ニ任ゼシムルモノトス
- 一 特ニ取締警戒ヲ嚴重ニシ防禦ニ努ムルト共ニ派遣俘虜ノ逃走及不慮ノ災害等ヲ防止スルモノトス
- 二 派遣俘虜ノ外出ハ特別ナル事由アルニ非ザレバ實施セザルモノトス又外出ノ際ハ必ズ監視人ヲ附スルモノトス
- 三 派遣俘虜ノ發受スル電信及郵便物ハ總テ俘虜收容所長ヲ經由シ其ノ檢閲ヲ受クルモノトス
- 四 派遣俘虜ニ對スル面會及派遣場所ノ觀察等ハ俘虜收容所長ノ許可ヲ得タルモノノ外之ヲ行ハシメザルモノトス
- 五 派遣俘虜自費ヲ以シ嗜好品其ノ他ノ日用品等ヲ派遣俘虜使用者ノ設置シタル酒保以外ヨリ購入センコトヲ申出ヅルトキハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得
- 六 派遣俘虜ニ對シ金錢物品ヲ寄贈セントスル者アルトキハ俘虜收容所長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ許可スルコトヲ得
- 七 派遣俘虜ヨリ金錢物品ヲ發送セントスルトキハ俘虜收容所長ヲ經由シ其ノ檢査ヲ受クルモノトス
- 第七條 俘虜收容所長ハ隨時派遣俘虜ニ對スル巡視又ハ査閲ヲ實施スルモノトス



高橋

陸軍次官ヨリ
陸軍部
陸軍部
陸軍部

食糧等需給ノ現況ニ鑑ミ作戰補給ニ遺算ナカラシムルト共ニ決戰非常措置
要綱ノ趣旨ニ協力スル爲陸軍部隊ノ糧食給與並ニ物品販賣所ニ於ケル飲食
物等ニ關シテハ本年六月一日以降當分ノ間左記ニ依リ實施スルコトニ定メ

食糧等ノ節用ニ關スル件 (昭一九五六
陸亞密三八二七)

滿洲(關東州ヲ含ム)ニ在ル陸軍部隊(駐紮部隊)
量ハ大東亞戰爭陸軍給與令細則第七表ニ拘ラス左

名 稱		日 額		換 給 品 種		備 考	
麥	米	精麥	玄米	乾パン	乾パン	六九〇瓦	六九〇瓦
一六五瓦	五四〇瓦	一種	一種	一種	一種	六九〇瓦	六九〇瓦

基本品種ニ依ル場合ハ定額改定
ニ依リ差額ヲ交付スルコトナク
別ニ補足代金トシテ一日三錢ヲ
交付ス

高橋

名符		日	額	摘要
		基本品種	換給品種	
米	玄米	五四〇瓦	乾パン	基本品種ニ依ル場合ハ定額改定ニ依リ差額ヲ交付スルコトナク別ニ補足代金トシテ一日三錢ヲ交付ス
精麥	一六五瓦	種一内	六九〇瓦	
麥	壓搾口糧	種一内	六九〇瓦	

食糧等需給ノ現況ニ鑑ミ作戰補給ニ遺算ナカラシムルト共ニ決戦非常措置要綱ノ趣旨ニ協力スル爲陸軍部隊ノ糧食給與竝ニ物品販賣所ニ於ケル飲食物等ニ關シテハ本年六月一日以降營分ノ間左記ニ依リ實施スルコトニ定メラレタルニ付依命通牒ス

左記

一、内地、朝鮮、臺灣及滿洲（關東州ヲ含ム）ニ在ル陸軍部隊（騎兵部隊ヲ含ム）ノ米麥基本定量ハ大東亞戰爭陸軍給與令細則第七表ニ拘ラス左ノ定額ニ依ル

食糧等ノ節用ニ關スル件
（昭一九五六陸亞密三八二七）

裏面白紙

裏面白紙

玄米及精麥ハ右定額ノ一割ヲ雜穀又ハ諸類ヲ以テ代用スルヲ本則トスコノ
 場合捺給割合、整理方法其ノ他ニ關シテハ昭和十八年六月陸亞普第八〇七
 號(玄米ノ使用並雜穀其ノ他混用實施ニ關スル件)ニ依ル
 軍司令官ハ所管内各部隊ノ實情ニ應シ更ニ之ヲ以テ量シ減量ニ相當スル數量
 ヲ他ノ部隊ニ配當給與セシムルコトヲ得
 二、各部隊ハ空閑地等ノ活用ニ依ル現地自活ノ強化、代用食品特ニ食用油脂
 ノ利用等ニ依リ榮養ノ補足ニ努ムルモノトシ前號ニ依ル補足代金ハ前號第
 二項ニ依ル米麥減量代金並ニ賄料定額ト共ニ其經費ニ充當スルモノトス
 三、内地、朝鮮、臺灣及滿洲(關東州ヲ含ム)ニ在ル陸軍部隊(防衛部隊ヲ
 含ム)ノ物品販賣所ニ於ケル飲食物ノ販賣ハ左ノ通制限ス

甘味品

一人月額

一圓

酒類

一人月額

二合五勺

巻煙草

一人月額

七本

營外居住者ニ對スル販賣ハ當分ノ間之ヲ抑制スルモノトス

四、戰地ニ在ル部隊並ニ作樂廳ニ在リテモ決戦非常措置要綱ノ趣旨ニ則リ本

要領ニ準ジ消費ノ節減ニ努ムルモノトス

五、米麥基本定額改定ニ伴ヒ所管經理部長ノ指定スル米ノ價格ハ玄米ノ價格

ヲ基準トス但シ昭和十九年上半年期ノ價格ヲ指定シアル場合該期間之ニ依ルモノトス

高橋

俘虜ノ給養適正化ニ關スル件（昭一〇三七八）

俘虜管理部長ヨリ關係部隊へ通牒
近時俘虜ノ體力減退シ甚シキ者多ク榮養失調者ヲ出シ勞務者トシテノ能力ヲ發揮シ得ザル者アリ之固ヨリ國內食糧事情一般ノ關係上

（大東洋軍務局）

ハ勞務力ノ維持ノ爲忽ニスヘカラサル
事情ノ逼迫ヲ豫想サルヲ以テ速カニ給

養ノ改善特ニ今後ニ於ケル食糧自給自足ノ態勢ヲ強化シテ給養ノ適正ヲ圖リ以テ俘虜ヲ勞務者トシテ内地等ニ移入セル軍施策ノ精神ニ副ハシムル如ク指導相成度
尙食糧自給自足態勢ヲ強化スル爲ニハ不毛ノ地ヲ開墾シ或ハ俘虜使
用者ヲシテ進テ耕作地ヲ提供セシムル如ク奨勵スルノミナラス事情
ニ依リテハ一部生産勞務ニ從事シアル俘虜ヲ本自活勞務ニ振り向ク
ル等積極的且計畫的の方策ヲ講シ從來ノ附録的箱庭的方法ヨリ脱却シ
以テ之カ成果ヲ期セラレ度
食糧自給自足實施要領ニ關シテハ陸密第三〇一號ヲ準用セラレ度

70-67
高橋

俘虜ノ給養適正化ニ關スル件（昭一〇、二七、八）

俘虜管理部長ヨリ關係部隊へ通牒

近時俘虜ノ體力減退シ甚シキ多ク榮養失調者ヲ出シ勞務者トシテノ能力ヲ發揮シ得ザル者アリ之固ヨリ國內食糧事情一般ノ關係上給養ノ追隨困難ナル事由ニ依ルモノナリト雖俘虜ノ健康ヲ適正水準ニ維持スルニ足ル給養ノ實施ハ勞務力ノ維持ノ爲忽ニスヘカラサル問題ナリトス

而シテ戰局ノ推移ハ愈々食糧事情ノ逼迫ヲ豫想サルヲ以テ速カニ給養ノ改善特ニ今後ニ於ケル食糧自給自足ノ態勢ヲ強化シテ給養ノ適正ヲ圖リ以テ俘虜ヲ勞務者トシテ内地等ニ移入セル軍施策ノ精神ニ副ハシムル如ク指導相成度

尙食糧自給自足態勢ヲ強化スル爲ニハ不毛ノ地ヲ開墾シ或ハ俘虜使
用者ヲシテ進テ耕作地ヲ提供セシムル如ク獎勵スルノミナラス事情
ニ依リテハ一部生産勞務ニ從事シアル俘虜ヲ本自活勞務ニ振り向ク
ル等積極的且計畫的方策ヲ講シ從來ノ附錄的箱庭的方法ヨリ脱却シ
以テ之カ成果ヲ期セラレ度

食糧自給自足實施要領ニ關シテハ陸密第三〇一號ヲ準用セラレ度

裏面白紙

= E 1961

22
高橋

俘虜タル將校及准士官ノ勞務ニ關スル件 (昭一七(六、三) 管四ノ二)

俘虜管理部長ヨリ關係部隊へ通牒

俘虜タル將校及准士官ノ勞務ニ關シテハ俘虜勞役規則(明三七、九、一〇、陸達一三九)第一條ニ禁セラレアル處ナルモ一人ト雖無爲徒食ヲ許ササル我國現下ノ實狀ト俘虜ノ健康保持等トニ鑑ミ之等ニ對シテモ其ノ身分、職能、體力等ニ應シ自發的ニ勞務ニ就カシメ度キ中央ノ方針ナルニ付可然指導相成度

ル
適
當
ト
思
料
セ
ラ
ル
ル
ニ
付
參
考
ノ
爲
申
添
ル
諸
勞
務

ヲ適當ト思料セララルルニ付參考ノ爲申添ル諸勞務

三 養 業

- 三 家畜、家禽ノ飼養
- 四 一般勞役俘虜ノ監督
- 五 戰史資料等ノ記述
- 六 宣傳業務
- 七 其他適當ト認ムル勞務

1961

72
高橋

俘虜タル將校及准士官ノ勞務ニ關スル件 (昭一七、六、三)
俘虜管理部長ヨリ關係部隊へ通牒

一〇、饑饉一三九第一條ニ禁セラレアル處ナルモ一人ト雖無爲徒食ヲ許ササル我國現下ノ實狀ト俘虜ノ健康保持等トニ鑑ミ之等ニ對シテモ其ノ身分、職能、體力等ニ應シ自發的ニ勞務ニ就カシメ度キ中央ノ方針ナルニ付可然指導相成度
追テ之ガ爲ノ勞務ハ左記ヲ適當ト思科セラルルニ付參考ノ爲申添

左記

- 一、技術、學術等ヲ利用スル諸勞務
- 二、家畜、家禽ノ飼養
- 三、家畜、家禽ノ飼養
- 四、一般勞役俘虜ノ監督
- 五、戰史資料等ノ記述
- 六、宣傳業務
- 七、其他適當ト認ムル勞務

裏面白紙

22-9-8. 2e

EXHIBIT #

3108

Def. Doc. # 2078

俘虜ガ死傷シタルトキ俘虜使用者ノ救恤ニ關スル件（第一八六四俘虜七ノ三二）

俘虜管理部長ヨリ内地、朝鮮、臺灣、四東各軍へ通牒

俘虜（派遣俘虜ヲ含ム以下同ジ）カ工場、事業場等ノ勞務ニ服務中自己ノ責ニ歸スヘカラサル事故（不可抗力等ニ依ルモノヲ除ク）ニ依リ死亡シ又ハ傷夷ヲ受ケタルトキハ俘虜使用者（派遣俘虜使用者ヲ含ム）ヲシテ俘虜勞務規則第十五條又ハ俘虜派遣規則第十一條ノ二ノ規定ニ依リ總テ左ノ標準ヲ以テ救恤金ヲ寄贈セシムル如ク指導相成度

一、負傷シ休業シタル場合

休業日數ニ應ジ本人ノ賃金額（國庫納金ト爲スヘキモノヲ除ク）ニ相當スル金員ヲ寄贈セシム

二、負傷シ不具トナリタル場合又ハ死亡シタル場合

丁場法、鑛業法ニ基ク障害扶助料又ハ遺族扶助料ニ相當スル金員ヲ寄贈セシム此ノ場合ノ基準賃金ハ一圓トス

追テ俘虜死亡者ニ寄贈セラレタル金員ハ之ヲ本人ノ遺留金トシテ處理セラレ度申添フ

裏面白紙

22-9-8 2f

A, B, C, D, E, F, D, E, F, G

3108A

Def, Doc, NO2078	Exh, NO
G	ス
F	集
E	一、
D	二、
C	三、
B	四、
A	五、

自分、横井孝治ハ仔房情報局調査課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付
 セル日本語ニ依リ印刷セラレ各々括弧内ノ枚数ヨリ成ル左記七通ノ文
 書ハ、日本政府（仔房情報局）ノ保管ニ係ル「仔房ニ關スル諸法規類
 集」ト題スル公文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明

文書成立ニ關スル證明書

記

裏面白紙

Def, Doc, NO2078- A, B, C, D, E, F, G, ...

昭和二十二年八月十三日

於東京

特許情報局長

横井孝治

右署名捺印ハ目分ノ面割ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立言人

數馬伊三郎

裏面白紙

no 70
Def. Doc. # 2078 G

EXHIBIT #

高橋

22-9-1 (27)
10/22/27
10/22/27

俘虜が死傷シタルトキ俘虜使用者ノ救恤ニ關スル件(昭一八六四俘虜七ノ三二)

俘虜管理部長ヨリ内地、朝鮮、臺灣、口東各軍へ送附
俘虜(派遣俘虜ヲ含ム以下同ジ)カ工場、事業場等ノ勞務ニ服務中自己ノ責
ニ歸スヘカラサル事故(不可抗力等ニ依ルモノヲ除ク)ニ依リ死亡シ又ハ傷
夷ヲ受ケタルトキハ俘虜使用者(派遣俘虜使用者ヲ含ム)ヲシテ俘虜勞務規
則第十五條又ハ俘虜派遣規則第十一條ノ二ノ規定ニ依リ左ノ標準ヲ以テ
救恤金ヲ寄贈セシムル如ク指導相成度

金類(國庫納金ト爲スヘキモノヲ除ク)ニ相當ス
合又ハ死亡シタル場合

工場法、鑛業法ニ基ク障害扶助料又ハ遺族扶助料ニ相當スル金員ヲ寄贈セ
シム此ノ場合ノ基準賃金ハ一圓トス
追テ俘虜死亡者ニ寄贈セラレタル金員ハ之ヲ本人ノ遺留金トシテ處理セラ
レ度申添フ

82
高橋

俘虜が死傷シタルトキ俘虜使用者ノ救恤ニ關スル件(第一八、六四俘管七ノ三二)

俘虜管理部長ヨリ内地、朝鮮、臺灣、四東各軍へ送附

俘虜(派遣俘虜ヲ含ム以下同ジ)カ工場、事業場等ノ勞務ニ服務中自己ノ責
ニ歸スヘカラサル事故(不可抗力等ニ依ルモノヲ除ク)ニ依リ死亡シ又ハ傷
夷ヲ受ケタルトキハ俘虜使用者(派遣俘虜使用者ヲ含ム)ヲシテ俘虜勞務規
則第十五條又ハ俘虜派遣規則第十一條ノ二ノ規定ニ依リ左ノ標準ヲ以テ
救恤金ヲ寄贈セシムル如ク指導相成度

一、負傷シ休業シタル場合
休業日數ニ應ジ本人ノ賃金額(國庫納金ト爲スヘキモノヲ除ク)ニ相當ス
ル金員ヲ寄贈セシム

二、負傷シ不具トナリタル場合又ハ死亡シタル場合

工場法、續業法ニ基ク障害扶助料又ハ遺族扶助料ニ相當スル金員ヲ寄贈セ
シム此ノ場合ノ基準賃金ハ一圓トス

追テ俘虜死亡者ニ寄贈セラレタル金員ハ之ヲ本人ノ遺留金トシテ處理セラ
レ度申添フ

裏面白紙

俘虜收容設備ノ件（昭一九三三俘設一）

俘虜管理部長ヨリ關係部隊へ通牒

陸軍部外務務ニ服スル俘虜ノ收容設備（派遣所ヲ含マス）ニ關シテハ俘虜勞務規則別紙様式備考第二號及昭年十七年陸軍密第五三五三號「俘虜收容施設ノ維持ニ關スル件」ヲ以テ定メラレテアル所ナルモ細部ニ關シ疑義アル向モ有之故ニ存セラルルニ付念ノ爲左記ノ通牒ス
追ツテ俘虜派遣規則ノ適用ノ場合ハ設備ノ整備維持ハ凡テ派遣俘虜使用者ノ擔任（俘虜派遣規則第六條）ナルモ左記第一號乃至第四號ハ之ヲ準用セラレ度申添フ

左記

- 一、俘虜ノ收容設備（以下單ニ設備ト稱ス）ノ初度施設ハ俘虜使用者ニ於テ擔當スベキ場合ハ陸軍大臣ノ指令アル場合ニ限ルモノトス但シ資材不足ノ折柄俘虜使用者ノ資材取得ニ關シテハ地方官廳ニ斡旋等可然援助相煩度
- 二、設備ハ陸軍大臣ノ勞務許可アリタル後之カ建築ニ着手スベク規定セラレアルモ（勞務規則別紙様式備考第二號）俘虜輸送船腹不確實ノ關係上船舶檢査ヲ確定セサレハ右許可ヲ指令シ得ス從ツテ設備建築ニ時間的餘裕ナキコトヲ考慮シ營部ヨリ相當期間前ニ俘虜ノ勞務收容豫定ヲ軍司令部宛通牒スヘキニ付該時期ヨリ設備建築著手等豫メ準備進メ置カレ度

裏面白紙

三、設備建築ハ俘虜使用者ノ責ナルモ之カ實施ニ方リテハ軍及俘虜收容所ニ於テ適切ナル指示竝ニ指導（例ヘハ警戒取締及衛生等管理ノ立場ヨリ設計ノ修正ヲ爲サシメ或ハ防禦等ノ關係ヨリ建築位置ノ變更ヲ命スル等）ヲ爲シ俘虜收容所ニ於テ機密漏洩、家屋倒壊等事故ヲ生起セサル如ク留意セラレ度

四、俘虜ノ勞務許可指令セラレ且設備竣工シタルトキハ速ニ俘虜使用者ヨリ該設備ヲ軍ニ提供セシムルモノトス右提供ハ無償貸與ノ謂ニシテ軍及俘虜使用者ニ於テ之ニ關スル確實ナル契約ヲ締結シ置カレ度

五、爾後ノ設備ノ維持保繕ハ軍ニ於テ擔任スベク定メラレアルモ昭和十七年陸亞密等五三三號（初度設備ニ缺陷アリタルトキ又ハ當然初度ニ於テ設備クヘテ設備等ハ俘虜使用者ヲシテ擔當セシムルモノナルニ付念ノ爲

裏面白紙

no. 22.

E 3109
Def Doc No. 2173

Handwritten notes on a slip of paper, including the name 小田島 (Odajima).

葛橋 (Kashiwa)

正誤表 (Correction Table)

待望 文書 第二一七三號

小田島

左ノ通り訂正願マス

口供書 (Confession Book)

司令官「各軍司令官」

「考フル時」ノ間ニ左記文ヲ挿入

其ノ以テ起ルニルカ如キハ政敵心ノ小乘的發露ニ過ギ
又道義阻タル今大哀重段ノ本業ニ悖ルモノナルヲ

以テ深く戒心セサルベカラサルモノト信ズ

時ニ私的制約ハ些細ナル私情ニ發シナガラ其ノ影響ハ單ニ個人的感情ノ惡化

止マラス我ガ口全段ノ文身ヲトスル資料トモナリ發露後ノ惡宣傳等フ

第八頁六行目「怠慢デアルコトハ階ズルコトハ」トアルヲ「怠慢デアルト階
ズルコトハ」ト訂正

no. 22.

E 3/09
Def Doc No. 2173

ERRATA SHEET

舊稿

正誤表

徳島県立文庫館二一七三巻

小田島

口供

左ノ通り訂正願マス

第一頁九行目「各軍司令官」ヲ「各軍司令官」

第二頁四行目「陸モ」ト「考フル時」ノ間ニ左記文ヲ挿入

「苟モ憎悪ノ感情ニ奔リ其ノ以テ起ルカ如キハ敢て心ノ小乘的發露ニ過ギ
ズシテ我ガ武士道ニ反シ又道義毀タル今大東亞東ノ本業ニ悖ルモノナルヲ
以テ深ク戒心セサルベカラサルモノト信ズ

「私的闘争ハ些細ナル私情ニ發シナガラ其ノ影響ハ單ニ個人的感情ノ悪化
ニ止マラス我ガ口全體ノ文身ヲトスル資料トモナリ彼等皆爾後ノ惡宣傳等フ
第八頁六行目「怠慢デアルコトハ階ズルコトハ」トアルヲ「怠慢デアルト
ズルコトハ」ト訂正

裏面白紙

Def Doc No. 2173

第九頁十四行目第二字「長」トアルヲ「主任」ト訂正
第十八頁四行目「防温」トアルヲ「防濕」ト訂正

85

2

裏面白紙

70. 271. E 2009

Def Doc 2173 Exh NO

87

22
高橋

21-9-2 (100)
21-9-2 (100)
21-9-2 (100)
21-9-2 (100)

極東国際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

宣誓供述書

貞夫 其他

供述者 小田 島

董_{ロロシ}

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク
供述致シマス

W. 271 E 2009

Def Doc 2173 Exh NO

58

22
高橋

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 小田 島

董^{ロダン}

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上テノ如ク
供述致シマス

56

裏面白紙

一、私は昭和十八年三月より昭和二十二年八月まで俘虜情報局高級事務官兼陸軍省俘虜管理部長高尾部員で當時大佐の階級でありました。但し陸軍省俘虜管理部長は昭和二十年十一月廢止となりました。私は其の間内地、朝鮮、臺灣等各地の俘虜收容所を訪問して俘虜管理の實情を知つてをるばかりでなく、各俘虜收容所長並に俘虜使用去留より俘虜情報局に提出せられたる報告を承知してをりますので、以下此等に關係ある事實を申述べます。

二、昭和十九年初め俘虜の健康状態が香しくないので陸軍次官の名を以て俘虜管理略改善に關する通牒が俘虜管理長官たる各軍司官に通牒されました。之はその抜萃であります。(證據第一號)

三、陸送船内に於ける俘虜の衛生状態が良くないので昭和十七年十二月陸軍次官、參謀次官の名で夫々關係部隊に通牒し、俘虜の輸送に關して注意を喚起されました。

四、尙本通牒は昭和十九年三月三日の前進通牒の際更に繰返されました。昭和十八年十二月二十六日俘虜收容所長會議席上で陸軍省俘虜管理部長濱田少將は東條陸軍大臣の意圖を承けて次の如く口演し、俘虜に對して私的慰勞

之はその抜萃であります。(證據第二號)

裏面白紙

の不可なる所以を説明されました。
その説明の要旨は次の通りであります。

口 演 要 旨

伴房ノ取扱ヒハ現地ノ情勢ニ即應セザルベカラズト雖モ考フル時ハソノ情
 容固リ知ルベカラズ。而シテ私的制裁ノ動機ハ言語不通ト我ガ當事者ノ親
 則理解ノ不十分ニ歸スベキモノ多クソノ結果伴房ノ憤慨報復ユヨリ打倒セ
 ラル、者アルニ至リテハソノ恥辱伴房ノ受刑等ヲ以テ償ヒ難キモノアリ
 之ニ因シ特ニ部下職員ノ指導ニ留意セラル、ト共ニ機會アル毎ニ關係部隊
 使用部隊發ニ使用者等ニ本意旨ヲ普及シ伴房取扱ノ適正ヲ期セラレ度
 五 陸軍軍醫學校にては伴房に對する防疫の徹底を期し診療の合理化を圖り、併
 せて多發した瘧疾失調症患者の細菌學的並に理學的検査を實施するを適當
 ト認めまして、昭和十八年二月以來特に調査班を編成して東京伴房收容所に
 收容中の伴房に對し綿密なる諸検査を實施しました。そしてその結果を公表
 して伴房の健康増進に寄りました。
 此の調査研究の状況に關しては伴房情報局保管の資料に此の（證據第三號ノ
 一）加く記載せられておる也此の（證據第三號の二）の如くであります。

裏面白紙

尚以上の調査研究に基き直に東京俘虜收容所で（證據第三號ノ三）の如く處
置して居ります。

●六 陸軍司令官梅津大將は俘虜の健康特に傳染病患者の多發したことを心配し
まして昭和十八年二月特に隷下の陸軍捕給監、陸軍防疫給水部本部長に
對し多數の衛生部員を奉天俘虜收容所に配屬又は派遣して此收容所の衛生動
態を強化し、速に俘虜の体力の恢復を圖らせ、且收容所の防疫業務を援助指
導する様にと命令を出されました。

之はその命令の寫し並に防疫實施狀況の記事であります
（證據第四ノ一、二）

●七 昭和十七年當時「シンガポール」で第二十三軍司令官であつた山下大將は「
シンガポール」に收容されてゐた俘虜將官に懇篤なる慰問文に添へて「ビー
ル・バター・チーズ等の慰問品を寄贈せられたことが俘虜の情報局に保管し
てあつた死亡したエム・ビー・ベックウイズミス少將の遺留品中から發見
されました。

●八 之がその手紙の寫しであります。（證據第六號）
俘虜に對しては俘虜取扱規則の第五條に規定せられてある如く、信致の自由

その宗門の禮拜式に參與することを許してありました。そして或伴屍收容所に於ては特に教師を收容所内に招き宗教儀式を司祭させました。又特に「クリスマス」には出來得る最大限の便宜が與へられました。伴屍の死した時の儀式に關しては伴屍取扱細則第三十七條にその階級身分に應じ相當の儀式を行ふ様に規定せられて居るが、各收容所共花輪等を供へ町重に執り行はれました。又道骨も丁寧に保管されました。此新聞記事並に寫眞は大阪伴屍收容所長村田大佐が敵味方の觀念を超越し眞の人間味より伴屍の道骨を大切に保管した記録であります。(證據第七號)

九 國民の對伴屍感情は決して好かつたと申すことは出來ません、空襲が激しくたり、或は身内者を取争の爲に奪はれた者が増加して來るに連れまして益々甚しくなつた様に感ぜられました。隨而軍が伴屍を公正に取扱ふことを以て伴屍を優遇するものぞとの非難が到る處に起り直接伴屍を取扱つて居つた伴屍收容所職員は一般國民より白眼視されれども非國民なるが如く云はれ、その管理業務に就ても種々妨害を受けたことが屢々ありました。

その非難・妨害の例は次の様でありました。(證據第八號)

裏面白紙

一〇 國民對俘虜感情を是正する爲に軍は嚴め俘虜を收容するに先立ちまして關係職員を現地に派遣してその地方の官民特に使用者側の者を集めて懇々と俘虜の取扱振り等に關し納得の行く様に説明させ、いざこざの起らぬ様にしてから俘虜を配置しました。又收容後も關係職員はあらゆる機會に俘虜に對する悪感情の是正に努力しました。又收容所によつては毎月一回以上收容所副と俘虜使用者副との連絡會議を開き俘虜取扱に就て間違ひの起らぬ様に留意しました。(各俘虜收容所長の報告による)

之は大阪港沿岸荷役組合の者が當時大阪俘虜收容所長村田大佐の注意を聞いて記憶してゐた記録であります。

(證據第九號)

一一 俘虜に對する糧食は國際條約の示す捕獲國の軍と同一量たるべしとの規定は日本軍に於ても行はれました。俘虜と日本軍隊、國民との主食配給比較はこの表の通りであります。

(證據第十號)

此俘虜に對する主食は殆んど各收容所共軍より支給せられた故缺記する識事はありませんでした。俘虜に支給する副食物は主食と異り軍からは現品を交付せず定額を

裏面白紙

支給されました。收容所側では之に依つて民間から必要な品物を購買して存身の給與をして居つたのであります。

然るに國民の對存身が惡化するに伴ひ國民の一部に於ては國民と存身との食糧配給量に著しく差があり又一般國民の口にすることの出來ない魚肉などを存身が常時給與せられて居ることを羨み存身の給養に凡ゆる努力を擴つてゐる收容所職員に色々と非難を加へたり又は食糧入手に妨害を加へた者すらありました。

收容所職員は常に此非難妨害を物とせず一意存身の健康保持の爲必要量の食糧獲得に奮闘して参りました。何處の收容所に於ても收容所職員は其他の配給機關、市町村當局、警察署、農業者などと緊密に連絡をとり、或は之等關係者の無理解を説得して食糧が圓滑に入手し得らるる様に努力したのであります。

そして入手し得た品物も一般國民を刺激せぬ微履を冠せて收容所内に搬入したり、或は夜間を利用して運び込んだりする様な細い點に迄心を配りました。

國內食糧事情が逼迫するにつれ正當なる配給機關のみを通ずる丈では十分な食糧を入手することが困難となつて來ましたので各收容所共空同地は余す所なく農園化して食糧の自給を圖つたり、又トラツクを以

裏面白紙

て、甚しきは收容所職員自ら荷車を繞いて遠方へ買出しに出かけたり、漁船が港に着くのを朝暗い中から待構へて魚を闇買ひしたりするなご配給設備を紊して迄食糧入手に努力しました。又收容所長は俘虜を使用して居る會社、工場等の責任者に對し相當の補食の提供を要求したりして使用者側との間にいざこざの起きたこともありました。然し大抵の使用者はストックの食糧を以て俘虜にウドン、湯飯、スープ、パンなどの補食を給しました。或使用者は日本人工員に支給する分迄を俘虜に横流したこともありました。此補食を實施した状況を日本内地主を要領所で調査したのが之であります。

(證據第十一號)

裏面白紙

此俘虜收容所職員の努力と俘虜使用者側の協力とによつて俘虜の給與は
 圓滑に行はれ大抵俘虜の健康を保持するに足る養價三〇〇〇カロリー以
 上を給することゝ出来ました。勿論土地の特殊の事情、季節の影響等に
 因り一部の收容所に於ては副食物の入手が極めて困難であつて俘虜の給
 與量が低下したことがありましたが之は一時的の現象であつて俘虜收容
 所職員の怠慢であることは計ずることは適當でありません。
 俘虜情報局に保管されて居る記録によれば俘虜に對する主食、副食の養
 價（カロリー）算定は此寫しの通りであります。（證據第十二號）
 又俘虜、日本軍隊、囚民との養價の比較は此表の通りであります。

（證據第十三號）

「俘虜の民族的、民族的習慣を考慮すること」に關しましては各俘虜收
 容所共深く注意を拂ひ、特にパン食の給與、動物性蛋白、脂肪の攝取、
 調理の工夫に配慮しました。又パン食を準備したり、イーストを自製し
 たりした俘虜收容所も多数ありました。又炊事調理は俘虜をしてやらせ
 獄立表の如きもけしと相談して作つた所もありました。之は廣島俘虜收
 容所の某日の獄立表の寫であります。（證據第十四號）
 一二、俘虜に對する治療に關しては俘虜收容所職員は非常なる努力を拂ひ
 ました。特に疫病の進むに従ひ薬物は段々と缺乏して参り軍よりの補給

裏面白紙

だけで不足でありましたので民間から薬物を買入れたり山野に出向い
 て薬草を採取したりして俘虜の健康保持に努力しました。
 俘虜使用看側も最大限の能力を盡しました。
 之等努力をした若干の例を述べれば次の通りであります。
 1 大阪俘虜收容所長村田入佐は俘虜中に營養失調症が多いのに僅み部下
 の野須、大橋軍醫中尉をして徹底的に研究調査をやらせました。兩名
 は有益なる研究資料を発表し之が治療對策を立てました。之がその研
 究論文であります。
 2 東京俘虜收容所の俘虜に對して當時國民は勿論日本軍隊でも入手が出
 來なかつたベニシリソリン治療をやつたことがあります。
 (證據第十五號)
 3 昭和二十年春足尾分所長沼尻大尉は重症の脚氣患者ナイズ。ホーター、
 カリル。グッツマン。ムラビー及他三名計八名を急速に東京本所の附
 屬病室に移送することがその症狀より觀て極めて適當であり又附屬病
 室長徳田軍醫大尉の優秀なる手腕を信頼して種々の反對非難があつた
 に拘らず各方面と面商なる交渉を遂行してわざわざ自動車を仕立てるこ
 とに成功し到頭此脚氣患者を遙々足尾から東京送給送して品川俘虜病
 室に入室せしめ彼等の生命を噴止たことがあります。

(東京俘虜收容所長酒葉大佐報告)

裏面白紙

足尾から東京迄は約九〇哩あり日本人患者ならは當時の交通事情よりして到底こんな手厚い取扱ひは受けることか出来なかつたでありませう。
右事情は沼尻大村より直接聞知しました。

裏面白紙

4 昭和十九年の末頃、新潟分所の蘆澤厚曹及、久田衛生兵は急性肺炎の爲
 危篤となつた俘虜を三日三晩一生懸命看病し、遂に死地を脱せしめた
 ことがありました。之について同分所の俘虜先任將校ブルマーリチャ
 ード、ビー少尉が全俘虜を代表して、感謝の言葉を述べたことがあり
 ました。

(東京俘虜收容所長酒葉大佐報告)

5 昭和十七年十月十一日大坂俘虜收容所では突然に俘虜の收容を命ぜら
 れたことがありました。此俘虜は「リスボン」丸で内地に送られて來
 たものであるが難船の爲に苦勞し赤痢、急性大腸炎、チフテリア患者
 が多く豫定の如く入港地門司より東京迄の輸送が出来ず上司の命令で
 大坂俘虜收容所に全部引取られることになつたのであります。
 そこで大坂俘虜收容所、職員は我身に之等の病氣が傳染することなど
 問題させず所長以下家庭に在つたガイービ、新聞紙、便所紙などを持参
 して收容、處置に當りました。

(大坂俘虜收容所長村田大佐報告)

6 日本製鐵釜石製鐵所、廣畑製鐵所、釜石鑛業所、神岡鑛業所其の他の
 多數の俘虜使用者側より多量の醫藥品を俘虜收容所に寄贈し俘虜の醫
 療に努めました。

裏面白紙

- 一 三 俘虜から俘虜の管理者並に關係のあつた民間人が俘虜を公正に取扱つた
 ことや彼等の幸福の爲に努力したことなどを感激する意味で禮状や謝辭
 や、或は感謝文を之のの人々に送つたりよこしたりした例は枚舉に暇が
 ありません。
- 一 四 本の代表的なものを舉げます。(證據第十六號ノ一三)
- 一 四 ローマ法王駐日使節は本の法王に對する報告中に日本の俘虜待遇につき
 次の如く述べて居ります。

之は俘虜情報局に保管されてある書類の抜萃であります。

(證據第十七號)

裏面白紙

一五、俘虜將校を勞役に從事さる様命令したことも強制したこともあり
ません。

俘虜勞務規則第一條には將校たる俘虜は其發意に任さ之を勞務に服せ
しむることを得と規定してあります

各收容所では種々の理由によつて彼等が自發的に勞務に従事する様に
勸奨したことはありました

俘虜將校の勞務に關しては昭和十七年六月三日陸軍省管理部長より關
係部隊に對して俘虜將校をして自發的に勞務に就かしむる様指導せら
れ度と通牒したことがあります

其通牒には俘虜將校の勞務は次の如きものが適當であると附加へ其階
級身分を考慮し且重勞働を避けさせてあります

一、技術學術等を利用する諸勞務

ニ、農 業

三、家畜、家 等の飼養

四、一般勞役俘虜の監督

五、戰史資料の記述

六、宣傳業務

七、其他適當と認むる勞務

裏面白紙

1 俘虜將校の勞務を勸奨した経緯は次の様であります

無給徒食は保健上百害あつて一利なく又無聊に苦しむ結果動もすれば精神的にも病弱者となるを以て輕易な農園作業、家畜等の飼養等に從事する様勸奨されました

2 國民の對俘虜感情是正の爲にも勸奨されました

勞務に従事しない俘虜將校が日本國民、日本軍將校よりも遙に多い食糧を配給せられて居る事實は國民の俘虜に對する悪感情發達の原因となり延いては全般の俘虜管理に悪影響を生ずる事と懸念されました、それで戦時下世界各國共食糧配給に就ては深刻なる悩みを持つて居る事情を説明し幾分でも自活自給勞務に従事することが假令俘虜の身分にしても人間の義務ではないかと説明して勞務に従事する様勸奨したのであります

3 國內の食糧事情よりして俘虜將校の給與量を増加してやりたいといふ親心より勞務に従事する様勸奨した事

戦局の進展につれ、國內食糧事情は益々逼迫し、軍隊國民共に主食配給量を減らさなければならず副食物の入手は愈々困難となつて來ました

裏面白紙

此事は必然的に俘虜にも影響し昭和十九年六月迄俘虜の主食配給量は將校に對しては四二〇瓦下士官兵には五七〇瓦（但勞務、健康の状況により二〇瓦以内を増加）であつたものが昭和十九年六月よりは將校には三九〇瓦、下士官兵中力業に従事する者には七〇五瓦、力業に従事せざる者には五七〇瓦になりました。然るに主食を減らされても副食物が十分であれば保健上支障がないのであるが此副食物の入手は前述の通り段々難しくなり特に力業に従事しない俘虜將校の攝取し得る養價は段々に降る許りでした然しそれでも其養價は日本國民に比較すると遙に上位でありました軍中央部では多數の俘虜將校を收容して居る善通寺俘虜收容所の俘虜將校の健康状態に鑑み俘虜將校には特に主食を五〇〇瓦に増加する筈に案を作り慎重に研究して見たが何の勞務にも従事して居ない者は一般國民の一倍半も多く主食を配給することは國內食糧事情から見ても國民指導上からも適當でないといふ事になつて沙汰止みとなり實現に到りませんでした。そこで俘虜將校に對し保健を兼て輕度の自活勞務を課し以て力業に従事せる者として下士官と同量の主食を配給し且農園作業に依つて得た收穫物を増加してやる目的で勞務に従事することを勸誘したのであります。以上の如く俘虜將校を勞務に従事させたのは國內勞務力の不足を緩和させる爲に俘虜將校の勞務力を搾取するとか或は將校たる身分を無視して彼等

裏面白紙

に侮辱を興えようなどの考の下になされたのではなく、寧ろ彼等將校の幸福の爲に執られた件、管理関係者の親心であつたのであります。件、將校が自發的に勞務に従事した例は件、郵政管理局保管符號に別紙の如く記されてゐる。

(證據第十八號)

裏面白紙

一六、俘虜に對する暴行に就て

日本人は一般に氣が短くて些細の事にも激昂する風があり、又殊に軍
隊に於ては上官の聲重なる監督、訓戒があるにも拘らず些細の事柄を
理由に下級者を殴打する所謂私的制裁が跡を絶たないので、偶々俘虜
の非行即ち俘虜が規定を履行しなかつたり不服従或は不遜の態度に接
したりすると前後の見境がなくなり、遂に俘虜に非合法的懲戒の手段
に出た次第であつて誠に遺憾に堪えません

此の暴行沙汰も彼等の風俗習慣を知つて居り又言葉が通じて居れば起
らなつた場合が多かつたと思ひます

例へば某收容所で或下士官が俘虜に對して小言を喰はしたがその俘虜
が *Thank you* と答へてその *Thank you* と發音する際自然に舌
が出たのを見て自分を侮辱したとしてカツと逆上して遂に手が出たと
か、或は彼等が他人から叱られた時、日本人の習慣と違つて腕を組ん
でジツと相手の顔を見つめること等日本人から見れば如何にも不遜の
態度としか受け取れないのであります
勿論俘虜管理科では彼等の風俗習慣を研究して一つの注意書を作り俘
虜收容所に送つて親解から生ずるイザコザをなくする様に努めました
俘虜收容所の職員等が俘虜に暴行を加へたことは目下執行されて居る

裏面白紙

104

横濱の軍事裁判所に依つてその事實が明らかとなつたことを確認しますが私が
 各收容所を訪問して各收容所職員が伴房に對して決して良い感情を持
 つて居ない一部の國民から種々非難、妨害を受けながらも眞の伴房の
 味方として食糧の獲得、藥物の入手に、或は防寒防温施設の完備に努
 力して居る姿を此眼を以て觀察し常に敬意を捧つて居る次第であり
 ます。目下巢鴨刑務所に拘禁されて居ります某下士官が伴房に對する
 使用者側の熱意が不十分であるとして使用者側の責任者に暴行を加えた
 とて私の訪問中其被害者から私に訴へた例もあり又某收容所の某遊藝
 が些細の事でも伴房を毆打する癖があるが、伴房が病氣に罹ると寢食を
 忘れて此病伴房を看護して常に伴房から親しまれて居るといふことも
 聞いた事があります。位に私に伴房收容所職員は眞に伴房の保護者であ
 りたいといふ事を斷言致します。

裏面白紙

106

昭和二十二年（一九四七年）八月二十二日 於 極東國際軍事裁判所

供 述 者 小 田 島 董

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立 會 人

105

19

裏面白紙

101

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣
誓
書

(署名捺印)

小
田
島

蓋

裏
面
白
紙

106

20

加71

三 3109
Def. Doc. #2173 Addition

高橋

一七、口亞密第二二五七號情勢の推移に懸する俘虜處理要領の狙ひは次の二

點にありませ

1、俘虜を極力敵手に渡さないことと空襲に對する俘虜の損害を極力減

らす俘虜に對して非常手段に出る場合の處置を誤ら

ずなりました通り俘虜虐待の意味で作られたものではな

即ち空襲に對する俘虜の損害を極力減少する為日本内地の俘虜約一万

名に就きまして比較的空氣激化の虞ある京濱、名古屋、大阪、神戸、

函館室蘭地區等の俘虜を比較的空氣の虞のない東北、北陸、北海道内

部地區等に配置轉換を実施しました

之が爲空襲の爲めに俘虜が死亡致しました数は以外に少く百名にも達

して居りません、事實東京大阪地區に於て他に移動し終つた元の俘虜

舎が空襲された個所は十三ヶ所以上にも達して居るのであります

俘虜情報局が俘虜の状況に關する通信を開始したのは昭和十七年三月

からでありまして終戦時たる昭和二十年八月迄通信した俘虜及軍抑留

者数は約二十一万昭和二十年八月以後昭和二十二年八月迄の通報数は

約十萬總計三十一万であります、又俘虜及軍抑留者の死亡通報数は約四

万五千であります、

107-1

高橋

譯註

一七、亞密第二二五七號情勢の推移に應ずる俘虜處理要領の狙ひは次の二
點にありませす

1、俘虜を極力敵手に渡さないことと空襲に對する俘虜の損害を極力減
少する爲め俘虜收容位置の移動を行ふこと

2、狀況眞に已むを得ず俘虜に對して非常手段に出る場合の處置を誤ら
しめないこと

此通譯は只今申述べました通り俘虜虐待の意味で作られたものではな
く全く俘虜を保護する爲めに作られたものでありませす

即ち空襲に對する俘虜の損害を極力減少する爲め日本内地の俘虜約一万
名に就きまして比較的激化の虞ある京濱、名古屋、大阪、神戸、
函館室蘭地區等の俘虜を比較的安易の虞のない東北、北陸、北海道内
部地區等に配置轉換を実施しました

之が爲空襲の爲めに俘虜が死亡致しました數は以外に少く百名にも達
して居りません、事實東京大阪地區に於て他に移動し終つた元の俘虜
舎が空襲された個所は十三ヶ所以上にも達して居るのでありませす

八、俘虜情報局が俘虜の狀況に關する通信を開始したのは昭和十七年三月
からでありまして終戦時たる昭和二十年八月迄通信した俘虜及軍抑留
者數は約二十一万昭和二十年八月以後昭和二十二年八月迄の通報數は
約十萬總計三十一万でありませす、又俘虜及軍抑留者の死亡通報數は約四
萬五千でありませす、

Def. Doc. #2173 Addition

俘虜情報局に於れば敵國戦死者の通報をも行ひました昭和二十二年八月迄に同答した数は約一萬一千であります又俘虜情報局に於ては俘虜に関する有ゆる照會に對しては忠實に同答致して居りました昭和二十二年八月迄に同答した数は約一萬一千件であります

no. 72.

E 3110
Def. Doc. No. 2000

Agency # 3-1

22-9-8 (01)
22-9-8 (02)
22-9-8 (03)
(5月24日)

巻第三號ノ一

高橋

本書は普局保管書類の正確なる寫なる事を證明する
昭和二十二年六月十一日

月號 俘虜情報 普局 月報 抜萃

俘虜情報局長官 謹啟 中 西 貞 喜

no. 72.

E 3/170
Def, Doc, No, 2006

Def, Doc, No, 2006

高橋

証據第三號ノ一

昭和十八年五月號 浮城情報 局月報 抜萃

本會は當局保管書類の正確なる寫なる事を證明する

昭和二十二年六月十一日

浮城情報局長百尋取設

中西貞喜

108

裏面白紙

110

證據第三號

昭和十八年五月號俘虜情報局月報披萃

陸軍軍醫學校ハ東京俘虜收容所ニ收容中ノ俘虜ニ對シ防疫ノ徹底ヲ期シ診療ノ合理化ヲ圖リ併セテ多發セル榮養失調症患者ノ細菌學的並ニ理學的諸檢索ヲ實施シ所謂戰爭榮養失調症ト比較觀察シ人種的相異ニヨル病態生理學上ヨリ見タル差異ヲ究明シ以テ本定ノ豫防並ニ治療ニ關スル參考知見ヲ獲得スルト共ニ作戰中ニ於ケル兵醫衛生地誌ノ一端ヲ窺知スル目的ヲ以テ本年二月以來之ヲ調査班ヲ編成シ是ヲ檢索ヲ施行研究調査セシ事項左ノ如シ

- 一 糞便ノ菌檢索（顯微鏡的檢査及原虫、寄生虫卵ノ檢索）
- 二 血液（山ヤキキ原皮保有機ヲ調査）
- 三 血液檢査(1)ウイタール反應(2)ワイルフニリック反應(3)梅毒反應
- 四 テフテリ一菌檢索
- 五 赤血球沈降速度測定
- 六 血液型調査
- 七 血液像檢査
- 八 ツメルクリン皮内反應
- 九 喀痰、結核菌檢査

裏面白紙

一〇 一般測定

右病原諸検査ニヨリ各症ノ疾病ヲ早期ニ摘發シ殊ニ赤痢「アノーバル」及ソノ
 他ノ腸管原虫ノ感染甚シキ狀況「マラリヤ」原虫保有率ノ高キ事實等ヲ鮮明
 ニシ述ニ之ガ對策ヲ講シ以テ防疫ノ徹底、診療ノ合理化ニ資シ得タルハ福メ
 テソノ意義深ク且又皇軍陣醫學ノ優秀性ヲ敵國ノ人ノ腦裡ニ滲透セシメ得タ
 ル事實モ亦看過スヘカラザル收獲ナリ蓋又南方諸地域ノ衛生狀況考察ニ大示
 唆ヲ與ヘタルモノト認ム

裏面白紙

No. 73

Def Doc No. 2005

E 3111

2005-9-22
 10-10-22
 11-10-22
 12-10-22
 (6)

学校調査班

件収容所ニ於ケル衛生環境改善ニ關スル意見

Exh. #

遺物第三號ノ二

書信

112

111

No. 73

112

寄附品 1 冊 昭和 20 年

Def Doc No. 2005

E 3111

Exh. # _____

書
簿

遺稿第三號ノ二

件
收
容
所
ニ
於
ケ
ル
衛
生
環
境
改
善
ニ
關
ス
ル
意
見
（陸軍軍医学校調査班）

111

裏
面
白
紙

Def Doc No. 2005

113

證據第三號ノニ
伴收容所ニ於ケル衛生環境ノ改善ニ關スル意見
(陸軍軍醫學校口奎班)

市ハ當科保管中ノ容額ノ正確ナル寫ナルコトヲ證明スル

昭和廿貳年六月七日

復員廳第一復員局業務部口務科長

事務官 井口 義弘

112

裏面白紙

停務收容所ニ於ケル衛生環境改善ニ關スル一見

監獄ニシテ學校ニシテ

停務ノ取扱ハ國際公法及其他諸規則ニヨリ合法ニ實施セラルベキモ關係者
 往々彼國人ノ風習未知ナル爲ニ誤解ヲ生ジ或ハ取扱上ニ遺憾ナル結果ヲ招
 キ彼國ニ對シ宣傳的資料ヲ提供スルガ如キ事例無キニシテモアラズ殊ニ日常卑
 近ナシ衣食住ニ就テ物價ヲ以テスガ如キコト比較的異々ナリトス然リトハ云ヘ
 國民ガ同苦缺乏ニ耐ヘアルノ秋物資飽滿シアリタル故同停務ニ對シ彼等ノ口
 腹ヲ満足セシムルノ要ハ更ニトク人道上許サルベキ最小限度ノ生活ヲ保障ス
 ルニ止ムベキモノナラムモ一面位等ノ勞力ヲ利用セントスルニハ別途ノ見地
 ヨリ最モ勞働能率ヲ向上セシムベキ環境ヲ構成シ健康ノ保持、勞力ノ確保ヲ
 圖ルコト亦必可ナルベシ
 一方又同地ニ於テ非衛生的ナル生活ヲナシ惡度ノ浸淫セル群衆ヲ内地ニ移入
 シ勞力資源トシテ各方面ニ於テ勞役セシメラル、時ニハ國民ニ對シ疫疾ヲ傳
 播セシムル虞ナシトセズ防ニ遺憾ナキヲ期スルハ單ニ彼等ノ保健衛生上ノ
 點ヨリノミナラズ國民ニ被害ヲ蒙ラシメザル見地ヨリモ十分考慮ヲ要スベキ
 モノト思考ス

15
 敘上ノ具解ヨリ東京俘虜收容所關係ノ俘虜ニ就キ調査研究セル成績ヨリ後等
 ノ衛生環境ノ改善ニ關スル意見ヲ述ブルニ以下ノ如シ
 ノ俘虜ハ一般ニ顔色不良營養衰へ殊ニ入院患者ニ於テ體前体重ノ二割乃至三
 割ヲ減ゼル者尠カラズ之等營養低下ハ諸原因ニヨルベキモ營養ノ不及ハ
 最重要ナル因子ト思考セラルカ、ル營養障礙ハ主トシテ數年間及其後ニ於
 ケル占領地收容所内起居ノ間ニ發生セルモノ、加ク内地上述後ハ遂次恢復
 シツ、アルモノト認メラレタルモノ一部高度營養失調者ニ在リテハ増悪シ死
 ニ到ルモノ亦尠カラザル狀況ナリ
 營養不及ノ理由ヲ考察スルニ熱量トシテハ十分ナルモ食習慣ノ根本的
 相違ニヨリ邦食支給ノ際ハ比較的ニ蛋白質・脂肪ノ不足、含水炭素ノ過剰ヲ
 來シ結果發等ニトリ主營養素ノ缺乏、ヒイテハ諸種「ビタミン」ノ不足
 ニ基キ營養失調症狀ヲ招來スルニ至リタルモノナルベシ
 假ツテ對策トシテハ發等ノ食習慣ヲ考ヘタル食品ヲ與ヘ發等ノ嗜好ニ應ズ
 ルカ加ク調理セシムルヲ可トスベシ尙各收容所並ニ捕虜患者收容病院ニ於
 テハ與者食トシテ發等ノ嗜好ニ道スルガ加キ食類ヲ調理スルノ要アルベシ
 (粥ハ一般ニ好マザルガ加シ)

裏面白紙

116

「ヴァイタミン」は快乏症顯著ナルヲ以テ主合ニハ玄米・米麥ヲ與ヘ又神

2

體弱ハ一般ニ身體不潔ヲ以テ被服ハ汚染致シ乳ヲ育スル者多シ尙一被ニ
熱地ニ在リタル爲ニ日本ノ冬期被服ニ對スル抵抗弱キ爲カ肺炎ニ
テ死亡セル者相當アリ右ニ對シテハ被服ノ修理洗濯ヲ勵行セシメ幸ニ
麻シ類衣ナルトモ増加着裝セシムルヲ必具トスベシ殊ニ寒地ニ勞動セシム
ル際ニハ若干ノ被服改善ハ勞動効率ヲ増進スル上ニ甚ダ有利ナルベシ尙局
室ハ成シ得ル限リ暖氣ノ侵入防止ヲ圖リ感冒性疾患ノ多發ヲ豫防スルノ若
意亦肝要ナリ

3

皮膚ハ一般ニ乾燥着續シ濕疹疥癬ヲ育スル者甚ダ多シ俗言美人皮膚ノ言ニ
ヨレバ米食ニヨリ「ライス、イツチ」ナル皮膚病ヲ起シ甚ク掻痒感ヲ訴
フトナスモ榮養障礙ノ結果皮膚ノ榮養亦衰ヘタル上ニ入浴ノ機會ナキヲ以
テ掻痒感ハ甚ク多ク結局濕疹ヲ招來シ更ニ疥癬ノ影響ニヨリ皮膚ノ變
形ヲ與ルハ甚ク止ムヲ得ザル所ナルベシ、疥癬ノ症ナル者ハ身體各所ニ
無數ノ瘡ヲ形成シ甚ダシク不潔ナリ
右ニ對シテハ水浴成シ得レバ濕疹ノ機會ヲ成ルベク多カラシムト共ニ被服
ノ保湿・乾燥ヲ圖ラシメ又頭髮ハ成ルベク短ク丸ラシムルヲ可トス尙疥癬

裏面白紙

Def Loc No. 2005

シムルコト肝要ナリ

患者ハ券メテ隔離起層セシメ收容所内ニテ藥ヲ利用スルカ又ハ新藥ノ
 全身塗布ニヨリ速カナル治癒ヲ圖ルヲ要ス
 二三分所ニ於ケル諸島ノ差便國行素ヲ行ヒタルニ續續二一・七%川岸一
 ・二%鶴見六・八%ニテ「赤痢アメーバ」ヲ檢出セリ尙二〇三九名ノ檢出
 ニ就キ檢血セルニ七六名即チ三・七三%即チ三・七三%ニ「マラリア原蟲」
 保有者ヲ發見セリ尙香港停泊收容所ニ於テハ昨年六年以來「デフテリア」
 患者多發シ又調査班ノ調査ニヨルモ内地ニ於テモ若干發生ヲ見且二・六%
 ノ保有者ヲ檢出シタルナリ
 右所見ヨリ之等原蟲保有者而保有者ヲ收容所外ニテ作業セシメ内地ニ發シ
 シムル機會アル時ハ之等疫疾ヲ傳播セシムル危險尙カラズ之ニ對シテハ内
 地上陸前線ニ嚴密ナル檢査ヲナシ所只ノ消毒隔離等ヲナシ病毒輸入防止ヲ
 圖ルハ安ヲ迄モナク所内ニ於テモ時々菌檢索、診斷等ニヨリ患者ノ檢出ノ
 隔離消毒ヲナシ相互間ノ蔓延防止ヲ圖ルト共ニ適當ナル治療ヲ必要トスベ
 シ夏期ニ至レバ之等疫疾ノ傳播ヲ極ムルハ火ヲ見ルヨリ閉カナルヲ以テ速
 カニ防疫対策ヲ講ズルヲ要スルモノト認ム止ムヲ得ズ保留者・原蟲保有者
 一萬民間團ニ派遣スルゾ如キ場合ハ十分隔離消毒防疫的慮置ヲ講ゼ
 シムルコト肝要ナリ

裏面白紙

Def Doc No. 2005

5 瘧疾中瘧疾障得高度ナル者ヲ調査セルニ症狀甚ダ複雑ナルモノヲ要約セバ凡ソ左ノ如シ

(イ)慢性赤 又ハ慢性腸炎後ノ衰弱 (甚ダ多シ)

(ロ)「マラリア」後ノ貧血衰弱 (相當微アリ)

(ハ)脚 氣 (比較的少シ)

(ニ)瘧疾障得ニ伴フ多發神經炎 (相當多ク脚氣刺瘻型ニ近似セルモノ稀的相違ノ爲カ日本人ニ見ル如キ脚氣ノ諸症狀ヲ具備セバ主トシテ下肢 (特ニ上肢)ノ痠痛等神經炎症狀顯著ニシテ視神經炎ノ症狀ヲ伴フモノ亦比較的多シ、本症狀ハ既往ノ瘧疾失調症ニハ特記セラレザリシ所見ト認ム)

慢性赤痢又ハ慢性腸炎後ノ衰弱ハ死亡率高度ニシテ適當ナル時期ニ入院加療セシムルヲ要スベシ又多發性神經炎ニ於テハ下肢特ニ足底ノ疼痛強烈ニシテ堪ヘ難ク寒冷ニヨリ決感ヲ覺エ之カ爲惡化シ痲痺ヲ生ジ下肢切斷ノ止ムナキニ至リタル例アリ「グイタミン」BI劑ノ效果稍々認めラル、モ高度ノ障得ニ對シテハ效果無キヲ以テ之亦早期加療ヲ要スベシ

6 敘上ノ如ク疾病準備狀態ニ在ル伴瘧ニ於テ適當ナル早期治療ヲナスニハ現

裏面白紙

在ノ世ニ、相模原南陸軍病院ノ收容カユテハ到底不可能ナルヲ以テ收容所ニ
 小規模ナガラ收容施設ヲ準備シ又ハ休養室ノ擴充ヲ圖リ捕虜ノ醫師等ヲ活用
 シ診療ニ從事セシムルハ勞力資源保持上一考ヲ要スベキモノト認ム
 尙多クは肺炎ノ症狀ヲ呈スルモノハ心筋障礙・傳導障礙等ヲ伴フ場合比較的
 多キヲ以テ過勞セシムル時ニハ急死ヲ來ス虞アルヲ以テ勞役ノ種類又ハ休養
 要否決定上考慮ヲ要スベシ
 7 病名別死亡ノ狀況別表ノ如シ

裏面白紙

備考	計	五分所 所病	三分所 所病	二分所 所病	一分所 所病	本所 所病	
2 / 病ハ病院收容後、所ハ所内死亡ヲ示ス 四分所ハ問所早々ニシテ患者ナシ	二〇			五	四	一	赤痢
	三〇		二八	四	二	二	腸炎
	一					一	肺炎
	三			一		二	失調
	八		一	四	一	一	肺炎
	一			一		一	敗血
	一				一		口血
	二	一			一		肝臓炎
	三	二		〇	一		肺炎
	一					一	琥珀
	二			一	一		リヤラ
	一						精神病
	一		一				チリヤ
八三		二〇	四	二〇	五	九	計

死亡者病名別調査表

二月二十三日
東京府の收容所口病室

裏面白紙

200.74
Def Doc No. 2004

Kzh. 0 7002

高橋

證據第三號ノ三

昭和十八年五月
東京府
収容所
月報
抜萃
(昭和二十二年六月十一日)

昭和十八年五月東京府収容所月報抜萃

る抜萃なる事を證明する。

昭和二十二年六月十一日

情報局長官事務取扱

中西貞喜

高橋

證據第三號ノ三

昭和十八年五月號東京俘虜收容所月報抜萃

本書は當局保管書類の正確なる抜萃なる事を證明する。

昭和二十二年六月十一日

俘虜情報局長官事取扱

中西貞喜

昭和一八、五、東京俘虜收容所月報發萃

本年一月以來陸軍醫學校に於て收容俘虜（本所、第一、二、五分所）に對する諸菌検査を實施せるに赤痢「アノイバ」保有者一八三名（七、九%）赤痢菌保有者二名（〇、九%）B型パラチブス菌保有者一名（〇、〇四%）「デフテリヤ」菌保有者五七名（二、四%）「マラリヤ」原虫保有者七七名（三、三%）を検出せるを以て取敢へず之が病原菌保有者は各分所毎に隔離し防疫處置を嚴重に實施せしむると共に之が傳染防止並に治療に全力を傾在しあり然れ共病原菌保有者の各分所別隔離は醫官の兼務所内營繕の施設防疫器材の不充分なる現況等に鑑み完全なる防疫徹底上之が病原菌保有者は一ヶ所に集合隔離するを適當と認め上司に意見を具申し附屬病室設置の準備に着手せり。

20.75

E3113
DefDoc 2003

22-9-8 (71)
東京軍司令部
衛生課長(兼)

○二一
以テ衛生勤務ヲ強化シ速カニ俘虜ノ

左記
遺シ該收容所ノ防疫業務ヲ援助指導スヘシ
關東軍防疫給水部本部長ハ後ネ左記人員ヲ速カニ奉天俘虜收容所ニ派
遣シ該收容所ノ防疫業務ヲ援助指導スヘシ
前項ノ人員ノ原所屬復歸ノ時機ハ別命ス
兵力ノ恢復ヲ圖ルヘシ

左記

一 關東軍補給監ハ其ノ部下指揮下部隊ヨリ左記人員ヲ成ルヘク速ニ奉
天俘虜收容所ニ派遣シ該收容所長ノ指揮下ニ入ラシムヘシ

22
高橋

關總作命丙第九八號

調 東 軍 命 令

新 二月一日 十三時 京

20.75
E 3113
DefDoc 2003

72
高橋

關總作命丙第九八號

關 東 軍 命 令

二月一日 十三時
京

一 關東軍、補給監ハ其ノ部下指揮下部隊ヨリ左記人員ヲ成ルヘク速ニ奉天俘虜收容所ニ派遣シ該收容所長ノ指揮下ニ入ラシムヘシ

左 記

軍 醫
衛生下士官 一
衛生兵 一〇

ニ 奉天俘虜收容所長ハ前項ノ人員ヲ以テ衛生勤務ヲ強化シ速カニ俘虜ノ體力ノ恢復ヲ圖ルヘシ

前項ノ人員ノ原所屬復歸ノ時機ハ別命ス
三 關東軍防表給水部本部長ハ該ネ左記人員ヲ速カニ奉天俘虜收容所ニ派遣シ該收容所ノ防疫業務ヲ援助指導スヘシ

左 記

裏面白紙

DefDoc#2003

下達法、印刷交付（清盟、關東軍防給本部、奉俘）
配布先、次長、次官、部内（一軍管）

四 細部ニ關シテハ軍管部長ヲシテ指示セシムルノ外關係部隊長相互協
定スヘシ
兵 下 將
士 官 校
約一〇 五 五

關東軍總司令官 海 津 大 將

裏面白紙

關總作命丙第九八號ニ基ツク軍軍醫部長指示

一 奉天俘虜收容所ニ於ケル防疫ハ俘虜ノ菌檢索ニ重點ヲ指向シ先ツ現在
多發シアル慢性下痢患者ノ腸管系傳染病源體檢索（赤痢菌、赤痢アメ
ーバ等）ヲ次テ「マラリヤ」原蟲其ノ他必要ナル檢索ヲ實施スルモノ
トス

ニ 菌檢索實施ノタメ必要ナル資材ハ關東軍防疫給水部本部ヨリ携行スル
モノトス
三 前項檢索ノ中多額ノ經費ヲ要スルモノハ豫メ申請スルモノトス

昭和十八年二月一日

關東軍軍醫部長 堀 中 將

裏面白紙

DefDoc#2003

EXH. NO

關總作命丙第九八號

關東軍命令

二月一日、十三時
新 京

右は營科保管書類の高なることを證明する

昭和廿貳年五月廿貳日

復員廳第一復員局 業務部 業務科長

事務官 井上 義弘

124

裏面白紙

奉天俘虜收容所月報二月號月報ヨリ拔萃

臨時防疫班作業狀況報告

昭和十八年二月廿一日

一、作業ノ狀況

閣總作命丙第九八號ニ基キ編成セラレタル關東軍防疫給水部臨時防疫班ハ二月十四日奉天ニ到着直チニ作業場ヲ奉天俘虜收容所内ニ開設シ作業ハ所長以下ノ努力ト奉天陸軍病院ノ積シ十九日ヲ以テ一應隔離者ノ腸管系病原体者ニ重點ヲ指向シ俘虜全員ノ病原体檢索ヲ

二、患者ノ狀況

下痢者ハ俘虜總數一三〇五名中二四七名ハ十九日現在便回数三回以上ノ者ニシテ陸軍屬ニ依リ下痢患者トシテ隔離病舎ニ收容セラレアル者一二四名ハ十九日現在下痢患者九〇名ナリ其ノ他ノ下痢者一二三名ハ自覺症狀尠キヲ以テ健康者ト起居ヲ共ニシアル狀況ナリ

三、病原體檢索ノ狀況

二月十三日ヨリ二十一日ニ至ル間ノ死亡者ハ五名ナリ
1、隔離病舎ニ收容セラレアル一二四名ニ對スル腸管系病原體檢索成績左ノ如シ

奉天俘虜收容所月報二月號月報ヨリ拔萃

臨時防疫班作業狀況報告

昭和十八年二月廿一日

一、作業ノ狀況

閣總作命丙第九八號ニ基キ編成セラレタル關東軍防疫給水部臨時防疫班ハ二月十四日奉天ニ到着直チニ作業場ヲ奉天俘虜收容所内ニ開設シ十五日ヨリ作業ヲ開始セリ作業ハ所長以下ノ努力ト奉天陸軍病院ノ積極的援助ニ依リ圓滑ニ進捗シ十九日ヲ以テ一應隔離者ノ腸管系病原体檢索ヲ終了シ、引續キ下痢者ニ重點ヲ指向シ俘虜全員ノ病原体檢索ヲ實施セリ

二、患者ノ狀況

下痢者ハ俘虜總數一三〇五名中二四七名ハ十九日現在便回数三回以上ノ者ニシテ所屬軍屬ニ依リ下痢患者トシテ隔離病舎ニ收容セラレアル者一二四名ハ十九日現在下痢患者九〇名ナリ其ノ他ノ下痢者一二三名ハ自覺症狀尠キヲ以テ健康者ト起居ヲ共ニシアル狀況ナリ

三、病原體檢索ノ狀況

二月十三日ヨリ二十一日ニ至ル間ノ死亡者ハ五名ナリ
1、隔離病舎ニ收容セラレアル一二四名ニ對スル腸管系病原體檢索成績左ノ如シ

127

部檢九例ノ眼の所見ハ細菌性赤痢若クハアメーバ赤痢ト判断セラレ大腸内容物等ニ就キ病原體檢索ヲ實施セル三例中一例ヨリ赤痢アメーバA型パラチフス菌ヲ一例ヨリ赤痢菌ヲ檢出セリ

五、臨床症狀
別冊ノ如シ

六、防疫ノ狀況
別冊防疫實施計畫ニ依リ第三期豫防法ヲ實施中ナリ

赤痢菌ハ異型菌ヲ主体トシ數例ノ本型菌アルモノノ如キモ更ニ精査中ナリ

2、腸管系病原體ノ混合感染例ハ左ノ如シ

赤痢菌	赤痢アメーバ	トリコモナス
赤痢菌	赤痢アメーバ	トリコモナス
赤痢菌	赤痢アメーバ	トリコモナス
赤痢アメーバ	トリコモナス	

3、浮腫全身ノ病原體檢索成績ニ就テハ後日報告ス

4、マラリヤ原虫ハ既往症アル者一七七名ノ檢索ニ於テ一八名ニ三日熱原虫ヲ二名ニ熱帶熱原虫ヲ證明セリ

6、其他一名ニ血中又ハ便中ヨリA型パラチフス菌ヲ檢出セリ

四、剖檢所見

病原體	陽性者	檢索人員ニ對スル百分比
赤痢菌	三	六%
赤痢アメーバ	一	二%
トリコモナス	一	九%
キロマチツクス	一	
トリコモナス	一	
赤痢菌	三	
赤痢アメーバ	五	

三 一 四 一

傾向等デアル
 外貌 容姿高度ニ衰へ羸瘦強ク骸骨ニ皮ヲ纏ヒタルガ如ク羸瘦ハ特ニ四肢ニ於テ著明デアル
 顔色蒼白眼窠陷凹シ眼光鈍麻鼻稜尖銳受動的ニ無氣力テ餘程前カラノ慢性消耗性疾患ノ伏在ガ看取サレル
 体温ハ詳檢セララルモ著シキ發熱ナク脈搏ハ搏數正常ナルモノ多ク著シキ徐脈ナシ重症例ニハ搏數増加シ性状規則正シキモ概シテ細小重症ナルニ於テハ觸知シ難キアリ
 意識ハ重症者モ著シキ障礙ナキガ如ク腦症等ナシ應答概ネ確實ニ見エ但重症者ハ尿ノ失禁アリ。器官ノ診ニ徵スルニ最後マテ意識明瞭ニシテ忽然不歸ノ容トナリシモノ多シト
 結膜及可視結膜ニハ症狀ニ應ジテ中等度以上ノ貧血ヲ現ス
 瞳孔ハ中等大散大乃至主縮少ニ傾キ對光反射ハ稍々遲鈍ナルガ如シ視力ノ障礙ハ著シカラス但角膜潰瘍（角膜軟化症）後ノ角膜白斑ヲ生ザルアリ。夜盲ハナシ
 聽力妨ナシ
 口腔可視粘膜炎血シテ蒼白咽頭ニハ充血ナシ蒼白ナル口蓋ニ血管ノ擴張ヲ透見スルアリ。出血潰瘍等ナシ
 舌ハ扁平ノ感表面ハ乳嚙萎縮シテ平滑濕潤此ノ萎縮度ハ症狀ト平行ス舌

奉天俘虜收容所ニ於ケル所謂戰爭
 營養失調症患者ノ臨牀症狀ニ就テ
 永山 診療部長
 昭一八、二、一七於奉天
 コレヒドール及バタアン攻略戰チ星軍ノ猛攻ニ遇ヒ降服シテ俘虜トナツタ米英ノ將士達ハ文字通りノ惡戰苦闘ノ上食物ノ不足寒露ノ侵襲等ニ惱マサレ疲憊ノ極度ニ達シテキタ。其ノ俘虜一四八五名ガアル目的ノ爲ニ奉天俘虜收容所（長松田大佐）ニ收容サレルコトニナリ客體カラ輸送サレタルノデアルガ輸送ノ途中敵派水艦ニ脅威セラレテ難航ヲ續ケル等止ムヲ得ザル給養劣惡不良等カラ俘虜健康狀況ハ一層惡化シ途中釜山其他ニテ既ニテ既ニ五七名ノ死亡者ヲ出スニ至ツタ。目下患者トシテ入室加獄中ノモノ一六〇名奉天陸軍病院ニ入院中ノ傳染病（主トシテA型「バ」ラチフス）八名現在健康者トシテ日々ノ業務中ノモノハ約三〇〇名前後ニ過ギナイ狀況デアル余ハ十七日所長以下ニ導カレテ戸村班長等ト共ニ其ノ入室患者一般臨牀症狀ヲ管見シ又本收容所醫官桑島中尉、大氣少尉ニ案内サレ見學ニ來合サレタ小林軍醫少佐等ト一緒ニ米英俘虜軍醫ヲ助手トシテ入室患者中今回ノ疾患ノ定型的ノ症例約二十例ニ付共々ニ詳細ニ檢診スルコトヲ得タ。其ノ臨牀所見ノ概要ヲ茲ニ摘録スル。

最モ主眼ナル症状ハ左腸骨窩ニ於テ有痛性ノ索狀物ヲ觸知スルコト多キ
 コトナリ索狀物ハ菲薄ナル腹壁ヲ透シテ若明ニ觸レ移動性ナク壓ニ過敏
 ナリ、中ニハ上記索狀物ハ觸レザルモ何トナク左腸骨窩ノ「デユフアン
 ス」ト壓ニ過敏ナル場合モアリ又左腸骨窩ニ於ケル局所的鼓腸ヲ觸ル、
 モノアリ右側ニ壓痛及腫物等ニ觸レタルモノナシ
 裏急後重ノ著シキモノハナキモ便意ヲ催スルノ初メ輕キ痙痛ヲ許フモノ
 アリ
 膝反射（膝蓋）ハ約半數ニ於テ著明ニ亢進約1/3ニ於テ減退足クローヌ
 スハ缺如ス
 「ケルニツヒ氏」症状陽性ナルアリ腓腸筋内頭部壓痛ハ一〇〇%ニ於テ
 存ス
 四肢末ノ知覺異常多少存スルアリ
 肘窩動脈管及股動脈管ハ約1/3ニ於テ聽診器ヲ強く壓スル時ニ於テノミ
 聽取スル程度但一例ニ於テハ容易ニ著明ニ聽取スルモノアリ
 出血及出血傾向一例ニ於テ（重症例）心窩部ヲ中心トシテ上下ニ約手掌
 大範圍ニ亘ツテ皮膚小出血部ヲ見ル「ルンベルレ」代「現象ハ一例ニ
 於テ陰性、血壓九五―七〇ノ如ク最大血壓ノ下降セル例アリ重症例ニ
 ハ此ノ傾向ヲ有ス
 其他皮膚ハ一般ニ乾燥シテ惡疫質性ニシテ皸裂多ク（顔貌モ年令ニ比シ

ニ「アフター」性潰瘍ノ存スルアリ
 頸部淋巴腺ハ多クハ數個ノ程度之ヲ觸ル壓痛等ナシ
 胸部、胸廓ハ細長鎖骨肋骨隆起シテ之ヲ算フベク打診上一般ニ反響ニ乏
 シキ低調音ヲ呈ス
 肺、肺界ハ右乳線上第五肋骨乃至第六肋間ナルモノ多ク心ノ擴張像ナシ
 呼吸音ハ若干ニ於テ粗裂ナル他著變ナク、二ニ急性氣管支炎ノ症狀ア
 ルモ偶發的合併症トスヘキ心音ハ一般ニ低調特ニ重症者ニ於テ然リトス
 時トシテ「モノト」ニツシユニ「脚」心尖部ニ於テ第一音不純或ハ軟性
 雜音第二音有響性ニ亢進シ從ツテ第二音ガ著明ニ聞エ心基部ニ於テハ
 第二肺動脈音時トシテ第二動脈音ガ亢進ス
 腹部ハ視診上著明ナル膨滿ヲ見ズ但鼓腸ノ若干強キモノアリ重症中ニハ
 舟狀若明ニ陷凹セルモノアリ腹壁靜脈ガ一見明瞭ニ擴張シ時ニ觸診上腹水
 水存在ヲ惟ハシムル波動ヲ證明スルアリ
 時ハ時トシテ其ノ濁音界擴張ヲ見ル程度ナルアルモ觸知スルノ例ナシ
 肝縁ハ倍々ニ觸ルモノアルモ多ク、觸知セズ但シ肝部ニ壓痛ヲ有スルモ
 ノ相當アリ
 肝ノ濁音界ハ肺肝界稍上昇ヲ見ハシムルト共ニ下界ハ明瞭ナラザルモノ
 多シ腹壁ハ觸診ニ方ニ腹壁緊張セルモノ多ク從テ軟キ空氣枕ヲ觸シ或ハ
 綿ヲ觸ル、ガ如キ感ヲ與フルモノハナシ

老人ニ見ユ。末期ニ四肢末ニ浮腫（手背足背）ヲ現スアリ（腹水ト共ニ浮腫傾向）

學丸ニハ浮腫ナシ贅疽ハナシ浮腫ノ軍醫ハ下腿ニ於ケル褐色苔狀皮膚（魚鱗狀苔）アルモノニ對シ「ベレグラ」トスルモ之ガ決定ニハ慎重ヲ要ス

其ノ他「レイ氏」病（下肢）或ハ特發性脫疽ヲ惜ハシムルモノニ例アリ又下肢末端ニ知覺過敏ヲ訴フルモノ相當見受ケタリ

主訴ハ下痢煩渴シ（中等症ニテ一日三立飲水）脱力感ヲ主トシ食思ハ割合ニ存スルモノ多シ

尿ハ一日數回一二十餘回水様便（粘液ヲ混スルアリ）血便ハ少シ泡沫ヲ混ズルアリ尿量ハ測定シアラザルモ多量ヲ惜ハシムルモノアリ特ニ夜間尿量ヲ増スト云フアリ

體質（要因）ノ概點カラ所長ノオ話ニヨレバ此等ノ浮腫ハ特ニ技術者ヲ採擇シタ關係上元來ガ体力ノ劣等ナル者ガ多イトノコトデアルガ診タトコロ診クモ体格ニ於テハ元來ガ麻痺性無力性體型ガ多敷ヲ占ムルノデハナイカト惟ハレル向ガアル

以上ハ重症例定型症狀ヲ呈スルモノノミニ付キテノ症狀ニシテ症例ヲ追加スルコトニヨリ多少ノ追加ヲ要スルモノアラシ以上ニ由テ接シ結言スルニ從來報告セラレアル所謂制瘦型戰爭營養失調症ニ該當シ

121-2

- (イ) 本症ノ基礎的症疾ハ慢性大腸炎型下痢症ナルモノ多ク腸管系傳染病就中細菌性赤痢及「アメーバ」其ノ他ノ原蟲檢索ニ重點ヲ指示スルヲ要ス又混合感染ニ注意スベキハ勿論ナリ
 - (ロ) 「マラリヤ」ノ既往症ヲ有スルモノ少カラズ脾腫大等ハナキモ潜伏性「マラリヤ」ハ次テ重視スルノ要アリ
 - (ハ) 若干ニ脚氣症狀神經炎ヲ呈スルモノアリ
 - (ニ) 然レドモ浮腫自身ガ考ヘアル如ク現在ノ狀況ハ單ナル營養不良或ハ「アピタシ」ノ「イザ」ヲ主体トスルモノニアラズ
 - (ホ) 出血及出血傾向浮腫（腹水）ハ重症慢性赤痢ニ見ルガ如キ型ナリ
 - (ヘ) 數名ハ極メテ重症予後樂觀ヲ許サザルモ缺余ハ治療ニヨリテ恢復ヲ約東シ得
- (内) 臨牀對策トシテ次ノ如シ
- 1、 寒蛋白血症ノ除去（吸收シ易キ蛋白質ノ授與牛乳最良就中連續輸血）
 - 2、 肝庇護療法（高張糖「インシュリン」VC VB注射或ハ其ノ經口的授與「レモン」肝製劑
 - 3、 原因療法「マラリヤ」「アメーバ」其ノ他ニ對シテ「ヤトレン」劑要スレバ「エメチン」「キニーネ」劑大蒜劑等
 - 4、 止下劑（アトロピン劑モヒ阿片劑）

129-1

VA24 自昭和十七年十一月
至昭和十八年十二月 奉天月報より抜萃

奉天俘虜收容所に於ける防疫實施狀況

本書類は當局に保管してある書類の正確な抜萃である事を証明する

昭和廿二年五月廿七日

俘虜情報局長官事務取扱 中 西 貞 喜

130-1

- 5、一般營養療法（消化促進劑、消化液分泌促進劑、乳酸菌劑）
- 6、水分供給（特ニげんのしよこ浸劑）
- 7、其ノ他（副腎皮質劑 VA VD 強心劑）
- 8、恢復期療法（吡素鐵劑各種 V 劑等）

129-2

證據第四號ノ二

VA24 自昭和十七年十一月
奉天月報より拔萃
至昭和十八年十二月

奉天俘虜收容所に於ける防疫實施狀況

本巻類は當局に保管してある資料の正原を拔萃てある事を證明する

昭和二十二年六月 日

俘虜情報局長官事務取扱

中 西 貞 喜

2277

E 3115
DefDoc 2001

一	一	一	一
ビ	セ	チ	バ
ー	リ	ー	ー
ル	酒	ズ	イ
			記
一	一	三	三
五〇	本	〇ケ	〇ケ
本			

左記

昭和十七年七月七日
 新加坡駐在武官
 (本平清次郎)

中將

御啓
 至々御壯健の段々賀候
 左記の品類か御慰問の意を表し度
 御慰申候
 折角御自重御自重一の程願ひ上候
 敬具

22
夏橋

no. 77

E 3115
DefDoc#2001

22
夏橋

拜啓

左記の品類が御意請の意を表し度
御厚け申候
折角御自重御自愛專一の程願ひ上候

敬具

昭和十七年七月七日

山下 中 將

少將

エム、ビーベックウイズ
ス ミ ス 殿

左記

一 ビ ー ル	一 セ リ ー 酒	一 チ ー ズ	一 パ ー タ ー ズ
一五〇本	一本	三〇ケ	三〇ケ

1317

1

證 明 書

此の寫眞（四葉）は英國元亡俘虜陸軍少將エムビーベックウイズミス
スの遺留品中にあつたものゝ寫であることを證明する

（原文は既に昭和二十一年二月二十五日當人遺族宛送附済である）

昭和二十二年三月十四日

俘虜情報局長官 中西貞喜

131-2

no. 79

E 3116
Def. Doc. 2113

133

昭和二十二年六月十一日
（大正十一年）

非難妨害ノ例

證據第八號

高橋

各所長ヨリ同時資料拔萃
（各所長ヨリ同時資料拔萃）
る拔萃なる事を證明する

俘虜情報局長官事務取扱 中 西 貞 喜

no. 79

E 3116

Def. Doc. 2113

證據第八號

高橋

非難妨害ノ例

(函館大阪件府收容所長ヨ同時資料拔萃)

本巻は當局保管書類の正確なる拔萃なる事を證明する

昭和二十二年六月十一日

俘虜情報局長官事務取扱 中西貞喜

132

裏面白紙

證據第八號

非難妨害の例

イ、昭和二十年三月十一日函館憲兵分隊宛に次の投書がありました「單は捕虜と國民と何れを大切にする積りか、國民を無視して捕虜を可愛がれば戦争に勝てるか。我々は一日に三合足らずの配給で十二時間以上の仕事をしてゐるではないかこんな有様では國家の前途が思ひやられる」

(函館俘虜收容所長細井大佐の報告)

ロ、日本通運大阪海田派遣所の各作業場に於て支給する俘虜の補食を國民が盗視「我々日本國民は一日に此の俘虜の一回の補食よりも少ない量しか貰へないのに俘虜は一日分の食争の他にこんな澤山の補食を貰つて居る俘虜を優遇しすぎる」として現場に於ける日本指導員班長を殴打せし事實あり

(大阪俘虜收容所長村田大佐の報告)

裏面白紙

E 3117
Def, Doc, No, 211

Exh, No,

22
葛橋

（水戸藩）
新田重成
（水戸藩）
新田重成
（水戸藩）
新田重成

自分競役圖ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ如ク供述致シマス

葛木貞夫其他

東京國標專裁判所
亞米利加合衆國其他

供述者 高木 登
供述者 高木 登

E 3117
Def, Doc, No, 2114

Exh, No,

21
葛橋

自分競殺罪ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣讀ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

宣讀供述書

供述者

高木

登

對
葛木貞夫其他

亞米利加合衆國其他

板東國標軍事裁判所

裏面白紙

一、私は本籍大阪市北區老松町二丁目二番地で現住所兵庫縣西宮市神呪天神
 下拾五番地に住み當五拾二歳の者であります
 二、私は昭和十六年四月より現在に至る迄大阪市西區川口町大阪沿岸荷役統
 制組合に勤務している者であります
 三、私は昭和十八年九月頃大阪市港區大阪俘虜收容所本所に於て同所長陸軍
 大佐村田宗太郎氏が俘虜使用關係者の診察を求めその席上で別紙の旨の
 訓示をお爲されたことに相違ありません

A 訓示

俘虜ハ敵國人ナガラ立派ナ軍人デアル令ハ俘虜トナリ自由ヲ失ヒ武器
 モナク赤子ト同ジデアルカラソレフノ言チ能力又ハ其ノ能ノ私的制裁
 チ行フモノデハナイ違反者ガアレバ當收容所ニテ國際法ニ依リ公平ナ
 ル處罰チ行フモノデアルカラ諸君ハ立派ナ人ニ對スル待遇チセネバナ
 ラナイ

B

作業ニ依リテ身体ヲ悪クシテハナラヌカラ收容所ハ勿論疲勞先ニ於テ
 モ出來ルダケ飲食物其ノ能衛生ニ注意シ多分ノカロリーチ給與サレル
 處實行シテモラセタオノデアアル云々

以上

裏面白紙

良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

宣

誓

書

(署名捺印)

高

木

登

裏面白紙

137

昭和二十二年（一九四七年）五月拾三日於大阪市

西區川口町參拾六番地

洪 述 者 高 木 登

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣讀シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日於同所

立會人 西村良一

裏面白紙

D.D. No. 1999

証 據 第 十 号
1919年 11月 19日

<p>二十二年八月</p> <p>一、一般配給 705斤</p> <p>二、補給量 570斤</p> <p>三、補給量 536斤</p>	<p>十九年六月</p> <p>米 705斤</p> <p>麥 一六五瓦</p> <p>内一割へ補助又ハ 米價ヲ以テ代用ス ルヲ本則トス</p>	<p>二十一年五月</p> <p>一、一般配給ノ甲給割 米 705斤</p> <p>二、補給量 570斤</p> <p>三、補給量 536斤</p>	<p>十九年六月</p> <p>米 705斤</p> <p>麥 一六五瓦</p> <p>内一割へ補助又ハ 米價ヲ以テ代用ス ルヲ本則トス</p>	<p>二十二年七月</p> <p>一、一般配給 705斤</p> <p>二、補給量 570斤</p> <p>三、補給量 536斤</p>	<p>二十一年五月</p> <p>一、一般配給ノ甲給割 米 705斤</p> <p>二、補給量 570斤</p> <p>三、補給量 536斤</p>	<p>二十二年七月</p> <p>一、一般配給 705斤</p> <p>二、補給量 570斤</p> <p>三、補給量 536斤</p>	<p>二十一年五月</p> <p>一、一般配給ノ甲給割 米 705斤</p> <p>二、補給量 570斤</p> <p>三、補給量 536斤</p>	<p>二十二年七月</p> <p>一、一般配給 705斤</p> <p>二、補給量 570斤</p> <p>三、補給量 536斤</p>	<p>二十一年五月</p> <p>一、一般配給ノ甲給割 米 705斤</p> <p>二、補給量 570斤</p> <p>三、補給量 536斤</p>	<p>二十二年七月</p> <p>一、一般配給 705斤</p> <p>二、補給量 570斤</p> <p>三、補給量 536斤</p>	<p>二十一年五月</p> <p>一、一般配給ノ甲給割 米 705斤</p> <p>二、補給量 570斤</p> <p>三、補給量 536斤</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

右の通相違なき事ニ証明する
昭和二十二年七月九日

元陸軍省經理白衣糧課長 下川又男

備考 1. 存貯ノ米穀ハ配給ノ別ト異一トス 2. 海外寄附ノ米穀以下ノ米穀輸入ノ状況ハ國民配給ト別帳
不十分アリ

証 據 第 十 号
1979

種別	昭和十六年十二月	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年	昭和二十一年	昭和二十二年
米	786,000石						
麦	186,000石						
豆	350,000石						
其他

右の通相違なき事ニ証明す
昭和二十二年五月九日

元陸軍省經理白衣務課長 下川又男

備考 1 存貯ノ増減ハ前年ノ資料ト同一トス 管外者タル將校以下ノ消費物入手状況ハ國民配給ト別紙不十分アリ

no. 87

P.O. 1999 exhibit 10

高橋

BY:	
OFFICE. Photo	tion
 Sign	ps
U.S.	ty

m.82

PP
DefDoc 1998

2-2-1-1
 2-2-1-2
 2-2-1-3
 2-2-1-4
 2-2-1-5
 2-2-1-6
 2-2-1-7
 2-2-1-8
 2-2-1-9
 2-2-1-10
 2-2-1-11
 2-2-1-12
 2-2-1-13
 2-2-1-14
 2-2-1-15
 2-2-1-16
 2-2-1-17
 2-2-1-18
 2-2-1-19
 2-2-1-20
 2-2-1-21
 2-2-1-22
 2-2-1-23
 2-2-1-24
 2-2-1-25
 2-2-1-26
 2-2-1-27
 2-2-1-28
 2-2-1-29
 2-2-1-30
 2-2-1-31
 2-2-1-32
 2-2-1-33
 2-2-1-34
 2-2-1-35
 2-2-1-36
 2-2-1-37
 2-2-1-38
 2-2-1-39
 2-2-1-40
 2-2-1-41
 2-2-1-42
 2-2-1-43
 2-2-1-44
 2-2-1-45
 2-2-1-46
 2-2-1-47
 2-2-1-48
 2-2-1-49
 2-2-1-50
 2-2-1-51
 2-2-1-52
 2-2-1-53
 2-2-1-54
 2-2-1-55
 2-2-1-56
 2-2-1-57
 2-2-1-58
 2-2-1-59
 2-2-1-60
 2-2-1-61
 2-2-1-62
 2-2-1-63
 2-2-1-64
 2-2-1-65
 2-2-1-66
 2-2-1-67
 2-2-1-68
 2-2-1-69
 2-2-1-70
 2-2-1-71
 2-2-1-72
 2-2-1-73
 2-2-1-74
 2-2-1-75
 2-2-1-76
 2-2-1-77
 2-2-1-78
 2-2-1-79
 2-2-1-80
 2-2-1-81
 2-2-1-82
 2-2-1-83
 2-2-1-84
 2-2-1-85
 2-2-1-86
 2-2-1-87
 2-2-1-88
 2-2-1-89
 2-2-1-90
 2-2-1-91
 2-2-1-92
 2-2-1-93
 2-2-1-94
 2-2-1-95
 2-2-1-96
 2-2-1-97
 2-2-1-98
 2-2-1-99
 2-2-1-100

本館は、同局保管書類の正確なる採萃である事を證明する
 俘虜使用者より給與せられた補食状況

Exh NO

- SB
- 12
- 14
- 15
- 16
- 17
- WB
- 7
- 9
- 16
- より採萃

證據第十一號

一日

俘虜情報局長官事務取扱
 中西貞喜

139-1

20.82

22
194

Pp
DefDoc 1998

Exh NO

證據第十一號

俘虜使用者より給與せられた補食状況
本書は當局保管書類の正確なる抜萃である事を證明する

SB
12
14
15
16
17
WB
7
9
16
より抜萃

昭和二十二年七月一日

俘虜情報局長官事務取扱
中 西 貞 喜

139-1

三井物産別業所（北海道別業所）

A 要求セラレタコトナキモ時式ニ應ジ現場給食ヲ與ヘタリ、
 B 會社ノ土地約五町歩ヲ使用、蕎麥、南瓜、馬鈴薯ノ他ヲ耕作セリ、
 ソノ際蕎麥種二俵、馬鈴薯十俵ノ他種物ヲ補給セリ。本耕作ニ際
 シテモ併テ過勞ナラシメザル爲メ分所長ノ配慮カラ馬ノ貸與方依頼
 アリ之ヲ資與セリ、將來馬一頭ヲ收容所ニ請ヘル爲購入手配中ナ
 リタリ（SB 12 1 2）

ニ 淺野セメント株式会社會社上磯工場（西館）

毎月雜穀ノ補食要求アリ。勞働時配中ヨリ毎月三四俵糶通ス。夜勤者
 ニ對シテハ毎日一人當リ一台ノ給食ヲナス。間食トシテ食パン、馬鈴
 薯ノ他入手出來得ル限りノ配給ニ於テ給食ヲ行ヘリ。

三 日本鑛業株式会社淺野船渠（濱濱市神奈川區）

歴代所長共補食食糧取付方ヲ要求スル所アリタリ。

會社ハ當時物資取付極メテ困難ナル折柄ニモ拘ラズ當初晝食時ニ各人
 ニウドン井一杯宛ヲ補給シアリシガ、ウドンノ手持ナクナルニ及ビ之
 ガ代リトシテ乾麺等ヲ補給セリ。然ルニ食糧事情愈々逼迫シ是等主
 食ノ入手全ク不能トナルニ及ンデ之ガ代用トシテ野菜等ヲ購入シ補食

ス。尙符ニ歐米人ノ體質ニ適ミ牛ノ血液及ビ内臓等ヲ補食セル外嗜好
 品トシテ紅茶、煙草、鹽及ビ時季ニ應ジタル野菜類ヲ補食ス（SB 14）

四 日本鑛業株式会社日立鉱山事務所（茨城縣日立町）

夜間作業者ニ對スル補食食糧トシテ一人一日米麥一四〇瓦、代用食
 ノ易合ハソノ倍額ヲ要求サレ、會社トシテハ之ニ應ジ毎月一回一
 ケ月分宛配給セリ（SB 14）

五 日清製糖株式會社工場（横濱市）

ニ 食糧

(一) 當社ハ本業ガ食糧品工業ナル故研九用小麦粉ヲ毎月十袋乃至十五
 袋、ソノ他食パン、食糧油及ビ鹽田ヲ適時支給以外ニ當社員諸
 ニ於テ特別支給シ居リタル爲、量及ビ内容ニ就キテハ寧ろ當時ノ
 内地人以上ノ給食状況ニシテ健康上十分ナリト認ム

(ホ) 軍及ビ派遣所職員ハ當ニ食糧蒐集ニ苦慮シ野菜不足等ハ當工場隣
 地ノ日本發送電會社敷地數百坪ヲ借受ケ勞務ノ余暇ヲ利用シテ自
 作農耕セシメテ補給シ又軍ヨリノ希望ニヨリ適時會社ノ特別購入
 品ヲ會社ノ負擔ニ於テ支給シ居タリ（SB 14）

六 電氣化風工業青海工場（新潟縣青海町）

一 糧食ハ軍規定量通り給與シ之ヲ軍ノ監督並駐立ノ下ニ俘虜ニ於テ

調理ヲナシ常食トナシタリ
 存貯菜養ノ爲一ヶ月ニ牛豚山羊等ヲ飼ニテ買入レ差額ハ使用者側工
 場ニ於テ負擔シ密殺ヲナシ更ニ果物、トマト等ヲ澤量給與セリ
 就勞務ニ於テハ軍規定量外ニ工場内ニ給食係ヲ設ケ同食トシテ蒸バ
 ンヲ支給セリ

- 1 夜勤々務者ニハ 二個(米一合五勺)
- 2 昼勤々務者ニハ 一個(米一合)
- 3 電運勤務者ニハ 食鹽、味噌(WB17)

以 信越化驗工業株式會社直江津工場(直江津)

使用者側ニ折々集合ヲ求メ野菜、魚肉類ノ要求アリタリ。仍而當工場
 トシテモ最高度ニ補給セリ。此金額壹万參千九拾貳圓也。別ニ二十
 年度六、七、八月ノ最モ野菜不足セシ折ハ工場ニ於テ單獨ニ補給セリ
 日滿十九年九月ヨリ常續的ニ工場ニ於テ露飯二〇〇瓦ヲ昭和二十年
 八月十五日迄繼續補給セリ。

榮養補給トシテ工場ニ於ケル補給ハ
 肉汁自昭和十九年九月至昭和二十年八月
 果物時季ニ應ジ林檎、柿、密柑等ヲ支給ス (SB114)
 ハ 電氣化驗工業株式會社青海工場(新潟縣青海町)
 イ 俘虜ニ對スル補食ノ爲軍使用者側相協力ノ下ニ補食ニ努力ス

(甲) 工場内ニ給食係ヲ設ケ同食トシテ蒸パンヲ支給ス

- 一 夜勤々務者ニハ 二個(米一合五勺)
- 二 昼勤々務者ニハ 一個(米一合)
- 三 電運勤務者ニハ 食鹽、味噌

(乙) 月一回優良俘虜ノ表彰ヲ兼ネ補食トシテ

- 一 煙草、果物類ヲ支給ス(俘虜使用者側ヨリノ寄贈ニ依ル)
- 二 牛乳、食肉、食牛、鶏卵、野菜、馬鈴薯等ヲ副食物トシテ給與ス

九 日本實業株式會社富山製糖工場(富山市)

3 根岸分所長補食ノ提供方要求アリタルニ付工場側ヨリ左記ノ補食ヲ
 提供セリ(左記ハ軍配給以外ニ工場側ヨリ提供セルモノナリ)

- 胡瓜五〇貫 キヤベツ三〇貫 大根五〇貫 ホーレン草十五貫 蕪
- 三〇貫 白菜六〇貫 休菜三〇貫 冷凍野菜一二〇貫 ワカメ(海
- 草)三〇貫 馬鈴薯二六〇貫 柿四〇貫 鱈六〇貫 醬油二斗 味
- 噌二〇貫 烏賊六三貫 練二一貫 醬二八貫 皮刺ギ六三貫 豚肉
- 三〇貫 ソノ他ノ魚類六〇貫 (SB115)

一〇 日本實業株式會社(名古屋市中)

3 會社内ノ補助ハ一日分「五〇〇」カロリーヲ補充スル兼要求アリ

會社内ノ特別ノ施設ト食堂ヲ設ケ存続ノ仲間ヲ調理セシメ毎日「五〇
 〇」カロリーヲ目標トシテ補食ヲ實行セリ殊ニ脂肪分ノ補給ニ苦心セ
 リ (SB 115)

一三 三麥生野嶺山 (兵庫縣生野町)

3 分所長ヨリ補食要求アリ左記ノ品供給ナセリ

小麦粉 (二二廷入) 三〇俵 白糖 (十貫入) 五俵 鮮魚九五貫 二

十世紀四六〇圓 干畑 (十貫入) 一〇俵 夏蜜柑二〇〇貫 ビール

四八二本 取回源四〇〇圓等 (SB 116)

一二 日立城港造船所 (大阪市)

派遣存続ノ給與

ト補食トシテ牛骨、涼等ヲ會社ニテ補給更ニ會社勞役場ニ於テハ増産

焼、雞次等ヲ與フ (WB 19)

一四 株式会社曾根島組

存続ノ補食ニ關シテハ分所長並ニ收容所職員ヨリ要求ヲ受ケタルノ

ミナラズ勞務ニテモ本所長並ニ分所長ノ方針ニ依ル存続ノ補食並ニ

勞役等ノ重要ナルニ盡ミ補食給與ニ關シテハ特ニ協力ヲ惜シマズ當

地方ニテ強力入手給與スルニ努ムルノ外邦人勞務者特配用トシテ配

給ヲ受ケタル食糧品ノ一部ヲ割キ給與シタルモノナリ

(甲) 補食追加費額表

一 期間別主要食糧給與状況

A 昭和十七年十二月ヨリ十八年十月二十日迄

白米 (一名富リ一合二勺分量) 及野菜等ノ混炊食

正材給與数量 白米 一、二、三八八廷

野菜 八、二〇〇廷

B 昭和十八年十月二十一日ヨリ十九年一月二十三日マデ

大型食パン (一名富リ一個) 及魚菜スー卜

主材給與数量 大型食パン 一、三三六個

野菜 一、六五〇廷

C 昭和十九年一月二十四日ヨリ十九年四月三十日迄

白米、大豆 (一名富リ一合分量) 及野菜混炊食

主材給與数量 白米 三、〇二〇廷

大豆 三、一二二廷

野菜 二、一〇〇廷

D 昭和十九年五月一日ヨリ二十年三月二十九日迄

白米、大豆 (一名富リ約一合分量) 及野菜、

主材給與数量 白米 五、二九二廷 牛骨等スー卜

大豆 五八八疋
 野菜 三、四一〇疋
 三全期間ヲ通シタル食糧品給與量

白米	二〇、七〇〇疋	果實	一、二八一疋
大豆	九〇〇疋	綠茶	六九疋
大型食パン	一二、五一六疋	香辛調味料	一二〇疋
野菜	一五、五六〇疋	味噌及食鹽	四二五疋
乾燥野菜	四八〇疋	米	五、八五〇疋
鹽干魚類	一、〇六〇疋	牛骨	八〇六疋
漬物	八二五疋		

(SB 1 16)

一 大江山ニツケル嶺山

3 俘虜ニ對スル補給食糧ノ取得等ニ關シ分所長以下ガ貴方ニ要求セシ
 狀況並ニ充足ノ實情
 第一次俘虜受入ヨリ約一ヶ月余ヲ経過セル昭和十八年十月二十一日
 ヨリ陸軍中尉羽岡分所長ノ要求ニ依リ左ノ事項ヲ實施シ居リタルモ

當時ノ食糧逼迫ノ狀況下ニ於テハ分所長ノ要求ノ完全充足ハ極メテ
 困難ナリキ
 一 作業現場ニ於テ毎日食糧時野菜二〇〇瓦、魚骨、魚肉ヲ若干混入セ
 ルスープロ補給セリ尙作業能率ノ上昇セル日ハ体力ノ回復ヲ圖ルタ
 メ作業終了時野菜二〇〇瓦及米七〇瓦ヲ混入セル雜炊ヲ給與セリ
 二 港灣荷役作業ハ重労働ナルニ鑑ミ出役セル者ニハ一日一人宛八合ノ
 大豆ヲ補給セリ
 三 晝夜交替ニテ製 作業ニ從事セシメタルトキハ夜勤者ニハ一日パン
 (七五瓦)一、二個ヲ補給セリ
 四 昭和十九年二月ヨリハ熱量ノ増加ヲ圖ルタメ收容所内ニ於テ俘虜全
 員ニ對シ牛血、牛臓物、牛骨一ヶ月十頭分入手困難ノトキハ八月三頭
 分 平均スレバ一ヶ月五頭分程度ヲ補給セリ
 五 ソノ他適時魚粉、鮮魚、鹽乾魚、香辛料、果實等補給セリ
 右補給ニ要セン調味料(味噌、醬油、鹽等)魚類及其他ノ物資ハ一般
 從業員ノ配給ヲ割キテ迄存貯ノ爲ニ支給シ邦人ノ食糧配給少キニモ拘
 ラズ從業員以上ニ給與セシメタメ會社從業員ハ素ヨリ地元官公署並部落
 民ヨリ會社側ハ非常ナル非難ヲ受ケタリ (SB 1 16)

一五 日立造船株式会社因島造船所

(イ) 分所長野本大尉ノ要求ニヨリ一級従業員ノ四時間残業以上ノ勤務者
ノミ支給サレタル残業加配米(一日二四〇瓦)ヲ存貯ニ對シテハ八
時間労働ニ對シ特別ニ支給セリ

(ロ) 分所長野本大尉ノ要求ニヨリ富所ガ密柑、甘藷ノ名産地ナルタメ相
當量ヲ酒保品ノ他トシテ支給セリ

(ハ) 收容所長野本大尉ノ要求ニヨリ存貯寄宿舍ハ一級工場配給品以外ニ
特ニ委任經理トシテ臨時物資ヲ購入スルヲ得シメタリ

(ニ) 收容所長野本大尉ノ要求ニヨリ小舟ヲ購入シ周邊ノ島々ニ出掛ケ生
鮮食料品ノ獲得ニ努力セリ (SB 1 17)

一六 豊門地區運送業會

荷役作業就勞ノ場合ハ尋常者ヨリ中食米二〇〇瓦ノ握飯ヲ給食並其三
本追加給(長時間就勞ノ場合ハ更ラニ給食並ニ其増配ス) (WB 1 16)

一七 住友産糧業所北松浦炭坑
算給庫以外ニ頼山ヨリ小麦粉一口ニ付一合宛給與セリ外ニ密柑類ヲモ
支給セリ (WB 1 16)

no. 83. E 3118
Def. Doc 1997

22-9-8 (121)
新田町又新田町
(大井町)

No.
VA 7
VA 12
VA 57
VA 58
VA 76

22
高橋

より抜萃

阪、普通寺、福岡一給與調査表

本會は當局保管書類の正確なる抜萃であることを證明する。
昭和二十二年五月二十六日

併録情報局長官専務取扱 中西貞喜

no. 83. E 3118
Def. Doc 1997

zh. No

VA 7
VA 12
VA 57
VA 58
VA 76

22
高橋

より抜萃

俘虜收容所（東京、大阪、善通寺、福岡）給與調査表

本書は營局保管書類の正確なる抜萃であることを證明する。

昭和二十二年五月二十六日

俘虜情報局長官學務取扱 中西貞喜

144

1

裏面白紙

俘虜收容所（東京、大阪、普通寺、福岡）給與調査表

裏面白紙

東仔牧主食、副食状況表 (東仔月報附一、九、四)
附表第六

所別	主	副	分		附屬病室	本所	養價算定表			總				
			主	副			蛋白質	脂肪	糖算		量計	量		
三	主	副	主	副	主	主	主	主	主	主	主			
分	食	食	食	食	食	食	食	食	食	食	食			
	三九〇、〇七〇	二二六、八六五	三九〇、〇七〇	二一六、八六五	三九〇、〇七〇	三九〇、〇七〇	二二六、八六五	三三三、九三五	一九七、九一八	一、九七三、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇	二二六五二六	六五七、〇〇五	三、三三三、〇六八
	二八八、六四八	二〇九、六〇〇	二八八、六四八	二〇九、六〇〇	二八八、六四八	二八八、六四八	二〇九、六〇〇	二四六、五〇七	七六、一一三	一、七八九、七四九	四三三、九九五	二一五、四二〇	八四九、三〇〇	三、〇〇三、八一〇
	一一六、三三八	三三三、九三五	一一六、三三八	三三三、九三五	一一六、三三八	一一六、三三八	三三三、九三五	二四三、〇一三	一、九七五、〇〇〇	二六七、〇〇五	二六七、〇〇五	二六七、〇〇五	二六七、〇〇五	三、二八一、八五三
	三三三、九三五	一〇三、六八五	三三三、九三五	一〇三、六八五	三三三、九三五	三三三、九三五	一〇三、六八五	一、九七三、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇	三、〇五七、五四九
	一九七、九一八	一、九七三、〇〇〇	一九七、九一八	一、九七三、〇〇〇	一九七、九一八	一九七、九一八	一、九七三、〇〇〇	三、二五六、三二九						
	一、九七三、〇〇〇	二六七、〇〇五	一、九七三、〇〇〇	二六七、〇〇五	一、九七三、〇〇〇	一、九七三、〇〇〇	二六七、〇〇五	三、二五六、三二九						
	二六七、〇〇五	三、二五六、三二九	二六七、〇〇五	三、二五六、三二九	二六七、〇〇五	二六七、〇〇五	三、二五六、三二九							
	三、二五六、三二九													

裏面白紙

六派	五派		四派		三派		二派		一派		五分		四分	
副食	主食	副食	主食	副食	主食	副食	主食	副食	主食	副食	主食	副食	主食	副食
	三九〇、〇七〇	一一一、一二三	三九〇、〇七〇	一四七、九三〇	三九〇、〇七〇	一六九、一〇七	三九〇、〇七〇	一四〇、七〇三	三九〇、〇七〇	一八七、三七〇	三九〇、〇七〇	一五三、七八四	三九〇、〇七〇	二〇四、九九五
	三一三、九三五	一一八、七〇四	二二三、九三五	二八三、八〇四	三一三、九三五	一七九、二二三	三一三、九三五	一一七、七七四	三一三、九三五	三〇五、八九三	三一三、九三五	一七八、〇五一	三一三、九三五	一八〇、七五八
	一、九七三〇〇〇	一六〇、〇〇五	一、九七三〇〇〇	二二三三一一	一、九七三〇〇〇	一六九六六六	一、九七三〇〇〇	一九七三〇二	一、九七三〇〇〇	一五一九二二	一、九七三〇〇〇	二六八一八六	一、九七三〇〇〇	二二〇七二二
	二六七七、〇〇五	四〇〇、三三七	二六七七、〇〇五	六五四、〇四五	二六七七、〇〇五	五二八、二八六	二六七七、〇〇五	四五五、七七九	二六七七、〇〇五	六四六、一八四	二六七七、〇〇五	六〇〇、〇三一	二六七七、〇〇五	七〇六、四五五
		三、〇七七、三三七		二、三三一、〇五〇		三、一九五、二九一		三、一三二、七八四		三、三三三、一八九		三、二七七、〇二六		三、三八三、四六〇

裏面白紙

十五派		十三派		十二派		十一派		十派		九派		八派		七派	
副食	主食														
三〇一、〇八七	三九〇、〇七〇	一九三、〇八五	三九〇、〇七〇	七三、四八六	三九〇、〇七〇	二二八、二五五	三九〇、〇七〇	二〇三、八四九	三九〇、〇七〇	一三六、七七七	三九〇、〇七〇	一三四、六三三	三九〇、〇七〇	一九六、六二二	三九〇、〇七〇
一六四、〇六一	三二三、九三五	一三三、九三五	三二三、九三五	一二三、九三三	三二三、九三五	二二三、〇三二	三二三、九三五	三三三、七二四	三三三、九三五	一〇八、一二二	三三三、九三五	二〇四、七五四	三三三、九三五	二八五、六二五	三三三、九三五
一五二、二〇七	一、九七三、〇〇〇	一三三、二六七	一、九七三、〇〇〇	一六二、二四〇	一、九七三、〇〇〇	一七一、一六一	一、九七三、〇〇〇	二〇一、六三三	一、九七三、〇〇〇	二六三、二三八	一、九七三、〇〇〇	二七八、七一〇	一、九七三、〇〇〇	二六九、七三九	一、九七三、〇〇〇
五二六、三五五	二六七七、〇〇五	三〇四、九一八	二六七七、〇〇五	三五八、五四八	二六七七、〇〇五	六三三、四三八	二六七七、〇〇五	七四〇、一六六	二六七七、〇〇五	五二六、一二七	二六七七、〇〇五	八三八、一一七	二六七七、〇〇五	七五、九九五	二六七七、〇〇五
三、一九三、三六〇		三、一八一、九二三		三、〇三五、五五三		三、三〇九、四四五		三、四一七、一七一		三、一八九、一三二		三、三一五、一一二		三、四二九、〇〇〇	

裏面白紙

167

新研究所	以河蓋技	十六	
		主 食	副 食
副 食	主 食	副 食	主 食
一九六、一〇五	三九〇、〇七〇	二〇〇、八八二	三九〇、〇七〇
八三、九七五	三一三、九三五	一七七、六八三	三一三、九三五
五三五八九九	一、九七三〇〇	二〇三〇九〇	一、九七三〇〇
八一五、九七九	二六七七、〇〇五	五八〇、六五五	二六七七、〇〇五
三、四九二、九八四	三、二五七、六六〇		

備考

一、一分ハ第一分所、二派ハ第二派遣所ヲ示ス

裏面白紙

食 副				食 主				品 目	給 與 量 (瓦)		
類 菜 野 生	類 肉	計	バ	高	大	精	玄				
粉 類	根 菜 類	葉 菜 類	鮮 魚 類	精 肉 類	計	ン	梁	豆	麥	米	分
一〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇	一〇	七〇〇	二四〇	八〇	八〇	一五〇	一五〇	
三二	一〇五	三一	八六	五二	二二、二六〇	六七〇	二七二	三一九	四九七	五〇一	熱
八〇〇	二〇〇	九〇〇	三〇〇	二〇〇	九〇〇	三〇〇	七〇〇	一〇〇	四〇〇	四〇〇	量
乾ソバ等	小麦粉、白玉粉、片栗粉、乾うどん、素メン	小麦、ネギ、茄子、瓜、菜、玉ネギ、大根、れん草、カブ、サヤ豆、コンニャク等	魚、川魚、貝類、カマボコ等	牛肉、豚肉、兔肉、鶏肉、鱈肉、鶏卵		食パン三八〇瓦ハ米麥二四〇瓦ニ換算セルモノトス	高粱、玉蜀黍等	大豆、厚扁大豆、撒大豆等	精麥、挽割麥、押麥等	精米、玄米、外米、	精

大伴 收給食標準分量並ニ養價基準表 (大正月報昭一九、五附表第八)

裏面白紙

表八甲二 (田役者) ニ對スル給養標準分位トス

總計	食					副				
	茶果食類	食鹽	脂油	砂糖	調味醬油	漬物類	豆類	油揚	藻類	乾物類
一四二八	二二	三〇	一〇	二五	五〇	二〇	二〇	二〇		三〇
三一二五	八	二七九	三九	五	七五	一	五一	七九		七〇
四〇〇	七〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	七〇〇	三〇〇	五〇〇	七〇〇		〇
	茶、菓子、果物、香辛料、カシ、梅干等		牛脂、豚脂、バター、種油、其他動物性食用油	白、赤、黄糖、食糖等	醤油、ソイソース、粉味噌等	漬物、大根、菜漬、瓜漬、干漬、梅干、栗、栗漬、福神漬、辛子漬等	豆腐、凍豆腐、凍豆腐等	薄揚、厚揚、油揚、夜モドキ等		大豆、小豆、ウズラ豆、綠豆、サヤ豆、若布、昆布、松茸、干瓢、切干大根、乾燥野菜、薄揚、厚揚、油揚、夜モドキ等

裏面白紙

二	一	本	所	名
(2,373)	2,365 (2,348)	2,443 (2,431)	主	勞働區 食
(433)	287 (455)	375 (279)	副	食
(2,806)	2,652 (2,804)	2,718 (2,710)	計	食
		1,985 (1,985)	主	甲普通食 食
		375 (279)	副	食
		2,361 (2,264)	計	食
		1,363 (1,367)	主	將校食 食
		375 (279)	副	食
		1,738 (1,646)	計	食
		(1,985)	主	分 特別給食 食
		(279)	副	食
		(2,264)	計	食

善俘收主食副食費率表（善俘月報昭一九、一二附表第七及昭二〇、三附表第七）

俘虜食費算定表

昭和一九、一二
昭和二〇、三

裏面白紙

154

借 考	(四 三 派 分)	三 分
一、本表ノ養價ハ昭和十六、一、二八兵食養價算定表ニヨリ算定ス	2,397 (2,397)	2,397 (2,397)
	409 (522)	307 (325)
	2,806 (2,919)	2,704 (2,723)
	(1,938)	1,838 (1,838)
	(522)	307 (326)
	(2,460)	2,145 (2,164)
	(1,326)	1,326 (1,326)
	(522)	307 (326)
	(1,848)	1,635 (1,652)

裏面白紙

所 名 區 分	給 食 量	平 均 給 食 量	代 理 日 食 量	計 食 量	標 準 分 量	給 食 分 量
一 分	七〇五	四五九、四	二二九、六	六八九、〇	一〇一三、〇	六〇八、五
二 分	〃	六八九、九	二九、二	七一九、〇	〃	八〇七、一
三 分	〃	六一九、〇	六九、五	六八八、五	〃	六七一、〇
四 分	〃	四六八、九	二二八、五	六九七、四	〃	五八八、六
十 四 分	〃	六六二、〇	八四、〇	七四七、〇	〃	八六三、四
十 七 分	〃	四八九、〇	一七六、一	六六〇、一	〃	六八八、〇
二 十 一 分	〃	四五七、八	二二九、〇	六九六、八	〃	八九六、五
二 十 二 分	〃	七八二、〇	二四、二	七〇七、二	〃	八八〇、三
二 十 三 分	〃	〃	〃	〃	〃	〃

昭和三十二年食糧状況表（昭和三十二年報昭二〇、二附表第八第十抜萃）

裏面白紙

十二派	十一派	十派	九派	八派	六派	五派	四派	三派	二派	一派	十三派	二十五分	二十四分
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	七〇五
七二〇、三	五四八、〇	六四四、〇	四七二、〇	五一二、四	三〇〇、〇	三九九、〇	四五五、五	六三三、〇	五四四、〇	四九一、三	六〇四、二	四五四、四	
〇、	一六六、三	六〇、八	一九二、九	〇、	四六八、一	三七三、〇	一八九、七	五八、八	一八八、五	九〇、九	五三、五	二二三、三	六
七二〇、三	七一四、三	七〇五、〇	六六四、九	五一二、四	七六八、一	七七二、〇	六四五、二	六九一、八	七三二、五	五八二、二	六九三、七	六八八、〇	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	一〇一三、〇
七四二、〇	八〇四、〇	一〇二一、〇	七九二、六	一〇〇六、一	七六六、〇	四八六、〇	九四八、一	一九三七、〇	七二五、五	二三六、五	八七三、〇	八七七、五	

裏面白紙

高橋

證據第十三號

SH 俘虜收容所長命令資料

第四項 給養ト食糧取得より抜萃

皇軍及民間トノ比較（日露）

22-9-5 (14)
年報別及年次別
(大正9年)

此處なる抜萃である事を證明する

昭和二十二年六月十一日

俘虜情報局長官事務取扱

中 西 貞 喜

no. 81
(PP)
Def Doc No. 1996

高橋

證據第十三號

SH 俘虜收容所長命令資料

第四項 給養ト食糧取得より抜萃

皇軍及民間トノ比較（日量）

本書は當局保管書類の正確なる抜萃である事を證明する

昭和二十二年六月十一日

俘虜情報局長官事務取扱

中 西 貞 喜

156

裏面白紙

4 給養ト食糧取得

14 皇軍及民間トノ比較（日量）

區分	主 食	獸 肉	魚 肉	野 菜	味 噌	醬 油	食 用 油	食 鹽	砂 糖	牛 骨	熱 平 均	
俘 虜	七〇〇	一〇〇	三〇〇	四〇〇	五〇〇	〇〇〇	一五〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	三、〇〇〇	
皇 軍	七〇五	一〇〇	三〇〇	四〇〇	五〇〇	〇〇〇	一〇〇	一五〇	一〇〇	一〇〇	三、〇〇〇	
民 間	五七〇	一〇〇	一〇〇	二〇〇	一〇〇	〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二、二〇〇	
備 考	民間一般ハ三三〇瓦ナルモ尠ニハ重ト皆無ナリ		民間ノ二〇〇瓦ハ極給状態尠ナル時ノ狀況ナリ									

註、本表は昭和二十一年九月二十七日實施された俘虜收容所長會同資料（大阪俘虜收容所）の中に記されてある。

裏面白紙

健
考

- 1 倭皇軍民間共ニ勞務者ヲ以テ比較ス
 - 2 禁菸ニ從事セサルニ若ク比較スレバソノ補給ハ更ニ懸隔シ民間主食配
於ハ三三〇瓦ニシテ熱量平均ハ一、四〇〇カニリーナリ
 - 3 小麦粉大豆等ハ主食中ニ換算ス
- 4 官料庶務者ニハ勞務場所ニ於テ平均七〇〇ワロリーノ補食ヲ給ス

裏
面
白
紙

no. 25
23. 4 1995.

Copy 37
IN THE Photo Division
Signal Corps
U.S. Army

Def. Doc. #2246

昭和二十一年
十一月
大分県
大分市

大豆油二〇 食鹽三〇 砂糖一三 獣肉四 魚肉七 總熱量
三三二八カロリー

昭和二〇、五
月間一人一日給與量(就勞下士官兵)
小麥粉二五〇瓦 包米粉二五〇瓦 高粱八〇瓦 大豆一五〇瓦
野菜一〇三八 濃厚食酢〇、一四 以上總熱量 三〇一〇カロリー
昭和二〇、六
月間一人一日給與量(就勞下士官兵)

五〇瓦 包米粉 一五〇瓦 高粱 六〇瓦
五〇瓦 包米粉 二五〇瓦 高粱 八〇瓦

ソ、ス、四、八瓦 砂糖一〇瓦 食鹽三〇瓦 大豆油五、二瓦
一、五、白菜一二七、一瓦 獸肉四、九瓦 魚肉五、六瓦 ホレン草三七
菲、七、八瓦 菜豆一、九瓦 甘日大根七七、六瓦 葱一四、一瓦
(野菜類計五九〇、三瓦トス)

以上

大豆油二〇 食鹽三〇 砂糖一三 獸肉四 魚肉七 總熱量 三三二八カロリー

昭和二〇、五月間一人一日給與量（就勞下士官兵）
小麥粉二五〇瓦 包米粉二五〇瓦 高粱八〇瓦 大豆一五〇瓦
野菜一〇三八 濃厚食酢〇、一四 以上總熱量 三〇一〇カロリー

昭和二〇、五月間ニ於ケル糧食品給養日量左ノ如シ

イ、主食 將校 小麥粉 一五〇瓦 包米粉 一五〇瓦 高粱 六〇瓦
勞務 小麥粉 二五〇瓦 包米粉 二五〇瓦 高粱 八〇瓦

ロ、副食 大豆一四一瓦 砂糖一〇瓦 食鹽三〇瓦 大豆油五、二瓦
ソ、ス、四、八瓦 獸肉四、九瓦 魚肉五、六瓦 ホ、レ、ン、草三七
一瓦 白菜一二七、一瓦 甘日大根七七、六瓦 葱一四瓦、一瓦
菲、七、八瓦 菜豆一、九瓦 馬鈴薯一六六、七瓦 入袋二八瓦

（野菜類計五九〇、三瓦トス）

以上

裏面白紙

112
1
倉

奉天俘虜收容所

主要食糧給與實施概況表

抜萃書類 VA 24 25 26 より

本書類は當局に保管してある書類の正確な寫である事を證明する

昭和二十二年一月二十一日

俘虜情報局事務官

横

井

孝

治

裏面白紙

別紙二
昭和一八、一
入手困難ナルモ各種努力ノ結果蛋白質及脂肪増給ノ要ヲ認メ左ノ如ク給養ス

魚類
イ、鰯、鱈、鱈ノ中一種健康者一人當百瓦隔日給養
ロ、鰯 患者ハ一人百瓦毎日給養

大豆
二割五分増給シ一人一日百二五瓦給養ス

昭和一一、二
關東軍臨時俘虜管理規定別表第一ノ定量竝ニ同備考第一ノ増給ヲモ實施シ銳意保健向上ニ努メツツアリテ漸次良好ニ向ヒツツアリ

副食物増給
下痢患者ノ減少ノ促進及増進ヲ目的トシテ魚肉及豚肉ヲ増給ス

患者食特別調理
イ、重症患者二十五名ニ對シ榮養消化嗜好等ヲ考慮シ特別調理ヲ實施ス
ロ、下痢患者ニ對シ湯茶代用トシテ「ゲン」ノシヨウコレ煎出湯ヲ飲用セシム

裏面白紙

昭和一八、三
 前月ニ同ジ

昭和一八、四
 健康常態ニ復セルヲ以テ健康狀況ヨリスル増給ハ四月十一日以降取止メタリ即チ

昭和一八、五
 患者増賄乃至特別調理ハ中止ス但シ(げんのしようこ)ノ給養從來通り

昭和一八、七
 所内就勞狀況並ニ野菜特ニ馬鈴薯ノ缺乏ニ鑑ミ五月十一日ヨリ之ヲ復活當分ノ間給額ノ豫定ナリ

昭和一八、八
 野菜類ハ甘藍、蕪甘藍、胡瓜、南瓜、茄子、蕃茄子、等多種類ニ互リシモ魚肉類ハ前月ト大差ナク冷凍秋刀魚一週二、三百瓦ヲ給シ得タルノミナリ

昭和一八、八
 獸肉ハ五月以降成豚不足中疫流行等ノ爲入手皆無ナリシモ本月末片肉二〇瓦入手以後引續キ入手可能ノ見込ミナリ

裏面白紙

野菜魚肉ニ關シテハ前月ト大差ヲ認メズ

昭和十八、九

中旬以來牛肉ノ入手容易ニシテ四月以降分ニ對シテモ配給アリ依ツテ魚類ノ給養ヲ中止セリ

嗜好品(胡椒、カレー粉)及若芽ヲ給養ス

昭和一八、一〇

包米粉ノ給與量ヲ會社就業者一八〇瓦其他八〇瓦ニ改ム依ツテ一人平均給與量ハ一四〇瓦強トナル

昭和一八、一

從來包米粉ハ粥、高粱ハ粥又ハ「スープ」トシテ給養セシム砂糖及大豆ヲ夫々三〇瓦一六〇瓦ニ減給スルト共ニ時々重曹ヲ給シ、米粉麵總高粱珈琲(砂糖ナシ)等ニ調理セシメ物費ノ節約ヲ計リ「時ニ調理ノ單調ヲ防止セリ

昭和一八、一二

平日ノ砂糖給與量ヲ十二月五日ヨリ十五瓦ニ減量セリ

但シ林檎ヲ除キ平日減給ニ依ルモノニシテ増給ニ非ズ

志ちゆり、煮豆、豚肉、野菜、ばい、林檎ばい、林檎、包米粉麵總

麵總

Def. Doc. #2246

昭和一九、一

Def. Doc. 2246

昭和一九、二
 副食總熱量一二〇〇カロリー内外主食ト併セ三三〇〇カロリー以上ナ
 昭和一九、三
 俘虜小包入組品中ヨリ領置シアリタル粉末スーブ固型スーブハ其ノ一
 部ヲ全員ニ對シ献立外ニ給養セリ
 昭和一九、四
 ノ、包米粉ノ給與量ハ重労働ニ從事スルモノ一九〇瓦輕労働ニ從事ス
 ルモノ一〇〇瓦ナル如ク調理分配セシム尙患者ハ軍醫ノ意見ヲ聽
 キ平均一九〇瓦ナリ
 昭和一九、五
 四月九日復活祭ニ際シ小麦粉、包米粉、野菜増配ス
 四月十六日休勞日ニ付壹食ハ戰用糧下乾麵總ヲ給與セリ尙包米粉
 減食セリ
 昭和一九、五
 一人一日(平均)給養品目及量

魚類ノ定量獲得概ネ確實トナリタルヲ以テ食給養量一人一日平均左
 ノ如ク定メ本月ヨリ實施ス其ノ總熱量一〇九一カロリーニシテ主食ト
 併セ三一九〇カロリーナリ
 獸肉 一四、 魚肉 一七、 野菜 六〇〇、 大豆 一六〇、

其他

裏面白紙

小麥粉	四〇〇瓦	(將校三〇〇)	小麥粉	四〇〇	野菜	六〇〇	魚肉	一二	獸肉	一五〇	大豆	八〇
包米粉	一五〇瓦		包米粉	一五五	高粱	八〇	包米粉	一五〇	大豆	八〇	大豆	八〇
馬鈴薯	二〇〇瓦		野菜	六〇〇	獸肉	二〇	包米粉	一五〇	大豆	八〇	大豆	八〇
人參	五〇瓦		大豆油	二〇	他調味料香辛料		獸肉	一五〇	大豆	八〇	大豆	八〇
食鹽	三〇瓦		魚肉	一八			魚肉	一二	大豆	八〇	大豆	八〇
全熱量	三三九七カロリー		以上總溫量三六七六カロリー				魚肉	一二	大豆	八〇	大豆	八〇
昭和一九、六			尚食酢ノ給養ニ依リ調理ノ單調化ヲ防止ス				魚肉	一二	大豆	八〇	大豆	八〇
昭和一九、七			一人一日平均給養左ノ如シ(單位瓦)				魚肉	一二	大豆	八〇	大豆	八〇
一人一日平均給養左ノ如シ(單位瓦)			小麥粉	四〇〇	高粱	八〇	包米粉	一五〇	大豆	八〇	大豆	八〇
小麥粉	四〇〇		野菜	六〇〇	魚肉	一二	獸肉	一五〇	大豆	八〇	大豆	八〇
野菜	六〇〇		魚肉	一二	獸肉	一五〇	大豆	八〇	大豆	八〇	大豆	八〇
總溫量	三二七八カロリー											

裏面白紙

昭和一九、八

一日平均給養量(單位瓦)

小麥粉	四〇〇	包米粉	一九〇	高粱	八〇	野菜	五三七
牛肉	七	魚肉	一三	大豆	一八〇	調味品	

右總量三四六〇カロリー
入室者ヲ除キ全員就勞セルヲ以テ包米粉ハ最大限ヲ給セリ野菜ハ馬鈴薯、胡瓜南瓜ヲ主トシ給セリ尙西瓜及蕃茄各一同給養ス

昭和一九、九

一人一日平均給養量(單位瓦)

小麥粉	四〇〇	包米粉	一五〇	高粱	八〇	大豆	一八〇
生野菜	五五〇	砂糖	一八	大豆油	二〇	獸肉	二〇

ソース其他調味料 以上總熱量三四二五カロリー

昭和一九、十

給養一日平均一人當左ノ如シ

小麥粉	四〇〇	包米粉	一五〇	高粱	八〇	大豆	一八〇
獸肉	一三	魚肉	二二	大豆油	二〇	野菜	五八〇

其他調味料 以上總熱量三四二五カロリー

Def. Doc. #2246

昭和一九、一一
月間一人一日平均給養左ノ如(單位瓦)

昭和一九、一二
 月間一人一日平均給養左ノ如シ(單位瓦)
 小麥粉 四〇〇 包米粉 一五〇 高粱 八〇 大豆 一八〇
 生野菜 七〇〇 獸魚肉 二〇 大豆油 二〇 其他砂糖ソース

昭和一九、一二
 一人一日平均給養量(瓦)
 小麥粉 四〇〇 高粱 八〇 包米粉 一五〇 大豆 一八〇
 獸魚肉 二二三 大豆油 二〇 砂糖 一一三 野菜 六三〇 其他
 以上總熱量 三四三六カロリー
 十二月二十五日クリスマス増賄(本所) 甘露バイ林檎他ニ就勞先會社
 ヨリ獸肉

小麥粉 四〇〇 包米粉 一五〇 高粱 八〇 大豆 一八〇
 獸肉 一七 大豆油 二〇 生野菜 七六六 其他 以上總熱量
 三四三三カロリー
 増賄左ノ如ク實施セリ
 ノ、明治節 甘露バイ
 2、各派遣所共労働狀況ニ應シ芋パン、馬鈴薯、甘露、鹽等間食トシ
 テ支給

裏面白紙

裏面白紙

増賄左ノ如
イ、正月元旦 林檎一人一五〇瓦
ロ、派遣所ニ於テ就勞狀況ニ應シ鹽大豆油等若干増給シアリ

昭和二〇、二
月間一人一日平均給養左ノ如シ(單位瓦)
小麥粉 四〇〇 包米粉 一五〇 高粱 八〇 大豆 一八〇
大豆油 二〇 生野菜 七〇〇 獸魚肉 二〇 其他砂糖ソ
ス以上總熱量 三五七七カロリー

昭和二〇、三
月間一人一日平均給養分量左ノ如シ(單位瓦)
小麥粉 四〇〇 包米粉 一五〇 高粱 八〇 大豆 一八〇
生野菜 七〇〇 大豆油 二〇 其他ソ
三 四 一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 以上總熱量
三四一二カロリー

Def. Doc. #2246
昭和二〇、四
麵總給養左ノ如ク二十五日夕食ヨリ實施ス
同一箇ニ付小麥粉五〇瓦包米粉五〇瓦使用ス
同一日將校文官三箇 下士官四箇 就勞者ニハ一日一箇増加ス
月間一人一日給與量(就勞下士官兵)
小麥粉三七五 包米粉一六七 高粱八〇 大豆一七五 野菜五〇〇

200-86

Def Doc No. 1994

EXHIBIT # 7/20

大坂府府政谷所及同附屬病室
 一軍軍山中尉 野 須 正 一
 一軍軍山中尉 大 橋 兵 次 郎

下洞ノ原國旗ニ對登

第 13

Def Doc No. 1994

EXHIBIT 号 7/20

第 7 号

符 号 = 見 込 便 往 下 洞 ノ 取 込 故 ニ 封 封

大 阪 行 務 收 容 所 及 同 附 属 病 室

大 阪 行 務 中 尉 野 須 正 一

大 阪 行 務 中 尉 大 橋 兵 次 郎

裏 面 白 紙

一、緒論

本論文ハ大阪府府収容所及同附屬病室勤務員ノ最近ニ於ケル臨床的經驗ヲ基礎トシテ仔細患者ニ最モ特有ナル慢性下痢ノ原因ヲ統計的ニ觀察シ其ノ対策ヲ考案セルモノナリ

元來俘虜ノ疾患ハ之レヲ病類別ニ區分スレハ大體我カ國ノ軍病院ト大差ナキモ慢性下痢ナル部門ヲ設ケテ之レヲ統括スレハ俘虜患者ノ大多數ハ下痢ヲ主訴トシ特ニ現地ニ於テ収容ノ當初ハ下痢ノ罹患率極メテ高ク比

島ノ例ヲ見ルニ其収容所ノ如キハ全収容人員ノ八〇%ノ多キヲ示セリ幸ニ内地移管ノ俘虜ニ斯クノ如キ高率ヲ見ルコト稀ナルモ大阪府府収容

所モ開設以來今日迄ニ相當數ノ慢性下痢患者ノ發生ヲ見ル、最近ノ例ニ

昭和十九年初夏ノ頃ニ、三ノ分派遣所ニ下痢患者約五〇%大阪府府収容所附屬病室ハ開設日尙或ク諸般ノ設備未ダ完璧ヲ期シ難キモ勤務員ノ

日給ノ經驗ヨリ仔細患者ノ治療ニ當リテハ先ツ慢性ノ類發性ニ着眼シ之レカ原因ノ探求竝ニ其ノ對策ノ考案ガ俘虜ノ勞務率ヲ向上セシムル所以ナルコトヲ痛感シ取ヘテ卓見ヲ簡單ニ要約シ衛生部員各位ノ參考ニ供スルヲ極ハ幸甚ナリ

二、原因論
下痢トハ腸排出物ノ變則的同意ヲ意味スルモノニシテ其ノ原因ニ關シテ

裏面白紙

ハ茲ニ病理解剖的論及ヲ反復スルノ要ヲ認メス勞役ニ從事スル俘虜ニ特
有ナル下痢ハ大體左記各項ニ總括シ得ルモノナリ。

第一項 傳染性下痢

(一) アミイバ赤痢及細菌性赤痢
口コレラ
白チフス及バラチフス

腸結核
腸寄生蟲

消化器系統特ニ腸管傳染性疾患ハ下痢ノ最大原因ナルコトハ已ニ通俗的
ニシテ其ノ内容ニ俘虜患者ニ發見スルモノハ赤痢性下痢ナリ。

昭和十七年比島ノ某收容所ニ於テ三千六百名ノ收容全員中三〇%ノ「ア
ミイバ」赤痢ヲ檢出セリ若シ着色法ニヨリ菌檢索ヲ行ヘハ更ニ高率ノ罹
患ヲ計上シ得タルコト明カナリ

大阪俘虜收容所ニ於テ昭和十九年四月ヨリ九月ノ間ニ數ヶ所ノ分派遺所
ニ於テ多數下痢患者ノ發生ヲ來タシ之レカ檢便ノ結果全下痢患者ノ一三

%全收容人員ノ約二%ノ「アミイバ」赤痢ヲ檢出シ得タリ

慢性下痢ノ原因キコレハ「アミイバ」赤痢ノ菌保有者ヲ其ノ重要因子
ト想手シ之レカ檢索ヲ試ミタルモ事實ハ上述ノ如ク吾人想像ニ反シ内

裏面白紙

第二項

地遊染ノ俘虜間ニハ保固者僅カニ約二%ニシテ高率ノ罹患者ヲ發見シ得
 ナリシハ幸甚ナリ
 細菌性赤痢、コレラ、チフス及バラナフスニ患シテハ常病室開設以來幸
 ニシマ其ノ發生ヲ見ス、結核ハ現在各分派遺所及附屬病室ニ數名入室
 中ナルモ俘虜特有ノ疫症下痢ノ原因トシテ茲ニ特記スルノ價値ヲ認メ難
 シ之レニ反シ肺結核生蟲特ニ同蟲ハ俘虜ニ於テ漫注下痢ノ一原因ヲナシ
 和十九年九月附屬病室ニ收容中ノ全下痢患者中ヨリ其ノ原因ヲ同蟲ニ基
 因スルモノト認メ得タルモノ六%ヲ計上シ何レモ蟲虫療法ニヨリ下痢ノ
 症狀ヲ全治セシメ得タリ

急注下痢ヲ定型的類症トスル食中毒及藥物中毒ハ周知ノ問題ニシマ
 符ニ俘虜ニ於テハ現時何レノ收容所ニ於テモ食料補給ノ困難ト發役荷重
 ノ點ヨリ屢々質ノ如何ヲ問ハス食食シ突發的ニ多數ノ食中毒ヲ惹起スル
 事アリ、變質蛋白質ニ腐敗セル魚類ニ基因スル場合最モ多ク夏期不潔飲
 料水ノ攝取モ亦重大原因ナリ

裏面白紙

177

大阪等處收容所モ亦開設以來各地分派遺所ニ於テ蒙リ其ノ經驗ヲ有シ昭和十九年九月某處遺所ニ於テ全收容人員ノ約五〇%ノ罹患率ヲ認メタリ

付 養 不 良

付 氣 不 良

付 ベ ラ グ ラ

付 未 消 神 經 炎

付 血 病

此等ノ原因ヲ全ク根絶セシメ得ルノ曙光ヲ窺ハシムル得タリ
若シ此等ノ原因ニシテ一日ノ攝取「カロリ」二〇〇〇内外ニシテ最少量
毎ニ三〇〇〇以上ノ「カロリ」ヲ消費スルニ於テハ各人ハ体内運轉ノ
順チナル消耗及ビ一般抵抗力ノ低下ニヨリ腸結核ノ消化及吸收ハ急シク
除弱セラレ頑固ナル慢性下痢ヲ招來スベク同様に又蛋白質ノ缺乏ト浮腫
ヲ來シ屢々慢性下痢ノ原因ヲナスモノナリ

裏面白紙

一 般ニ食 缺 乏ハ同 時ニ 維 持 養 育 ノ 必 分 的 缺 乏ヲ 伴 ヒ 其 ノ 主 要 ナ ル モ ノ ハ「
 ビ タ ミ ン」 缺 乏 ナ リ 吾 人 ハ 昔 日 ノ 食 缺 乏 ノ 概 合 々 同 類「ベ ラ グ ラ」 未 満 神
 經 炎 及 骨 節 痛 等 ノ 合 併 症ヲ 診 断 シ 得 ル ヲ シ テ 養 育 ニ 於 テ ハ 少 ク ト モ 以 上 ノ
 如 シ「ビ タ ミ ン」 缺 乏 症 ハ 一 般 食 缺 乏 ト 分 離 シ テ 單 獨ニ 考 フ ヘ キ モ ノ ニ ア ラ
 ス 即 チ 養 育 ノ「ビ タ ミ ン」 缺 乏 症 ハ 常ニ 傾 左 下 痢ヲ 主 訴 ト ス ル コ トヲ 念 頭ニ
 置 サ ル ベ カ ラズ
 右 類 項 非 常 型 的 下 痢
 (1) 西 洋 食 ヨ リ 日 本 食ヘ ノ 急 變
 (2) 養 育 多 量 飼 食
 (3) 緩 下 痢 的 食 物ヘ 之ニ 大 豆 常 食
 (4) 肉 質 及 肉ニ 對 ス ル 性 質 ノ 特 異 質
 (5) 肉 質 及 肉 質 的 影 響
 (6) 肉 質 及 肉 質 的 影 響

裏面白紙

178

前記述三項マテノ原因ハ極メテ定型的ニシテ、偶リ停滯ニノミ特有ナルモノ
ニアラズ我國內地軍病院ニ於テモ亦大同小異ノ消長ヲ認メ得ヘシ、然ルニ
停滯間ニ見ル慢性下痢ハ以上三項ノ外ニ非定型的下痢トシテ、概括シ得ヘキ
幾多ノ原因アルコトヲ特記セサルヘカラス此種非定型的下痢ニ屬スルモノ
ハ日常臨床的ニ何等所見ヲ認メヌ榮養比較的佳良ニシテ一日數回時ニハ十
數回ノ水様便ヲ主訴トスルモ元氣旺盛ニシテ其ノ初期ニハ強イテ安靜入室
ヲ要セス

注意シテ之レカ對管ヲ講スレバ、³³役ニ堪ヘ得ヘシ昭和十九年九月ノ調査ニ
ヨレバ全下痢患者中此種非定型的下痢ト診定シ得ヘキモノ約二〇乃至二五
％ヲ計上シ得タリ

三對管論

以上停滯間ニ見ル慢性下痢ノ原因ヲ簡單ニ要約シ最近大阪停滯收容所ニ
於テハ之レカ對管ヲ考究シ昭和十九年七月以降下痢患者次第ニ減少ノ傾向
ヲ示セリ

〔傳染性下痢〕

本項ニ關シテハ概ネ内地軍病院ニ準ジ衛生思想ノ涵養收容當初ニ於ケル
預防措置等ニ衛生部員ノ着限セル所ナリ、更ニ之レヲ個人衛生ニツキ要約
スレバ身體衣服ノ清潔、洗手、合嗽等何レノ收容所ニ於テモ嚴ニ履行中ニ

裏面白紙

シテ幸ニ大流行俾收容所ニ於テハ開設以來傳染性下痢患者ノ大流行ニ直
 而セル事ナク將來ヲ警戒シテ遺漏ナキヲ期シツツアリ
 然レ共茲ニ留意ヲ要スル點ハ俘虜患者中ニ疑々眞保有者特ニ「アミーバ
 赤痢」檢出ヲ見ルコトナリ
 將來各地收容所ニ於テハ常ニ檢便ヲ嚴ニシ速カニ隔離ノ對策ヲ講セサル
 ヘカラス
 參考マデニ傳染性下痢ノ對策トシテ附屬病室勤務ノ俘虜軍醫ガ連名ニテ
 考察セリ衛生設備ノ大要ヲ記スレバ左記ノ如シ
 夏期ニ向テ頃月朝等ニ依リ本件各收容所ニ適達衛生ノ万全ヲ期サン
 一、個人衛生ニ對スル一、般施設
 1 野營ニ於テ食器消毒ニ用ヒラレタル次ノ方法ハ何レノ收容所ニ於テモ
 容易ニ設備サレテアロウ
 即チ五〇「ガロン」入「ドラム」三、四個ヲ小型ノ大溝上ニ置キ第一「ドラ
 ム」ニハ石鹼水ノ熱湯他ノ二個ニハ清淨ナル熱湯ヲ入レ食事後各班毎ニ
 消毒洗滌ヲ實施スルコト
 2 身褌及衣服ノ清潔ニ關シ更ニ大ナル努力ヲナスヘキコト時ニ金前石鹼
 ニテ洗手及用便後ノ洗手勵行

裏面白紙

181

3 下痢患者多キニ候ミ我々ハ現在各牧場所ニアル入浴設備ガ廢止サレ其
 ノ代リニ熱湯カ鍋管ニヨリ主婦ヨリ導カレ之レヲ「バケツ」ニ受ケテ洗
 滌ニ用ヒラレルコトヲ提唱スル
 4 満員ノナ集合カ禁止サレ下痢患者ハ一禁ヨリ隔離サルヘキコト
 5 産度ノ更衣及靴ノ取換ガ行ハレ冬期牧場會及病室ノ適温但特ニ留意サ
 レタキコト

裏面白紙

180

182

二、衛生設備

- 1 便所ノ水洗式設備カ出来ズ又腐敗「タンク」カ出現出来ナケレハ適當ナル
 防止方法ハ次ノ方法ニヨツテナサレヘキデア
 (イ) 便所ノ取リマシヘスナスコト
 (ロ) 取器、取紙ノ充分ナ配給
 (ハ) 便所ニ蓋ヲ附スルコト
- 2 炊事場
 (イ) 病室ノ検査ニヨリ保菌者ヲ炊事員中ヨリ除クコト
 (ロ) 有效ナル煙防止策
 (ハ) 食器ニ替替ヲスルコト
 (ニ) 食器ニヨリ炊事員ヲ厳重監督スルコト
- 3 給水設備
 水道使用不能ナル場ニ於テハ沸騰セル湯又ハ「クワール」カレキレ入ノ飲
 料水ガ提供サルヘキデア
 4 排水及汚物ノ處理
 (イ) 排水ハスヘテ直シナケレハナラヌソシテ收容合ヨリ適當ニ離レタ
 ル場所ニ排出サレニハスヘテ蓋カ必要デア
 (ロ) 塵芥箱ニハ蓋ヲナスヘキデアリ、直チニ處理スヘキデア

裏面白紙

㊦ 中毒性下痢

食料ノ攝定並ニ菌類ノ考究ハ中毒性下痢ノ預防上最モ肝要ニシテ遺憾セル
 蛋白質特ニ腐敗ニ傾ケル魚類ノ攝取ハ屢々中毒ノ最大原因ヲナスモノナリ
 今日マデ大阪伴房收容所ニ於テ探險セル中毒性下痢ハ何レモ輕症ニ屬シ四
 和十九年九月某派達所ニ於テ收容人員ノ約三〇%ノ發生ヲ見タル場合モ三
 日乃至五日ニシテ治療シ末々中毒死ヲ見ス、然レ共中毒下痢ノ發生ハ常ニ
 突發多發性ニシテ勞役ニ影響スル所甚クテ大ナリ從ツテ食料ノ攝定及菌類
 法ノ考究竝立ノ検査等ハ軍醫ニ課セラレタル重大責任ナリ若シ中毒性下痢
 ノ發生ヲ見タル場合ハ其ノ輕症者ニハ藥物療法ヲ要セス保溫ニ注意シ安穩
 ノ上二十四時間絶食ヲ命シ漸次流動食ヨリ攝食ヲ開始スルヲ要トス中毒
 症狀高度ニシテ高熱ヲ伴ヒ心臟其ノ他一般症狀重篤ヲ告ケル場合ハ機ニ應
 ジテ胃洗滌、高位洗腸下劑及強心劑ノ投與並ハ「リンドレル」注射輸血等ヲ
 要スルコト勿論ナルモ幸ヒ開設以來カ、ル高度ノ中毒性下痢ヲ探險セス
 ㊧ 食飲乏（營養缺乏性）下痢
 勞役伴房ハ完全ニ一日三〇〇「カロリー」以上ノ給食ヲ要ス即チ各種營
 養素ノ適量ハ勿論含水炭素五五〇「脂肪」五七五「蛋白質」七〇「塩」ヲ必
 要トス此ノ給與ハ唯ニ營養者ニ必要ナルノミナラス附屬病室ニ收容中ノ患者ニ

裏面白紙

193

於テモ亦飼育ニ必要ナリ凡ソ疾病ノ治療ニ當リ食料療法ノ重要性ハ言ヲ待タサル所ニシテ特ニ伴飼患者ニアリテハ其ノ大ニ致ハ己ニ食料不足ニ罹患シ之レヲ救フ道ハ一ツ食料療法ニ在リザルヘカラス

昭和十九年五月以來各地ノ分譲所ニ於テ給與ニ著シキ改善ヲ加ヘ食料不足性下痢モ逐次減少ヲ來タシ特ニ多量給與ノ良策トシテ大豆飼料法ノ研究牛骨、牛内臓魚粉等ノ設立ヲ見ルニ至リタル、伴飼保育上格段ノ進歩ト言ハサルヘカラス

食料不足性下痢ハ給與ノ飼料ヲ以テ改善セシメ得ヘク要ハ營養價ノ向上特ニ蛋白質ノ適量供給ヲ以テ最善ノ飼料ト認ムルモノナリ

然レ共茲ニ注意スヘキハ伴飼間ニ見ル食料不足ハ屢々各種營養素「ビタミン」ノ部分的缺乏ヲ合併スルモノニシテ臨床上營養不良兼脚氣或ハ營養不良兼ベラグラ等ヲ檢診スル場合ニテ多シ斯ナル場合ニ於テ其ノ營養症ニ重疊ヲ認キ「ビタミン」ノ投與ニシテ重疊疾患ニ對スル給食飼料ヲ改良スルハ結局豫後ヲシテ益々不良ナラシムルコトアリ

最近吾々ノ經驗ニヨレバ營養不良兼脚氣ノ相當重症者ニ對シ單ニ營養ノ飼料ノミニ重疊ヲ認キ營養ノ恢復ト同時ニ重症脚氣ヲ治療セシメ得タルモノ少カラズ

裏面白紙

本年八月尾ケ崎派遣所新ニ外地ヨリ移管收容セル俘虜中ニ多岐ノ營養不良兼
 脚氣及營養不良兼末梢神経炎患者ヲ認め吾人ハ之レニ「ビタミン」製劑ヲ與
 フルコトナク單ニ營養ノ恢復ト爲ルノ給與、適宜ノ日光浴等ノ對策ニヨリ極メ
 テ短時日ニ之レヲ治療シ得タルカ如キハ固カニ考ニ便スル所ナリ

裏面白紙

20

(四) (行)

非定型的下痢

併發同ニ見ル下痢ハ原因トシテ彼等ニ特有ナル非定的下痢ハ其ノ原因多様多様ニシテ食餌ニ對スル調理法、入浴の體質嗜好習慣等ノ外氣候風土ノ影響モ亦重大因子ナリ

特ニ彼等ノ内ニハ精神憂鬱及高度ノ「ヒステリー」患者チ發見シ併發生活ノ精神的影响ガ屢々下痢ノ原因トナス點ニ留意セサルヘカラス從ツテ其ノ對策トシテハ寧ロ常態の注意ヲ必要トシ具鄰ノ地ニ長ク身心ヲ勞スル彼等ニ對シテハ或レ程度ノ寛大ト慰安ヲ許スヘキナリ。

特ニ精神的影响ニ基因スルモノアリテ暗示療法ニヨリ著效ヲ奏スルコトアリ、最近附屬病室ニ於テ此ノ種ノ慢性下痢ニ對シテハ全然藥物療法ヲ廢止シ專屬軍醫ヲ設ケテ特ニ研究中ニシテ相當ノ成績ヲ得ケツツアリ

非定型的下痢ノ特徴ハ一日數回時ニハ十數回ニ亙ル水樣便ヲ主訴トスル外自覺的及他覺的ニ何等症狀ヲ認メ難ク下痢長期ニ亙ル時ハ一段衰弱ヲ招來スルコトアルモ其ノ初期ニ於テハ頗ル元氣ニシテ勞役ニ支障ナシ適當ナル精神の誘導ニヨリ勞役ニ從事セシメナカラ治療ノ目的ヲ達シ得ルモノナリ

四 總括

現時併發ノ人員ハ逐次増加シ彼等ノ生活方面ニ勞役重點主義ノ使役ヲ

裏面白紙

185

五 結 論

見ルニ當リ彼等ノ保育ニ關シテ特別ノ注意ヲ要スル點ニ着眼シテ茲ニ慢性下痢ノ對策ヲ考案セリ、本病ノ原因ハ平時ニアリテハ主トシテ傳染性腸疾患ニ歸スヘキモノナルモ慢性ニ轉テハ傳染性ト認ムヘキモノ全下痢患者ノ約一〇％ニ過キス、其ノ大多數ハ食缺乏性下痢及非定型的下痢ニシテ全患者ノ約九〇％ヲ占ムルモノナリ故ニ下痢ノ對策トシテハ第一ニ下痢患者ノ檢便ヲ屢ニシ保育者ハ速カニ隔離スルヲ要ス次ニ保育者ニアラサル全下痢患者ヲ食缺乏性下痢ト非定型的下痢ト大別シ前者ハ給食ニ細心ノ注意ヲ拂フト共ニ藥物療法ヲ併用シ其ノ重症ナルモノハ病室ニ入院セシメ稍々長期ニ亘ツテ治療ヲ加ヘサルヘカラス然ルニ後者ニアリテハ場合ニヨリ之ヲ患者トシテ取扱フノ要ヲ認メス、異郷ノ地ニ於ケル候、且士個人の習慣嗜好等ヲ考慮シ特ニ精神的慰安ニ留意スレハ安シテ勞役ニ服セシメ得ルコトアリ然レ共長期ノ慢性生活ハ屢々精神憂鬱症及「ヒステリー」ヲ招來シ時ニハ入院加療ヲ要スルコト勿論ナリ

(一) 慢性下痢ニ罹患シ易ク現地ニ於テ收容ノ當初ハ全收容人員ノ約八〇％ヲ占メ於テモ亦約五〇％ノ罹患率ヲ見ルコトアリ

(二) 慢性患者ノ大多數ハ慢性下痢ヲ伴ヒ昭和十九年九月ノ調査ニヨレハ

裏面白紙

- 全患者ニ對スル下痢患者ノ比率ハ約八〇％ニ達セリ
但シ昭和十九年五月以降大阪府府政事務所ニ於テ給食ノ改善ヲ試ミ最
近著シク減少ノ傾向アリ
- (三) 停滯ニ見ル慢性下痢ノ原因ハ傳染性腸疾患ト認ムヘキモノ僅カニ一
〇％ニ過キス
- (四) 停滯ニ見ル慢性下痢ハ食缺乏(栄養缺乏)ニ起因スル場合多キモ其
ノ主要原因ノ悉ク食缺乏ニシテシメルコトハ早計ナリ
- (五) 吾人ハ臨床的ニ停滯ノ下痢患者中屢々停滯ニ特有ナル非定型的慢性
下痢ノ存在ヲ認ムルモノニシテ其ノ罹患率ハ全下痢患者中二〇％ヲ
計上セリ
- (六) 停滯ニ見ル慢性下痢ノ治療ニ當リ衛生部員トシテノ對策ヲ要スレ
ハ次ノ如シ
- (1) 検便ヲ屢ニシテ速カニ保菌者ヲ隔離スルコト
- (2) 保菌者ニアラサル全下痢患者ヲ食缺乏性下痢ト非定型的下痢トニ
大別シテ治療ノ二方針ヲ確立スルコト
- (3) 食缺乏性下痢ニ對シテハ給食ニ注意シ藥物療法ヲ併用シ兼發症ヲ
認ムル場合ト雖モ常ニ主要疾患ニ重點ヲ置クコト
- (4) 非定型的下痢ニアリテハ常規的對策ヲ講シ其ノ罹患率ニ對シテハ安ンシテ勞役ニ服スル
據精神の誘導ヲ必要トス

裏面白紙

no. 87

Doc. No. 1991

Exh. No. 3/21

181

高橋

目録第十六號ノ三

東京俘虜收容所俘虜ノ感謝

本會は貴局保管書類の正確なる抜萃なる事を證明する

昭和二十二年六月十六日

俘虜情報局長官事務取扱 中 西 貞 喜

22-9-8 (111)
東京(1942年)

188-1

no. 87

Doc. No. 1991

Exh. No. 3121

181

葛橋

目録第十六號ノ三

東京俘虜收容所俘虜ノ感謝

本會は貴局保管書類の正確なる抜萃なる事を證明する

昭和二十二年六月十六日

俘虜情報局長官事務取扱

中

西

貞

喜

188-1

昭和十九年十二月三十一日俘虜月報（十二月第十二號）ヨリ抜萃
東京俘虜收容所俘虜ノ感謝

十二月二十五日「クリスマス」當日實施セル諸行事ニ對シ本所收容中ノ先
任將校「ノージャー」中佐ハ左ノ感謝狀ヲ贈リ感謝ノ意ヲ表セリ

感 謝 状

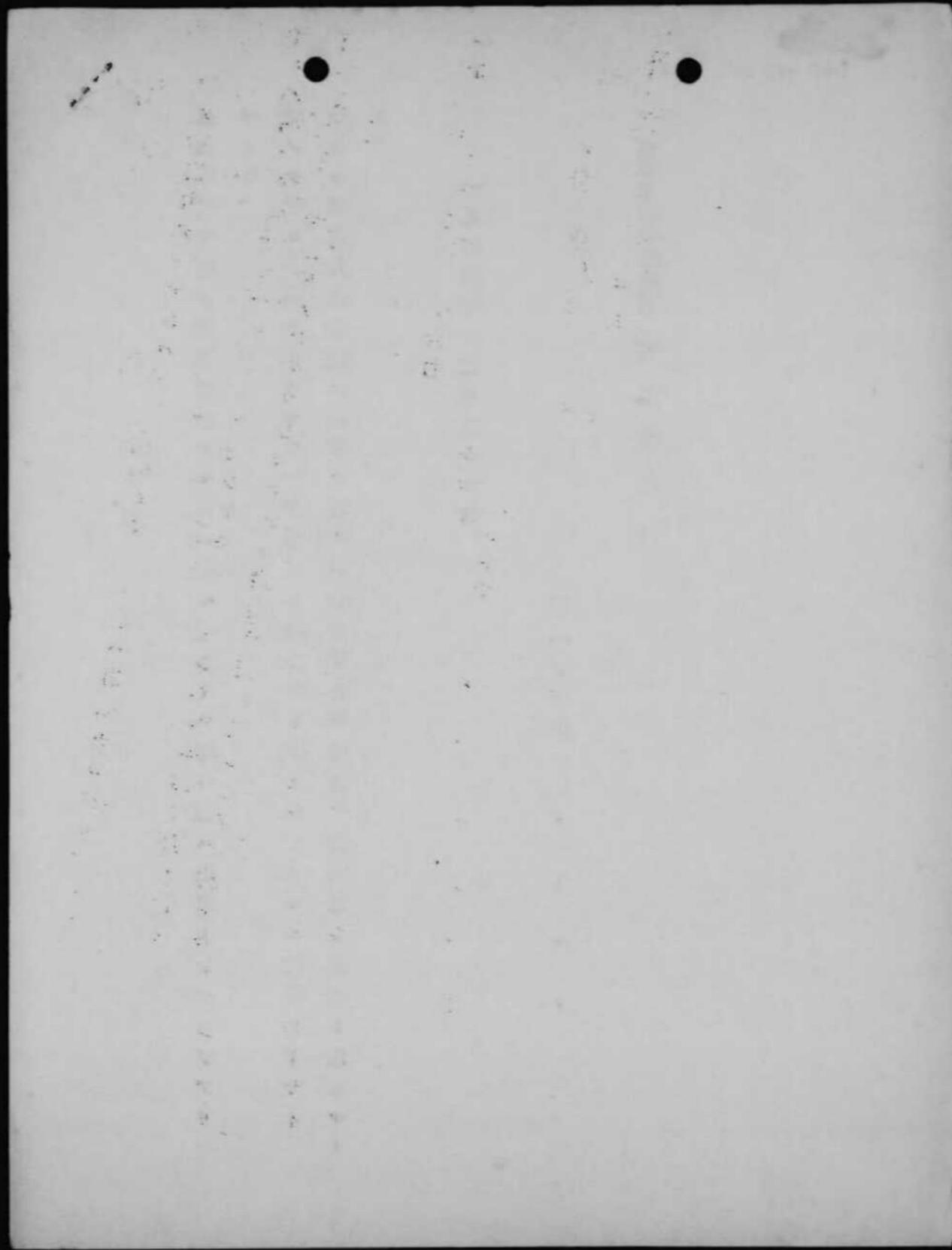
東京俘虜收容所俘虜一同ヲ代表致シマシテ素情ヲシキ「クリスマス」ノ一日
ヲ過サセテ頂キマシタ事ヲ厚ク感謝致シマス。我々俘虜ニトリマシテハ此ノ
一日ハ特ニ意義深キ日デアリマシテ我々ノ國ノ習儀ニヨリマシテ祝フ事ヲ出
來ル事ハ我々ニ何ヨリノ恩典デアリマス。
故國及家族ヲ遠ク離レテイル俘虜ノ大多數ハ今迄ニ二回以上ノ「クリスマス」
ヲ過シマシタガ彼等ニトリマシテ此ノ「クリスマス」ノ一日ハ今迄ニナイ大
キナ樂シミデアツタ事ト確信致シマス。

日本軍總務局ノ御協力テナケレバ斯ル樂シミヲ持ツ事ハ出來ナカツタデアリマ
マセウ。
改メテ我々ノ「クリスマス」ヲ歡メテ樂シキモノダラシムルニ御協力下サイ
マシタ酒藥大佐殿並ニ部下ノ方々ニ心カラナル感謝ヲ表明致シタイト思ヒマス
ス。

一九四四年十二月二十六日

米海軍中佐 ノージャー

東京俘虜收容所長 酒藥大佐殿



191
高橋

日誌「タイムス」昭和十八年八月八日所載

「俘虜の感謝」

北海道俘虜收容所に於ける「アメリカ」及「イギリス」
取扱に對する感謝の誓約

22
北海道俘虜收容所
「アメリカ」及「イギリス」
取扱に對する感謝の誓約

置かれてゐる「アメリカ」及「イギリス」俘
られたる温情と看護方に就て大に感謝して感
で關係當局に依つて與へられた收容所管理に

對して感謝並に満足を強調した。

次はその署名せられたる誓約である。

俘虜收容所に關する感想

一、食糧に就て

給食は良好であつて、又パン焼施設を伴ふことを約束せられたことは
賞讃すべきことである。

二、病院に就て

191
高橋

日本「タイムス」昭和十八年八月八日所載

「俘虜の感謝」

北海道俘虜收容所に於ける「アメリカ」及「イギリス」
俘虜が温情ある我が取扱に對する感謝の誓約

現在北海道俘虜收容所に抑留されてゐる「アメリカ」及「イギリス」俘虜は日本軍より俘虜に與へられたる温情と看護方に就て大に感謝して感徳の誓約を認められたがその中で關係當局に依つて與へられた收容所管理に對して感謝並に満足を強調した。
次はその署名せられたる誓約である。

俘虜收容所に關する感想

- 一、食糧に就て
給食は良好であつて、又パン焼施設を作ることとを約束せられたことは賞讃すべきことである。
- 二、病院に就て

裏面白紙

患者等を別の宿舎で收容したのは大きを改善である。
補給品の或種の物は既に支給せられ、又他の物はその支給を約せられ
たるを了済するも結済なことだ。

隔離疾患等の爲の收容施設は有無い。

牛乳の給與は實餘大いに欲望せられた。

三、酒保及賭博に就て

物品支給に對する努力等は眞試せられる。特に齒磨刷子、齒磨粉の支
給に於て然りである。

四、一般に就て

日本人と英人との間の觀方の相違か今や一段と了済の域に達したこと
は明瞭である。此事實は近頃具體的證據として澤山明白に現はれてい
る。

私は俘虜收容所に於て明確な生活改善の措置がなされたことと思ふ。
その改善の時々は証然たるものである。私は其改善進歩に對し、その當
局者の人々に對し厚く感謝するものである。特に病院に對してその感

裏面白紙

Def Doc No 1992

謝の文を呈くするものである。
昭和十八年四月一日

中尉

ジエー・エツチ・スミス

192

3

裏面白紙

入院療養の報告

之に對する病院の待遇は大變良好である。私は土曜の午后仕事から歸つて來てから虫様突刺病(盲腸炎)に襲はれた。私は直に收容所の病院に送付された。

日本人は私の病氣に大變關心をもつた。彼等は私の爲に醫師指示する如何なる事も應急に間に合ふ様にしてくれた。

彼等は私を直ちに市立病院に連れて行き、手術をする様望んだ。然し醫師はその必要はあるまいと思つたので私を收容所の病院に收容した。

私の患部に當てる爲氷を濡める爲の管使が日本人に依つて立てられ市内へ向つた。翌朝も同様のことか起つた(管使をたて、氷を得に行くこと)。

私は決して心配しなかつた。それはもし手術が必要ならばその邊に湯病をして貰へることを知つてゐたからである。

ジエー・スベンサー・パーカー(署名)

米 國 海 軍

裏面白紙

Def Doc No 1992

195

此ハ一九四三年八月八日付日本タイムス紙ノ寫テアルコトヲ證明ス
一九四七年八月四日

證 明 書

村 田 五 郎
支 配 人

194

5

裏 面 白 紙

89

3122

高橋

藥品 呈書 (譯文)

昭和二十年八月二十三日

米國陸軍軍醫大尉
シドニー・イー、サイド

Handwritten notes on a slip of paper, including the name '高橋' and other illegible characters.

殿

トニナツタノテ米國赤十字藥品が必要以上
私ハ赤十字ハ國籍ノ區別ヲシナイコトヲ知
同様にアルト考ヘマス。其故私ハ我々ニ必要デ
ナイ藥品ハ原則トシテ米國俘虜ニ供給サレタモノデアリマスガ貴方ニ
贈ル様私ニ要望スルデアラウト考ヘマス。

其故何卒氏ノ品ヲ受ケタ貴方が最上ト考ヘル様御使用下サイ
實際同ジ人道ノ精神ニ於テ我々が今貴方ニ贈ル以上ノコトヲ貴方ハ
我々ニシテ呉レマシタ。我々ハコレ以上贈ル物がナイノハ残念デスガ
我々が贈ル精神ヲ汲ンデコレヲ御受取り下サイ
此ノ品ハ貴方ノ必要ニ比ベレバ少量デスガ少シハ足シニナルト思ヒマ
ス

平和ノ將來ニ於テ成功ト幸福ヲ貴方ニ希望シマス。

195-1

7

草稿

藥品 呈書 (譯文)

昭和二十年八月二十五日

米國陸軍軍醫長

シドニー、イー、サイド

日本廣畑製鐵病院長並職員殿

一、我々ハ米國ニ歸國スルコトニナツタノデ米國赤十字藥品ガ必要以上
 ニ在ルコトニナリマシタ。私ハ赤十字ハ國籍ノ區別ヲシナイコトヲ知
 ツテ居リ、總テノ病人ハ同様デアルト考ヘマス。其故私ハ我々ニ必要デ
 ナイ藥品ハ原則トシテ米國俘虜ニ供給サレタモノデアリマスガ貴方ニ
 贈ル様私ニ要望スルデアラウト考ヘマス。

其故何卒氏ノ品ヲ受ケタ貴方ガ最上ト考ヘル様御使用下サイ

二、實際同ジ人道ノ精神ニ於テ我々が今貴方ニ贈ル以上ノコトヲ貴方ハ
 我々ニシテ呉レマシタ。我々ハコレ以上贈ル物ガナイノハ残念デスガ
 我々が贈ル精神ヲ汲ンデコレヲ御受取り下サイ

三、此ノ品ハ貴方ノ必要ニ比ベレバ少量デスガ少シハ足シニナルト思ヒマ
 ス

四、平和ノ將來ニ於テ成功ト幸福ヲ貴方ニ希望シマス。

文書成りに關する證明書

自分廣田而は昭和十三年八月以降現在に至るまで引續き日本製鐵株式會社廣畑製鐵所病院長の職にあるものでありまして茲に添付した英文により書かれた全文一頁の書面はその日附の當時入阪俘虜收容所廣畑分所に收容の俘虜より自分に手渡された感謝狀に相違ありませんこれを證明します

昭和二十二年五月十四日

於 兵庫縣姫路市飾磨區英賀甲一六二五番地
日本製鐵株式會社廣畑製鐵所
病院長 廣畑 照輝

右署名捺印は自分の面前で病院長がなされたものであることの證明を致します

同日於同所 上塚 萬壽 男

195-2

(wd) 20

DofDocNo1990

Exhibit #

高橋

證據第十七號

昭和二十二年六月十一日
（大正十四年）

本書は當局保管書類の正確なる拔萃なる事を證明する
昭和二十二年六月十一日

倫敦「タイムズ」特派員ノ

存心情報局長官事務取扱中西貞喜

(wd) 20

DofDooNo1990

Exhibit #

22

高橋

證據第十七號

我方俘虜取扱ニ關スル倫敦「タイムズ」特派員ノ
報道振ニ關スル件

本書は營局保管書類の正確なる拔萃なる事を證明する
昭和二十二年六月十一日

俘虜情報局長官事務取扱中西貞喜

裏面白紙

81

DofDocNo1990

后普通第四〇六號

昭和十九年六月十二日

外務省在敵國民留民關係事務室

鈴木公使

俘虜情報局長官殿

我方ノ俘虜取扱ニ關スル倫敦「タイムズ」特派員ノ
報導振ニ關スル件

197

2

裏面白紙

在柏林同盟特派員ノ電報ニ依レハ在「メルボルン」倫敦「タイムズ」紙特派員ハ五月二十四日附電報ヲ以テ我方ノ俘虜取扱ニ關スル在本邦羅馬法王廳使節ノ報告ヲ左記ノ通譯尋シ居レルニ付御參考迄ニ御通知申進ス

記

法王廳使節「パニコ」大司教ガ日本各地ノ抑留所及俘虜收容所ヲ屢々訪問セル在本邦羅馬法王廳使節ヨリ受領セル報告左ノ通

日本政府ハ日本本土ニ收容中ノ俘虜ノ一般的取扱ニ於テ國際條約ヲ遵守シ居レリ。

俘虜ノ有スル苦情ノ原因ハ俘虜ト日本人ノ間ニ於ケル「メンタリテイ」ノ相違ニ基クモノニシテ一般的ニモ又特ニ食糧及衣服ノ點ニ於テモ俘虜ハ日本兵ト同一ノ水準ニ置カレ居レリ良ク組織セラレタル收容所ニ於テハ毎月石炭、剃刀ノ及、齒磨粉及巻煙草ノ配給アリ又ソノ他ノ小日用品ヲ洒保

ニテ入手スルコトヲ得、多クノ俘虜ハ金錢ニ困リ居ラス。規律ト義務的労働ガ嚴格ニ強要セラレ居ル收容所ニ於テスラ娛樂ト「スポ

裏面白紙

一ツレノ時間ガ與ヘラレ居レリ。法王ヨリ存貯ニ金錢ヲ贈與セラレ居ル
 處之等ノ金錢ハ多クハ遊戯用及音樂用器具輸入ノ爲使用セラレ居リ。
 若干ノ收容所ニ於テ生活狀態ハ地方的產物ノ取得ニ依リ改善セラレ
 居リ。野采ヤ果物ノ生長シ居ル所モアリ海岸ニ在リテ魚ヲ入手出來ル所モ
 アリタリ。存貯ノ最モ強キ要求ハ彼等ノ家族ニ關スル消息及讀書ニ關ス
 ルモノナリ。日本ニ於テ西洋語書籍ノ入手ハ頗ル困難ナルモ法王廳使節
 ハ凡ユル手段ヲ講ジ居リ又瑞典國公使ハ文學書入手ニ付特別ノ努力ヲ拂
 ヒ居レリ。

裏面白紙

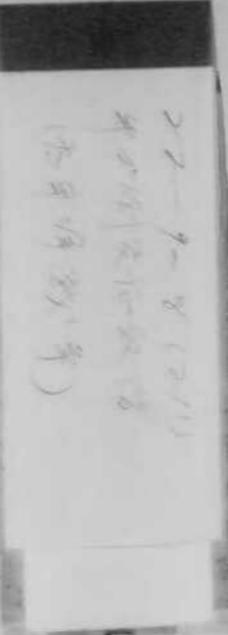
no. 91
Def. Doc. 1989
E 9/3

20
高橋

證據第十八號

VA 1, 2, 13 より拔萃

俘虜將校が自發的に勞務に従事した例



る拔萃である事を證明する

昭和二十二年七月一日

俘虜情報局長官事務取扱

中 西 貞 喜

200-1

no. 91
Def. Doc. 1989
E 9/3

20/
嘉祐

證據第十八號

VA 1, 2, 13
より拔萃

俘虜將校が自發的に勞務に従事した例

本書は世局保管書類の正確なる拔萃である事を證明する

昭和二十二年七月一日

俘虜情報局長官事務取扱

中 西 貞 喜

200-1

一、北洋漁場用漁網ノ編網作業ニ自發的ニ從事シアル四名ハソノ能率ニ於テ大イニ見ルベキモノアリ

(十九年四月號函館收容所月報「將校勞務」ヨリ拔萃)

二、第二分所ニ於テハ將校就勞者中セクラー大尉、メイ少尉ハ自發的ニ作業ニ服シ熱心且眞面目ニシテ一般日本人側工員ニ比シソノ成績ハ極メテ優秀ニシテ増産ニ資ル所大ナルハ合社側ノ認ムル所トナリ種々協議ノ結果右二名ニ對シ賞トシテ獎勵金ノ供與方ヲ決定ス

(昭和十八年六月號函館收容所月報ヨリ拔萃)

三、生野、大江山兩分所ニ移管集結セシ俘虜將校ハ積極的ニ農作ノ勞務ニ從事シ殊ニ大江山分所ニ於テハ小麥、ジャガ芋、甘薯、野菜ノ自作ヲナシ小麥ハ近ク約八俵ノ收穫ヲ得ントスル良況ニアリ

(昭和二十年五月號大阪俘虜收容所月報ヨリ拔萃)

四、廣島俘虜收容所ヨリ移管ヲ受ケ六呂師演習場ニ收容セル將校俘虜ハ自發的ニ農耕ヲ志願シ月末以降孜々トシテ努力シアリ

(昭和二十年六月號大阪俘虜收容所月報拔萃)

馬場

空襲時に於ける俘虜及軍抑留者取扱 (昭一六ニハ) 俘虜管理部長通牒

首題の件に關しては舊態俘虜收容所長會同の際中央の方針を傳達せられたる所なるも愈々空襲の時發近迫し或は都市の盲爆を企圖することあるべしと思惟せらるる身なるに任み之か邊境に遺棄をからしむるは

當時接近しある職工等か一時の激昂に罹らればざらしむる如く万全の措置を講ぜられ度特
此の趣旨を徹底せしめ置かれ度

昭和十六年八月二十日
陸軍省
陸軍部
陸軍省
陸軍部
(馬場)

201-1

302

空襲時に於ける俘虜及軍抑留者取扱 (四一九三ニハ) 俘虜管理部長通條
俘虜第四

首題の件に關しては舊態俘虜收容所長會同の際中央の方針を傳達せられたる所なるも愈々空襲の時勢近迫し或は都市の盲爆を企圖することあるべしと思惟せらる情勢なるに鑑み之か避難に遺憾なからしむるは勿論一般民衆特に俘虜と當時表近しある職工等か一時の激昂に罹られ私刑等の暴舉に出づる能はざらしむる如く万全の措置を講ぜられ度待に勞務先關係職員以下に此の趣旨を徹底せしめ置かれ度

201-1

停務患者の糧食に関する件（昭昭一九、四、二二、停務管理部長通牒）

停務患者状態の改善に就ては陸軍省第六九六號停務管理改善に関する
大官通牒等に倣み夫々措置せられらるることと存するも停務患者に對し
一律に糧食の支給量を減し之が爲めに健康の恢復に支障を來しある向
も有之哉に見受けらるるに付ては各患者の實情に即應し之に對する給
食量に弾力性を深たしむる如く取計相成候

201-2

文書成立ニ關スル證明書

自分、横井孝治ハ、停務情報局調査課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添
付セル日本語ニ依リ印刷セラレ各々一枚ヨリ成ル「停務患者ノ糧食ニ
關スル件」及「空襲時ニ於ケル停務及軍醫留看取扱」ト題スル印刷物
ハ日本政府（停務情報局）ノ保管ニ係ル公文書ノ欽奉ノ正確ニシテ眞
實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月十三日 於東京

停務情報局調査課長

横

井

孝

治

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人

横

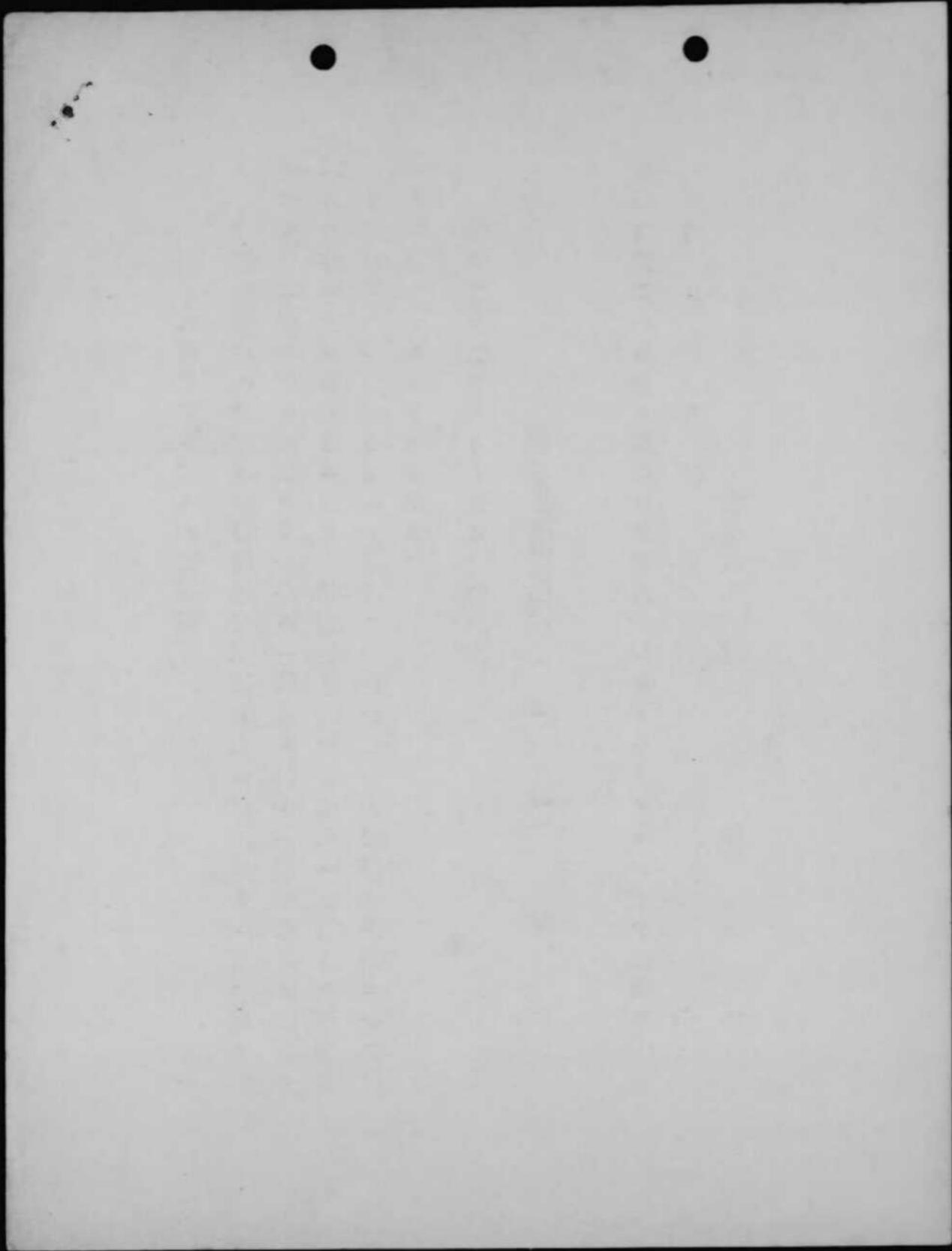
馬

伊

三

郎

202



22-9-8

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

訂

荒木貞夫其他

宣誓供述書

東京都世田ヶ谷區玉川等々力町三ノ二七八

矢野志加三

明治二十六年八月五日生

自分能我口ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

裏面白紙

505

、私は矢野志加三と申しまして日本海軍に三十三回勤務した元海軍中將であります。

私は大正四年（一九一五年）十二月海軍兵學校卒業以來海軍省人事局局員、海軍大學校教官、海軍省教育局第一課長を含み各種の職務に委任し昭和十七年（一九四二年）十一月より昭和十九年（一九四四年）に亘る間海軍省教育局長の職に在つて海軍教育のことを管掌して居ました。

二、私は海軍の教育「システム」が他の政府機関と同様に全体主義、侵略、好戦及敵人に對する殘虐憎惡の精神を注入するの具に供せられたと起訴狀に告發せられた旨聞き及んで居ますが之は全く誤りでありますから海軍諸學校に於ける士官豫定者に對する教育の全般に關し出来るだけ簡單明瞭に陳述したいと思ひます。

三、學校に於ては勿論鑑察勤務中に於ても細密なる計畫の下に國際法を教授すると共に士官豫定者の品性、人格の涵養には種々の方策が講ぜられました。

先づ教官の選定には多大の考慮が拂はれました。即ち之等の人々は充分

(1)

204

裏面白紙

なる藝術を受け得る圓滿なる人格と中正剛毅せる思慮を具備することを要求されてゐました。

教課の選定に就いては彼教育者の自主性を尊重するに努め全体主義に類する信念に陥るか如き教課は海軍教育の傳統に背反するものとして採り入れませんでした。

四、海軍教育の目的は軍人たる前に先づ人たるの教養を與ふるにありましたから倫理、心理、哲學等の學識を教授しましたが其の究極の目的は良兵は良民を造るとの根本理由に立脚して國民の範表を陶冶するにありました。其の副産人を殘虐憎惡する様を教育や好戰的な教育を鼓吹する如き示唆は少しもありません。

海軍教育の根本方針は陸海軍々人に賜はつた勅諭の遵奉に在りまして其の解釋には日本在來の武士間の道徳でありました武士道精神に根據を置いた註釋が加へてあります。

宗教の自由も教育せられ又勿論許されてもみました。従つて如何なる宗教の信者であつても同時に海軍士官たり得ることは可能でありました。

此の理由に基づき、は特別の宗教上の言葉や標語を教育上の標語としては採用しなかつたし又思考に對する個人の權利に限制を加へることもしなかつたのであります。

五、海軍諸學校の教育課程中術科教育に關しては諸外國の例に近似する所か甚だ多いのであります。我が海軍兵學校に於ては特に軍人勅諭に示された忠節、禮儀、武勇、信義の四大徳目に重點を置きまして不斷之を教育して居りました。

日本海軍士官の間には我が海軍が英國海軍に範を取つたと云ふ歴史的關係もあつて海軍及海軍々人は常に紳士的に行動すべきを不動の傳統としてゐました。之を要するに日本海軍の教育方針は軍人勅諭を遵奉し武士道を具現するにありまして止緩人道に存らず、實際法に背反せざらんことを特に強調してゐたのであります。

海軍諸學校に於ける教養や教育方法を如何に檢討してもそれが全休主義、侵略、好戦及強硬偏惡に亘ると評議し得るとは恐らくは能はざる所であります。

(終)

裏面白紙

Doc

昭和二十二年（一九四七年）八月十二日於東京

供 述 者 矢 野 志 加 三

右は當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同 日 於 同 所

立 會 人 瀧 川 政 次 郎

207

4

裏面白紙

60

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣 誓 書

(署名)
捺印) 矢野 志加 三

裏面白紙

E 3124

57
馬鹿

東京俘虜收容所月報抜萃（昭和十八年三月）

1 普通食

俘虜下士官兵以下の主食定量は當初五七〇瓦なりしも勞働量の増大に伴ひ
逐次増加し本年一月一日六九〇瓦とせしも三月に入り勞働時間の延長と共に最終
に最後の豫備量たりし九六瓦を増加し規定の最高量たる七八六瓦を給し呈
軍食と可定量の給與に達したり

混入量を増加し精米四一〇瓦精麥三七六瓦の割
副食物の給與に努め榮養失調症の預防及病氣に
つつあり

3
下痢患者に對しては從來「パン」食、鶏卵等の支給をなし脚氣患者には「
ビタミン」一、米糖等を使用し榮養方面よりする患者の早期恢復に努めたり
酒保に於ては民需を壓迫せざる範圍内に於て日用品の販賣量を増加し此の
方面より慰安と希望とを與へ勞務に最大能力を發揮せしむべく努力中なり

209-1

E 3/24

04
高橋

東京俘虜收容所月報抜萃（昭和十八年三月）

1 普通食

件数 下士官兵以下の主食定量は當初五七〇瓦なりしも労働量の増大に伴ひ
逐次増加し本年一月一日六九〇瓦とせしも三月に入り労働時間の延長と共に長
に最後の豫備量たりし九六瓦を増加し規定の最高量たる七八六瓦を給し呈
軍食と定量量の給與額に達したり
尙脚氣疾患豫防上より精麥混入量を増加し精米四一〇瓦精麥三七六瓦の割
合とせる外 白質脂肪多き副食物の給與に努め栄養失調症の豫防及病氣に
對する抵抗力の増加に努めつつあり

2 患者食

下痢患者に對しては從來「パン」食、鶏卵等の支給をなし脚氣患者には「
ビタミン」一、米糖等を使用し栄養方面よりする患者の早期恢復に努めたり
3 酒保に於ては民需を壓迫せざる範圍内に於て日用品の販賣量を増加し此の
方面より慰安と希望とを與へ勞務に最大能力を發揮せしむべく努力中なり

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ伴慶情報局調査課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ二頁ヨリ成ル東京伴慶收容所月報（昭和十八年三月）ト題スル印刷物ハ日本政府（伴慶情報局）ノ保管ニ係ル文書ノ抜萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月十八日 於東京

横井 孝 治

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人 數馬 伊三郎

高野

昭和十九年陸軍省第三八二七號其職等の節用に關する件及昭和十九年
 陸軍省五一一號停務の米麥給與定額に關する件に關し新たに改定停務
 給食給與計畫を設て六月一日より之に準據し給與を實施す其の定額左の
 如し

停務に關する停務

米麥一人一日

七〇五瓦

停務

三七〇瓦

停務

三九〇瓦

瓦を以てし停務定額の状況により前記の分記を
 停務、陸軍省下の停務に給與し適正を圖り其

の節用に關する停務

- ロ 炭礦停務に關しある派遣所に於ては地方配給課より同一停務に従事
 しある邦人停務者と同額の配給米麥七一〇瓦を受け給與豆類混入を行ひ
- ハ 米麥給與の額より各分へ派遣所長給與計畫に基き米麥代用食の混
 入率を三分比を以て給與しあり
- ニ 久留米師團よりの小麥給與の割當六月分なく各所共にパン食給與に支障
 を來し師團に對し之か割當方交渉中にて來月より入荷の減定なり

高橋

イ

昭和十九年陸軍省第三八二七號其等の節用に関する件及昭和十九年
陸軍省五一一號停給の米麥給與定額に關する件に基き新たに改定停給
糧食給與計畫を設定六月一日より之に準據し給與を實施す其の定額左の
日し

勞役に服する停給 米麥一人一日 七〇五瓦

力業に服せざる准士官以下停給 三七〇瓦

將校同相當官 三九〇瓦

米麥拂出は全停給七〇五瓦を以てし停給停給の状況により前記の分配を
なし分配による定額は勞務従事、陸軍部下の停給に給與し適正を圖り其
の成績は概ね良好なり

ロ

炭田等勞に服しある派遣所に於ては地方配給課より同一停給に従事
しある邦人勞務員と同量の配給米麥七一〇瓦を受け森豆類混入を行ひ
概ね分所に準じ給與を實施しあり

ハ

米麥番給の額より各分へ派遣所長給與計畫に基き米麥代用食の混
入率を三分比を以て給與しあり

ニ

久留米師團よりの小麥粉の割當六月分なく各所共にパン食給與に支障
を來し師團に對し之か割當方交渉中にて來月より入荷の決定なり

右署名捺印の自筆の面簡ニ於テ爲サレタリ

同日 東京 所

立會人 眞 馬 伊 三 郎

眞 馬 伊 三 郎

自分、眞井考治ハ存心情報局調査員長ノ職ニ居ル者ナル事、茲ニ添付セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ 三 頁ヨリ成ル 捺印(昭和十九年六月)ト題スル書類ハ日本政府(存心情報局)ノ保管ニ係ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫シナルコトヲ聲明ス

昭和二十二年八月十八日 於東京

文書ノ出所竝ニ成立ニツスル證明書

(三號)

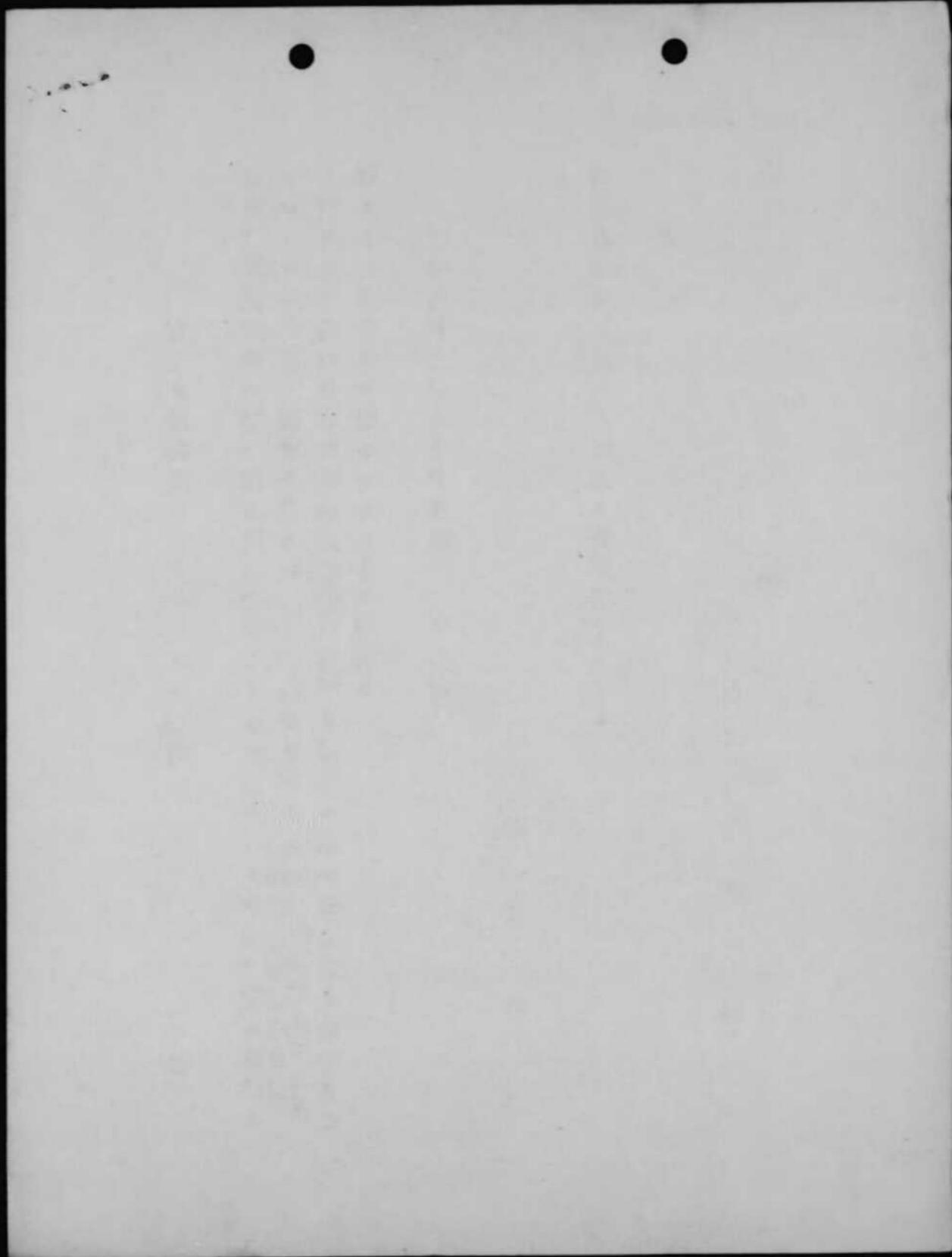
イ 主食減量と満足代金三圓の交付とにより栄養補給は副食に貢ふ所大となりたる爲副食調製に努力すると共に現地自活に便し勞務に對する健康維持に遺憾なきを期しあり

ロ 副食物の取得は既ぬ困難に於て特に生野菜の入手良好なり生魚類の入手は既ぬ困難なるも豚肉類は月間二、三、十四、十七分所にては取得困難なり

ハ 設立は存心は存心の嗜好を考慮し、カレー粉、胡椒、食油等の使用を多くし調理は一日所要量を交付の上存心をして爲さしめあり

ニ 各分飯遺所月間平均一日熱量三〇九二、八四カロリー平均体積六〇升一五三にして詳細左表の如し

所 名	一日平均	所 名	一日平均	所 名	一日平均	平均カロリー
第一分	三、一六六	第十四分	二、六三七	第六派	二、九八四	
第二分	三、一五〇	第十七分	三、一一〇	第八派	三、一二四	
第三分	三、五七六	第二十分	三、一一〇	第九派	二、八〇六	三、〇九二カロリー
第四分	二、八四二	第三派	三、二一九	第十派	三、〇一三	
第一派	三、〇二三	第四派	三、〇一〇	第十一派	三、二五七	
第二派	三、〇三二	第五派	二、八一〇	第十二派	三、五〇〇	



高橋

善通寺俘虜收容所月報抜萃（昭和十九年十一月）

イ、獸、魚、鳥、肉は依然配給困難ならざるも疎米類は本月中旬以來逐次其の出廻りも軌道に乗りたるもの、如く何寺民需を壓迫すること

あり加ふるに今回俘虜報局の轉送に依り赤

2000-8 (234)
2000-8 (234)
2000-8 (234)

主食用大豆等の補給中止に關する件通牒に依り爾來主食代用として大豆の配給は途絶し、本分所に於ては在庫品を以て之か補充を爲しつ、ありしか本月に入るや之も全く拂此し現在は粟、高粱、綠豆、小豆及季節柄甘藷を主食代用として定置を確保しつ、あり、尙紛末給與の見地より悅白を調辨し之か趣旨に副はしむべく準備せり

ハ、本所に於ける收容俘虜の大部を占むる俘虜將校の糧食給與に關しては將校俘虜自給勞務の強化を圖り又俘虜炊事班に俘虜主計將校を參加せしめ之をして臥立表を立案せしむる等俘虜將校の副食工夫を奨

善
務

普通寺俘虜收容所月報抜萃（昭和十九年十一月）

イ、獸、魚、鳥、肉は依然配給圓滑ならざるも疎米類は本月中旬以來逐次其の出廻りも軌道に乗りたるもの、如く何寺民需を壓迫することなく合法的なる調辨を爲しつゝ、ありて各所共に一日一人約六〇〇瓦以上を給し得る状態にあり加ふるに今回俘虜報局の轉旋に依り赤十字救恤食料品の寄贈を受けたるを以て副食物に關しては當分榮感し得る状態となれり

ロ、糞に發せられし昭和十九年八月二十二日附善即經衣第二二七一號「主食代用大豆等の補給中止に關する件通牒」に依り爾來主食代用として大豆の配給は途絶し、本分所に於ては在庫品を以て之か補充を爲しつゝ、ありしか本月に入るや之も全く拂底し現在は粟、高粱、綠豆、小豆及季節柄甘藷を主食代用として定数を確保しつゝ、あり、尙紛末給與の見地より悅白を調辨し之か趣旨に副はしむべく準備せり

ハ、本所に於ける收容俘虜の大部を占むる俘虜將校の糧食給與に關しては將校俘虜自給勞務の強化を圖り又俘虜炊事班に俘虜主計將校を參加せしめ之をして歐立表を立案せしむる等俘虜將校の創舊工夫を奨

昭和二十二年八月十八日 於東京

立會人 數馬伊三郎

同日於同所

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタ

昭和十九年十一月ト越スル警須ハ日本政府ハ存貯報局ヲフ保管ニ係ルハ日本
ル公文書ノ拔萃ノ正確ニシテ眞實ナル寫ナルコトヲ證明ス正ニシテ眞實ナル寫

文書ノ出所及ニ成立ニ關スル證明書

(三三號)

勵するの外「特別治病食（主食成五七〇瓦）」を新に規定し存貯將
校にして特に衰弱甚しきもの（現在約十名）に對し支給しつゝあり

五月八日 宣旨人 藤村三郎 宣旨人 藤村三郎
同日 同日

五月八日 宣旨人 藤村三郎 宣旨人 藤村三郎
同日 同日

五月八日 宣旨人 藤村三郎 宣旨人 藤村三郎
同日 同日

(三)

(三)

72-19-1

Ref. No. 2110-A

Exh. NO

高橋

證 明 書

一九四五年五月二十五日夜半から同月二十六日未明に至る間の米空軍の空襲に依り海軍省の大部は焼かれたその際大臣官房及軍務局各課の事務室は全焼し保管文書の殆ど全部焼失した。併取扱に關する文書電報のハアイルも全部焼失した。尙電信課の事務室も焼かれたので同事務所内にあつた電報のハアイルも焼失した

右 證 明 す る

昭和二十二年三月三十日 於 東京

復員廳第二復員局文書課長 今 村 了之介

今村は一九四五年五月二十五日及二十六日當時に於て海軍省副官で海軍省建築物の保管の責任者であつた

同日 於 同 所

復員廳第二復員局長 前 田 稔

右署名捺印は何れも當立會人の面前に於て爲された

同日 於 同 所

立 會 人 宗 宮 信 次

22-19-1 (2)

海軍省文書課

(6)

14
高橋

證 明 書
一九四五年五月二十五日夜半から同月二十六日未明に至る間の米空軍の空襲に依り海軍省の大部は焼かれたその際大臣官房及軍務局各課の事務室は全焼し保管文書の殆ど全部焼失した。俘虜取扱に関する文書電報のハアイルも全部焼失した。尙電信課の事務室も焼かれたので同事務所内にあつた電報のハアイルも焼失した
右 證 明 する

昭和二十二年三月三十日 於 東京
復員局第二復員局文書課長 今 村 了之介

今村は一九四五年五月二十五日及二十六日當時に於て海軍省副官で海軍省建築物の保管の責任者であつた

同日 於 同 所

復員局第二復員局長 前 田 稔

右署名捺印は何れも當立合人の面前に於て爲された

同日 於 同 所

立 合 人 宗 宮 信 次

裏 面 白 紙

20-17-2

Def. Doc. 2110-B

高橋

別紙

文書焼却不存在に關する證明書

自分石川康太郎は横須賀地方復員局總務部庶務課長の職にあるものであるが元横須賀鎮守府の俘虜取扱に關する文書及電報は一通もない事を證明する
申頼に依れば一九四五年八月終戦時に横須賀鎮守府保管の文書及電報の全部を焼却した其際俘虜取扱に關するものも全部焼却したと云ふ事である

昭和二十二年八月五日 於久里濱

石川康太郎

右署名捺印は自分の面前に於て爲されたものであることを證明する

昭和二十二年八月五日

立會人

横須賀地方復員局總務部長

山口 泰 磨

2/5

裏面白紙

No. 19-3.

Def. Doc. 2110-C

高橋

文書焼失不存に關する證明書

自分寺侍隆治は吳地方復員局總務部長兼總務課長の職に居る者であるが元吳鎮守府にあつた俘虜取扱に關する文書電報類は一九四五年七月二日米軍の空襲に依り鎮守府廳舎の大部を焼失した際全部焼失して現存してゐないことを證明する

昭和二十二年八月六日 於吳

寺 崎 隆 治

右署名捺印は自分の面前に於て爲されたものであることを證明する

同 日 於同所

立會人 田 淵 義 雄

裏面白紙

高橋

文書焼却不存在に關する證明書

自分佐藤祐生は舞鶴地方復員局總務課長の職に居る者であるが元舞鶴復員局守府の採送取扱に關する文書電報類は司令部庶務で保管して居たが一九四五年八月上旬本土決戦準備に當り焼却したので現存して居ないことを證明する

昭和二十二年七月二十八日 於 舞 鶴

佐 藤 祐 生

右署名捺印は自分の面前に於て爲されたものであることを證明する

同 日 於 同 所

立會人 杉 浦 矩 郎

裏面白紙

20-19-1

Def. Doc. 2110-E

高橋

文書焼失不存在に關する證明書

自分室田勇次郎は佐世保地方復員局總務課長の職に居る者であるが元佐世保鎮守府の俘虜取扱に關する文書電報類は司令部庶務及事務室で保管してゐたが一九四五年六月二十九日米軍の空襲に依り鎮守府廳舎の大部を焼失した際全部焼失して現在してゐないことを證明する

昭和二十二年八月十二日 於佐世保

室田 勇次郎

右署名捺印は自分の面前に於て爲されたものであることを證明する

昭和二十二年八月十二日 於佐世保

立會人 吉村 一 友

2/8

裏面白紙

No. 19-6

Def. Doc. 2110-F

寫
稿

文書焼失不存在に關する證明書

自分大田春一は大阪地方復員局總務部庶務主任の職に居る者であるが元大阪警備府の件取扱に因する文書電報類は司令部庶務及幕僚室で保管してゐたが一九四五年三月十四日米軍の空襲に依り警備府議會を焼失した際全部焼失して現存してゐないことを證明する

昭和二十二年八月 日 於大阪

大 田 春 一

右署名捺印は自分の面前に於て爲されたものであることを證明する

同 日 於同所

立會人 福 田 宗 正

219

裏面白紙

Def Doc No. 2172

Exhibit # _____

院藥品抽出日記
 鐵嶺業株式会社
 釜石鐵嶺業所

院藥品抽出日記
 鐵嶺業株式会社
 釜石鐵嶺業所

以下ハ別冊六冊中ヨリ「收容所」欄ニシテ
 品名及ビ数量「ヲ」抜萃セルモノナリ

22

Def Doc No. 2172

Exhibit # _____

22

以下ハ別冊六冊中ヨリ「收容所」欄ニ載セラルル藥品並ニ「療材料」ノ
品名及ビ数量ヲ抜萃セルモノナリ

附屬病院藥品抽出日記

日鐵鑛業株式会社

釜石鑛業所

裏面白紙

(月日)	(品名)	(單位)	(数量)
一一一四	ガーゼ	一〇米	一
一一一八	綿花	五〇〇瓦	一
	ローテル	二五〇瓦	六
	ホルマリン	五〇〇瓦	一
	防護石炭酸	.	一
	リゾール	.	一
一一一五	綿花	一〇〇瓦	五

昭和十七年十二月以降

裏面白紙

昭和十八年

					五〇二五		五〇一七	(月日)
ネオエバニン末	アスピリン	アドソルビン	ピオフェルミン	スルフアミン	スベルゾン末	ミレパール錠	アルシリン	(品名)
五〇〇瓦	二五〇瓦	・	・	・	五〇〇瓦	五〇入	五〇〇瓦	(単位)
一	二	二	一	一	二	一〇	三	(数量)
九一八	八一九	八一四	七一三		六一三		五二五	(月日)
アテリアン	クレオソート	キシレイル石灰液	乳酸石灰	酢酸カリ液	コケモゾール	エルスチン	十倍用 ロートメ散	(品名)
二五瓦	二五瓦	・	・	五〇〇瓦	五〇〇瓦	二〇一〇入	五〇〇瓦	(単位)
一五	三	三	一	一	一	一	一	(数量)

裏面白紙

一 二 一 二 七		一 一 一 一 三	一 〇 一 一 三	九 一 八
ト リ ア ノ ン	ノ ボ カ イ ン	ト リ ア ノ ン	ア テ リ ア ン	野 茂 エ メ チ ン
五 〇 〇 瓦	100% 入	五 〇 〇 瓦	一 二 五 瓦	一 二 五 入
一	二	一	二	五

裏
面
白
紙

昭和十九年

四一三	三二五		二一四				一七	(月日)
リゾール	防後石炭酸	トリアノン	ガーゼ	綿花	ビタカンファ	デキタミン	デキタミン液	トリアノン
		五〇〇瓦	一〇米	五〇〇瓦	二〇入	二〇入	二五〇瓦	五〇〇瓦
		五	五	二	二	五	二	一
			七一	六一三	四一七		四一五	四一五
アルコール	綿花	ガーゼ	綿帯	スヘルゾン末	アスピリン錠	ネオスピラルゼン	硫苦	エビオス
五〇〇瓦	一〇〇瓦	一〇米	一反卷	五〇〇瓦	二〇入	三錠	五〇〇瓦	五〇〇瓦
一	一〇	五	一〇	一	三〇	一〇	一	二

裏面白紙

(月日)	(品名)	(単位)	(数量)
七一	オキシフル	五〇〇瓦	一
	アドソルビン	・	五
	アテリアン	二五瓦	三〇
	ニキユーラ	五〇〇瓦	三
	スカポール	・	一
	タカニン (ビタミンB)	・	二
七一	ビタカルゼ	・	二
	ネオ肝精	・	三
	パンギタール液	・	三
	フアスターゼ	・	三
	ビタミンC	・	一〇
(月日)	(品名)	(単位)	(数量)
	ベンドレスキ (リスリン)	五〇〇瓦	二〇
	トリアノン	・	三
	コケモゾール	・	二
	ビグニユ	・	五
	ビタミンB液	・	二〇〇
	ボンピリンギン	二五瓦	三
	ミルパール錠	五〇入	五
	フキナセチン	五〇〇瓦	一
	アミノピリン	・	一
	マグネシア	・	二
	キミトネ	二五瓦	三

裏面白紙

月日	(品名)	(単位)	(数量)
	クレオソート丸	一〇〇〇入	五〇
	ビタミンAD	一〇〇〇入	一〇
	エミカン	一〇〇cc	一〇
	照内末(ビタミンB)	・	五〇
	ローテル	・	七二
	カロロイド	・	二
	香曹	・	一〇
	デルモライツ	・	三〇
	遠志根	五〇〇瓦	九
	鹽へろ	五瓦	一
	スルファミン	一〇〇瓦	四
	硫苦	五〇〇瓦	一〇
	ビオトモサン	五〇〇瓦	三
	瀉眼軟膏	五〇〇瓦	一
	ネオバラヌトリン	二〇〇入	一
	オリザピトン	二〇〇入	三
	インドラミン	五〇〇入	一
	カンフエナール	一〇〇入	三
	一〇%グルコゼ	一〇〇入	五
	ヘサチラミン	一〇cc	二
	リンゲル液	五〇〇瓦	五〇
	ロツク液	・	五〇
	〇・五%ボカイ	・	一
	チンケ油	・	一

裏面白紙

（月日）	（品名）	（單位）	（数量）	月日	品名	單位	数量
九一六	サリチル酸	二五瓦	一				
八一九	リゾール	五〇〇瓦	三				
	ナルアト	アセチル入	三				
	鹽酸モルビネー	二二二入	三				
	鹽酸エフエドリン	二二〇入	二				
	ゲリゾンザルベ	五〇〇瓦	一	二二二五	アルコール	五〇〇瓦	一
	單軟	五〇〇瓦	一		ルコール液	二〇〇cc	一
	サビトーン液	二五〇瓦	一				
	アスピリンシ	五〇〇瓦	一				
	エフタギン液	二五〇瓦	一				

裏面白紙

62

月日	品名	単位	数量	月日	品名	単位	数量
二一五	綿花	一〇〇瓦	三		礫	五〇〇瓦	一
	ガーゼ	一〇米	五		氷		
	ガーゼ	一〇米	一		防痲石炭		
四一ニ	綿花	一〇〇瓦	一		スルファミン		
	アルコール	五〇〇瓦	一		ゲリザンザルベ		
	絆創膏	大	五		ヨードチンキ		
四一〇	綿花	一〇〇瓦	五		〇〇二%リパノール		
	ガーゼ	一〇米	五		チンク油		
	綿帯	四裂	一		五〇%アルコール	五〇〇瓦	一
	硫苦	五〇〇瓦	二		一%モビ液	二〇〇瓦	一
	イニチオール	五〇〇瓦	一		オキシフル	一〇〇cc	六〇
	リスリン		一		セキチール	五〇〇瓦	一〇

昭和二十年

裏面白紙

（月 日）	（品 名）	單 印	數 量	月 日	品 名	單 印	數 量
四一〇〇	單 軟 膏	五〇〇瓦	一	八一三	カ ー ロ イ ド	五〇〇瓦	一〇
四一〇二	防 疲 石 炭 酸	・	一	八一四	マ ー ミ ン 錠	三〇〇入	二〇〇
五二二八	イ ヤ ス ミ ン	・	一〇		硝 酸 錠	二五瓦	一
七二八	綿 花	一〇〇〇瓦	一〇		ガ ー ゼ	一〇米	二
	ガ ー ゼ	一〇米	一〇		綿 綃 帶	四裂	一
	ホ ル マ リ ン 石 炭 酸 液	五〇〇瓦	一		緋 綃 膏	大	一
	カ ー ロ イ ド	・	一〇		單 軟 膏	五〇〇瓦	一
	五%ア ル コ ー ル	五〇〇瓦	一		リ バ ノ ー ル 液	・	一
	リ バ ノ ー ル 液	・	一		五%ア ル コ ー ル	・	一
	エ ビ オ 膏	・	一〇				
	溫 泉 エ キ ス	・	五				
七一九	マ ー ミ ン (ビ ン タ ン B)	三〇〇入	一〇〇				
七二二	エ ビ オ 膏	五〇〇瓦	四〇				

裏面白紙

Def. Doc. 2093

Exh. NO 3127

高橋

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣管ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

久保田篤次郎
供述者

供述者 久保田篤次郎

供述者

荒木貞夫 其他

對

亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

Dof. Doc. 2093

Exh. NO 3127

高橋

如ク自
分儀我
國ニ行
ハルル
方式ニ
從ヒ先
ヅ別紙
ノ通り
宣誓ヲ
爲シタ
ル上次
ノ

宣
誓
供
述
書

供
述
者
久
保
田
篤
次
郎

荒
木
貞
夫
其
他

對

極
東
國
際
軍
事
裁
判
所
亞
米
利
加
合
衆
國
其
他

裏
面
白
紙

裏面白紙

一 私ハ久保田篤次郎デアリマス。現在栃木縣下都賀郡桑村ニ住ンデオリマス。私ハ明治二十四年七月十四日大阪府ニ生レ昭和十七年(一九四二年)六月ヨリ昭和十九年(一九四四年)二月マデ滿洲工作機械株式會社ノ社長デアリマシタ。

二 法廷證一九七〇號Aニ關連スル俘虜使用ノ件ハ私ガ滿洲工作機械株式會社々長當時發生シタモノデアリマスノデ當時ノ社長トシテ本件俘虜使用ノ實情ニ關シ左ノ如ク陳述シマス。

三 昭和十七年(一九四二年)十一月頃奉天ニ約一、三〇〇名ノ俘虜ガ到着シマシタガ滿洲工作機械會社デ俘虜ヲ使用シ始メタノハ昭和十八年(一九四三年)二月頃デソノ人員ハ約五〇名デアリマシタ。其後人員ガ漸次増加シ最モ多イ時ハ約六〇〇名ニ達シマシタ。當初ノ計數デハ約一、〇〇〇名使用ノ予定デアリマシタガ實際ノ稼働率ハ最高六〇名デアリマシタ。ソノ理由ハ俘虜ノ技能調査ノ結果多數者ハ農夫デ機械工業經驗者ガ予想ヨリ少ナカツタコト及俘虜ノ健康能力並ニ階級等ヲ十分考慮シ不當ノ勞働ヲ爲サシメナカツタ爲デアリマス。

四 因ニ當會社ノ従業員總數ハ俘虜使用開始當時ニ於テ日本人約三〇〇〇名滿人約七〇〇名計約一、〇〇〇名デ最多數ノ時ニ於テ日本人約八〇〇〇名滿人約一、二〇〇名計約二、〇〇〇名デアリマシタ。

五 滿洲工作機械會社ハ生産力擴充部門ニ屬スル工作機械ヲ製作スル

會社デアツテ私ガ知ツテイル限デハ陸軍ニ於テモ滿洲國ニ於テモ將
又會社側ニ於テモ同社ヲ兵器工場トスル計畧ヲ樹テタルコトモナク
又同社ニ對シ滿洲、日本内地其他ノ地域ニ所在スル兵器工場ヨリ兵
器又ハ其ノ部分品製作ノ註文ヲ受ケタコトハアリマセンデシタ。
從ツテ兵器製造其他直接作戰行動ニ關係アル業務ニ俘虜ヲ使用シタ
コトハアリマセン。

丙 前述ノ如ク當初ノ期待ニ反シ技術的經驗者ガ非常ニ少ナカッタノ
デ始メノ中ハ毎日通勤シテ來ル俘虜モ仕事ヲシイ仕事ニハ從事シマ
センデシタソノ中大多數ノ俘虜ノ希望モアリ機械製作ノ技術的職業
指導ヲスルコトニナリマシタ當時ノ在滿九一八部隊カラ銃鋼材約五
萬ノ拂下ヲ受ケ之ヲ教育材料トシテ俘虜ヲ機械工、仕上工、組立工
工具工、鍛工、木工、製圖手、企圖手、倉庫手、自動車修理工等ニ
區分シ工場技師及就練工ヲ指導員トシ工作機械製作ノ技術ヲ教ヘマシ
タコノ結果私カ社長ヲ退職後自動旋盤ガ出來テ來マシタ。

丙 奉天俘虜收容所長デアツタ松田大佐ハ屢々工場ヲ視察セラレ日滿
從業員全部ヲ彙メ博愛心ヲ以テ俘虜ヲ寛容ニ取扱フ様ニ訓示サレマ
シタ從テ工場デハ日滿人、俘虜ノ間ニ何等ノ差別待遇モナク惡感情
ヲ懷クモノモナク全部渾然一體トナツテ愉快ニ仕事ヲスルコトガデ
キマシタ。

丙 俘虜ガ奉天ニ到着後當工場ニ出勤スルニ迄ノ間俘虜ハ何モ仕事ガ

裏面白紙

Def. Doc. #2093

ナク手持不沙汰デ困ツテイマシタガ俘虜ノ希望デ時々工場ニ見學ニ
 來テオリマシタ。一九四二年ノ「クリスマス」ノ時ハ俘虜ノ希望ニ
 ヨリ工場内食堂デ俘虜ノ慰安會ヲ催シマシタ營時ハ物資不足ノ折
 柄デハアリマシタガ凡有手段ヲ講ジ、煙草「キヤンデー」林檎、密
 柑等ヲ買集メ之ヲ俘虜ニ分配シ又俘虜自身モ種々ノ余興ヲ演ジ慰安
 ニ努メタコトガアリマシタ。

裏面白紙

Dof. Doc. #2093

昭和二十二年（一九四七年）八月五日於東京都千代田區丸ノ内
日本興業銀行ビル内

供 述 者 久 保 田 篤 次 郎

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス
同 日 於

立 會 人 鹽 原 時 三 郎

234

裏 面 白 紙

Doc. Doc. #2093

フ 良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓

宣
誓
書

署名捺印

久保田篤次郎

235

5

裏面白紙

高橋

辯護側文書第一九三五號
仙波勉宣誓供述書

三頁
三行
工作機械ノ需要
生産力補充部門ニ改ム

「機被ヲ航
ノ語句

誤

正

「需要」ヲ「需給」ニ改ム
 生産力補充部門ニ改ム
 「一九七〇號」ニ改ム
 「滿洲工作機械株式會社」
 航空緊急整備ノ爲利用致
 度件適應「整備」ニ改ム
 「航空緊急整備」ノ語句ハ
 ・航空緊急整備」ノ語句ハ
 ・改ム

高橋

辯護側文書第一九三五號
仙波勉宣誓供述書

頁	行	誤	正
三	三	工作機材ノ需要	「需要」ヲ「需給」ニ改ム
四	一	生産力擴充部門ニ改ム	「一九七〇號A」ニ改ム
四	最後	「滿洲工作機材ヲ航	「滿洲工作機材株式會社ヲ
四	最後	空緊急整」ノ語句	「航空緊急整備」中ニテ利用致
			・航空緊急整備」ノ語句ハ

裏面白紙

27
有極

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國 其他

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 仙波

勉

自分機我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

237

裏面白紙

一、私領波德ハ明治四三年二月二日東京部ニ生レ一九三三年三月東京帝國
大學工學部ヲ卒業直ニ陸軍造兵廠大坂工廠ニ就職シ一九三九年三月ヨ
リ一九四二年十月マデ陸軍省整備局工政課ニ勤務シマシタ。一九四四
年三月ヨリ終戦マデ軍需省航空兵器總局ニ勤務シマシタ。其ノ間一九
四二年四月陸軍技術少佐ニ任ゼラレマシタ。

法廷證一九七〇號Aニヨル「滿洲工作機械株式會社ヲ航空緊急整備ノ
タメ利用致す件照會」ニ關連スル俘虜使用ノ件ハ私ガ整備局在職當時
發生シタモノデ私ハ本件ニ關スル直接ノ擔當者デアリマシタ。

又軍需省在職當時モ右ノ滿洲工作機械株式會社ニ對シテ右ノ他ニ就
キ間接ニ指導、援助ヲ行ヒ來ツタモノデアリマス。

一滿洲工作機械株式會社ニ俘虜ヲ使用スル件ハ一九四二年五月二日陸軍
大臣ノ決議セル「現在ノ俘虜處理ニ關スル件」ハ法廷證一九六五號A
ニ基キ委任事項トシテ次官名義ニテ出サレタモノデアリマス
一當時ハ國內ノ勞務特ニ技術者熟練工極メテ不足シ老幼男女ヲ問ハス
夫々ノ能力特技ニ應シ全國民ガ勞務ノ部署ニツカネバナラヌ情勢ニア

裏面白紙

アリマシタ。從ツテ俘虜ニ國際法規ニ基キ許容サレル種類、程度ノ勞務ニ服セシム大旨ノ方針アリマシタ。

一、當時工作機械ノ需要状況ハ國內生産力年産四萬臺（約四億圓）ニ對シ業者受註總額ハ二十五萬臺（約二十五億圓）ヲ超エ然モ建設用資材極メテ窮屈テ新規工場増設ハ困難デアツタノデ既存設備ノ全面的利用ヲ企圖スル外ハアリマセンデシタ。

之ガ爲多數ノ優秀設備ヲ有シナガラ然モ殆ド遊休状態ニアツタ滿洲工作機械株式會社ヲ急速ニ全面的ニ活用スルコトナリマシタ。然ルニ滿洲テハ當時内地以上ニ勞務逼迫シ、特ニ頭腦勞働、熟練勞働ニ就テハコノ傾向ガ顯著デアリマシタ。尙滿人勞務者ハ一般ニ技術水準低ク且出勤率不良ナル上ニ移動極メテ頻繁デ多ク期待シ得ヌ又内地人勞務者ノ滿洲移住モ幾多ノ難點ガアツタノデ結局俘虜中機械關係ノ技術經驗ヲ有スルモノヲ選拔使用スル計畫ヲシマシタ。

一、俘虜ヲ工作機械製作ニ使用スルコトハ産業機械、鐵鋼、石炭、輕金屬

非鐵金屬、セメント工業ノ如キ他ノ生産力増充、部内ニ屬スル基礎産業ニ使用スルト同業至アツテ俘虜ヲ兵器原料ノ輸送及運搬並戦闘部隊ニ資テラレタ材料ノ運搬ノ如キ或モ作戦行動ニ關係アル勞務ニ使用スルコトトハ全ク趣ヲ異ニスル故ニ使用スルコトニシタモノナアリマシテ從來ノ大臣ノ意圖ニ基クモノデアリマシタ。

俘虜ヲ兵器ノ製造其他直接作戦行動ニ關係アル勞務ニ使用スルコトハ國際法上ノ問題ヲ惹起スルハ勿論軍機保護上由々シキ問題ヲ到底カ、ルコトハ爲シ得ナカツタデアリマス。

滿洲工作機械株式會社ニ對シテハ軍トシテ直接兵器ノ生産ヲ企圖シタコトハ絕對ニナク單ニ工作機械ノ需要者トシテ要望支援スル立場ニアリマシタ從ツテ軍ヲ直接指導スル兵器工業トハ劃然區別セラレテイマシタ。コノ會社ハ滿洲國經濟部工務司ノ所管ニ屬シテイマシタ。俘虜ハ卓上旋盤、(ベントレーサー)、ジャーマン、インデックス型自動旋盤ノ製作ニ關與シマシタ。

一、私ノ起案シタ法廷證一九六〇號A「滿洲工作機械株式會社ヲ航空緊急整

裏面白紙

42
Lノ語句ハ同計ヲシテ工作機械ノ急速生産ヲ行ハシメ之ニ依リ間接ニ
航空機ノ増産ニ寄與セシメントシタモノデアリマス
兵器ノ直接生産ヲ計劃シ之ヲ實行シタモノデアリマセン、

裏面白紙

242

昭和二十二年（一九四七年）七月十八日 於

供 述 者

東京都中央区横町三ノ一
中央商區
仙 波 勉

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明セマス

同 日 於 同 所

立 會 人

鹽 原 時 三 郎
安 部 明

242

裏面白紙

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セス又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓フ

署名捺印

仙波勉

宣

裏面白紙

7

3

22-9-8

2 (v)

林 逸 郎

REF DOC 号 416

福 東 國 際 軍 務 裁 判 所

証 米 刺 加 合 衆 國 其 他

辯

屍 木 貞 夫 其 他

査 察 口 供 審

供 述 若 鈴 木 忠 純

自 分 僞 我 國 ニ 行 ハ ル ル 方 式 ニ 従 ヒ 先 ツ 別 紙 ノ 興 リ 軍 務 ヲ 爲 レ カ ル 上 次 ノ
如 ク 供 述 せ れ マ ス

一、 私 ハ 明 治 十 七 年 四 月 一 日 本 國 地 デ ア ル 東 京 都 萩 野 二 十 日 百 七 番 地 ニ
生 れ 現 在 幸 四 郎 ニ 姓 ヲ テ 居 リ マ ス

二、 取 ノ 証 據 ノ 大 概 ハ 茲 ノ 如 キ デ ア リ マ ス

大 正 二 年

課 長

大 正 十 一 年

法 務 官

昭 和 十 三 年 七 月

第 十 一 軍 法 務 部 長

- 1 -

244

裏 面 白 紙

94

西和十四年十二月 北支那方面法務部長
 西和十六年 四月 中部軍法務部長
 西和十七年 四月 任陸軍少將
 西和二十年 四月 支那派遣軍法務部長
 西和二十年 三月 任中將

三、私ハ寇ノ如キ經歷ヲ有シテ居リマシテ、西和十七年七月以臨時陸軍支那派遣軍ノ法務部長トシテ軍法會議ニ關與シテ加クノデアリマス。其ノ間軍紀・風紀ニ關スル犯罪ニ付テハ法ノ命スル所ニ從テ最重ナル處分ヲ與シテ居リマシタ。

四、陸軍本省ニ於テ軍紀・風紀ノ遵行ニ付テハ嚴正ナル取扱ヲスル事ニトノ方針ヲ堅持シ、其ノ旨ノ指示命令ヲ發シテ居ルノデアリマシテ、法務部長ヨリ軍紀・風紀ニ關スル犯罪ハ軍法處分スル事ニ從テ、各省ヲ受ケテ居タノデアリマス。從テテ現地ニ於ケル法務官トシテ其ノ指令ニ基キ法ノ嚴正ナル適用ヲ爲スベク、最善ノ努力ヲ爲シマシタ。

DEF DOC # 41.6

94

裏面白紙

67

右ノ次ヲテ軍法會議ニ對シテ或ル種ノ罪ニ付政官的ニ寛大ニ處分ヲスル様ニト云フ様ナコトハ陸軍省カラモ、又現地司令官カラモ要緊サレタコトハアリマセン

五、阿片ニ關スル犯罪ニ對シテハ嚴重ナル取締ト處罰トヲ以テ臨ミ、阿片ノ密輸入選擧又ハ其ノ幫助罪ニ付テモ嚴重處罰セマレタガ、コノ獄ノ犯罪人ハ主トシテ朝鮮人ガ多カツタ爲ニ思ヒマス

右ノ如ク阿片ニ關スル犯罪ニ付テハ軍法會議ノ處分ニ對シテ何人カラモ干涉ノ懸退ヲ受ケタコトハアリマセンデシタ

一九四七年一月十六日 於東京都杉並區荻窪二丁目百七番地 自宅

鈴木 忠 純

右ハ當立會人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 今 成 泰 太 郎

DEF DOC # 416

- 3 -

246

裏面白紙

✕

賞 費 券

良心ニ従ヒ且ト其ノ端ニ何ノヲモテ誠物ヲス又何事ヲモテ附加セサルコトヲ信フ

結 末 息 録

— 4 —

DLF 100 n 416

247

裏面白紙

(R) 99
Def, Doc 2205

Exh, NO

新稿

大正十一年
九月二十一日
（昭和六年）

ノ如ク供述致シマス
自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣旨ヲ爲シタル上次

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫其他

審供述者

吉江誠一

Def, Doc 2205

Exh, NO

新稿

ノ如ク供述致シマス
自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次

宣誓供述書
供述者 吉 江 誠 一
荒 木 貞 夫 其他

對
亞米利加合衆國其他

極東國際軍事裁判所

裏面白紙

私の住所は東京都新宿區下落合二丁目八百四番地であります
私は一九一一年一月二十九日生で私の略歴は左の通りです 即ち

一九三一年七月二十二日陸軍士官學校卒業
一九四四年五月一日から一九四五年八月十五日迄陸軍省人事局
課員をして居り其の間一九四四年八月一日陸軍中佐となりまし

た

私は陸軍省人事局に居りました關係上軍紀及法規違反に對する處
罰の及ぼす影響に就て述べる事が出来ず。兵は規則上軍隊手帳
を持つ事になつて居りまして夫れには各人の勤務、召集、褒賞、
履歴、處罰等に關する一切の事項が記載されます

其の處罰の中には極く些細な懲罰事項をも記載されます、而して
進級に際しては之等の事項を詳細に検討するのでありまして些細
な懲罰でも進級に影響する事があります、ひとり進級のみならず
同僚間の評判にも拘るものです、従つて懲罰は夫自体よりも其の
影響の方が寧ろ大きいとも謂へます

殊に重大なる軍紀法規違反行為は將來の進級に重大なる影響を及
ぼすものです

然のみならず除隊後に於ても此の記録は本人に附き纏ふもので即
ち本人は軍隊手帳を常に保持する義務を負ふものです。

裏面白紙

其の結果軍紀法規違反者は除隊後でも就隊とか其の場合不利な影響を受けるものです。譬へば雇主としては若し在隊間の行爲が良くなければそれを考慮に入れる結果本人としては當然得らるべき就隊の機会を失ふ場合もあります、尙在隊中處罰を受けた人は郷土に於いても評判を失ふ事があります、以上述べた所に依り明かな通り兵に對する處罰が一見軽い様でも實際としては非常に重い場合がある譯であります、即ち日本の軍紀に違反したものは其の結果として社會から葬られ又は一般の信用を失墜するが如き重大な結果に到達する場合も往々にしてあるのです

Def, Doc 2205

昭和二十二年（一九四七年）八月二十三日於東京

供 述 者 吉 江 誠 一

右ハ營立會人ノ面前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シ
マス

同 日 於東京

立 會 人 井 上 益 太 郎

251

裏面白紙

Def, Doo 2205

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣
誓
書

(署名)
捺印) 吉 江 誠 一

裏
面
白
紙

252

4

5
高橋

昭和二十二年八月十四日
一復員局文書課長 美山 要 蔵
於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

自分ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セル日本語
ニ依リ印刷セラレ六四頁ヨリ成ル軍紀風紀上要注意事項集ト題スル
印刷物ハ日本政府(陸軍省)ノ編纂ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明
ス

文書成立ニ關スル證明書

昭和二十二年八月十四日 於東京

同日於同所

立會人 教 寫 伊三郎

5
湯橋

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セル日本語
ニ依リ印刷セラレ六四頁ヨリ成ル軍紀風紀上要注意事項集ト題スル
印刷物ハ日本政府(陸軍省)ノ編纂ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明
ス

昭和二十二年八月十四日 於東京

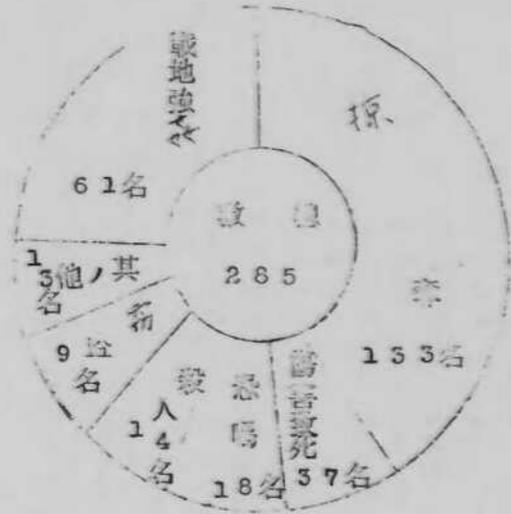
第一復員局文書課長 美山 要 蔵

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人 敬 寫 伊三郎

圖一 統計



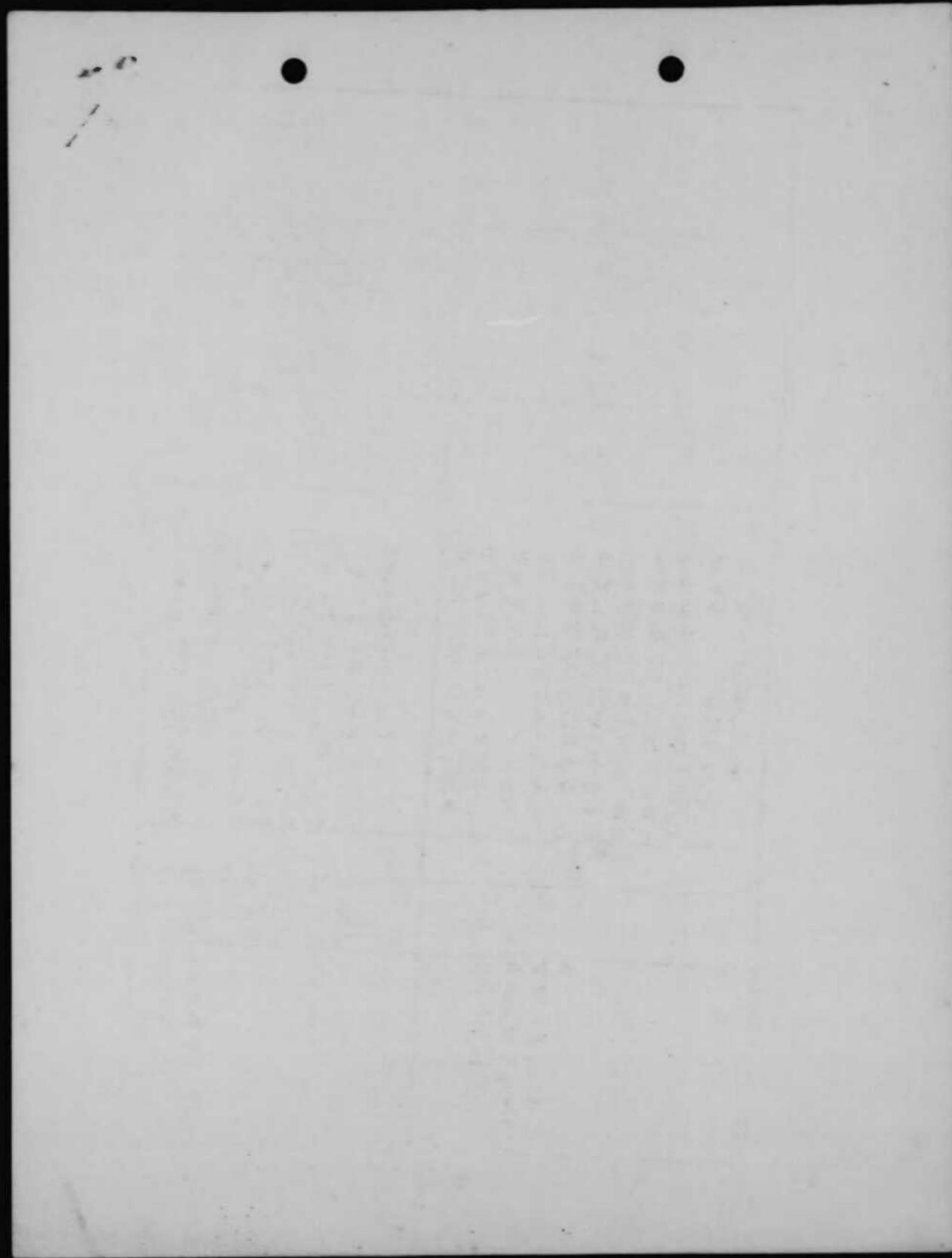
5、居住民犯
 居住民犯ハ二八五名(〇・〇一)ニシテ軍別ニ見レハ在支隊ノ二〇八名
 (〇・二九)、最モ多ク南方五〇名(〇・一〇)、龍洲二五名(〇・〇
 三)ノ順位ナルガ更ニ之ヲ罪種別ニ見レハ左圖ニ示ス如ク掠奪、戦地強
 要等ノ悪質罪犯多シアルハ在支隊ヲ要スル所ナリ特ニ在支隊ニ此ノ罪犯
 罪ノ多シアルト該方面將兵ノ居住民強要等ノ罪類同トシテ要スルモノ
 アリ

物欲犯、強盗、多シク占メ志氣派衰犯、居住民犯、對上官犯、殺伐犯、之ニ次
 キ色情犯、暴行犯ハ極メテ僅少ナリ尙軍別ノ特色トシテ強取ヒラルルハ内地
 、支隊、南方各軍ハ物欲犯、志氣派衰犯ヲ最多トナシアルニ對シ在支隊ニ於
 ケル物欲犯ニ次キ對住民犯ノ多シク強盗、南方方面ニ於テハ對上官犯、物欲犯ニ次
 アル等ナリ、物欲犯ノ多シク強盗、南方方面ニ於テハ對上官犯、物欲犯ニ次
 テ自給自足ヲ徹底シ軍民一體ノ實ヲ要スルニ萬遺憾ナキヲ期スルノ要アリ
 又南方方面ニ比較的對上官犯多キヲ以テ強盗ノ現階級ニ於テ特ニ注意ナル事
 記テ要スルノ要アリ
 次ニ階級別ニ多發犯ヲ見察スレハ強盗第一乃至第六ノ如クニシテ
 將 物欲犯、殺伐犯
 准 物欲犯、殺伐犯、對上官犯
 士 物欲犯、對上官犯
 見 物欲犯、對住民犯
 習 物欲犯、志氣派衰犯
 下 物欲犯、志氣派衰犯
 兵 物欲犯、志氣派衰犯
 軍 物欲犯、志氣派衰犯
 等見習士官ヲ除キ各階級ヲ通シ強盗力最モ多ク將校、准士官、見習士官ハ
 發伐犯下士官ハ對住民犯、兵、軍屬ハ志氣派衰犯之ニ次キ多發シアリ

二番師八八	五番井手 邦弘 上長伊藤 寛代 上長弘根 藤吉	一夫 数人	<p>兵部、或ハノ取扱不長内務ノ 不進行ニ因テ初年兵部取扱 タル井手五番同初年タル 、弘根上長兵ハ初年兵一 ヲ行下親部ニ全治十日ノ中 部ヲ負ハシム一調部ヲ改行シ タル日ハ各々別ナル爲何時 格ヒシヤ不明ナリ</p>	中長 二名 二日大	<p>本件全ク私的調部 三原因ヒルモノニ シテ是ニ調部ヲ要 ス</p>
二番師八八	五番井手 邦弘 上長伊藤 寛代 上長弘根 藤吉	一夫 数人	<p>証内ニ於テ証長ヨリ身上ニ シ二、三ハヒラレ之ニ照 シタルガ夫ノ證不詳ナリト テ二番上等兵ヨリ自己ノ手 ヲ以テ自己ヲ行スヘク命ビ ラレ分調部打シ居タル同 証ノ兵見ホテ一旦止ヒシ メタルガ實ニ証長ノ身ヨリ上 部ヲ以テ行ヒラレ一旦 ヒシモ實ニ証長方ナク証長 証長中ノ二番ヲ討殺ス</p>	中長 二名 二日大	<p>証長等ノ証長ヲ シムルヲ要ス</p>

二番師八八	五番井手 邦弘 上長伊藤 寛代 上長弘根 藤吉	一夫 数人	<p>兵部、或ハノ取扱不長内務ノ 不進行ニ因テ初年兵部取扱 タル井手五番同初年タル 、弘根上長兵ハ初年兵一 ヲ行下親部ニ全治十日ノ中 部ヲ負ハシム一調部ヲ改行シ タル日ハ各々別ナル爲何時 格ヒシヤ不明ナリ</p>	中長 二名 二日大	<p>証長等ノ証長ヲ シムルヲ要ス</p>
二番師八八	五番井手 邦弘 上長伊藤 寛代 上長弘根 藤吉	一夫 数人	<p>証内ニ於テ証長ヨリ身上ニ シ二、三ハヒラレ之ニ照 シタルガ夫ノ證不詳ナリト テ二番上等兵ヨリ自己ノ手 ヲ以テ自己ヲ行スヘク命ビ ラレ分調部打シ居タル同 証ノ兵見ホテ一旦止ヒシ メタルガ實ニ証長ノ身ヨリ上 部ヲ以テ行ヒラレ一旦 ヒシモ實ニ証長方ナク証長 証長中ノ二番ヲ討殺ス</p>	中長 二名 二日大	<p>本件全ク私的調部 三原因ヒルモノニ シテ是ニ調部ヲ要 ス</p>

一、私的調部及私的調部ニ因テスル主要犯罪一
 皇國第一八、一〇
 至昭和一九、三
 見



E 3128
Ref Doc 1433
1433

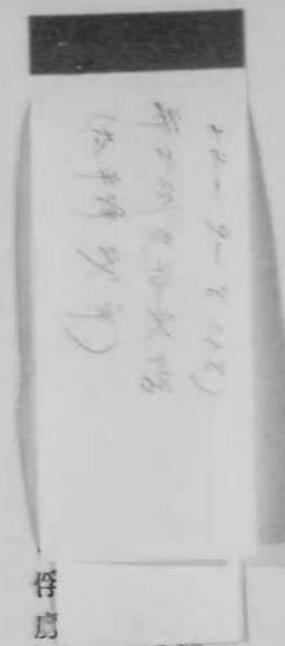
22
高橋

本書類悉拾六枚ハ第一復員省デ俘虜關係調査中
央委員會ニ調製セシメタモノニ相違ナイコトヲ
證明スル

昭和二十二年四月二十五日

第一復員局文書課長 葉山 要 蔵

印



虜取扱ニ關スル件

俘虜關係調査中央委員會

内地俘虜收容所ニ於ケル俘虜取扱ニ關スル件調査報告
第一、要 旨

本報告ハ内地各地俘虜收容所ニ付我方ノ
俘虜管理者カ收容セラレアル聯合口俘虜
ニ對シ非進行爲ヲ爲セル旨情並右ニ對ス
ル我方ノ採リタル處置ノ狀況ヲ明カニス
ルト共ニ斯クナラシメタル其ノ前後ノ情
勢ヲ疎述セルモノナリ
尙本報告ハ逐次提出セラレ又ハ提出セラ
レツツアル各俘虜收容所長ノ報告ニ基キ

256-1

257

E3128
Ref Doc 1433

22
1433

本書類悉拾六枚ハ第一復員省デ俘虜關係調査中
央委員會ニ調製セシメタモノニ相違ナイコトヲ
證明スル

昭和二十二年四月二十五日

第一復員局文書課長 兼 山 要 蔵

印

内地俘虜收容所ニ於ケル俘虜取扱ニ關スル件
調 査 報 告

俘虜關係調査中央委員會

第一、要 旨

内地俘虜收容所ニ於ケル俘虜取扱ニ關スル件調査報告
本報告ハ内地各地俘虜收容所ニ付我方ノ
俘虜管理者カ收容セラレアル聯合國俘虜
ニ對シ非違行為ヲ爲セル旨情並右ニ對ス
ル我方ノ採リタル處置ノ狀況ヲ明カニス
ルト共ニ新クナラシメタル兵ノ前後ノ情
勢ヲ疎述セルモノナリ
尙本報告ハ逐次提出セラレ又ハ提出セラ
レツツアル各俘虜收容所長ノ報告ニ基キ

256-1

257

Doc 1433

2

讀覽セルモノナルヲ以テ此種事件ノ報告ハ
今後更ニ追加セララルルニ至ルベシ

第二判明セル事實ト我方ノ採リタル處置

内地各俘虜收容所ニ付調査セル結果數件ヲ
除キ俘虜ニ對シ特ニ意識シテ惡慮非道ノ暴
行ヲ敢テセル事實殆トナシ

但シ言語ノ不適、習慣ノ相違等ニ起因シ或
ハ一時ノ感情ニ驅ラレ合法的手段ヲ逸脱シ
テ俘虜ニ對シ私的制裁ヲ加ヘタル事實、努
力ノ不充分ナリシト眞ニ違クヘカラサル事

由ニ因リ多數ノ死亡者並患者ヲ出セル事實
俘虜勞務ニ從事中俘虜使用者側ノ不注意等
ノ爲傷害ヲ受クルニ至ラシメタル事實等俘
虜ノ取扱、處遇營ヲ失シタル事件アリ

右ハ固ヨリ多分ニ違クヘカラサリシ事情存シタ
リト雖モ我方ノ手落ニ對シテ深ク遺憾ノ意
ヲ表スル次第ナリ

而斯俘虜ノ取扱、處遇營ヲ失シタル事件ニ
對シテハ當方ニ於テモ其ノ非ヲ認メ常ニ嚴
重戒告シタル處ニシテ此等ノ非違者ニ對シ

256-2

Ref Doc 143

3

テハ概ニ別表ノ如ク關係各上官ニ於テ處分
セリ
尙俘虜ヲ管理スル軍管區司令官等ニ對シテ
ハ各事件ノ内容ヲ深ク検討精査セシメテ其
ノ處置ヲ適正ナラシメ且其ノ責任ノ所在ヲ
明確ナラシムル如ク指示シアルヲ以テ我方
ノ公正ナル措置ハ列強次第逐次追加報告ス
ヘシ

第三陳述

我方ノ俘虜取扱根本方針ハ俘虜ニ關スル條
條規ニ遵由シ之カ適正ヲ期シ以テ俘虜ニ對
シ公正ナル待遇ヲ與フルニ在リ
然シテ俘虜管理者等ハ本方針ヲ堅持シ俘虜
ノ取扱ニ最善ノ努力ヲ拂ヒ來レルモ直接管
理者中日本人ノ習慣上陥リ易キ私的制裁ノ
弊ニ出テ或ハ國內ノ各種事情ニ妨ケラレ或
ハ遠クヘカラサル事情等ニ依リ俘虜ノ待遇
百ヲ失シタル事件アリシハ遺憾トスル所ナ
リ以下本件ニ關シ前後ノ事情等ニ關シ陳述
ス

257-1

28

Ref Doc 1433

其一 尊嚴ニ對スル私的制裁ニ就テ

一私的制裁ハ我國尊ノ傳統的惡習ナルノミナラ
ス官ニ國民的缺陷ニシテ一般ニ日本人ハ私的
制裁ヲ輕視シ本制裁ハ歐米人ノ如ク甚シク相
手ヲ侮辱凌辱セリトハ考ヘス寧ロ相手カ刑懲
罰ニ處セラレ流ヲ衆ニ曝ラシ或ハ家門ノ名譽
ヲ傷クルヨリハ拳骨一ツニテ勘辨シテヤル方
親切ナリ、或ハ私的制裁ニ依リ規律ハ維持セ
ラルヘキモノナリ等ノ誤解ヲ有スル者多ク此
種非行カ浮屠ニ迄及スニ至リシハ深ク遺憾ト
スル所ナリ

我國官ニ於テモ夙ニ本私的制裁カ人徳ヲ蹂躪
シ、或ハ官能ヲ破壞シ或ハ各種教育ヲ妨害ス
ル等其ノ弊害極メテ大ナルニ歸ミ常ニ之カ後
遺ニ勉メ屢々嚴重ナル戒告ヲ爲シツツアル所
ナルモ未タ改善セラレザリシ狀態ナリ
又一彼日本人ハ性極メテ短氣ニシテ些細ノ事ニ
ニモ激昂シ殊ニ言語ノ不通、習慣ノ相違等ニ
ヨリ不都合ヲ生シタル際深ク其ノ善惡、是非
ヲ考フルコトナク又合法的手段ヲ以テ懲戒シ
得ヘキニ拘ラス之ヲ待ツノ餘裕ナク其ノ場ニ

Ref Doc 14 300

テ感得ノ微スル儘ニ私的訓戒ニ出ル若少ナカ
ラス、而シテ時同ノ經過ト共ニ冷靜ニ復スル
ヤ頼リニ前非ヲ後悔スルヲ例トス

ニ私的訓戒ノ例

然シテ忤房ニ對スル私的訓戒ノ旨實ヲ究明ス
ルニ殆ト全部個人的怨恨ナク、又故ラニ忤房
ニ苦痛ヲ與ヘテ之ヲ凌辱セントスルカ如キ惡
意ヲ有セス、眞ニ忤房ノ非行ヲ矯正センカ爲
正當防衛ノ爲、言語不通等ヨリ忤房ヨリ侮辱
セラレ又ハ反抗セラレタルモノト解シタルカ
爲、私的訓戒ヲ加ヘタルモノナリ
又忤房中ニハ道義心頗ル低ク眞ニ度シ難キ不
良ノ徒モアリ且他ノ全部ノ忤房ヨリ謙遜セラ
レ却テ彼等忤房仲間ヨリ訓戒方依頼セル旨實
モアリタリ

ニ私的訓戒ヲ防止スル爲ノ監督、指導

非行ヲ犯セシモノハ下士官以下ノ下級者ニ多
ク將校ノ犯セル件數極メテ少シ
忤房ニ朝夕接觸スル下級職員タル監視員、指
導員、養成員ノ人選ニハ特ニ考慮ヲ拂ヒ之等

258-1

259

Ref Doc 1433

ノ指導監督ニハ常ニ細心ノ注意ヲ注シ注セシ所
 ナリ然ルニ監視員ノ殆ト全員軍動員ノ充足ヲ
 優先トシシ爲傷痍軍人ヲ充テシモノナルモ之
 等傷痍軍人中ニハ傷痍ノ結果森ミ根性ヲ有シ
 精神の缺陥アル者比較的の多ク、俘虜ニ對シ非
 行ヲ爲ス者アリシヲ以テ監督指導ヲ嚴重ニシ
 非行ノ甚シキ者ハ解雇ニ解雇シ來レリ、又指
 導員、監視員ハ俘虜使用者側ヨリ差出サレタ
 ル者ナルカ必スシモ素質良好ナラサルヲ以テ
 常ニ人選並之ヲ監督指導ニハ嚴ニ留意シアリ
 シ所ナリ

本件ニ關シ陸軍省俘虜管理部長（兼俘虜情報
 局長官）濱田少將ハ一九四三年十二月二十六
 日全俘虜報告委員會議席上左記ノ如ク口演シ注
 意ヲ喚起ス

口 演 要 旨

俘虜ノ取扱ハ現地ノ情勢ニ即應セサルヘカラ
 スト雖モ苟クモ憎惡ノ感情ニ奔リ其ノ域ヲ越
 ヲルカ如キハ改悔心ノ小乘的發露ニ過キスシ
 テ我カ武士道ニ反シ又道義賊タル今次大東亞
 戦ノ本義ニ悖ルモノナルヲ以テ深ク戒心セサ

258-2

Aug Dec 14 1937

ルヘカラサルモノト信ス
特ニ私的調裁ハ些細ナル私情ニ後シナカラ其
ノ影響ハ單ニ個人的感情ノ悪化ニ止マラス我
カ曰々彼ノ感情ヲトスルノ資料トモナリ彼等
歸國後ノ感宣等ヲ考フル時ハ其ノ弊害圖リ
知ルヘカラス、而シテ私的調裁ノ動機ハ言語
不達ト我カ當事者ノ規則理解ノ不十分ニ歸ス
ヘキモノ多ク其ノ結果停廢ノ憤慨報復ニヨリ
打倒セララル者アルニ至リテハ其ノ恥辱停廢
ノ受刑等ヲ以テ償ヒ難キモノアリ
之ニ對シ特ニ部下職員ノ指導ニ留意セララル
ト共ニ機會アル毎ニ關係部隊、使用部隊並使
用者等ニ本趣旨ヲ普及シ停廢取扱ノ適正ヲ期
セラレ度

停廢取扱所職員ノ對停廢感情

元來我國民ハ性單純素朴ニシテ容易ニ宣傳ニ
感服シテ激烈ナル敵意ヲ生シ殊ニ外國ノ新聞
雜誌等ニ現ヘルル記事ニヨリ宣傳セララルコ
ト多ク大東亞戰爭間旺盛ナル敵愾心ヲ有セシ
反面降ヲ乞ヘル者ニ對シテハモハヤ對敵復讐念

254-1

260

Ref. Doc 11r33

f

ヲ捨テ寧ロ憐憫ノ情ヲ以テ養セシモ中ニハ内
心憂越感ヲ抱キ取扱丁寧ノ度ヲ失シタルコト
ナキヲ保シ達シ然レドモ前述ノ如ク俘虜收容
所職員中俘虜ニ對シ非違行為ヲ爲セルハ此輩
蕩心ノ發露ニ非スシテ實ニ比較的無知且道義
心低キ者カ某一件ニ對シ感情ノ激スル儘ニ
起軌ノ暴ニ出タルモノナルコトヲ諒トセラレ
度

其二 多數ノ死亡者並患者ヲ出シタル

一 死亡者及患者數並主要ナル病類別

内地ニ移送セル俘虜總三五、〇〇〇名中其ノ
一〇多ノ三、五〇〇名ノ死亡者並月間平均二
〇〇〇乃至三、〇〇〇名ノ患者ヲ出セルハ各
種運クヘカラサル因子アリタルモノナリト雖
モ寔ニ申言ナシ死亡者月別一覽附表第二ノ如シ
此多數ノ死亡並患者ノ主要ナル病類別ハ慢性
腸炎、脚氣、肺炎、癆瘵失調症等ノ食生活並
氣候ノ變化等ニ主因ヲ有スルモノ多ク傳染病
ニ因ルモノ比較的少シ

ニ衛生状態改善ニ努力ノ狀況

(1) 如斯俘虜ノ衛生状態ニ就テハ俘虜管理者ノ

259-2

Ref Doc 1433

9

悉ク憂慮セシ所片シテ有ユル機會ニ於テ俘虜管理營事務ヲ督勵シ其ノ改善向上ニ努力セル他管理營事務モ有ユル科學的保健策ヲ講シ特ニ健康ト勞務トノ調節、勞務ト休養給與トノ調和、俘虜病院ノ設置、陸軍並地方病院ノ利用、莫大ノ費用ヲ投シテ地方ヨリ藥物ノ購入、或ハ施設ノ改善等懸命ノ努力ヲ拂ヘリ

(ロ) 然ルニ如斯俘虜管理若ノ努力ニモ拘ラス戰局ノ進展ハ必然的ニ藥物ノ窮乏ヲ告ケ俘虜ノ衛生管理ニ甚大ナル影響ヲ與フルニ至リシハ返ヌス返ヌモ残念ナリ
 尙如斯俘虜ノ衛生状態ヲ招來セシ原因ヲ探及スルニ俘虜ヲ内地ニ移送途中ニ於ケル管理ニ補無理アリシコト並熱帯地ヨリ寒冷ノ地ニ移動シタルカ爲環境ノ急激ナル變化ニ因リシコトモ亦主要ナル素因ナリ
 航海中ニ於テハ遠途指揮官以下俘虜ノ衛生管理ニハ最大ノ努力ヲ拂ヒタルモ屢々聯合軍ノ飛行機、潜水艦ノ攻撃ヲ受ケテ遭難シ

260-1

261

Ref Doc 1433

10

或ハ之ヲ達ケンカ多ク大ノ日致ヲ要シ達ニハ
給養モ窮乏ヲ告ケ俘虜亦疲勞累加シ多数ノ死
亡、榮養失調症ヲ生スルニ至リ元來頑健ナリ
シ者モ内地ノ上陸ノ際ハ健康ヲ傷ヒ居リタルコ
トハ爾後ニ於ケル彼等ノ健康状態ニ影響ヲ與
ヘシモノナリ
「俘虜内地輸送ニ當リ特ニ其ノ管理ヲ適正ナ
ラシムル爲昭和十七年十二月陸軍次官及参謀
次長ヨリ左ノ如キ通牒ヲ發シ注意ヲ拂ハシメ
タリ

(以下次頁ニ續ク)

260-2

Ref Doc 1433

11

停務ノ地位ニ關スル件

最近内地ニ轉送セラレタル停務ノ地位中ニ於ケル
 中道官テラサルモノアリ爲ニ患者(死亡者)
 多シクアリ就テハ内地ニ轉送スヘキ停務ノ地位、
 檢査、停務衛生人員ノ監督、檢査中ノ所長ノ醫藥、
 檢査ノ準備、檢査中ノ管理及看護等ニ於ケル便宜
 供與、檢査ノ交付等ニ關シ更ニ注意セシメラレ
 候命ニ應テヨリ檢査ノ地位ニ移送スルヲ以テ停
 務ノ地位ニハ特別ノ考慮ヲ拂ヒタルモ檢査中ノ停
 務ニ應テ依リ已ムヲ待ス一部ヲ多額内地ニ轉送シ停
 務ニ應テ醫藥ヲ全カラシムル爲ニ停務病院ノ設置
 他ニ關シ昭和十九年三月三日陸軍大臣官廳
 左ノ如ク注意ヲ喚起セリ

- 一 停務ニ送スヘキ患者、檢査中ノ地位ニ關シ
- 二 檢査中ニ定メアル地位ヲ支給ス
- 三 檢査中停務病院(分所)檢査所等ニ適當ナル
 檢査設備ヲ設クル外ニ檢査中停務病院ノ設置ヲ
 檢査中停務病院ノ設置ヲ檢査中停務病院ノ設置ヲ
 檢査中停務病院ノ設置ヲ檢査中停務病院ノ設置ヲ
- 四 檢査中停務病院ノ設置ヲ檢査中停務病院ノ設置ヲ
- 五 檢査中停務病院ノ設置ヲ檢査中停務病院ノ設置ヲ
- 六 檢査中停務病院ノ設置ヲ檢査中停務病院ノ設置ヲ
- 七 檢査中停務病院ノ設置ヲ檢査中停務病院ノ設置ヲ
- 八 檢査中停務病院ノ設置ヲ檢査中停務病院ノ設置ヲ
- 九 檢査中停務病院ノ設置ヲ檢査中停務病院ノ設置ヲ
- 十 檢査中停務病院ノ設置ヲ檢査中停務病院ノ設置ヲ

261-1

262

Ref. Doc 1433

三 影

實スル醫學ノ私能ヲ曰ル
 以テ醫學ニ於テ形式的試驗ヲ昂ケンカ爲
 ニ患者ニシテ休ヲ必長トスル者ヲ身ヲニ
 廉セシメ又ハ就其患者ハ血弱者ニ過數ナ
 ル勞務ヲ賦スル等ノコトヲ避ケ停業ノ術ニ
 當リニ留意スルト夫ニ所在者ノ氣血、眞土
 等ニ關シテ之ノ個人同休業ニ關シテ加ヘ其
 スレハ「一」事停業所ヲ病者又ハ其妻セシムル
 等ノ後世ヲ以テシテ以テ之ヲ病者ノ實業向上
 ヲ曰ルレ

I 〇 影 影

停業ノ影ニ關シテハ各在者以テ容許並ニ其ノ
 分限所ニ夫々自任セシメ又ハ之ニ準スル給養費
 等ヲ徵ケテ是ヲ給養ニ充テ其給養ヲ其スル
 者ノ病ニハ各在者ニ自任セシメ其給養ニ充テ
 ノ萬全ヲ期セリ、又給養ニ示シテ之ヲ其
 算額納ヘノ入院者ニ行ヒテ之カ影業ニ充テ
 其ノ以ハ給養費ニ及ヘリ

2 影 影 人 員

各在者所ニ在ニ當リテ其給養費以下病者
 員ヲ專任シ停業ノ保障、病後、停業ニ從事セ
 シメル外其ニ在者所ニ在者部ニ在リ停業ノ
 在部員ヲ兼勤セシメ「一」停業ノ普及ニ遺憾ナ

Ref Doc 1433

13

キヲ期セリ又官務衛生部員ハ其ノ技術ヲ以テ
陸軍ニ日本軍醫將校以下ノ訓練ニ協力シ
陸軍ノ最良ニ資スル良善大ナリシハ其意ニ
達ヘス

3 衛生材料

衛生材料ニ關シテハ陸軍各部隊同様に衛生
ノ要求ニ依リ臨時検査所管司令官ヨリ補
給シタルノ外ハ赤十字社ヨリ寄贈セラレ
ル材料ヲ補給セリ其ニ日本ニ於テ研究完成
其ノ卓效ヲ認メラレタル「ベニシリ」ノ
キモ一液單ニ補給シ能ハザルニ付ニ補給
診察ノ高止ヲ期セリ

4 多量疾患ノ調査

(1) 脚氣

従来東洋ニ多量ナル脚氣ニ由リ各隊ハ一隊ニ
抵抗刀傷キモノノ如ク急激一變ニ日本兵ニ比
シ若干重症ナル者多シ
之カ原因ハ亦食生活ノ變化ニ由ルヘキヲ以
テ之カ爲ニハ先ツ給養ノ改善ヲ圖リ「パン」
食ヲ普及シテ健康率ヲ良善ナラシメ且「肉食」
糧秣前進進セル時期ニ於テモ努メテ肉類、
肉類ノ給養ヲ圖リ更ニ「ビタミン」類(肉類
及油脂類)ノ大量補給ノ外「給養上」ニ於テ
モ若菜「イースト」等ノ給養ヲ勵行セリ、

262-1

263

Ref Doc 1433

14

(ロ)

新クシテ内地ニ在リテハ近時著シク其ノ發症
 減少シ現在ノ患者ハ殆ント舊患ノミナリ
 赤痢
 南方ニ於テ一級ニ多量シ殊ニ日本氣ニ比シテ
 停滯ハ「アメーバ」赤痢比價的重症ナル症狀
 ヲ呈シタリ
 奉天赤痢收容所ニ於テ昭和「八年二月末兩万
 ヨリ極速直後ノ舊メア不良ナル狀態ニ在リシ
 モノノ菌檢索ノ成績左ノ如シ
 (保菌者「合ム」)

赤痢	檢索人員	陽性	百分比
赤痢アメーバ	一、三〇三	三六三	三二
A型パラチブス菌	一、三〇三	三一	八五

(ハ)

尙原血球有者ハ割合多ク「トリコモナス」等
 ヲ混合シテ保有セル者若干アリ、赤痢「アメ
 ーバ」ニ類シテハ「エメチン」ノ生産量少ニ
 シテ福給困難アラザル爲「モトレン」ヲ主ト
 シテ用ヒ内服ニ依リて殺菌し腸管ヲ消毒アリタル
 モ爾次減少セリ
 「チフテリア」
 停滯ニ特異ニシテ腸ニ度重ク「デフテリア」類
 菌多量セリ舊患者甚ニ多量シ肺炎方巨ニモ同
 類ノ發症ヲ見内服ニモ福給困難入セリ之方は

262-2

Ref Doc 1433

15

策トシテハ保菌者ノ感染、被服ノ消毒、含嗽
ノ勵行「マスク」ノ着用等ヲ勵行セシメタリ、
患者ノ治療ニハ主トシテ「デフテリア」血清
ヲ豊富ニ供給シ治療セリ

(二) 肺炎

北國方面ニテ寒令ノ爲肺炎ヲ發生セル者相繼
發アリ
之等ノ預防ニ關シテハ發熱ノ處種ヲ多量ニ
着ハシテ帯ル限リ温暖ノ地ニ移送シ治療ニ勉
メタリ

寒令ニ於ケル肺炎ノ處種

停房ハ特ニ寒氣ニ當ル處種ヲ極メテ薄弱ナル
ヲ以テ左ノ處種ヲ勵セリ

(4) 毛布ノ供給

各收容所共毛布ヲ死藏スルコトナク各人ニ五
枚乃至六枚ヲ支給セリ（定款ハ四枚ナリ）又
特ニ寒冷ノ地ニアリテハ着用者ヲシテ所屬ヲ
習得セシメタリ

(ロ) 各室ニハ目録リヲナシ

鼠ノ侵入ヲ防止スル
ノ外各バラツク出入口ヲ毛布、藁等ヲ以テ二
重扉ヲ作製、重扉ニハ蚊網及襪又ハ疊、ウス
ベリヲ使用シ餘温ヲ阻レリ

(ハ) 暖房施設

各收容所共各室及浴室ニ關シ「ストーブ」ヲ

263-1

264

Ref Doc 1433

16

設置セリ 尚夜局ノ時刻ハ日ニ早ヨリ早クシ
九月頃ヨリ開始シ又夜間及早朝(三時)ヨリ
夜房ニ努メタル備所モアリメリ

(一) 其ノ他

バラツク出入口ノ風除ケ券、新北側ノ二重
窓、休養室雨戸ヲ硝子窓ニシテサンルーム式
窓トシ、身動山所ニ候キ休養室、大室ノ間仕
切、天井張り等ノ施設、信ニ温食給養ヲ施ス
等寒氣対策ニハ有ユル手段ヲ講セリ
尚收容所ニ依リテハ全長ニ湯マンボヲ支給セ
ル備所モアリメリ

六 食糧事情

俘虜ノ健康ヲ保持シ其ノ生活ヲ樂シマシムル爲
我万ニ於テハ俘虜ノ口長肉習慣ヲ尊重シ其ノ嗜
好ト体格、体質ヲ心ビシ適正ナル給養ノ旨意ニ
細心ノ注意ト最大ノ努力ヲ切ヒ奏レリ
即チ食糧ハ日毎ヲ基準トシ無量ハ倍ニ三、〇〇
〇カロリーヲ下ラシメタル如クシ特ニ蛋白質、脂
肪ノ攝取ニハ特別ノ注意ヲ以レリ、仍チ俘虜ノ
食事ハ其ノ量ト質ニ於テ一般日本人ノ食事ヲ越
カニ優越シ且日ニ人特別食料者以上ノ食事ヲ
支給セラレタリ
俘虜、日ニ早、長間ノ食糧支給状況附表第三ノ
如シ

Ref Doc 1433

17

而シテ逼迫セル内食糧事情ノ下ニ於テモ停産
 ニハ當ニ此定置ヲ確保スルコトニ有ユル努力ヲ
 拂ヒシ結果一部国民中ニハ停産ノ配給費ヲ蒙ル
 者モアリメリ
 戦局ノ進展ニ伴ヒ物資ニ食糧ノ取得ハ益々其
 ノ困難ノ度ヲ増加シ取テ停産ナルガ故ニ差等ヲ
 設ケシモノニアラス、一般国民中間行爲、或ハ
 運距離ノ買出シ等類出シ正當ナル配給量ノミニ
 テハ健康ヲ保持シ得サル状態ニ立テ至レリ
 尙此状態ハ單ニ一般国民ノミニ限ラス日本軍又
 同様ニシテ昭和十九年以來頃ヨリ軍隊内ニ多数
 ノ栄養失調症、脚氣病出セシヲ以テ昭和二十年
 初頭ヨリ軍隊ノ食糧自活運動ヲ強化シ兵員ノ保
 育給養ノ適正化ヲ企圖セシ程ナリ從テ停産ノミ
 ニ限ラレタルモノニアラサルコトヲ了解セラレ
 候
 知新状況下ニ於テモ停産收容所職員ハ夜間
 食糧ノ取得ニ勉メ、或ハ收容所職員自ラ車ヲ説
 キテ市場ニ至リ、或ハ十数里ノ道ニ買出シニ赴
 キ或ハ山野ヲ遊ケテ山菜ノ取得ニ勉メ或ハ
 頑迷ナル地方團體ヲ再三、再四ニ直リ説得ニ勉
 ムル等有ユル困難ヲ克服シ以テ停産ノ適正ナル
 給養ノ實現ニ最大ノ努力ヲ拂ヘリ然ルニ停産ノ
 給養ハ前記停産收容所職員ノ努力ニ伴ハス惡化

264-1

265

Ref Doc 1433

18

ノ進退ヲ迫リ延テ停戦ノ健康ニ影響スルニ至リ
シハ定ニ遺憾トスル所ナリ

七 収容所ノ施設

停戦ノ保健ニ直接、間接ニ影響ヲ與フル収容所
ノ施設ニ關シテハ資料其他事情ノ許ス限リ萬全
ヲ期シメルモ以下述フルカ如キ事情ニ依リ必ス
シモ満足スヘキ状態ナラザリシ次第ナリ

自内ノ建築事情ハ大東亞以争闘以前ヨリ早クモ
難進状態ニ陥リ昭和十四年ニハ一般ノ建築ハ殆
シト不可能トナリ此ノ事情ハ年ト共ニ深刻化シ
大東亞以争闘始以來ハ直接間接ニ關係スル建築
物以外ハ殆シト新築ハ許容セラレサルニ至レリ
又此等必要不可缺ノ建築物ニ於テスラ三角兵舎
土家兵舎等建築採用セラレ第一級ノ急造兵舎程度
ノモノナリキ

以上ノ如キ状況下ニ収容所ヲ新築又ハ整備セシ
次第ナルヲ以テ有ユル努力ニ拘ラス必シモ満足
スル程度ニ至ラザリシモノニシテ且ツ建築費用
前メル木材、釘、セメント、硝子、金具、瓦鉛
引線等、煉瓦、スレート並建築大工、左官等ノ
勞務ノ不足ハ収容所ノ新築ハ勿論、從來ノ既設
建物ノ改造利用スラ蓋シキ困難ヲ生セリ

其三 停戦以前中並其ノ他ノ聯合被害ヲ受ケシ被害

一 現在列強ナル此種被害ハ三六件ナリ其状況附表
第四ノシ

2642

Ref Doc 1433

19

ニ右ハ違クヘカラサル事曰亦存スルモ多クハ使用
者側ノ不注意ニ起因スルコト多キヲ以テ屢々
重要告ヲ與ヘ或ハ時々安全教育ヲ實施シ之カ
防ニ勉メテ来レリ

ニ停務ノ之等不幸ノ事起ニ對シテハ使用者側ヲシ
テ適切ナル改善策ヲ講テシムルト共ニ十分ナ
ル防護ノ方法ヲ講セシメタリ、
概法ニ關シテハ左記ノ如ク規定セリ

停務ガ死傷シタルトキ停務員ノ救恤ニ關スル件

停務員(派遣停務員ヲ含ム以下同シ)カ工場、事業
場等ノ勞務ニ就中自己ノ責ニ歸スヘカラサル
事故(不可抗刃等ニ依ルモノヲ除ク)ニ依リ死
亡シ又ハ停務員ヲ受ケタルトキハ停務員側ノ責任
遣停務員側ノ責任ヲ含ム)ラシテ停務員側ノ規則第十
五條又ハ停務員派遣規則第十一條ノ二ノ規定ニ依
リ左ノ標準ヲ以テ救恤金ヲ寄附セシムル事
一 責任シ休養シタル場合
休養日數ニ應ジテ本人ノ賃金額(内庫納金ト爲
スヘキモノヲ除ク)ニ相當スル金額ヲ寄附セ
シム

ニ賃金ノ不具トナリタル場合又ハ死亡シタル場
合

工場法、職業法等ニ基ク傷害扶助料又ハ遺族
扶助料ニ相當スル金額ヲ寄附セシム此ノ場合

265-1

266

Ref Doc 1433

20

ノ 送 賞 金 ハ 一 圓 ト ス
遺 ヲ テ 停 務 死 亡 者 ニ 寄 附 セ ラ レ ヲ ル 金 員 ハ
之 ヲ 本 人 ノ 遺 留 金 ト シ テ 處 理 セ ラ レ 辰 申 添
フ

265-2

訂正

訂正理由	撮影ミスの為
訂正箇所	直前の 3コマ取消 3コマ再撮影
訂正年月日	平成 18 年 11 月 30 日
このフィルムは、上記の理由で取消又は再撮影し訂正しました。	
撮影者	伊藤 一夫
受託責任者	古森 重隆

神奈川県 横浜市中区 沼210番地
富士写真フイルム株式会社
代表取締役



印

印

抗=昭 言二 作分 ヲノ ヲ身 網六 吞食 シモ タル ニ命 飲非 リシ 段ト 打タル	注昭 ス二 採セ 同ル 長ニ 家四 ヨリ人員 物不 品通 ヲナ 取ル スナ	停昭 止一 石ル 尾不 ニ九 爲一 ヲ互 負七 ハ二 シ作 ム中 不熱 ト	同	同	昭二 的度 ヲ七 示作 ン禁 タル導 ニニ 依訓 リシ 段反 打抗 ス	昭一 愈八 使ナル ニ二 依規 リ定 段ク 打無 ス爲 シ良	昭一 八三 ニ給九 持ノ給 シ景 アル工 ヲ具 ヲ見ヲ 段見段 打ホ ク ツ ト	昭二 中鉄 打二 スセル 存七 房二 ニ七 注新 意兵 ヲ司 兵令 へ切 且討	昭二 ナニ ルシ 依ナ リ相 段取 行答 ヘ一 スニ 且信 信ラ 不荒 長左 石シ ダ
打	"	"	"	"	"	"	"	"	信
指導員	警戒員	警戒員	"	偵察係	"	警戒員	"	"	"
太田一郎	木下金蔵	松崎四方吉	小野扇一	中澤千代三郎	杉下定美	池田秀雄	六反武雄	木村専五郎	工藤剛
免職	"	解職	停止五日	調戒ノ上出務	解職	五日間出務停止	五日間出務停止	一日	五重罰
職戒		職戒							日償

10-11-1 2017

1047 262 3.3

ニ取 直アシ リルカ 管ノモ ヲ等ノ 月 行 セ リ 品 日 其 他 同	埃シ セ ル ノ モ ノ ヲ 行 マ ニ ラ リ 朝	セ ル ノ ヲ 行 マ ニ ラ リ 朝	シ 又 水 ラ 溶 セ 草 ニ テ 打 リ	三 向 へ 行 加 不 ヘ ダ リ ナ ル 私 的 取 ヲ 尋
"	"	"	名 古 屋	"
"	"	"	草	草
竹 之 内 一 段	額 井 邊 石 街 門	中 野 松 次 郎	露 田 良 一	在 時 博
五 "	三 "	三 "	三 重	三 重
日	日	日	日 倉	日 候

27

269-1

陸二〇、七、八月	大倉	入倉	ラヤ	新取	其行	直取
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
小林	中川	田中	加藤	外山	川村	
米光	辰生	徳一	源造	房雄	村喜	
二重	二重	三〃	二〃	二〃	五〃	
管	管					
日倉	日倉	日	日	日	日	

Ref. Doc 14 53

Ref Doc 1433

昭一九、九月頃管庫教植品(手拭、石炭、薄荷、角砂糖)ノ一部ヲ尙取セリ	昭一九、二〇頃飲器用ノ砂糖等取セラレ之カ犯人隠匿ニ當リ管庫ニ自由ヲ強要シ條ヲ以テ段ヲ刺シ又電氣コンロヲ以テ管ヲ焙ル等ノ行爲ヲナシ又ハ段打スル等ノ行爲ヲナセリ	管庫ニ對スル懲罰處分並ニ苛酷ニシテ冬期ノ重傷倉庫分ニ於テ管庫ヲ死下獄体ノマ、拘禁セルコトアリ	昭一九、二月管庫寺收容所本所ニ勤務中管庫尉被ニ侮辱ヲ與ヘルコト並シク其ノ反感ヲ買ヒタリ但シ私的罰款ハナカリシモノノ如シ	昭一八、六月ヨリ十二月ノ間ニ於テ向島派遣所ニ勤務中私的罰款ヲ加ヘタルコト多シ
"	島	"	"	"
軍	監査官長	陸軍大尉	通 譯	軍
井 茂	宮 島 芳 勝	村 上 宅 次 郎	小 林 康 男	在 岡 茂
六 月 (同時解雇ス)	本人ハ九月十日頃ヨリ所在不明ナルヲ以テ目下其ノ行方ヲ授至中ナリ	收養所勤務不適任ト認め他ニ轉勤	説諭シ始末ヲ取りタルモ改悛ノ情ヲ認め得ズ解雇セリ	"

31

271-1

<p>昭二〇、一英將校「ジンキンス」 中尉ノ自活機作業意侵ナリトテ 目録ニ記載シ目ヲ私的備録ヲ行ヒ 反心ヲ進カシム</p>	福	岡	通	<p>後ニ訓諭シ左邊 ノ目的ヲ以テ轉 寫セシム</p>
<p>昭二〇、四、一管工務ニ於テ工 員ノ職務ヲ切取セリ同人ハ過去數 年同職ノ非行アリ通管下士官タル 安武ハ一病之ヲ取病ル爲替倉ニ留 置シ翌日水ノミヲ食ヘタリ此ノ間 自軍醫ヲシテ視察セシメ異狀ナカ リシモ翌々日ニ至リ突然意識ニ陥 リ百方手探ヲ盡セルモ心臓麻痺ニ テ死亡セリ</p> <p>該管工務ハ心臓病ヲ有シ平常行狀 不良管工務ノ評判最モ悪ク室長ヨ リ屢々處罰ヲスル如ク要求モノナ リ、因ニ安武管長ハ誠實ニシテ精 神立派ナル軍人ナリ我々ノ爲ニ盡 力サレタリトテ管工務ノ除管工務ヨリ 感謝サレタリ</p> <p>(管工務死亡時管工務ノ寫ハ管工務受領 係員長「クリイヒン」大佐ノ要求 ニ依リ提出セリ)</p>	<p>管 工 務 長</p>	安	<p>武 日 出 雄</p>	<p>直 轄 領 二十日 分所長監軍大尉 野崎元徳ハ部下 監督不行同班報 告遲延ノ科ニ依 リ重懲</p> <p>十日</p>

Ref Doc 14 33

Ref Doc 1433

<p>昭一八、春以來定景以上ヲ停職ニ給シタルヲ以テ懲禁ニ不足ヲ生シタルニ依リ之カ穴理監理ヲ思ヒ立チ同年十一月ヨリ一九、三月頃迄長瀬岡ニ亘リ定景ヲ減シ給食シタル爲停職ノ停力ヲ低下セシメ健康生命ニ危害ヲ與ヘタリ</p>	<p>福岡</p>	<p>陸軍中佐</p>	<p>福岡 實治郎</p>	<p>事實調査ノ結果犯罪事件トシテ軍法會議檢察官ニ告發ス 罰名 1 職務濫用 2 傷害罪</p>
<p>昭二〇、七月中旬停職自活農園ノ野祭遊藝事件ノ現行犯停職取罰ニ當リ竹刀ヲ以テ其ノ頭部ヲ殴打一名ハ其ノ胸部ヲ突ケリ之レカ肋骨骨折ヲ生セシメタリ</p>	<p>"</p>	<p>軍 兵</p>	<p>後藤 利夫</p>	<p>肋骨ヲ折リタル件ニ關シテハ見舞金一八〇圓ヲ賜ル 軍法會議檢察官ニ告發ス 罰名 1 暴行罪 2 傷害罪</p>
<p>昭二〇、八、一五終夜大雷雨下ルヤ停職同ニ腹痛氣分逆レ其ノ態度一變シタルヲ見テ昂督ノ余リ感情ヲ觸シ得ス八月十六日停職待機全員ヲ案メ内叙名ヲ殴打セリ</p>	<p>"</p>	<p>陸軍軍曹</p>	<p>栗原 吉生</p>	<p>直轄偵 五日 所長加罰直轄偵 十五日 軍司令官加罰直轄偵 十日</p>
<p>昭二〇、一―五月ニ至ル間入倉停職ニ對シ減食シタル爲餘病發生スルニ至ラシメタル件ニ入倉中稟衛ニ依リ足ヲ切断セル事件一</p>	<p>"</p>	<p>陸軍大尉</p>	<p>福原 勳</p>	<p>軍法會議檢察官ニ告發ス 罰名 職務濫用 傷害致死</p>

借取物ノ後戻り部中紛失セルモノアリ前分所長山田中尉監守ヲタル入江軍曹ハ紛失物品中各一領ヲ借用シアリタリトテ所持セルモ他ノ物品ハ不戻ナリ

籍 名

山田 健三
入江 泰三

軍法會議所 寮官ニ告出ス
罪名
薬物ノ持領罪

備 考

- 一、本表ノ處罰ハ追正アラサルモノ多キヲ以テ更ニ罰金上官ヲシテ内容ヲ微減セシメソツアリ
- 二、尙本調査ノ結果以外ニ處罰セシモノアルヘシ
- 三、訂記ニ依リ調査ノ結果ハ更ニ本表ニ追加スルモノトス

Ref Doc 1433

付表第四

作務中其ノ他ノ適合傷害ヲ受ケシ事列訂定

事故ノ概要	所屬 收容所名	事故者氏名	收容所又ハ會社ニ於テ採リタル 處
<p>第一九、五段街セメント上機工場粉炭工場ニ於テ作業中同工場内粉炭ニ引火突然大爆発ヲ起シ日本人工員三名即死同所附近ニアリタル作務一名火傷ヲ負ヒタリ</p>	<p>國 館</p>	<p>英兵 モリスン 下半身火傷</p>	<p>直ニ附屬病院ニ入シ同病院ニ留置ニ停置軍醫ト協力之レカ急急治療ヲナシ目動車ニテ本所病院ニ收容皇軍軍醫並ニ停置軍醫ノ治療ヲ行ハシメタルニ依リ營初ハ其ノ生命ヲ氣ツカハレシモ全力ヲ盡ケテ治療ニ努メタル結果漸次快方ニ向ヒ機能障害ヲ止ムルモ完全ニ恢復スルモノト判定ス</p>
<p>昭二〇、六收容所移動ノタメ搭乗貨物ヲ引取送中折カラ進行シ來レル列車ニ急殺セラレタリ當日ハ強風且ツ大雨ヲ交ヘ且外被着用品布ヲ覆リ右肩ニ貨物ヲ擔ヒアリシ爲右側方ヨリ通過シ來レル列車ノ通過困難ノ狀況ニアリタリ</p>	<p>英 伍長</p>	<p>英伍長 アレキサンダース 即死</p>	<p>事故發生ト共ニ急報ニ依リ皇軍軍醫駐付ケ檢診ノ決果即死ト決定シタルヲ以テ直チニ分所ニ搬入鄭重ニ處置シタル上六月四日牧師ヲ招キ皇軍停喪共全員參列ノ上盛大ナル告別式ヲ舉行シ兩名ノ靈ヲ慰メタリ</p>

Ref Doc / 433

<p>昭二〇、七三井美頃集所ニ於テ作 業中突然落込アリソノ一端カ停員ノ 腰脊部ニ當リ打撲傷ヲ受ヒタリ 會社婦員ノ低部被損ニ依リ婦員 發四名ノ火傷ヲ受ケリ</p>	<p>函館</p>	<p>英兵 ハローウエル 打撲傷</p>	<p>直ニ救出シ收容所ニ送付ニ收容シ 治療ノ萬全ニ努メ八月二十一日頗 業所病院ニ入院加療セシメ経過良 好ナリ 爾後天竺ノ歸途ニ一層努 カスル如ク會社ニ報告ス</p>
<p>落込ニテ一名死亡者ヲ出セリ昭和二 〇、四、二七位機作業中ノ停員 你息中突然天井ヨリ岩石落下シ避ク ル途ナク受傷セリ</p>	<p>東京</p>	<p>死亡一 英兵 フアローアイールド ルフレツドエドワト</p>	<p>處置ニ關スル報告ナシ</p>
<p>昭一九、五和川停員一ハ足尾銅山ニ テ「ボーリング」作業中遺棄物ヲ 中ノ丸ニ踏ヲ入レシタメ懸垂シ左眼ヲ 失明ス</p>	<p>東京</p>	<p>ヤスベルス 左眼失明</p>	<p>使用者同ニ於テ病院ニ入院セシメ 治療ス、工場法ニ依リ 療養料一六〇圓支給</p>
<p>昭一九、七米停員一ハ足尾銅山小池 沖向ニテ作業中上段ニテ作業中ノ米 停員ノ投下セル銅石ノタメ頭部ヲ強 打シ死亡ス</p>	<p>東京</p>	<p>ベーカージョン 死亡</p>	<p>工場法ニ依リ 療養料八五〇圓支給</p>
<p>昭二〇、八足尾銅山集所ノ遺棄物 等ニ於テ自己ノ不注意ヨリ港邊 ノ同ニ右足ヲ決ミ複雑骨折ヲ來シ右 膝下二寸ヨリ切斷ス</p>	<p>東京</p>	<p>右膝下二寸ヨリ 切斷</p>	<p>直ニ病院ニ入院セシメ入院中ハ停 員衛生兵一名ヲ附シ看護ナサシム 工場法ニ依リ 扶助料四〇〇圓支給</p>

Aug Voc 14 33

昭二〇、三「カーバイト」製造電機作

<p>昭一八、一二北國電化青森工場ニ於テ 機中後方ヨリ進行シ來レル原石積込 車ニ追突右膝打撲受傷其後病狀悪化六 歳三分ノ一ヲ切シ切斷ス</p>	<p>昭一九、一〇米俵一八原石山ニ於テ 作業中高層十米ノ斜面ヨリ約一距ノ原 石落下之ヲ後頭部ニ受ケ死亡ス</p>	<p>昭一九、一一原石山ニ於テ機中ノ作 業一ハ右下腿部復雜骨折其後切斷ス</p>	<p>昭一九、三米俵一ハ新海山下下製鋼 工場ニテ作業中右足頸ニ受傷シ治療ノ 結果快方ニ向ヒタルモ夏風ヲ併發膝 ヨリ切斷ス</p>	<p>昭二〇、三「カーバイト」製造電機作 業中機中「カーバイト」ヲ充満セ ル鍋ヲ運搬中鍋底部落下シ流出セル 「カーバイト」附近ノ水溜ト接觸シ シ作業中ノ作業者四名ノ被服ニ引火三名 重傷一名輕傷ノ火傷ヲ負ヒ重傷三名ハ 之レカ爲其後何レモ死亡セリ</p>
<p>東京</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>大腿部三分ノ一ヲ切 斷</p>	<p>死亡 コーヘン・エドワド 右下腿部 切斷</p>	<p>左腿骨復雜 骨折</p>	<p>ジョセフ・デエイタロス 膝ヨリ 切斷</p>	<p>三名死亡 バツカン・ジョン・フオド フオスター・ジョン クラウテル・オリヴァ</p>
<p>三五〇圓ヲ以テ義足ヲ作製給與セ ル外 傷害扶助料九五六圓支給</p>	<p>遺族扶助料一〇〇〇圓支給 爾後ノ危害豫防ノタメ原石積込員 ヲ増加セシム 扶助料九五六圓 爾後原石山ノ作業ヲ中止シ半島 労働者ト交代セシム</p>	<p>扶助料七五〇圓 右 直ニ入院セシメ白井博士執刀ノ下 ニ切斷シ一時ハ生命危フマレシモ 醫師及係員ノ努力ニ依リ快復公傷 者トシ見舞金三〇〇〇ヲ支給尙義足 ヲ支給シ就労者ト同様ノ賃金ヲ支給セリ</p>	<p>重傷ノ三名ハ直ニ會社附屬病院ニ 入院セシメ醫師看護婦俸員衛生員 ニテ手厚キ看護ノ下ニ治療セシメ タルモ遂ニ死亡セリ 依テ盛大ナル葬式ヲ行ヒタルト共 ニ各四〇〇圓ノ慰勞料ヲ贈呈ス</p>	<p>〃</p>

<p>昭二〇、一加茶院停尸一ハ作業指導員ト共ニ作業場所タル岩壁ヲ通行中何處ニ墜落シテ一ハツチボートヲ縛リ付ケタル既切斷ニヨリ「ハツチボート」ノ下ヲトナリ脚死ス</p>	<p>東京 准尉 トツト 死</p>	<p>事件發生スルヤ派出所長ハ直ニ現場ニ急行警兵及警察署ニ原因調査ヲ依頼シテ責任者ヨリ事情ヲ聴取シ責任者ノ處置死亡者ニ對スル慰問及補償ニ於ケル事ニ對シテ使用若シテ必要セリ其ノ結果責任者ノ職責及遺族ヲ慰問セシムルト共ニ慰問料八〇〇圓ヲ遺族ニ贈ラシム</p>
<p>昭一九、一〇日立鐵山本山採炭場ニ於テ停尸一ハ落石ニ依リ前額部ニ受傷ヲ受ケ依テ直ニ隨馬病院ニ入院セシメ一ヶ月ニテ快癒セリ依テ其後ハ輕傷ニ從事セシメタリ</p>	<p>前額部受傷</p>	<p>直ニ外科専門ニ依リ直ニ適合セシメ午後日本外科専門病院、後日直ニ及骨傷衛生兵以下協力看護セシメタリ</p>
<p>昭二〇、四、一四作業場ヨリ持炭運搬ノ爲電氣引草ニ乘リ進行中軌道ノ土砂流出ノ爲引草ト崖岸ノ岩石ニ突マレ腹部透傷内出血右大腿下部骨切痕會陰部右下腿裂創ニヨリ死亡ス</p>	<p>名古屋 柴 陸軍伍長 ハールバトキヤスバ 死亡</p>	<p>直ニ負傷者ヲ同病室ニ搬送セシメ衛生部員及陸軍醫官ヲシテ高メテ手続ヲナサシメタル後現場ニ於テ原因及状況調査シ官社側責任者ニ對シ作業場ノ設備ナル點檢及監督方ヲ要求シタリ</p>
<p>昭二〇、七、二用便ノ爲起床シ階段ニ行ク途中等時空襲警報發令中ニシテ所内消燈ノ爲煙蓋ヲ墜ミ外シ煙蓋シ照蓋區骨折内出血血蓋區發熱ノ爲死亡</p>	<p>柴 陸兵 ボセアイグリエ 死亡</p>	<p>處置ニ關スル調査ナシ</p>

A. D. 1433

D.D. 1/133

<p>船内ヨリ起重機ニテ墜中ノ九十斤入大豆袋ヲ受取ラントシ踏ミ誤マリテ荷物ニ踏ナラレ脚挫骨折内出血兼肋骨左肋骨折ノタメ死亡</p>	<p>昭一九、一、二四神崎島ニテ本人ノ過失ニヨリ電線ニ觸レ死亡セリ</p>	<p>昭一九、九、三〇労働上タル別子嶺山坑内ニテ作業中落盤ニ依リ即死ス</p>	<p>昭二〇、四、二八労働場住友化学工場ニ於テ煙草掃除ニ従事ノ管内ニ遺存スル灰燼崩壊シ退没受傷後死亡ス</p>	<p>昭二〇、六、二三本山嶺内坑道ニ於テ採炭作業中落石ノ爲受傷後死亡セリ</p>
<p>〃</p>	<p>大阪</p>	<p>長島</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>
<p>米持軍兵曹長 クローニン・ ウイリアムアロイ ンス 死 亡</p>	<p>マツクムリ ダロイタシー 死 亡</p>	<p>森田伍長 ヒンテル・エツチ ・アール 即 死</p>	<p>スミス・ジェー ・エー 死 亡</p>	<p>英 兵 パートワイツスル ・アール 死 亡</p>
<p>直チニ負傷者ヲ醫務室ニ搬送シ衛生部員ヲシテ萬全ノ處置手當ヲナサンメタル後原因並ニ状況ヲ調査シ會社責任者ニ對シ勞務場ノ點檢及監督方ヲ要求セリ</p>	<p>死後ノ處置丁重ナリシ故停職事務長ヨリ感謝狀ヲオクシタリ</p>	<p>直チニ發掘自死ヲ確認ス使用會社ヨリ嶺山法ニ依リ救恤金ヲ寄附セシメ本人ノ遺留金トセリ</p>	<p>直チニ發掘會社救護所ニ於テ初療ヲ施シタル後分所附屬病室ニテ治療ヲ加ヘタルモ受傷後約四時間ニテ死亡セリ會社ヨリ工場法ニ基ク救恤金ヲ寄附セシメ本人ノ遺留金トセリ</p>	<p>直ニ會社病院ニ於テ治療ノ後所内休養室ニ於テ加療セシモ死亡セリ。使用會社ヨリ嶺山法ニ依ル救恤金ヲ寄附本人ノ遺留金トセリ</p>

<p>造作業ハ其性質上一部ハ高所ニ登リ 作業セサルヘカラザル爲作業中誤リテ 墜落シ即死又ハ重傷死セル者多シ</p>	<p>福岡</p>	<p>十二名 ヴァイン・エイ・パン・テイ ヴァン・チエン ビーフット ブルースト・ダヴル・ビ タル・メル、マシユス ロンカースト・エドワート スマイトン・ジョーヂ ファイツプス・ダブルゼー ゼエノス・エツチ・チイ ウイリアムス・エイ・チー ウイリアムス・エイ・チー</p>	<p>直チニ川上病院ニ搬送シ其全ノ 手管ヲ歸スルト共ニ會社幹部及 現場指導員ト密接ニ連絡シ隨時 ニ變化スル作業場ノ適切ナル安 全装置ヲナス如ク努力ス</p>
<p>墜落作業山下ラム橋下シ頭部ヲ重傷 死亡</p>	<p>〃</p>	<p>死 ヒツキー・フランシス 亡</p>	<p>吊懸金五百圓及看護料ヲ贈呈ス</p>
<p>任身自身許可ナク鐵道貨車間ニ於テ用 任中貨車軸キ破死</p>	<p>〃</p>	<p>死 アンドルス・ネリー 亡</p>	<p>檢死救急車ニテ死体ヲ收容シ 使用者側ハ責任者ヲ招致シ將來 新ノ如キ事故ヲ絕對ニ防止セシ メサル様訓戒俾ルニ對シテモ諸 規則ヲ守リ再ヒ斯カル事ナキ様 注意セリ</p>
<p>階上ヨリ夜間墜落シ死亡</p>	<p>〃</p>	<p>死 センキンス・フランシス 亡 テイ</p>	<p>階上ニ全部手摺ヲ設ケ再ヒ斯カ ル事故ナキ様俾ル全員ニ警</p>
<p>二〇、九、七「メチールアルコール」 中毒ニテ六名死亡セリ</p>	<p>〃</p>	<p>六名</p>	<p>日本御官意及公共団体ハ停職 兵ト運送事件ノ調査販賣者ノ相</p>

Q. D. 433

1433

1433

<p>坑内事故 (落石、炭車事故) ニ依ル死亡ハ再三アリ</p>	<p>〃</p>	<p>ダイハンシー・ベスター・サビス モリス・ゼイムス ステュアート モナ・ラレット フアヘントン・シヨージ ベント・ハワード オイクレメント</p>	<p>發病室等ニ盡力又使用者傷亡防止ニ病院ハ患者ノ診察救護ニ奔走停務ヨリ感謝ヲ受ケタリ</p>
<p>堅坑ノ昇降機ノ運轉ヲ誤リ約三米ノ高所ヨリ墜落前胸肋骨ヲ骨折セリ</p>	<p>〃</p>	<p>負傷</p>	<p>分所長ハ其ノ都度使用者傷亡不注意アリタル時ハ其都度責任者ヲ處罰セシメ停務前段ニ事情ヲ説明諒解セシメタリ</p>
<p>會社役員ニ於テ馬車軌車中狂奔走ニヨリ落石傷シ腰部及大腿部ヲ骨折セリ</p>	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>同右</p>
<p>坑内ニ於テ「ヘットライト」故障ノ爲石炭運搬車ノ間ニ脚ヲ挟マレ受傷左足ヲ切断セリ</p>	<p>〃</p>	<p>負傷 左足切断</p>	<p>見舞金一四〇〇圓ヲ贈呈セリ</p>
<p>電燈作業ニ於テ突然落石ヲ起シ一時停務ニ注意ヲ與ヘタルモ言語不通ノ爲一</p>	<p>〃</p>	<p>火一傷名</p>	<p>使用者傷亡若室ニ收容應急處置ノ後分所醫務室ニ搬送治療</p>

1-762

一十

42

備考

全ク本人ノ過失ニ因ルモノハ本表ニ掲載セス

左顔面、手足ニ大火傷ヲ負フ			頁	セリ
坑内小齋櫃ノ爲背部ニ墜傷セルモノアリ 指導員ハ危険ノ旨警告セルモ言語不通 ノ爲負傷スルニ至レリ	/	頁	傷	分所長ハ必要ナル單語教語ヲ記載 セル紙片ヲ指導員ニ持タシムル如 クナサシメタリ

296-2

My. Doc. 1433

298

私的側面ニ關スル調査表

事件ノ概要	所屬 收容所名	身分	氏名	上司ノ探リタル處 置處分
昭一八、三、五命令ニ從ハ サリシヲ横濱シ際打ス	西	軍	刈谷義晃	訓 戒
昭一八、四、二〇道森軍ニ侵入 米袋ヲ取セルニ依リ際打ス	"	"	西岡 茂	訓 戒
昭一八、五、一規定時間外定位 置外ニ於テ喫煙シタルニ依リ際 打ス	"	伍 長	淺利英二	諭 責
邦人女勞務者ニ煙草ヲ與ヘタル ヲ戒ノメメ際打ス	"	"	三海松三	訓 戒
昭二〇、九、一四停職ノ懲罰 ニ當リ「パン」ヲ盜食セルヲ際 打ス	"	曹 長	柳田清人	訓 戒
就勞中勞務ヲ怠リ尙長ノ指 示ニ從ハサルヲ以テ際打ス	"	軍 屬	三海松三	訓 戒
昭一九、八、二四就勞中雜物 取セルヲ際打ス	"	"	宮川信貞	訓 戒

Ref Doc 1433

43

297-1

々々

詐病休勞セル者ニ出勞ヲ命シタルモ背シサルヲ以テ懲打ス	昭二〇、四、一〇清掃中命令ニ服従セサルヲ懲リ懲打ス	昭二〇、五、二〇清掃ヲ命シタル任勞カ服従セス且ツ反抗的態度ヲ示シタルヲ以テ四回懲打ス	昭二〇、五、二〇所内巡察中快槍セル任勞ヲ床尾ヲ以テ突ク	昭二〇、六、二三就勞忌避態度不適ナルヲ懲リ之ヲ輕打ス	昭二〇、七、一再三ノ注意ニ服従セサルニ依リ床尾ヲ以テ之ヲ押ス	昭二〇、七、七就勞場ニ無斷出入シ且休職セルヲ以テ懲打ス	昭二〇、八、七作業並列ニ違レタル任勞ヲ床尾ヲ以テ突ク	昭一九、二、二〇命令ニ服セス作業ヲ回達セルニ依リ懲打ス
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
軍	衛生一等兵	上等兵	一等兵	軍曹	伍長	軍	伍長	警戒長
三海松三	寺林友吉	伊木嘉辰	石橋正治	門島正男	大橋慈一	菊地健一	大原正治	金岡喜四郎
訓戒	訓戒	〃	〃	〃	〃	二重罰 日償	訓戒	訓戒ノ上罰償

昭一九、九冷凍倉入作業中 一尾ヲ窃取セルヲ發見打ス	昭一九、一〇石炭荷役作業中 子ヲ窃取セルヲ發見打ス	昭一八、八鹽荷出作業中 取セルニ依リ打ス	作業中ノ停務ヲ「ステッキ」ヲ 以テ打ス	昭一九、七、一四作業場ニ引卒 中隊列ヲ離ル、ヲ以テ再三注意 セルモ肯ンセサルニ依リ打ス	昭一八、一一米麥ヲ盗ミ出ス停 務ヲ打ス	昭一九、一〇、二九工場ニ於テ 煙管製作ヲ爲スヲ再三注意セシ モ差ヘサルニ付打ス	昭二〇、三作業中作業ノ妨害ヲ 計リセルニ依リ打ス	昭二〇、五作業中喫煙セルニ依 リ打ス
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
警戒員	警戒員	警戒員	従業員	警戒員	〃	〃	〃	警戒員
谷 豊	佐々木高一	釜澤正雄	松橋健三郎	野崎忠盛	三原武太郎	甲村兼松	帯川丑松	高橋正之丞
註戒 廣告	戒 告	體 責	訓戒ヲ與フ 請罪セム	一ヶ月間三分ノ一 減給	二出 務停 止 日	〃	體責シ慰勞休暇一 日ヲ被ス	二出 務停 止 日

45

278-1

4-6

昭二〇、五全森倉庫ニテ作業中 王子ヲ窃取セルヲ發見隠打ス	昭二〇、四セメント倉入作業中 同倉庫内ノ錠ヲ窃取セルヲ隠打 ス	昭一九、六鹽作業中依テ窃取セ ルモノ及作葉怠慢ナルモノヲ隠 打ス	昭二〇、四倉入作業中身依錠ヲ 盗食セルエノヲ發見隠打ス	昭一九、一二現場配管ノ爲並列 セシメタルニ懸反不遜ナリシニ 依リ隠打ス	昭二〇、三石炭荷役中生錠ヲ窃 取セルモノ、及作業中怠慢ナル モノヲ隠打ス	昭一八、五薪役中依テ二便入 シ錠ヲ窃取セルヲ隠打セル外錠 隠ニ直リ隠打ス	昭二〇、三石炭荷役中依テ生錠ヲ窃 取セルモノ、及作業中怠慢ナル モノヲ隠打ス
"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"
指導員	"	"	"	"	"	"	指導員
池田久敏	東谷三郎	納尾武	守屋榮	谷口香雄	石黒小市	高島定七	谷登
罰 戒	罰 愆	罰 責	百分ノ二〇	罰 百分ノ二五 停	罰 同責	罰 責	罰 百分ノ十五 停

2-812

D.D.
1433

Ref Doc 11133

47

279

昭二〇、八、一 一作奏ヲ完遂セ
スツテ歸所セル旨ラ打ス

銀赤
紙
係平

小
番
羽
雄

護二
通
儀問

(以下次頁ニ續ク)

279-1

<p>之ラハ二名ハ二 一ハハ二名ハ二 打レラ高野寺 セス受ト品金七 リーケシヲ厚一 大ルテ七五〇 房ヤ御取取〇 ノ未取セ答未 買各本リ所各 在取ニ田金七 ラ取ニ田金七 同取ニ田金七 ヒス取ニ田金八</p>	<p>セルム新新新 リモ人シ、シ飲 ノ、ケ、不 ニ取取合運 取取シ、ソニ シ人キ取取シ 其取取列取テ ノノ、ソラ日 番取取取取本 取取取取取取 之ヲ等取取取 ヲ取ニ取取取 取取取取取取 打セ日取取取</p>	<p>七草草草草草 シラララララ メ以ト取取取〇 シテ共取セノ取中 コ取ニセル、ノ取四 ト打取ルモ取取取月 アシ打モノ答ララヨ リ取シ、取取取取 ハ又取食取取取七 一草ニ取ニ食七月 同取取取取取取 同ニシ取取取取取 正テ他ノ取取取取 取取取取取取取</p>
<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>
<p>"</p>	<p>"</p>	<p>"</p>
<p>田 中 谷 一</p>	<p>細井 外石 行</p>	<p>中 谷 次 郎</p>
<p>三重 管 倉 日</p>	<p>三重 管 倉 日</p>	<p>三重 管 倉 日</p>

Ref. Doc 11233

May Doc 1433

ノ上分セリ	トヨリ日英...	知セリ	客所長...	千...	カ...	大...	後...	馬...	ワ...	タ...	現...	船...
"	"	"	"	大	"	"	"	"	"	"	"	"
...
...
...

149

280-1

25

シナラサ 目下中	令ニヨリ 出ス	出メテ シテ	タシメ シタル	右依リ シ	方一ノ 正ノ	方一ノ 正ノ	方一ノ 正ノ
"	長島	"	分長	"	"	"	"
山田	山田	山田	山田	山田	山田	山田	山田
長島	小島	木島	古島	高島	山田	山田	長島
長島	長島	長島	長島	長島	長島	長島	長島
長島	長島	長島	長島	長島	長島	長島	長島

280-2
Ref Doc 1433

1843. 1433

28

タ リ ニ テ シ ル タ 私 的 に テ 加 ヘ	ノ 探 ル コ ト モ シ ノ 後 行 ニ テ 加	シ モ ノ 如 シ 目 下 取 中	山 谷 ニ テ 所 外 中 モ シ テ ハ シ	分 リ テ ハ シ レ モ ノ 如 シ	島 ノ 小 島 ヲ テ リ テ ス タ テ
"	"	"	"	"	"
"	軍 長	主 計 兵 長	軍 長	分 長	軍 長
宗 谷 一	佐 同 茂	岡 田 兵 長	官 長	村 上 大 尉	本 重 義
同	同 同	同 中	同 ナ ル	同 長 ヨ リ	ヨ リ テ テ

51

28

略二〇、八、二二、以テトシテ	加二〇、加ヘタルヲ以テ私	ヲ二〇、五分ハシテ私	長不口必、同ノ疾ヲ有シ平	亡セリハ、心モテ死	テノミ、シヘテ、ハ、	通人下、官去、工、	箱ニ〇、三、八、	ナト、目、中、下、
"	"	"	"	"	"	"	"	隠
"	"	眞	"	"	眞	"	"	眞
田内行	戸山	沼山	"	"	安武	日出男	"	山岡
"	"	岸	"	"	"	"	"	岸

2-182
Key Doc 1/133

Ref Doc 11133

加へタル 買ヒアリ	加へタル 買ヒアリ	加へタル 買ヒアリ	加へタル 買ヒアリ	加へタル 買ヒアリ	加へタル 買ヒアリ
下士官	下士官	下士官	下士官	下士官	下士官
中山	中山	永井	山形	松井	大野
秋	秋太郎	正	三	知	太郎
"	"	"	藤	五	"

(Wdy)
Def Doc 1027 A

22
高橋

支那派遣軍軍法
支那派遣軍軍法
支那派遣軍軍法

昭和十四年十一月一日

軍務司令官

西 尾 壽 造

參謀長 第一號命令第二十一

支那派遣軍軍法並ニ裁判規則及懲罰規定ニ關スル件
以下全部除ニ對シテ

規則及懲罰規定ノ適用ニ關スル件

支那派遣軍軍法並ニ裁判規則及規程

第一條 支那派遣軍軍法ノ適用ニ違反スル者ハ軍法會議ニ依リ裁判ニ

附セラルベシ

第二條 支那派遣軍法ニ應下該屬各軍ハ軍法會議ヲ設置スベシ

第三條 支那派遣軍軍法會議ハ總司令官指定スル凡ニル事件ニ關シ裁

284-1

(Wd)

Def Doc 1027 A

22
高橋

參謀長 第一號命令第二十一

支那派遣軍軍法第二條判罰規則及裁制制定ニ關スル件
以下全部廢ニ對シテ

支那派遣軍軍法第二條判罰規則及裁制左案ノ通り制定ス

支那派遣軍總司令部 西 尾 壽 造

昭和十四年(一九三九年)十月一日

支那派遣軍軍法第二條判罰規則及裁制

第一條 支那派遣軍軍法ノ實施ニ違反スル者ハ軍法會議ニ依リ裁判ニ
附セラルベシ

第二條 支那派遣軍法ニ關下級各軍ハ軍法會議ヲ設置スベシ

第三條 支那派遣軍軍法會議ハ總司令官指定スル凡ニル事件ニ關シ裁

284-1

判讀ヲ有スルモノトス

第四條 前條ノ規定ノ外、陛下各軍ノ軍法會議ハ各軍作戦地域内ニ發
生スル違反事件ニ關シ裁判權ヲ有スルモノトス

第五條 前條ノ規定ニ依リテ支那派遣軍總司令官ハ各軍ノ事件ニ關シ裁判權
ヲ有スルモノトス

第六條 支那派遣軍總司令官又ハ陛下各軍司令官ハ軍法會議ノ裁判長
タルベキモノトス

第七條 軍法會議ハ三名ノ將士ヨリ成ル。將士ハ裁判長ノ指揮ニ隷屬
シ二名ハ將校ニシテ一名ハ法務官トス

第八條 軍法會議ハ將士、檢察官及書記ノ陪席ヲ以テ會議ヲ開クモノ
トス

第九條 中隊人以外ノ將士ヲ裁判セントスルトキハ、軍法會議ハ豫
メ支那派遣軍總司令官ノ正副ノ許可ヲ受クベシ

第十條 本法ニ規定ナキ事項ニ關シテハ總マ陸軍特別軍法會議ニ關ス
ル規則及執照ノ規定ヲ適用スルモノトス

附則 本法ハ昭和十四年（一九三九年）十月一日ヨリ之ヲ施行ス

284-2

100-9-8 (290)
100-9-8 (290)
(1941年9月)

22
葛橋

補足宣言書

日本本土、滿洲國又ハ作戦地帯ヲ空襲シ又我ガ管轄區域内ニ侵入スル
全ユル敵航空兵、或ハ戦時國際法ヲ犯ス凡ユル敵航空兵ハ軍事裁判ニ
依リ裁判ニ附セラレ、又戦争犯罪者トシテ死刑又ハ重刑ヲ受クルモノ

285

22
第
稿

補足宣言書

日本本土、滿洲國又ハ作戦地帯ヲ空襲シ又我が管轄區域内ニ侵入スル
全ユル敵航空兵、或ハ戦時國際法ヲ犯ス凡ユル敵航空兵ハ軍事裁判ニ
依リ裁判ニ附セラレ、又戦時犯罪者トシテ死刑又ハ重刑ヲ受クルモノ
トス。

285

裏面白紙

易行

中日派遣軍命令第四號

敵航空兵處罰ニ關スル軍法第二條ノ解釋

本條ハ開五、日本々土滿洲國或ハ我が作戦地帯ヲ襲撃スル全テノ敵國航空兵、或ハ戰時國際法ノ條項ヲ紊ルカ又ハ所謂戰爭犯罪ヲ犯ス全テノ者ハ軍刑
ルコトヲ述ベテキル

十二條制ヲ守ラレテキル
スモノデアル

本條ハ此ノ制限ノ範圍ヲ明瞭ニセズト雖モ軍事作戦ノ要求ト人道上ノ要求トヲ一ニシテシメントスル戰時國際法ノ根本感念ヲ成スモノデアル。常戰的觀點ヨリ觀テ本條ハ、人道的德義ニ反スルガ如キ行為ヲ明確ナラシメテキレ。且又本條ハ戰爭進行上絕對ニ許シ得ザレガ如キ如何ナル又ハ全テノ戰爭行為

敵機

中日派遣軍命令第四號

敵航空兵處罰ニ關スル軍法第二條ノ解釋

本條ハ明ニ、日本々土滿洲國或ハ我ガ作戦地帯ヲ襲撃スル全テノ敵國航空兵、或ハ戰時國際法ノ條項ヲ紊ルカ又ハ所謂戰争犯罪ヲ犯ス全テノ者ハ軍刑法ノ適用ヲ受シベキモノナルコトヲ述ベテキル

「戰闘員ハ敵ニ對シテ用フベキ手段ノ選擇ニ制限ヲ受ク」ト記シテアル、
陸上戰闘ニ關スル公認ノ規定及規則ヲ支配スル協約ニ附帶シアル附則ノ第二十二條即チ守ラレテキル陸軍法規ニ關係アル規則ハ近代戰争法規ノ根本原則ヲ成スモノデアル

本條ハ此ノ制限ノ範圍ヲ明瞭ニセズト雖モ軍事作戦ノ要求ト人道上ノ要求トヲ一齊ニシメントスル戰時國際法ノ根本概念ヲ成スモノデアル。常戰的觀點ヨリ觀テ本條ハ、人道的德義ニ反スルガ如キ行為ヲ明確ナラシメテキレ。且又本條ハ戰争進行上絕對ニ許シ得ザレガ如キ如何ナル又ハ全テノ戰争行為

286-1

第二條第三章第一節中ニ記載サレタル行為ハ第一章及第二章ニ述ベラレタルガ如キ「目的」ヲ指スルモノニハアラザレモ、不可避ナル場合ヲ除キ、戰爭

「攻撃ヲ行フ」ナル言葉ハ、前述ノ目的ヲ實現スルモノトシテ十分ニ認メラルル攻撃ヲ指スモノニシテ、且、一般人ガ威嚇・脅喝或ハ殺傷セラレタル場合ヲ指スモノデアル。

第二條第三章第二節中ノ「目的」ナル言葉モ同様ニ解釋サレテキル。

人ヲ威嚇・脅喝或ハ殺傷スルニ至ルコトヲ知悉シテ、或ル行為ヲ犯シタル場合ハ、此ノ中ニ包含セラレルモノトシテアル。

並ニ手段ヲ禁止スルモノナリト言ヒ得ル
同規則ノ第二十三條ハ、特ニ禁止サレタル行為ヲ列記スルモ、第二十二條ニ於テ禁止サレタル行為ハ前述中ニ於テハ制限シテキチイ
本章中ノ第二條ハ航空機、口ス、法則ノ原則トシテ第二十二條及二十三條ヲ包含セルモノデアル。

若シ前述ノ原則ニ解釋ガ下サレルラバ第二條ニ列記セラレタル行為ハ戰時國際法ノ條項ヲ紊ルモノトシテ解釋サルベキデアル。

第二條第一項第一節中ノ「一般人ヲ威嚇・脅喝或ハ殺傷セントノ目的」ヲ以テ「トイフ文中ニ於ケル」目的」ナル語ハ、該行為ノ根本動機及根本目的ヲ指スモノデアル。電報目録ヲ攻撃スル目的ナルモ、斯ル行為ガ必ズ一級

遂行ニ必要ナ程度ヲ越ヘテ軍事の意味ヲ有スルモノ以外ヲ目的物トシテ行ハレタル攻撃ニ言及シテキルノデアル。

第四三〇ニ記載サレテタル行爲ハ、例ヘバ毒ガスノ使用或ハ毒撒撒布用ノ武器使用等ノ如キ行爲ニ言及シテキルノデアレ。

第二條は二節ハ、之又既ニ述ベル通り第一節ニ記載サレタルガ如キ人類ノ慣習法ヲ棄ルガ如キ行爲ヲサントスル目的ヲ以ツテ或レ行爲ヲ行ハレタルモ其ノ目的ヲ實現スルニ至ラザル場合即チ攻撃ハ遂行サレタルランモ爆彈ガ不發彈ナリシカ或ハ爆彈ガ川ニ投下サレ何等損害ヲ與ヘザリシガ如キ場合ニ言及シテキルノデアレ。

22
高橋

聯合領事館司令部、參謀本部、陸軍省、海軍省、
聯合領事館通譯部

注意 1 1 本文ノ譯語ハ陸軍省ノ請求ニヨル

海兵隊報告 第三五二號

日本本土ヲ空襲セル西米利加空士ノ調査ニ関スル件ノ報告

海兵司令部「中討アキト」ヨリ參謀總長杉山元宛

一九四二年五月二十六日

送付セル文書ハ四月十八日ニ日本本土ノ空襲ニ参加シ中國中部ノ南昌及寧

波ニ不時着シタル亞米利加飛行機ノ將校及兵士八名ノ調査報告ナリ

送附先左ノ如シ

陸軍大臣、陸軍次官、海軍軍務局長 / 原文ノ原カ

陸軍省軍務局長、本土防衛司令官

參謀總長、參謀次長、第一(軍務)課長、第二(情報)課長、總務課長、

總務局長

海軍軍令部長、海軍軍令部次長、第一(軍務)課長、第三(情報)課長

入

288-1

同第四
答

名古屋上空ノ爆撃中ノ情況ハドウデアツタカ
我々ハ航空途上不意ニ連絡ヲ變更シナケレバナラナカッタノデ
言ハバ盲目飛航デアツタ。ソコナリテ、工場ヤ油槽ノ中心ニ爆
弾ヲ投下シサヘスレバソレドヨイト照ツタ

289-1

第五局長、海軍大臣、海軍次官、海軍省軍務局長(白)及本土防衛總司令官

訊問書

(重要點ノミ記載ス)

同第三 此ノ爆撃ニ際シテ吾ノ任務ヲ述ベヨ

答 大阪ヲ爆撃セヨトノ「ドウリツトル」大佐ノ命令ニ従ヒ(私ハ

「フアロ」ノ操縦シタ「ノース、アメリカン、ブルー」中
隊機第十六號機ノ同乗乗者デアツタ)我々ハ日本本土ニ
侵入シタシカシ大阪爆撃ハ困難ダト云フ理由ヲ途中連絡ヲ名古屋
屋ニ變更シタ。我々ハ十四時頃名古屋ニ到達シ、各機隊機隊
ニ四機ノ機隊ヲ投下シタ後安全地域ニ逃避シヤウトシタガ中
國ノ南昌附近ニ不時着テシナケレバナラナカッタ

288-2

機が斜角ニナツタ時、機長ハ發砲命令ヲ下シタ、スルト機
銃ハドット火ヲ吹き地上ヲ掃射シタ。言フ迄モ無ク此ハ皆一瞬
ノ出來事ダツタノデ、私ハソノ與ヘタ損害ノ程度ニ付テハ全ク
解ラナカッタ。

ハ

290-1

5

同第六
答

目標ニ對スル種々ノ豫想的觀察ヲシナイデ飛進シタノデア
ラ、住宅地域ニ對スル或ル程度ノ損害ト住民ニ對スル傷害トハ
免レ得ナイモノト感念シテキタ。他面私ハ又所謂空襲ノ「ゲリ
ラ」型ヲ実行スルニ好イ機會デアルト考ヘタ
然シ實際ノ爆撃ニ當ツタ時ニハ私ハ恐怖ニ襲ハレ只無差別ニ爆
撃ヲ投下シ出來ルダケ迅ク安全地域ヘ避難シタイト言フ考シカ
無カッタ
當時空襲サレタ爆撃ヲ精確サナドヲ求メルコトハ無理ナコトト
私ハ信ズル
君ハ名古屋カラ退飛中機ヲ加ヘタカ
コレ迄私ハ此ノ點ニ付テハ何等ノ情報モ洩シタコトハナイガ實
ハ同市ヲ退飛シテカラ約五、六分シテ遠方ニ多数ノ爆撃ガ進
デ居ル一小學校ノ邊ナノヲ夜々ハ目タノデス。爆撃者ハ段々ト
高度ヲ下ゲ機銃士ニ注意ニ就ケト命令シタノデス。

4

289-2

答

同第五

否、空襲ノ第一目的ノ遂行ニ關スル決定ハ日本人ノ士氣沮喪デ
 アルト吾々ハ知りマシタ。從ツテ吾々ノ編與スル限リデハ無事
 ノ民衆ノ暴露モ其ノ一手ニテアルノハ當然デアツタ。其ノ上吾
 々ガ豫メ意圖シタ目的物デアツタ大坂ガ不意ニ名古屋ニ變更サ
 レタノデ私ハ吾々ノ目録ノ位置ヲ進置シ得タニ過ギナカッタノ

吾々ハ訓練未熟ナ臨時搭乗員デアツタト申述ベルヨリ他ニ露解
 ノ言葉ヲ私ハ知ラナイ。吾々ハ自己ノ目録以外ニ何物ヲモ暴露
 シナカッタト断言スルコトハ私ニハ出来ナイ。加フルニ其當時
 ハ日本ノ高射砲ハ特ニ活動ガ目覺シカッタノデ吾々ハ敏速ニ爆
 彈ヲ投下シテ早く安全國內ニ突入スルコト文ケシカ考ヘテ居ナ
 カツタノデ住宅ニ若干ノ投賀ガ與ヘラレ又民衆ノ中ニ殺サレタ
 モノモアツタカラシレナイノハ當然ダト思フ。此ノ點ニ關シテ
 ハ私ハ搭乗機ノ指揮官トシテ充分自己ノ責任ヲ自覺シテ居ル
 其ノ點ハ「ドウリツトル」大佐ノ命令中ニ明カニサシテナカッ
 タノカ

答

同第四

着シナケレバナラナカッタ
 吾ハ軍事施設ガ目的物デアツタト主張シテケルガ無事ノ民衆ヲ
 實際ニ暴露シタノデハナイカ

一九四二年五月二十二日
 東京憲兵隊司令部
 伴 啓

ウイリアム、ジイ、フアロー（二十三歳）

同第三

答

此ノ暴露ニ於ケル君ノ任務ヲ述ベヨ

大坂ヲ暴露セヨトノ「ドウリツトル」大佐ノ命令ニ從ヒ、同乗
 員士「ハイト」、航空士「バアー」、機銃士「スバーズ」及
 ビ爆彈投擲士「デツシャガー」ヨリ成ル搭乗員ヲ指揮シ「ノー
 ス、アメリカン・ロー」中程暴露機第十六號機ノ操縦者トシ
 テ私ハ自分ノ使命實施ニカカッタ。我々ハ日本本土ニ飛ビイタ
 ガ途中大阪暴露ハ非常ニ困難ダト云フ理由デ進路ヲ變ヘ名古屋
 ニ向ツタ。我々ハ十四時頃名古屋ニ到達シ、同市ノ陸軍施設
 ニ四空ノ焼夷彈ヲ投下シタ後退避シタガ中國ノ南昌附近ニ不時
 着シナケレバナラナカッタ

93

一九四二年五月二十二日
東京憲兵隊司令部

停戦

デーヴ・エトワード・ホルマーダ（二十七歳）

同第三

爆撃攻撃ニ於テノ部下ノ任務ヲ述ベヨ

答

「ドウリツトル」大佐カラ東京爆撃ノ命ヲ受ケタ後私ハ「の
す、あめりかん」B二十五中型爆撃機第六機ノ操縦士ト
シテ一九四二年四月十八日午前九時頃航空母艦「はーねつこ」
艦カラ飛翔シ二ツノ環網所ヲ私ノ特別爆撃目標トシテハ東京
ニ進路ヲ取ツタ

同第四

其命令ノ内容ヲ一層詳細ニ述ベヨ

答

其命令ニ依ツテ私ノ搭乗機ハ東京爆撃第六機機ト指定サレ
タ。爆撃目標ニ關シテハ「ドウリツトル」大佐ハ各機操縦士ト
信尺十萬分ノ一ノ地圖ニ依リ進路ヲ決定シタ進路ナル爆撃目標ニ
イテ熱海シタ後我々ノ決定ヲシタ。又上ニ述ベタ處カラ知り
得ラレルコトデアルガ決定ハ進路決定會議ノ後三百有餘ノ機
ノ範圍シタ目標カラ私ノ目標ヲ選ンダ後ニ下サレタ

292-1

同第六

デアル

名古屋カラ海上ニ進出スル間ニ小學校児童ニ砲射ヲ加ヘナカッタ
ツタカ

答

是ニ對シテハ我々ニ對シテノ言葉ガナイ。此ノ件ニ就イテハ以前ニ
ニ河モ云ハナカッタガ名古屋ヲ去ツタ後其場所ヲヨクハ記憶シ
シテキナイガ澤山ノ人々ガ集ツテキル學校ノヨウナ處ガアツ
タ。行キガケノ駄賃ニ「此ノ日本人クタバレ」ト言フ氣持デ
強奪下チヤツテ若干ノ猛射ヲ行ツタノデアル。地上カラハ防
禦砲火ハ砲射ニナカッタ

8

291-2

問第五

ソノ爆撃ノ爲メニドソナ在電ヲシタカ
宮城ハ爆撃シテハナラナカツタ。コレハ特別ノ尊敬ヲ意味ス
ルノデハナクソノ意味ハ爆撃シタラ起ルト思ハレル不利ヲ結
果ニアツタ

同第六

ソレデハ君ハ宮城サヘ達ケレバヨク、千般民衆ノ家ハ爆撃シ
テ宜シイト考ヘタノカ

答

特ニ首領ハ指定サレナカツタガ爆撃シテ直グ逃ゲルコノ空襲
方法デハ家屋ガ或ル程度爆撃サレルコトハ達ケ難イ。ソレ故
ニコウ云フコトノアリ得ベキコトヲ知ツテ居タカラ「ドウリ
ツトル」大佐ハ我々ニコレニ對シテ注意シナカツタト云ハ雷
ズル

同第七

君ハソノ爆撃ノ結果チドウシテ確メタカ

答

只今申シマシタ通り我々ハ特別ノ理難キヲ致メシヨウトシタト
ハ言ツテ居マセン。大体爆撃所及ビ短々ノ工場ノ位線ノ中心
ニ投擲スレバ宜シカラウト考ヘテキタガ我々ハ何モ確メナカ

99

同第八

ツタ。ソノ上封空射撃ガ中々活潑デ我々ハ日本軍戦闘機ノ訓
養ヲ恐レテ居タカラ我々ハ爆撃ヲ投下シテ急イデ逃ゲルコト
ダケヲ考ヘテ居タ
カ
君ノ尋問的難問カラ君ハ當日ノ爆撃方法チ正直ニドウ考ヘル

答

多分相當ノ無差別爆撃ガアツタデセウ

同第九

新ク多量ノ無辜ノ民ヲ殺傷シテ君ハドウ考ヘテ居ルカ

答

我々ノ意圖ガ東京ヲ爆撃シテ急イデ中國へ逃ゲルノデアツタ
カラ我々ハ指定目標以外ノ目標ニモ爆撃ヲ投下シ急イデ逃ゲ
タ。ソレ故ニ我々ハ住宅ニモ投擲シ多クノ者チ殺傷シタ

292-2

293-1

一九四二年五月二十二日

件名

「ハロルド・エイ・スパーツ」(年歳二十歳)

同第三

コノ空襲ニ關スル君ノ任務ヲ述ベヨ

答

「ドウーリットル」大佐カラ大阪空襲ニ参加ノ命令ヲ受ケル
ト私ハ「ノース・デメリカン」ヨ二十五中型爆撃機ノ第十六
機ニ機銃手兼機關銃射手トシテ配屬サレタ。十四時ニ私ハ
彼々ハ大阪市ノ上空ニ來タト思ヒ、最初ノ命令ニ從ツテ、軍
事施設ヲ目標トシテ同市ニ四番ノ焼夷彈ヲ投下シタ。投彈後
我々ハ海ノ方ヘ逃グ中、同市ノ南區附近ニ強行着陸シタ
者ハ我ノ落乗機ガ無事ノ非以同員ヲ乗運シタトイフ事ヲ知
ウ考ヘルカ

同第四

答

私ハ砲手デアリ又實際ニ其ノ爆撃ニ關與シタワケデハナイカ
ラ爆撃方法及ビ其ノ結果ニ就テハ何モ考ガナイ
併シ乍ラ其ノ目的ガ一般人民ノ士氣凋喪ニ在ツタトスルナラ
バ爆撃ガ住宅地區等ニ向ケテ行ハレタトシテモ私個人トシテ

295

同第五

答

我々ノ爆撃方法如何ニ關シ何ノ彼ノト懸キ立テハシナイ。
名古屋爆撃後君ハ事實上任務ヲ行ハナカッタノカ
其レハ返メテ恐シ難イ行爲デアッタ。名古屋ヲ陸空シテ
間モナク海岸沿ヒニ南進中爆撃士ハ一學校ヲ認メルヤ直
チニ序々ニ高度ヲ下ゲ我々ニ部署ニ就クヤウ命ジタ。私
ハ同校庭ノ兒童達ヲ狙ヒ機首ヲ海上ニ廻ラス前ニ砲ヲ開
イテ一發丈ケ浴ビセタ。其ノ時ノ私ノ氣持ハ「イマイマ
シイ此奴等、ジャッ一枚」ダツタ、ダカラ私ハ一發見舞
ツテヤリタイト思ツタノダ。併シ今ハ私ハ此レハ正ニ敵
スベカラザルモノデアリ、アラユル適正ナ見方カラシテ
之ハ爲サルベキ行爲デハナカッタ事ヲ明ラカニ悟ツテキ
ル

298-1

ト

293-2

答

ア、空軍ニ使用サレタ我々ノ技術ヤ方法ヲ以テシテハ復令我々がソレニ就テ考ヘテキタニセヨソノ機ナキハ不可能デアツタト思フ

同第七

ハ、空軍ニ使用サレタ我々ノ技術ヤ方法ヲ以テシテハ復令我々がソレニ就テ考ヘテキタニセヨソノ機ナキハ不可能デアツタト思フ

同第六

何故君ハ指定目標ノ外ニ住宅地区ヲ撃シタノカ此ノ種ノ爆撃ニ於テハ爆撃ガ住宅地区ニ散布スル事ハ避ケ得ザル事デアルカラ私ハ最初カラカカル不測ノ事ヲ豫想ノモトニ行動シタ。我々ニ關スル限リデハ少シデモ早く爆撃ヲ投下シ大損害ヲ與ヘ逃ゲレバソレズヨカッタノデアル

我々ノ爆撃士ヲ始メ「ドゥリットル」陸軍大佐並ニ他ノ士官ハ待ニ之等ノ事柄ニ對シ我々ニ注意ヲシナカッタ。勿論第一ノ目標ハ石油タンクデアツタカラソノ周圍ノ住宅ハハツキリ襲別出來タ

復令君ハ爆撃士ニ爆撃ヲ投下スル機命ゼラレタニシテモ君ハ爆撃手トシテ人道上罪無キ一彼市民スベキデハナキト思ハナカ

295-1

一九四二年五月二十二日
東京憲兵司令部

伴書

デエーコブ、デー、デシエシア(一九九歳)

同第三

此ノ爆撃ニ關スル君ノ職務ヲ述ベヨ

答

「ドゥリットル」大佐ヨリ受領シタル大阪爆撃ノ命ニ從ヒ爆撃士ヲ始メ我々五名ハ大阪ノ石油タンク爆撃ノ特別使命ヲ帯ビテ機ニ搭乗シタ

同第四

君ガ爆撃ニ加ツタ時ノ模様ヲ述ベヨ

答

自分ハ爆撃手デアルガ五人ノ者及ビ爆撃士ト協力シテ爆撃ヲ行ツタ。我々ハ四發ノ焼夷彈ヲ油槽及ビ住宅區域ニ投下シタ

同第五

爆撃時ノ状況ヲ述ベヨ

私ハ二、三ノ大石油タンクヲ目標シタノデ其處ハ大阪市デアルト考ヘタ、併シ後ニ同所ハ名古屋デアル事ヲ知ツタ。同市上空五百呎ノ高度ヲ飛行中ニ我々ハ焼夷彈ヲ投下シタノデ前述ノ石油タンク及ビ住宅地區ハ直達彈ヲ被ツテ炎上シタ

294-2

答

同第四

「ミイダー」陸軍少尉、今岡ノ機ヲ操ルニ命令テウケテキタ
ハ地圖上ニ指示サレタ二機ハ工場ヲ襲撃スル命令ヲウケテキタ
「ミイダー」陸軍少尉、今岡ノ機ヲ操ルニ命令テウケテキタ
機士ガ機ヲ運送シテ居タノ私ハ主トシテ機目録ヲ提出
スコトニ付ツテ居タ、遅ナク私達ハ機ヲ運送シタ鄂河川
ヲ越エルト聞モナク私ハ同機ノ機士ヲ見ツケ機士ニ機

答

同第三

機士ニ命令ケル事ノ恥辱ヲ述ベヨ

同第二

ロバート・デエー、ミイダー (二四歳)

機士アツタ、然シカカル機士方法ヲ以テシテハ我々ハソレテ完
全ニ破壊シタト信ジテキル

一九四二年五月二十二日
東京陸兵隊本部

シー・ジー・ニールセン (二五歳)

同第三

ソノ機士ト同機士ヲ君ノ職務ヲ述ベヨ

答

陸軍大佐「ドイリットル」カラ受ケタ東京機隊ノ命令ニ依リ
私ハ「ノース、アメリカン、B-125」中型爆撃機第六機ニ

飛行士トシテ搭乗ヲ命ゼラレタ

同第四

ニールセン少尉、吾ハ如何ナル資格デソノ機士ニ参加シタカ
私ハ六番機ノ飛行ニ対シ責任ガアツタカラ日本空軍後中隊へ

答

ノ逃亡ヲ計畫シタ。東京機隊ニ送ツケヤ機隊手ト自分ハ協力シテ
機隊ノ投下ヲシタ

同第五

機隊時ノ状況ヲ述ベヨ

答

當時私ハ主ニ徳カラ外部ノ情況ヲ観察シテキタ。高度約一五
〇〇米ニ於テ吾々ガ東京ノ東北部ノ鄂河川ヲ渡ルスルヤ否ヤ

機隊工ハ狂氣ノ如ク機隊ヲ命ジタ、六機ニ於テ主要目標ハ工

一九〇二年三月二十二日

證

ジョージ、バー(二十二歳)

同第三

今回ノ録音デ君ハ何ノ役デアッタカ

答

私ハ大阪ヲ録音スル儀「ドウィリトル」大佐ノ命令ヲ受ケタ
私ハ「ノリス、アメリカンB二五」中廻録音機、第十六号機
ノ航空士デアッタ

10

同第六

名古屋録音機陸上ヘ向ツテ飛出スル時小乗機ヲ墜シテカ
タカ

答

ソレハ確カニ覺エテマヌ。乗機士ガドシドシ高度ヲ下ゲ
テ墜落ガ行ハレテダ特ニダケソレニ氣ガツイテ居タ

297

同第五

シタ。操機士ハ直グ次々ト爆彈投下ヲ命ジタ然シ地上カラノ防
空砲火ガ烈シカッタノデ私達ノ同心ハ確安全ニ脱出シヨウトス
ルコトダッタノデ爆音ノ結果ハ難報シナカッタ
君ハ工場ヲ録音シタバカリデナク無事ノ市民ノ家モ 爆音シ多
クノ人ヲ殺シテキルコノ點ニ付テノ君ノ感想ハドウカ
東京ノ爆ナ人口稠密ナ場所ヘ爆彈ヲ投下スル場合目録ノ近クニ
損害ヲ與ヘルコトハ當然デアアル。爆音ト同時ニ逃ゲルト云フ我
々ノ攻取戦法デハ尙更デアアル

答

同第七

從ツテソレハ全ク不可避ダッタト思フソレニ「ドウィリット」
大佐モソウ云フ録音ヲ避ケルコトハ一度モ命ジナカッタシ私達
モソウ云フ有リ得ベキ損害ニ付テ殊ニ氣ニ掛ケテ居ナカッタ
無事ノ婦人子供等ガ怪我シタコトニモ氣ノ毒ニ思ハヌカ
個人的ニハ私ハ非常ニ氣ノ毒ニ思ツテ居ル然シ近代戰デハソウ
云フコトハ仕方ガナイ事デアアル。國民ノ士氣ヲ沮喪サセル事ガ

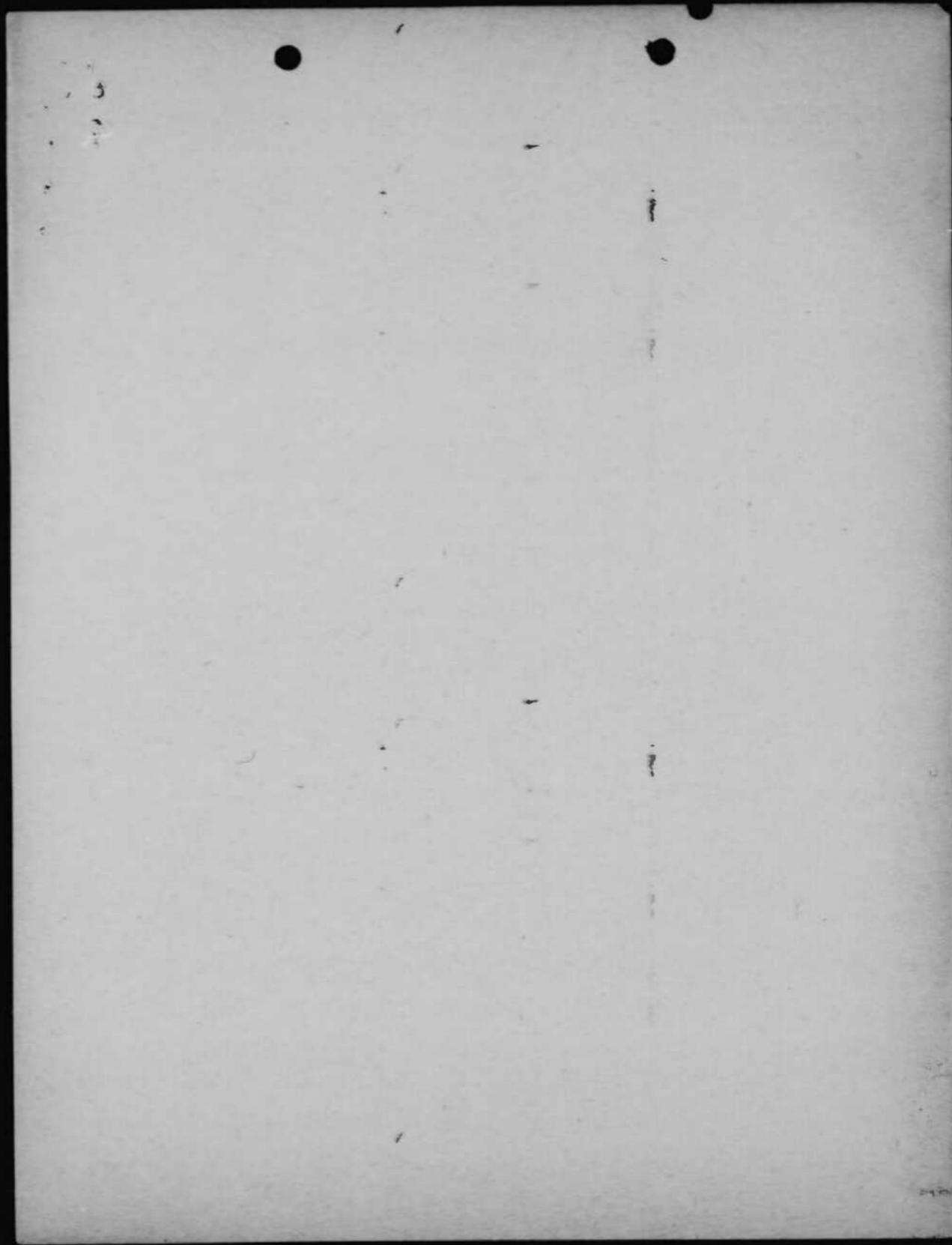
答

一ツノ目的デアアル以上感情ヲ無視スル外ハナイ

又

18

296-2



46

高橋

電報文拔萃寫

參謀總長

發

支那駐日公使館

宛

日 宛 國飛行士ノ處罰ニ關スル軍事裁判所ノ裁決ハ公正

3-2-8 (20) 212
3-2-8 (20) 212
3-2-8 (20) 212

然シ作ラ精誠ニ盡ル、操縦士及ビ射手スバ！ツ以外ハ死刑ヲ減刑スベキ
モノト信ズル。

之等ノ若ノ死刑ヲ終身禁錮刑ニ減刑サレルコトヲ報告スル。

今日十三日、本件ニ關シ、高山中佐福岡ヲ出發スル、判決ノ執行其ノ他

ニ付同中佐ニ絶エズ通報セラレ、バ幸甚デアル。

E 3/30
Do f. Doc. 71027-B

舊稿

電報文技草稿

參謀總長 發

支那派遣軍總司令官 宛

一九四二年十月十日

日本々土ヲ空襲シタ米國飛行士ノ處罰ニ關スル軍學裁判所ノ裁決ハ公正
ダト考ヘラルル。

然シ乍ラ檢討ノ結果、操縦士及ビ射手スパーツ以外ハ死刑ヲ減刑スベキ
モノト信ズル。

之等ノ若ノ死刑ヲ終身禁錮刑ニ減刑サレルコトヲ警告スル。

今月十三日、本件ニ關シ、高山中佐福岡ヲ出發スル、判決ノ執行其ノ他
ニ付同中佐ニ絶エズ通報セラレ、バ幸甚デアル。

E 3/30
Do f. Doc. 71027-B

裏面白紙

E 3/3/
Def. D. oc. # 1027-G

299-1
1027-G
支那派遣軍總司令部
(1027-G)

299-1
1027-G

本土ヲ空襲シタ米國飛行士ノ處分方法

本件ニ關スル御承認ヲ懇請スル

參謀總長

支那派遣軍總司令部

一九四二年 十月十日

杉山 大將
畑 俊六
菟 塚

ード、ホルマーク、操縦士、ウイリアム、デ
操縦士、ハロルド、エイ、スパーツ、護國銃手

ロバート、ジェー、ーダ、副操縦士
シー、ジェー、ニールセン、航空士
ロバート、エル、ハイト、副操縦士
ジョージ、バー、航空士
ジャコブ、デシニーガー、爆撃手

299-1

2
第
稿

E 3/3/
Def. D. oc. # 1027-C

本土ヲ空襲シタ米國飛行士ノ處分方法

本件ニ關スル御承認ヲ懇請スル

參謀總長

支那派遣軍總司令官

一九四二年 十月十日

杉山 大將
畑 俊六 宛

一、死刑

デイブ、エドワード、ホルルマーク、操縦士、ウイリアム、デ
イ、ファロウ、操縦士、ハロルド、エイ、スパーツ、機關銃手

二、死刑、減刑

ロバート、ジェー、イダ、副操縦士
シー、ジェー、ニールセン、航空士
ロバート、エル、ハイト、副操縦士
ジョージ、バー、航空士
ジャコブ、デシニールガー、爆撃手

299-1

三、處刑ノ時期

十月十五日頃（支那派遣軍參謀將校ハ當方へ絶エズ委細通報ノコト）

四、死刑ヲ減刑サレタ飛行士ノ處置ニ關スル事項

死刑ヲ減刑サレタ五人ニハ終身禁錮刑ヲ宣言スベキデアル、戰爭犯罪人トシテ、其ノ取扱ハ普通ノ俘虜ニ對スル取扱トハ別ニスベキデアル。俘虜交換ノ場合ガアツテモ彼等ハ米國軍ニ歸ハレナイカラ

299-2

一 般 命 令 第 五 三 八 號

敵 飛 行 士 減 刑 = 關 ス ル 件

支 那 派 遣 軍 總 司 令 官

第 十 三 軍 司 令 官

一 九 四 二 年 十 月 十 四 日

知 俊 六 發
下 村 定 亮

一、前記ニヨリ、敵飛行士「コバート、J、ミイダー」「C、J、ニ
ールセン」「ロバート、L、ハイト」「ジョージ、バー」及ビ「
ビイコブ、デシヤジャ」ニ對シ一九四二年八月二十八日第十三軍
軍 事 裁 判 所 ノ 課 シ タ ル 判 決 ハ 輕 減 セ ラ ル ベ シ

二、死刑判決ハ紙身禁錮刑ニ減刑スベシ

三、軍 事 裁 判 所 檢 察 官 ハ 本 事 實 = 關 シ 看 守 長 及 ビ 關 係 收 監 者 = 通 告 シ
裁 判 記 録 = 本 事 實 = 記 載 ス ベ シ 既 決 者 = 本 件 通 告 ナ ス = 當 リ テ

ハ 既 下 ノ 罰 懲 法 = 付 特 = 言 及 ス ル モ ノ ト ス
檢 察 官 本 件 通 告 ナ シ タ ル 場 合 ハ 裁 判 長 ハ 直 チ ニ 本 事 實 = 報 告 シ
ベ シ

高橋

十二時五十分 發

十月二十二日十三時五十四分發

參謀本部 電 第二〇號

參謀長宛

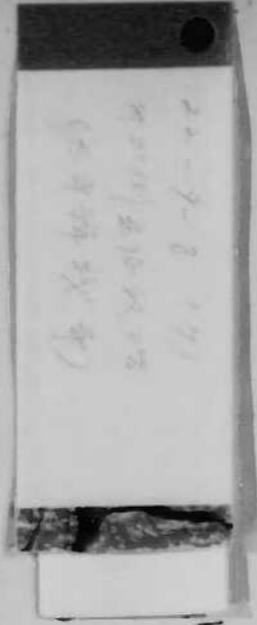
參謀總長發（南京ヨリ發信）

目下國際法ヲ米國飛行士處分ニ對スル基準トシテ適用スルニ關シ種々議論アリ、尙又議決ガ公表サレルニ於テハ當時敵ガ之ヲ利用シテ彼等ノ宣傳ヲ傳ヘスル可能性アリ
從ツテ、監禁場所ニ關スル凡ユル情報ヲ秘匿スル後最モ嚴重ナル警戒手段ヲ採ルベシ。

300-2

22
第稿

参謀長 殿



日

参謀 總長 (南京)

Def. Doc. 1027-G

敵航空兵運用ニ關スル軍令布告ニ於テ「戰時國際法規ノ條項ニ違反セル者」ナル語ハ「明白ニ人道上德義ヲ無視シテ殘虐行爲ヲナス者」ノ意ナリ。爾今此ノ解釋ハ斯ノ如シト心得ラルベシ。

電報配布先
「コ」 「ナミ」 「ロ」 「シヨ」

22
第稿

Def. Doc. 1027-G

参謀長 殿

一九四二年十月二十二日

参總電 第四五二號

参電 第二〇三號（傳達）

参謀總長（南京）

敵航空兵艦隊ニ關スル軍令布告ニ於テ「戰時國際法規ノ條項ニ違反セル者」ナル語ハ「明白ニ人道上德義ヲ無視シテ殘虐行爲ヲナス者」ノ意ナリ。爾今此ノ解釋ハ斯ノ如シト心得ラルベシ。

電報配布先

「コ」 「ナミ」 「ロ」 「シヨ」

裏面白紙

22
書格

十月二十二日十二時五十分發
十月二十二日十三時五十四分着

宛名 參謀長

發信人 參謀總長

參謀本部、電報第四五三號

22-0-0 (22/1)
參謀本部、電報第四五三號

航空兵ハ軍法會議ニ附スベシ。將今判決ニ關ス
ルセラルベシ。尙且電報ニ關シテハ絕對秘密

電報配先
「コ」 「ナ」 「ミ」 「ロ」 「シ」 「ヨ」

E 3/32
Def. Doc. #1027-B

22
高橋

E 3/32
Def. Doc. 1027-H

電報配布先
「コ
「ナ
「ミ
「ロ
「シ
「ヨ
「

十月二十二日十二時五十分發
十月二十二日十三時五十四分着
宛 名 參謀長
發行人 參謀總長
參謀本部、電報第四五三號

殘虐行為ヲ爲シタル敵艦軍兵ハ軍法會議ニ附スベシ。將今判決ニ際ス
ル公表ハ悉ク大本營ヨリ發セララルベシ。尙且此地ニ關シテハ絕對秘密
ニセラレタシ。

302

1

裏面白紙

102

Def. Doc. # 1027-A, B, C, D, E, F, G, H

EXHIBIT #

高橋

辯護文書一〇二七A、B、C、D、E、F、G、H

證明書

一、自分ガンナーク・オーバークは左記事項を證明致します。
一、私は聯合軍最高總司令部の國際檢察局文書課長代理でありまして右檢察書の原文並ひに寫しを所持、保管及び管理してゐる。

Handwritten note: (C) 1027-A, B, C, D, E, F, G, H (10) 1027-A, B, C, D, E, F, G, H

軍次官木村から參謀本部長後官に宛てられた日本作戦地域を襲撃する敵國飛行士の處置に關する陸

三、アテイス文書六七八九號は上海輕戰争犯罪裁判に於ける證據物件の一つであり、在上海の右法廷が保存してゐる日本語文書の原文を翻譯したものであり、私共の所蔵して居ります右翻譯は聯合軍最高司令部の法律局より入手したものであります。

昭和二十二年四月九日

ガンナーク・オーバーク(署名)

高橋

辯護文書一〇二七A、B、C、D、E、F、G、H

證明書

自ガナンナーク・オーバードは左記事項を證明致します。
一、私は聯合軍最高司令部の國際偵察局文書課長代理でありまして右偵察局の入手せる凡ての文書の原文並びに寫しを所持、保管及び管理してゐます。

二、右文書中には、日本陸軍次官木村から參謀本部長後宮に宛てられた日本本土、滿洲國及び日本作戦地域を襲撃する敵國飛行士の處置に關する陸軍一級命令第二一九〇號（秘）の寫しがあります。
三、アテイス文書六七八九號は上海輕戦爭犯罪裁判に於ける證據物件の一つであり在の上海の右法廷が保存してゐる日本語文書の原文を翻譯したものであります私共の所蔵して居ります右翻譯は聯合軍最高司令部の法律局より入手したものであります。

昭和二十二年四月九日

ガナンナーク・オーバード（署名）

裏面白紙

Def. Doc. # 1027-A, B, C, D, E, F, G, H

私は前記訂正文はアテイス文書第六七八九號の眞實なる寫しである事を證明
致します。

通信部長

ジョセフ・R・バール（署名）

304

裏面白紙

111
E 3153
DocID: 2201

1
第百一十條

停務處罰ニ關スル事 (第三八二ニハ
法律 三八)

第一條 停務處罰者、陸軍省又ハ海軍省ニ對シテ反抗若ハ暴行ノ所爲アル者ハ重懲ニ處シ其ノ情節キ者ハ六月以上五年以下ノ懲禁ニ處ス
第二條 停務共謀シテ多衆前線ノ所爲アルトキハ前條ハ死刑ニ處ス其ノ他ノ者ハ有期流刑ニ處シ其ノ情節キ者ハ重懲ニ處ス
第三條 停務共謀シテ多衆逃走ノ所爲アルトキハ前條ハ有期流刑ニ處シ其ノ情節キ者ハ死刑ニ處ス其ノ他ノ者ハ重懲ニ處シ其ノ情節キ者ハ

ルニ宣旨ニ背ク者ハ重懲ニ處シ其ノ宣旨
ル者ハ死刑ニ處ス
ルヲ爲シ之ニ背ク者ハ重懲ニ處ス其ノ他ノ

第六條 第一條乃至第三條ノ規定ハ再ビ停務トナリタル者ノ前ニ停務タリシトキニ犯シタル罰ニ之ヲ適用セス
第七條 軍法會議ニ於テ停務ノ犯罪ヲ審判スルトキハ其ノ權限ニ應ジテ國軍人ニ關スル規定ヲ適用ス

111
E 3/53
DocNoC:2201

1
305
1
305

停務處罰ニ關スル件 (刑三六二ニハ)
法律 三八

- 第一條 停務處罰者、監獄若シテハ懲役若シテハ死刑ノ所爲アル者ハ重懲罰ニ處シ其ノ情狀キ者ハ六月以上五年以下ノ重懲罰ニ處ス
- 第二條 停務共謀シテ多衆前線ノ所爲アルトキハ前條ハ死刑ニ處ス其ノ情狀キ者ハ有期懲罰ニ處シ其ノ情狀キ者ハ重懲罰ニ處ス
- 第三條 停務共謀シテ多衆逃走ノ所爲アルトキハ前條ハ有期懲罰ニ處シ其ノ情狀キ者ハ死刑ニ處ス其ノ他ノ者ハ重懲罰ニ處シ其ノ情狀キ者ハ六月以上五年以下ノ重懲罰ニ處ス
- 第四條 宣稱解散ヲ受ケタル停務宣稱ニ背ク者ハ重懲罰ニ處シ其ノ宣稱ニ背キ兵器ヲ獲リ統帥スル者ハ死刑ニ處ス
- 第五條 停務逃走セサル宣稱ヲ爲シ之ニ背ク者ハ重懲罰ニ處ス其ノ他ノ宣稱ニ背ク者ハ重懲罰ニ處ス
- 第六條 第一條乃至第三條ノ規定ハ再ビ停務トナリタル者ノ前ニ停務タリシトキニ犯シタル罪ニ之ヲ適用セス
- 第七條 軍法會議ニ於テ停務ノ犯罪ヲ審判スルトキハ其ノ情狀ニ應ジテ罰則人ニ關スル規定ヲ適用ス

DerDo042201

Exh. No.

文書ノ出所竝ニ成立ニ關スル證明書

(三號)

自分美山要隘ハ第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添附セラレタル日本語ニ依ツテ書カレ貳頁ヨリ成ル件書處圖ニ關スル件(胡ニハニニハ法律三八)ト題スル書類ハ日本政府(第一復員局)ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正類ニシテ眞實ナル高シナルコトヲ證明ス

昭和二十二年八月二十二日 於東京

美山要隘

右署名捺印ハ自分ノ直前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人

安部 明

三 31 34
Def Doc No 1817

自分義我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ元ツ別紙ノ通り宣響ヲ爲シタル上次ノ如ク併述致シマス

荒木貞夫 其他
供述 齋
大山文雄

Handwritten notes on a slip of paper, possibly a list of names or titles.

Handwritten signature or initials, possibly "高橋".

極東國際宣講所

亞米利加合衆國其他

三 31 34
Def Doc No 1817

高橋

ク 自分 羨 我國ニ 行ハルル 方式ニ 從ヒ 元ツ 別紙ノ 漏リ 宣 齋ヲ 爲シタル 上 次ノ 如ク 供 送 致シマス

宣 管 供 送 齋
大 山 文 雄

荒 木 貞 夫 其 他

亞 米 利 加 合 衆 國 其 他

極 東 國 際 軍 械 所

裏 面 白 紙

私ハ本年五月七日證人トシテ極東陸軍裁判法廷ニ於テ訊問ヲ受ケマシ
 タ。其ノ際コミンズ・カーン檢察官カラ私ガ昭和二十一年七月十七日モナハ
 ン檢察官ノ索メニ依リ証言シタ
 「目昭和十六年十二月八日主昭和二十年八月十五日同陸軍軍法會議廷刑部
 第一覽表」ト題スル統計表
 ナツテ居ル公式ノ記録ト云フノハ何テアルカト云フ訊問ヲ受ケマシタ
 私ハ右ノ詞ニ答シテ私ノ部即チ第一復員局法務課之部ニ保管シテ居ル統計
 表ヲ元トシテ之ヲ作成シタモノデアルト答ヘタノデアリマシタ、然ルニ其
 ノ誤差シタトコロ石ハ全ク私ノ誤解テアツタ事ガ判明致シマシタ
 即チ右ノ統計表ハ私ノ部下ノ事務官ガ各軍司令部ヨリ陸軍省へ提出シタ置
 法會議判決書寫ヲ調査シテ作成シタモノデアリマシタカラ此ノ點ニ付私ノ
 答ヲ訂正シタイト忘ヒマス
 尙ホ右ノ陸軍省ノ訊問ニ對シテ石ハ官ニ係ル統計表ノ基邊ニナツタ各軍
 司令部ヨリ陸軍省へ提出サレテキタ軍法會議ノ判決書寫ハ全部焼失サレタ
 モノト考ヘル旨ヲ答ヘタノデアリマスガ之レモ私ノ誤解ニ出タ間違デアリ

マシテ之等ノ伴房ニ對スル判決書寫ハ全部今尙ホ保存サレテ居ルコトヲ發見致シマシタ。從ツテ此ノ謄本亦訂正シタイト思ヒマス。

又右ノ際檢察官カラ得ニ訊問ヲ文ケタ「ウエルス」氏ニ對スル判決書ノ寫モ發見致シマシタ。天レハ第九八〇一部除却子第三十七章司令部ヨリ陸軍省ニ報告シテ來タニテアリマス。

私ハ右「ウエルス」氏ニ對スル判決ノ内容ニ付テ當時記憶ガアリマセンテシタ、從ツテコミンズ・カー檢察官カ「ウエルス」氏ニ對シテ單ナル流言蜚語ヲ流布シタト云フカドテ十二年間ノ禁錮、重勞働ヲ宣告セラレタ事ニ付テ夫レガ公正ナル宣告テアツタト思フカト云フ訊問ヲサレタノニ對シテ私ハ明確ナ答辯ヲスル事ガ出來マセンデシタ。然ルニ右「ウエルス」氏ニ對スル判決書寫ヲ發見シテ之ヲ讀ミマシタトコロ右「ウエルス」氏ノ犯罪ハ單ナル流言蜚語ノ罪テハナク日本ニ於ケル停務處罰法第五條第一項、同法第十一條、陸軍刑法第九十九條、海軍刑法第九十九條、陸軍刑法第九十九條ニ該當スル傷合罪ト認定シテ懲罰十二年ニ處シタモノデアル事ガ判明致シマシタ。

伴房ニ對法第五條第一項ハ

「伴房ヲ監督シ看守シ又ハ移送スル者ノ命令ニ反抗シ又ハ之ニ服從セザルモノハ死刑又ハ無期若ハ一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ處ス」

同法第十一條ハ

「不從順ノ行爲ヲ目的トシテ結ビタル者ハ首謀ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ノ者ハ六月以上五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」

陸軍刑法第九十九條、海軍刑法第九十九條ハ孰レモ

「隨時又ハ專斷ニ採シ重罪ニ關シ違言發語ヲ爲シタル者ハ七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス」

ト規定シテ居リマスカラ右法條ヲ適用シテ十二年ノ懲役ニ處スル旨ヲ宣告シタ此ノ判決ハ公正ナル判決デアルト私ハ老ヘマスノテ此ノ謄本明カニ申渡ベテ置キマス。

出生地
元所屬

澳洲西「オーストラリア」州「パース」市以下不詳
前同師範等四校口銃A中隊
伴房 陸軍軍曹 ナルフレッド・ステイヴンス

當三十年

309-1

出生地
元所屬

澳洲「ヴィクトリア」州「タチユラ」町
伴房 陸軍中尉 ロデリック・グラハム・ウエルズ

當二十四年

5

出生地
元所屬

澳洲南「オーストラリア」州「アデレード」市外「マテップ」町
「マテップ」町
伴房 陸軍大尉 ライオネル・コリン・マテップ

當三十一年

判決

夫る五月七日の徳東口陸軍軍事裁判記録第二百十二號を今回配布を受け閱
覽し調査致しましたは同日私が證人トしてコミンズ・カー檢察官より訊問
を受けました中の法廷記録一九九八號即ち昭和二十一年七月十七日モ
ナハン檢察の求めに依り提出した 「自昭和十六年十二月 八 日
法會議廳刑伴房一覽表」ト曰する統計表は私の部下の事務官が各軍司令部
より陸軍省へ提出した軍法會議判決書寫を調査して作成したものと其伴房に
對する判決書寫は今尚保存されて居ることを發見致しました而して實際
同日になりましたウエルズ氏に對する判決は別紙の通りウエルズ氏外四名
に對する共同被告事件判決書寫に含まれて居りますことを茲に補充致しま
す

(終)

4

ウエルズ氏重要事件に關する件

昭和二十二年六月

口

第一復員局法務調査部長

大 山 文 雄

雄

308-2

出生地 臺灣「ニューサウスウエールズ」州「カワラ」町
元所屬 前同師團歩兵第二十二聯隊本部
伴屬 陸軍伍長
ジョン・アラン・マツクミラン
當三十八年

出生地 臺灣「ニューサウスウエールズ」州「ベクスリイ」町
「ジョーン」街
元所屬 前同師團第八十四自動車修理隊
伴屬 陸軍伍長
ウォルター・ジョー・ロフイ
當三十年

右「マテユウス」ニ對スル間諜、外患豫備、伴屬處罰法違反造言飛語「ウエル
ス」及「ステイヴンス」ニ對スル各造言飛語、伴屬處罰法違反「マツクミラン」
及「ロフイ」ニ對スル伴屬處罰法違反被告事件ニ付當軍法會議ハ檢察陸軍法務
大尉渡邊幸雄干與審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人「マテユウス」ヲ死刑ニ
同 「ウエルズ」ヲ懲役十二年ニ
同 「ステイヴンス」ヲ懲役五年ニ
同 「マツクミラン」及同「ロフイ」ヲ執レモ懲役一年六月ニ各處ス
押收ニ係ル六連發拳銃一挺及證第一號一ハ之ハ没收ス

理 由

被告人等五名ハ夫々肩書部隊ニ屬シテ大東亞戰爭ニ參加シ昭和十七年二月十
五日新加坡ニ於テ帝國軍ニ伴屬トナリ同年七月十八日ヨリ北「ボルネオ」東
洋州「サンダカン」所在「ボルネオ」伴屬收容所第一分所ニ收容中ノモノナ
レトコロ
第一、被告人「ライオネル・コリン・マテユウス」ハ投敵後モ抗意強烈
ニシテ伴屬生活ヲ屑シトセス密カニ脱出ノ機ヲ窺ヒ居タルカ

ニ依リシ英領北「ボルネオ」及「サンダカン」附近ノ境口各一葉ヲ
 作成セシメテ受領シタルカ其ノ際同人ヨリ「スール」諸島中ニ米比
 軍多量駐屯シ在リテ近ク「サンダカン」ニ來ルノ形アル旨ノ風説ヲ
 同知スルニ其ノ要項可能ナルモノト期待シテ現ノ境ハ伴隊全員ヲ
 結集シテ收容所ヲ破壊シ米比軍ニ呼應セシメントノ意圖ヲ論キ其ノ頃
 右「アンキサンダ」ニ請ヒテ同人ノ所持セル拳銃一挺同彈藥六發ヲ
 貰受ケ且米比軍ノ到來ヲ豫見セハ同人ニ於テ速カニ收容所對外ニ來リ
 呼笛ヲ吹鳴シテ之ヲ預報スヘキコトヲ約セシメ尙同收容所附近ノ地形
 並救出依頼ノ旨ヲ記載セル米比軍指揮官宛書翰一通ヲ同人ニ交付シ
 テ其ノ傳達方ヲ托スルト共ニ地方前記巡警「アビン」ニモ其ノ頃同業
 右企圖ヲ告ガ伴隊歐起ノ旨ハ同分隊付ノ小銃三挺同彈藥百五十發ヲ
 伴隊ニ提供スヘキ旨ヲ要請シテ之ヲ承諾セシムル旨密カニ準備ヲ進メ
 居タルカ更ニ米比軍來襲ノ際之ニ通報スルノ目的ヲ以テ密同軍ニ口ス
 レ一般情報ノ探知其意ニ努メ同年八月下旬頃「サンダカン」駐屯ノ密
 同軍ノ兵力配備ヲ詳細ニ記入セル同地方ノ地圖一張ヲ右「アレキサン

〔右收容所到着以來連日同所外邊ノ附屬農園ニ於テ農耕作業ニ從事中監
 視ノ最中ナラサルニ乘シ昭和十七年八月頃同所ニ近キ「サンダカン」
 警察署「ラボック」階八哩分署長「ドスン」人「アビン」並其ノ部下
 タル巡警數名東海州立八哩長專試驗場附近牧場番人「ドスン」人「マ
 トソツブ」及右「ラボック」階七哩居住長兼支那人「アレキサンダー
 フアン」其ノ他附近ノ現地住民數名ニ接近シテ知己トナリ同年十月頃
 同收容所長陸軍中尉星島道ノ命ニ依リ收容所外一般住民トノ通信又ハ
 連絡ヲ嚴禁セラレタルコトヲ知悉セルニ拘ラス之カ接觸ヲ中止スルコ
 トニク被告人等伴隊ノ行動ヲ援助スルモノハ將來英政府復活ノ後必ス
 厚遇ヲ受クヘキ旨ヲ示唆シテ右「アビン」等ヲ煽動シ同十八年三月中
 旬頃ヨリ同年七月頃ニ至ル迄犯意繼續ノ上前記農園附近ヲ連絡地點ト
 定メ概ネ毎週一團宛右「アビン」ト密會シ兩人ヲシテ後記ノ如ク外部
 トノ通信等ヲ仲介セシメタル外爾餘ノ前示住民等トモ長々會合連絡シ
 同十七年八月頃日逃走ノ用ニ供センカ爲右「アレキサンダーフアン」

ルヘキヲ推知シナカラ爾來右「ウエイントン」ニ諸ヒ各「ニューイス」
 富一部ノ交付ヲ受ケ犯意繼續ノ上前示ノ如ク巡警「アピン」等ト連絡
 ノ際ヲ利用シ同人等ヲ介シ

(4) 同十七年十一月中旬ヨリ同十八年二月下旬頃迄ノ間十餘回ニ亘リ當時
 「サンダカン」海口「バハラ」島ニ抑留中ノ元英領北「ボルネオ」總
 督「スミス」共ヲ他ノ抑留英人等ニ對シ「ソロモン」方面ニ於テ日米
 兩海軍激戦ノ決果日本軍ハ莫大ナル損害ヲ蒙リ「ニューギニア」方面ニ
 於テモ英米側ノ空爆ニ依リ日本軍ノ損失甚シキ旨其ノ他帝國軍ニ不利
 ナル取況「ニューイス」多數ヲ

(5) 同十七年十二月頃ヨリ同十八年七月頃迄ノ間二十餘回ニ亘リ當時「サ
 ンタカン」市民病院ニ勤務ヲ命セラレ禁中ノ英人醫師「テーター」ニ
 ニ對シテ米空軍ハ「ドスマーク」諸島近海ニ於テ日本軍機送給回ヲ攻
 撃シ艦船二十二隻ヲ沈没行機多數ヲ墜シタル旨其ノ他帝國軍ニ不
 利ナル取況「ニューイス」多數ヲ

「ダー」ニ同年十二月頃前記暴事試験場並伴傍收容所附近ノ地一葉ヲ
 當時同試驗場書記トシテ勤務中ノ「ドスン」人「マジナル」ニ夫々依
 頼シテ作成交符キモノ又同年九月末頃前示「マトソツブ」ニ意ヲ含メ
 同人ノ聲請ニ依リ「サンダカン」市民病院看護士娘賣種ヲシテ同地駐
 屯ノ帝國軍隊及在留英人ノ宿舍、人員數等ヲ記入セル地圖一葉ヲ作成
 セシメテ之ヲ少佐「アピン」ト連絡ノ折同人ヨリ數回ニ
 亘リ帝國軍隊及在留英人等ノ行動ノ有無「サンダカン」港出入船
 ノ取況同地住民ノ生活物資供給ノ取況等ヲ採取シ

同十七年十一月頃同收容所内ノ伴傍「ウエイントン」及「リカーズ」
 等カ密カニ「アデオ」受信機ヲ製作シテ英米兩國放送ニ係ル取況「ニ
 ー」ス」ヲ採取ノ上之ヲ同所内ノ伴傍等ニ流布スルニ至ルヤ該「ニ
 ー」ス」カ帝國軍ニ不利ナル事項多數ヲ包含シアルヲ幸ヒ同地方ニ抑留又
 ハ禁禁中ノ英米人等及之ヲ密達シ共ノ抗議意欲ヲ昂揚シ爾ルハ且同
 人等ヲ通シ該島ニ在留英人等カ同地ニ在留住民ノ間ニ傳播セラルルコトヲ

(一) 前記ノ如ク昭和十七年十月頃收容所長ノ命ニヨリ停務一彼ニ對シ外部現地住民等トノ通信又ハ連絡ヲ嚴禁セラレタルコトヲ知悉セルニ拘ラス同十八年五月頃被告人「ステイ・ヴン」ヨリ當時軟禁中ノ英人「メー・ヴァー」カ「サンダカン」發電所電氣技師トシテ勤務シアル由ヲ聞知スルヤ英米側放送ニ係ル戰況「エニス」チ同人ニ密送シ其ノ抗議意旨ノ昂揚ヲ圖ルヘク犯意ヲ繼シテ爾後同年七月中旬頃ニ至ル間在ホ毎週一回京技告人「ステイ・ヴン」同收容所附屬發電所職工藤平等ニ仲介セシメテ右「メー・ヴァー」ト連絡シ馬字及數字ヲ用フル暗號ヲ協定ノ上該暗號文ニ依ル通信ノ交換ヲ爲シ且其ノ際約十回ニ亘リ自己ガ收容所内ニ於テ前記「ウエイントン」等ヨリ聴取セル米空軍ハ「ビス・マー・ク」等島方面ニ於テ日本軍大艦隊船團ヲ攻撃其ノ艦隊大部分ヲ撃滅シ且飛行機多數ヲ墜シタル旨其ノ他香港軍ニ不利ナル前示戰況「エニス」多敷チ送付通報シ

(二) 同十八年五月頃被告人「マテユウス」ヨリ前記ノ如ク「ラデオ

(三) 同十八年五月頃ヨリ前記「ウエイントン」ニ倣ヒ自ラ「ラデオ」受信機ヲ製作シ英米側放送ヲ聴取セシコトヲ企テ同人及被告人「ウエルス」ニ英ノ意ヲ告ケ共謀結託ノ上前示巡警「アビン」ニ依頼シ所収ノ部分品ヲ送次蒐集入手シツツ同收容所内ニ於テ監視者ノ目ヲ盗ミ「ウエイントン」指揮ノ下ニ同年七月頃ニ至ル迄「ウエルス」ト共ニ之カ組立ニ從事シタルモ完成スルニ至ラスシテ發覺シ

(四) 被告人「ロゼリツク・グラハム・ウエルス」モ亦敢懐心旺盛ニシテ且自己ノ停務タル境遇ヲ深ク憂忌シ居タルカ

第三、被告人「アルフレット、ステイヴンズ」ハ昭和十七年十月末頃ヨリ同俘虜收容所構外附屬發電所ニ於ケル機被取扱作業ヲ命セラレ爾來同所ニ勤務シ居タルカ其ノ頃前記ノ如ク收容所長ノ命ニヨリ擅ニ外部現地住民等ト連絡又ハ通信ヲ爲スコトヲ嚴禁セラレタルヲ知悉セルニ拘ラス犯意繼續ノ上

〔同十八年一月頃ヨリ同年七月頃迄ノ間懲回ニ亘リ同收容所内ニ於テ被告人「ウエルス」等ヨリ英米側被送ニ係ル電況「ニユース」トシテ獲取セル米空軍ハ「ビスマーク」諸島近海ニ於テ多數ノ日本軍艦送船團ヲ襲ヒ其ノ艦船ヲ撃沈シタル旨其ノ他帝國軍ニ不利ナル事項多數ヲ右發電所内ニ於テ電氣工夫支那人吳可光同陳平等ニ申傳ヘ

〔同十八年五月頃ヨリ同年七月頃迄ノ間合意約二十回ニ亘リ被告人「ウエルス」ト前記「メイヴァー」トノ間ニ於ケル往復電信並「メイヴァー」ヨリ「ウエルス」ニ提供セル「ラヂオ」部成品等

受信機製作ニ協力センコトヲ勸誘セラレテ承諾シ爾來同人等ト共謀ヲ托ノ上監視者ノ目ヲ盜ミ前示「ウエイントン」指導ノ下ニ同年七月頃ニ至ル迄「マテユウス」ト共ニ該受信機組立ニ從事シ

〔同十八年六月初旬頃右「ウエイントン」カ懲罰處分ニ附セラレ禁舎ニ安置中同人ニ代リ其ノ「ラヂオ」受信機ヲ用ヒ數日間英米側被送ヲ監視シ其ノ都度犯意繼續ノ上「ランダーン」方面ノ日大軍ハ英米空軍ノ機察ニ依リ損害ヤニシテ在支日本軍モ亦重慶側ノ反響ヲ受ケ各處ニ於テ苦戰中ナル旨其ノ他電況ニ關シ帝國軍ニ不利ナル事項若干ヲ同收容所内ノ俘虜將校以下ニ對シ文書又ハ口頭ニ依リ流布シ

在中ノ小包数個ヲ被告人「マツクミラン」同「ロフイ」及前示陳
平等ヲ通シテ各仲介送付シ尚同年六月下旬頃三回ニ亘リ停廢「マ
テユウス」ト巡警「アピント」間ニ於ケル通信連絡ノ仲介ニ當
リ

第四、被告人「マツクミラン」ハ昭和十七年九月頃ヨリ同「ロフ
イ」ハ同十八年二月頃ヨリ夫々收容所外ニ於ケル薪採取作業ニ
従事中前記ノ如ク同所長ノ命ニヨリ外部住民等トノ連絡又ハ通
信ヲ嚴禁セラレタル「ロフト」ヲ知悉セルニ拘ラズ監視充分ナラサル
ヲ奇貨トシ各犯意継続ノ上

(一)「マツクミラン」ハ同十八年五月下旬頃ヨリ同年六月中旬頃
ニ至ル間各二回ニ亘リ前示「メーサア」ノ差出ニ係ル書信及
小包ヲ被告人「ステイ」グンズ」及前記陳平ヨリ受取り「ウエ
ルズ」ニ交付シタル上「ウエルズ」差出ノ書信ヲ右「ステイ」
グンズ」及陳平ニ交付シテ「メーグァー」ニ到達セシメ

曰「ロフイ」ハ同年六月中旬頃ヨリ同年七月中旬頃迄ノ間各三回
ニ亘リ「ウエルス」ヨリ「メーヴァー」宛ノ書信ヲ受取り「ス
テイーヴンス」及陳平ニ手交シテ「メーヴァー」ニ到達セシメ
タル上右「メーヴァー」ヨリ「ウエルス」宛ノ書信及小包ヲ「
ステイイヴンス」ヨリ受領シテ「ウエルス」ニ交付シ
タルモノナリ

右ノ事實中各犯意繼續ノ點ヲ除キ爾餘ノ事實ハ被告人等五名ノ當
公廷ニ於ケル各供述陸軍司法警察官ノ被告人「マテユウス」ニ對
スル取書「アレキササンダーゴードンウエントン」外四名ニ對ス
ル俘虜威罰法違反流言飛語等被告事件記録（昭和十八年記第十六
號）由檢察官ノ右「ウエイントン」ニ對スル聴取書第第九八〇一
部隊軍律違反告知事件記録（昭和十八年記第二十一號）中檢察
官ノ被告人「アビンアンゴン」同「マトソツブビンゲンガオ」同
「アレキササンダーファン」同「テイマジナル」同類書同吳可光

同陳平ニ對スル各聽取審同「ジエラルドメーヴァー」外三名ニ對スル軍律違反被告事件記録（昭和十八年記第二十二號）中陸軍司法警察官ノ被告人「メーヴァー」同「ジエームステラー」同「アルフレッドフイリツブス」ニ對スル各聽取審押收ニ係ル六連發拳銃一挺「ラヂオ」受信機一臺同部分品十八點及日記帳一冊（以上證第一號乃至第四號）ヲ綜合シテ之ヲ認メ各犯意繼續ノ點ハ夫々短期間内ニ同種犯行ノ反覆果行セラレタル事跡ニ徴シ之ヲ認ム

法律ニ照スニ被告「マテユウス」ノ判示所屬中第一ノ「」ノ點ハ俘虜處刑法第五條第一項ニ同「」ノ間諜ノ點ハ刑法第八十五條第一項第六十條ニ外患豫備ノ點ハ同法第八十八條第八十六條ニ同「」ノ點ハ陸軍刑法第九十九條並海軍刑法第百條ニ同「」ノ點ハ俘虜處罰法第十一條後段ニ各該當スルトコロ「」及「」ノ各罪ハ一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ且「」及「」ノ兩罪ハ各犯意繼續ニ係ルヲ以テ刑法第五十四條第一項前段第五十五條第十條ヲ適用シ最モ重キ間諜罪ノ刑ニ從

ヒ其ノ所定刑中死刑ヲ選擇處行スヘク尙之ト同「」ノ俘虜處罰法違反ノ罪トハ刑法第四十五條前段ノ併合罪ナルモ前記間諜罪ニ付死刑ニ處スヘキヲ以テ同法第四十六條第一項ニ從ヒ他ノ刑ヲ科セス被告人「ウエルス」ノ判示所屬中第二ノ「」ノ點ハ俘虜處罰法第五條第一項陸軍刑法第九十九條並海軍刑法第百條ニ同「」ノ點ハ俘虜處罰法第十一條後段ニ同「」ノ點ハ陸軍刑法第九十九條並海軍刑法第百條ニ各該當スルトコロ「」及「」ハ夫々一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪ニ觸レ且兩犯意繼續ニ係ルヲ以テ刑法第五十四條第一項前段第五十五條第十條ニ即リ最モ重キ俘虜處罰法違反罪ノ刑ニ從ヒ有期懲役刑ヲ選擇スヘク同「」ノ點ニ付テハ懲役刑ヲ選擇シ以上ハ刑法第四十五條前段ノ併合罪ナルヲ以テ同法第四十七條第十條第十四條ヲ適用シ重キ前者ノ刑ニ法定ノ加重ヲナシタル刑期範圍内ニ於テ被告人「ウエルス」ヲ懲役十二年ニ處シ被告人「ステイーンズ」ノ判示第三ノ「」及「」ノ所爲ハ俘虜處罰法第五條第一項ニ同「」ノ中造言飛語ノ點ハ陸軍刑法第九十九條並海軍刑法第百條ニ各該當スルトコロ以上ハ一個ノ行

右ハ被告等ノ罪名ニ於テ各該ノ刑罰ヲ選定シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス
同日於同所

立會人 阪 全 淳 吉

昭和二十二年（一九四七年）六月十七日 於東京

送 達 者 大 山 文 雄

爲ニシテ數個ノ罪名ニ於テ且犯意繼續ニ係ルヲ以テ刑法第五十五條
第一項前段第五十五條第十條ニ則リ最モ重キ俘虜處罰法違反罪ノ刑
ニ從ヒ有期懲役刑ヲ選擇シ其ノ所定期限範圍内ニ於テ被告人「ステ
イブンス」ヲ懲役五年ニ處シ被告人「マツクミラン」及「ロフイ」
ノ判示第四ノ各所爲ハ孰レモ俘虜處罰法第五條第一項刑法第五十五
條ニ該當スルヲ以テ夫々所定期限中有期懲役刑ヲ選擇シ其ノ刑期範圍
内ニ於テ右被告人兩名ヲ各懲役一年六月ニ處スヘク押收ニ係ル六連
發拳銃一挺（證第一號）ハ被告人「マチュウス」ニカ判示外息豫備ノ
犯行ニ因リ得タル物ニシテ犯人以外ノ者ニ屬セサルヲ以テ刑法第十
九條ニ從ヒ之ヲ沒收スベキモノトス
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十九年三月二日

裁判官 陸軍中佐 江 上 原 憲 兵 衛
裁判官 陸軍法務少佐 西 井 原 憲 兵 衛
裁判官 陸軍大尉 筒 井 原 憲 兵 衛
市

Def Doc No 1817

良心ニ従ヒ眞實ニ語ルニ便ナシモ誤謬セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ
誓フ

宣
誓
書

署名捺印

大
山
又
雄

3/8-2

No. 2/0
Def Doc No. 1313

E 3135

2
2
1

本添付の判決寫は難第九八〇一部除臨時軍法會議に於て裁判したる判決原本の寫として難第九八〇一部除即ち第三十七軍司令部より陸軍省に報告したもにして現に第一復員局に保存しありたるものなる事を證明す

昭和二十二年六月十七日

第一復員局法務調査部長 大 山 文 雄

319-1

判決

出生地 濠洲市「オーストラリア」州「アデレード」市外「ステツプヒ」町

元所屬 濠洲陸軍第八師團 通信隊
俘虜 陸軍大尉 ライオネル、コリン、マテユウス
當 三十一年

出生地 濠洲「ヴィクトリア」州「タチユラ」町

元所屬 同前
俘虜 陸軍中尉 ロデリツク、グラハム、ウエルス
當 二十四年

出生地 濠洲西「オーストラリア」州「ボース」市以下不詳

元所屬 前同師團第四機關銃隊A 中隊
俘虜 陸軍軍曹 アルフレツド、ステイーヴンス
當 三十年

出生地 濠洲「ニュウサウスウエールズ」州「カウラ」町

元所屬 前同師團歩兵第二十二聯隊本部
俘虜 陸軍伍長 ジョン、アラン、マツクミラン
當 三十八年

出生地 濠洲「ニュウサウスウエールズ」州「ベクスリイ」町「ジョーン」街

元所屬 前同師團第八十四自動車修理隊
俘虜 陸軍伍長 ウォルタージョフレ、ロフイ

當 三十年

右「マテユウス」ニ對スル關係、外患豫備、俘虜處罰法違反遺言飛語「ウエルス」及「ステイヴンス」ニ對スル各遺言飛語、俘虜處罰法違反「マツクミラン」及「ロフイ」ニ對スル俘虜處罰法違反被告事件ニ付當軍法會議ハ檢察官陸軍法務大尉渡邊春雄干與審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人「マテユウス」ヲ死刑ニ

同 「ウエルス」ヲ懲役十五年ニ
同 「マツクミラン」及「ロフイ」ヲ執レモ懲役一年六月

ニ各處ス

地住民數名ニ接近シテ知己トナリ同年十月頃同收容所長陸軍中尉星島進ノ命ニ依リ收容所外一般住民トノ通信又ハ連絡ヲ嚴禁セラレタルコトヲ知悉セルニ拘ラス之カ接觸ヲ中止スルコトナク被告人等俘虜ノ行動ヲ援助スルモノハ將來英政府復活ノ後必ス厚遇ヲ受クヘキ旨ヲ示唆シテ右「アビン」等ヲ囑動シ同十八年三月中旬頃ヨリ同年七月頃ニ至ル迄犯意繼續ノ上前記農園附近ヲ連絡地點ト定メ概ネ每週一回宛右「アビン」ト密會シ同人ヲシテ後記ノ如ク外部トノ通信等ヲ仲介セシメタル外爾餘ノ前示住民等トモ屢々會合連絡シ

〔同十七年八月頃他日逃走ノ用ニ供センカ爲右「アレキサンダーファン」ニ依頼シ舊英領北「ボルネオ」及「サンダカン」附近ノ地圖各一葉ヲ作成セシメテ受領シタルカ其ノ際同人ヨリ「スール」諸島中ニ米比軍多數駐屯シ在リテ

押收ニ係ル六連發拳銃一挺（證第一號）ハ之ヲ沒收ス

理由

被告人等五名ハ夫々肩書部隊ニ屬シテ大東亞戰爭ニ參加シ昭和十七年二月十五日新嘉坡ニ於テ帝國軍ニ俘虜トナリ同年七月十八日ヨリ北「ボルネオ」東海州「サンダカン」所在「ボルネオ」俘虜收容所第一分所ニ收容中ノモノナルトコロ

第一、被告人「ライオネル、コリン、マテユウス」ハ投降後モ抗戰意強烈ニシテ俘虜生活ヲ耐シトセテ密カニ脱出ノ機ヲ窺ヒヒ居タルカ

〔右收容所到着以來連日同所外邊ノ附屬農園ニ於テ農耕作業ニ從事中監視ノ嚴重ナラサルニ乘シ昭和十七年八月頃同所ニ近キ「サンダカン」警察署「ラボック」路八哩分署長「ドスン」人「アビン」並其ノ部下タル巡警數名東海州立八哩農事試驗場附屬牧場番人「ドスン」人「マトソツブ」及右「ラボック」路七哩居住農業支那人「アレキサンダー、ファン」其ノ他附近ノ現

近ク「サンダカン」ニ來襲ノ形勢アル旨ノ風説ヲ聞知スルヤ其ノ實現可能ナルモノト期待シ右實現ノ曉ハ俘虜全員ヲ結集シテ收容所ヲ破壊シ、米比軍ニ呼應セシメントノ意圖ヲ抱キ其ノ頃右「アレキサンダー」ニ歸ヒテ同人ノ所持セル拳銃一挺同彈藥六發ヲ貰受ケ且米比軍ノ到來ヲ發見セハ同人ニ於テ速カニ收容所外ニ來リ呼笛ヲ吹鳴シテ之ヲ通報スヘキコトヲ約セシメ尙同收容所附近ノ地形竝救出依頼ノ趣旨ヲ記載セル米比軍指揮官宛書信一通ヲ同人ニ交付シテ其ノ傳達方ヲ托スルト共ニ他方前記巡警「アピン」ニモ其ノ頃同様右企圖ヲ告ケ俘虜救起ノ節ハ同分尋備付ノ小銃五挺同彈藥百五十發ヲ俘虜ニ提供スヘキ旨ヲ要請シテ之ヲ承諾セシムル等密カニ準備ヲ進メ居タルカ更ニ米比軍來襲ノ際之ニ通報スルノ目的ヲ以テ帝國軍ニ關スル一般情報ノ探知蒐集ニ努メ同年八月下旬頃「サンダカン」駐屯ノ帝國軍ノ兵力配備ヲ詳細ニ記入セル同地方ノ地圖一葉ヲ右「アレキサンダー」ニ同年十二月頃前

も

321-2

記農事試驗場竝俘虜收容所附近ノ地圖一葉ヲ當時同試驗場書記トシテ勤務中ノ「ドスン」人「マジナル」ニ夫々依頼シテ作成交付セシメ又同年九月末頃前示「マトソツブ」ニ意ヲ含メ同人ノ勸誘ニ依リ「サンダカン」市民病院看護士賴貴福ヲシテ同地駐屯ノ帝國軍隊及在留邦人ノ宿舍、人員數等ヲ記入セル地圖一葉ヲ作成セシメテ之ヲ受領シタル外、前掲「アピン」ト連絡ノ折同人ヨリ數回ニ亘リ帝國軍隊及抑留英米人等ノ移動ノ有無「サンダカン」港出入船舶ノ狀況同地住民ノ生活物資需給ノ狀況等ヲ聴取シ

同十七年十一月頃同收容所内ノ俘虜「ウエイントン」及「リカーズ」等カ密カニ「ラヂオ」受信機ヲ製作シテ英米側放送ニ係ル戰況「ニュース」ヲ聴取ノ上之ヲ同所内ノ俘虜等ニ流布スルニ至ルヤ該「ニュース」カ帝國軍ニ不利ナル事項多數ヲ包含シアルヲ幸ヒ同地方ニ抑留又ハ軟禁中ノ英米人等ニ

7

322-1

船送船四チ攻撃シ船船二十二隻ヲ沈没飛行機多敷ヲ撃墜シタル
 旨其ノ他帝國軍ニ不利ナル戦況「ニユース」多敷ヲ
 (イ)同十八年五月頃ヨリ七月中旬マデノ間數回ニ亘リ港時「サン
 ダカン」市外「ラボック」路五哩ノ自宅ニ軟禁中ノ英人「フイ
 リツブス」ニ對シ前記同様「ソロモン」及「ニユーギニア」方
 面等ノ戦況ニ關シ帝國軍ニ不利ナル「ニユース」若干ヲ
 夫々文書ニ依リ送付通報シ
 (ロ)同十八年五月頃ヨリ前記「ウエイントン」ニ倣ヒ自ラ「ラデ
 オ」受信機ヲ製作シ英米側放送ヲ聴取センコトヲ企テ同人及被
 告人「ウエルス」ニ其ノ意ヲ告ケ共謀結托ノ上前示巡警「アビ
 ン」ニ依頼シ所要ノ部分品ヲ運次蒐集入手シツツ同收容所内ニ
 於テ監視者ノ目ヲ盜ミ「ウエイントン」指導ノ下ニ同年七月頃
 ニ至ル迄「ウエルス」ト共ニ之ヲ創立ニ從事シタルモ完成スル
 ニ至ラスシテ發覺シ

之ヲ密送シ其ノ抗戰意識ノ昂揚ヲ圖ルヘク且同人等ヲ通シ該「ニ
 ユース」カ同地一般住民ノ間ニ傳播セラルルコトアルヘキヲ推知
 シナガラ爾來右「ウエイントン」ニ請ヒ各「ニユース」寫一部ノ
 交付ヲ受ケ犯意繼續ノ上前示ノ如ク巡警「アビン」等ト連絡ノ際
 ヲ利用シ同人等ヲ介シ
 (イ)同十七年十一月月中旬ヨリ同十八年二月下旬頃迄ノ間十數回ニ亘
 リ當時「サンダカン」灣口「バハラ」島ニ抑留中ノ元英領北「ボ
 ルネオ」總督「スミス」其ノ他ノ抑留英人等ニ對シ「ソロモン」
 方面ニ於テ日米兩海軍激戦ノ決果日本軍ハ莫大ナル損害ヲ蒙リ「
 ニユーギニア」方面ニ於テモ英米側ノ空爆ニ依リ日本軍ノ損失甚
 シキ旨其ノ他帝國軍ニ不利ナル戦況「ニユース」多敷ヲ
 (ロ)同十七年十二月頃ヨリ同十八年七月頃迄ノ間二十數回ニ亘リ當
 時「サンダカン」市民病院ニ勤務ヲ命セラレ軟禁中ノ英人醫師「
 テーラー」ニ對シ米空軍ハ「ビスマーク」諸島近海ニ於テ日本軍

ユース一多致ヲ送付通報シ

〔同十八年五月頃被告人「マテユウス」ヨリ前記ノ如ク「ラヂオ」受信機製作ニ協力セントラ誘テラレテ承諾シ爾來同人等ト共謀結托ノ上監視者ノ目ヲ盗ミ前示「ウエイントン」指導ノ下ニ同年七月頃ニ至ル迄「マテユウス」ト共ニ該受信機組立ニ從事シ

〔同十八年六月初旬頃右「ウエイントン」カ懲罰違分ニ附セラレ發倉ニ留置中同人ニ代リ其ノ「ラヂオ」受信機ヲ用ヒ數日間英米側放送ヲ聴取シ其ノ都度犯意強固ノ上「ランダーン」方面ノ日本軍ハ英米空軍ノ爆撃ニ依リ損傷大ニシテ在支日本軍モ亦奮勇側ノ反撃ヲ受ケ各處ニ於テ苦戰中ナル旨其ノ他戰況ニ關シ帝國軍ニ不利ナル事項若干ヲ同收容所内ノ俘虜將校以下ニ對シ文會又ハ口頭ニ依リ流布シ

第三、被告人「アルフレッド、ステイヴンス」ハ昭和十七年十月末頃ヨリ同俘虜收容所外附屬發電所ニ於ケル機械取扱作業ヲ

第二、被告人「ロドリツク、グラハム、ウエルス」モ亦敵愾心旺盛ニシテ且自己ノ俘虜タル境遇ヲ深ク嫉忌シ居タルカ

〔前記ノ如ク昭和十七年十月頃收容所長ノ命ニ依リ俘虜一般ニ對シ外部現地住民等トノ通信又ハ連絡ヲ嚴禁セラレタルコトヲ知悉セルニ拘ラス同十八年五月頃被告人「ステイヴンス」ヨリ當時軟禁中ノ英人「メーヴァー」カ「サンダカン」發電所電氣技師トシテ勤務シアル由ヲ聞知スルヤ英米側放送ニ係ル戰況「ニユース」ヲ同人ニ密送シ其ノ抗戰意識ノ昂揚ヲ圖ルヘク犯意ヲ強固シテ爾後同年七月中旬頃ニ至ル間迄毎週一回宛被告人「ステイヴンス」及同收容所附屬發電所職工陳平等ニ仲介セシメテ右「メーヴァー」ト連絡シ羅馬字及數字ヲ用フル暗符ヲ協定ノ上該暗符文ニ依ル通信ノ交換ヲ爲シ且其ノ際約十回ニ亙リ自己ガ收容所内ニ於テ前掲「ウエイントン」等ヨリ聴取セル米空軍ハ「ビスマーク」艦隊方面ニ於テ日本軍大輸送艦團ヲ攻撃其ノ艦隊大部分ヲ撃沈シ且飛行機多數ヲ撃墜シタル旨其ノ他帝國軍ニ不利ナル前示戰況「ニ

命セラレ爾來同所ニ勤務シ居タルカ其ノ頃前記ノ如ク收容所長ノ命ニヨリ彼ニ外現地住民等ト連絡又ハ通信ヲ爲スコトヲ嚴禁セラレタルヲ知悉セルニ拘ラス犯意繼續ノ上

〔同十八年一月頃ヨリ同年七月頃迄ノ間獄回ニ亘リ同收容所内ニ於テ被告人「ウエルス」等ヨリ英米側放送ニ係ル戰況「ニース」トシテ聽取セル米空軍ハ「ビスマーク」諸島近海ニ於テ多數ノ日本軍艦送船ヲ襲ヒ其ノ艦船ヲ擊沈シタル旨其ノ他帝國軍ニ不利トレ得項多ク右發電所内ニ於テ電氣工夫支那人員可光岡平平等ニ申傳ヘ

〔同十八年五月頃ヨリ同年七月頃迄ノ間合計約二十回ニ亘リ被告人「ウエルス」ト前記「メーヴアー」トノ間ニ於ケル往復書信故「メーヴアー」ヨリ「ウエルス」ニ提供セル「ラヂオ」部品等在中ノ小包數箇ヲ被告人「マツクミラン」同「ロフイ」及前記岡平等ヲ送シテ各仲介送付シ尙同年六月下旬頃三回ニ亘リ俘虜「マテユウス」ト巡警「アビン」トノ間ニ於ケル通信連絡ノ仲介ニ當リ

第四、被告人「マツクミラン」ハ昭和十七年九月頃ヨリ同「ロフイ」ハ同十八年二月頃ヨリ夫々收容所外ニ於ケル薪採取作業ニ從事中前記ノ如ク同所長ノ命ニヨリ外部住民等トノ連絡又ハ通信ヲ嚴禁セラレタルコトヲ知悉セルニ拘ラス監視充分ナラサルヲ奇貨トシ各犯意繼續ノ上

〔「マツクミラン」ハ同十八年五月下旬頃ヨリ同年六月中旬頃ニ至ル間各二回ニ亘リ前記「メーヴアー」ノ差出ニ係ル書信及小包ヲ被告人「ステイヴン」及前記岡平ヨリ受取り「ウエルス」ニ交付シタル上「ウエルス」差出ノ書信ヲ右「ステイヴン」及岡平ニ交付シテ「メーヴアー」ニ到達セシメ

〔「ロフイ」ハ同年六月中旬頃ヨリ同年七月中旬頃迄ノ間各三回ニ亘リ「ウエルス」ヨリ「メーヴアー」宛ノ書信ヲ受取り「ステイ

命セラレ爾來同所ニ勤務シ居タルカ其ノ頃前記ノ如ク收容所長ノ命ニヨリ彼ニ外現地住民等ト連絡又ハ通信ヲ爲スコトヲ嚴禁セラレタルヲ知悉セルニ拘ラス犯意繼續ノ上

〔同十八年一月頃ヨリ同年七月頃迄ノ間獄回ニ亘リ同收容所内ニ於テ被告人「ウエルス」等ヨリ英米側放送ニ係ル戰況「ニース」トシテ聽取セル米空軍ハ「ビスマーク」諸島近海ニ於テ多數ノ日本軍艦送船ヲ襲ヒ其ノ艦船ヲ擊沈シタル旨其ノ他帝國軍ニ不利トレ得項多ク右發電所内ニ於テ電氣工夫支那人員可光岡平平等ニ申傳ヘ

〔同十八年五月頃ヨリ同年七月頃迄ノ間合計約二十回ニ亘リ被告人「ウエルス」ト前記「メーヴアー」トノ間ニ於ケル往復書信故「メーヴアー」ヨリ「ウエルス」ニ提供セル「ラヂオ」部品等在中ノ小包數箇ヲ被告人「マツクミラン」同「ロフイ」及前記岡平等ヲ送シテ各仲介送付シ尙同年六月下旬頃三回ニ亘

ザンス」及陳平ニ手交シテ「メーヴァー」ニ到達セシメタル上
 右「メーヴァー」ヨリ「ウエルス」寮ノ書信及小包ヲ「ステイ
 ーヴンス」ヨリ受領シテ「ウエルス」ニ交付シ
 タルモノナリ
 右ノ事實中各犯意繼續ノ點ヲ除キ爾餘ノ事實ハ被告人等五名ノ
 當公廷ニ於ケル各供述陸軍司法警察官ノ被告人「マテユウス」
 ニ對スル聽取書「アレキサンダーゴードンウエントン」外四名
 ニ對スル伴虜處罰法違反告言飛語等被告事件記録（昭和十八年
 記第十六號）中檢察官ノ右「ウエイントン」ニ對スル聽取書雜
 第九八〇一部除軍律會議ヨリ取寄ニ係ル「アーネストラガン」
 外三十八名ニ對スル軍律違反被告事件記録（昭和十八年記第二
 十一號）中檢察官ノ被告人「アピンビンアヌボン」同「マトソ
 ヲブピンゲンガヨ」同「アレキサンダーファン」同「デイマジ
 ナル」同類貴稱同吳可光同陳平ニ對スル各聽取書同「ジエラル

ドメーヴァー」外三名ニ對スル軍律違反被告事件記録（昭
 和十八年記第二十二號）中陸軍司法警察官ノ被告人「メー
 ヴァー」同「ジエームステラー」同「アルフレッドフイ
 リツブス」ニ各聽取書押收ニ係ル六通發掌銃一挺「ラデオ
 」受信機一臺同部分品十八點及日記帳一冊（以上證據一號
 乃至第四號）ヲ綜合シテ之ヲ認メ各犯意繼續ノ點ハ夫々短
 期間内ニ同種犯行ノ反覆果行セラレタル事跡ニ徴シ之ヲ認

法律ニ照スニ被告人「マテユウス」ノ判示所爲中第一ノ（
 ノ點ハ伴虜處罰法第五條第一項ニ同（）ノ同類ノ點ハ刑法第
 八十五條第一項第六十條ニ外患設備ノ點ハ同法第八十八條
 第八十六條ニ同（）ノ點ハ陸軍刑法第九十九條並海軍刑法第
 百條ニ同（）ノ點ハ伴虜處罰法第十一條並段ニ各該當スルト
 コロ右（）及（）ノ各罪ハ一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸
 レ且（）及（）ノ兩罪ハ各犯意繼續ニ係ルヲ以テ刑法第五十四

第一項前段第五十五條第十條ヲ適用シ最モ重キ罰 罪ノ刑ニ從ヒ
 其ノ所定刑中死刑ヲ選擇處ルヘク尙之ト同(一)ノ俘虜處罰法違反ノ
 罪トハ刑法第四十五條前段ノ併合罪ナカモ前記(四) 罪ニ付死刑ニ處
 スヘキヲ以テ同法第四十六條第一項ニ從ヒ他ノ刑ヲ科セス被告人「
 ウエルス」ノ判示所爲中第二(一)ノ點ハ俘虜處罰法第五條第一項陸
 軍刑法第九十九條並海軍刑法第百條ニ同(二)ノ點ハ俘虜處罰法第十一
 條並段ニ同(三)ノ點ハ陸軍刑法第九十九條並海軍刑法第百條ニ各該當
 スルトコロ右(一)及(二)ハ夫々一個ノ行爲ニシテ數個ノ罪ニ觸レ且兩罪
 犯意繼續ニ係ルヲ以テ刑法第五十四條第一項前段第五十五條第十條
 ニ則リ最モ重キ俘虜處罰法違反罪ノ刑ニ從ヒ有期懲役刑ヲ選擇スヘ
 ク同(一)ノ罪ニ付テハ懲役刑ヲ選擇シ以上ハ刑法第四十五條前段ノ併
 合罪ナルヲ以テ同法第四十七條第十條並十四條ヲ適用シ重キ前者ノ
 刑ニ法定ノ加重ヲ爲シタル刑罰範圍内ニ於テ被告人「ウエルス」ヲ
 懲役十二年ニ處シ(一)被告人「ステイヴン」ノ判示第三(一)及(二)

ノ所爲ハ俘虜處罰法第五條第一項ニ同(一)ノ中遺言飛語ノ點ハ陸軍刑
 法第九十九條並海軍刑法第百條ニ各該當スルトコロ以上ハ一個ノ行
 爲ニシテ數個ノ罪名ニ觸レ且犯意繼續ニ係ルヲ以テ刑法第五十四條
 第一項前段第五十五條第十條ニ則リ最モ重キ俘虜處罰法違反罪ノ刑
 ニ從ヒ有期懲役刑ヲ選擇シ其ノ所定刑罰範圍内ニ於テ被告人「ステ
 イヴン」ヲ懲役五年ニ處シ被告人「マツクミラン」及「ロフイ」
 ノ判示第四ノ各所爲ハ執レモ俘虜處罰法第五條第一項刑法第五十五
 條ニ該當スルヲ以テ夫々所定刑中有期懲役刑ヲ選擇シ其ノ刑罰範圍
 内ニ於テ右被告人兩名ヲ各懲役一年六月ニ處スヘク押獄ニ係ル六遠
 發拳銃一挺(證信一號)ハ被告人「マチユウス」カ判示外患豫備ノ
 犯行ニ因リ得タルモノニシテ犯人以外ノ者ニ屬セザルヲ以テ刑法第
 十九條ニ從ヒ之ヲ沒收スヘキモノトス
 仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和十九年三月二日

建信九八〇一部除臨時算法會誌

参判官	陸軍大尉	筒井	與市
参判官	陸軍法務少佐	西原	周三
参判長	陸軍中佐	江上	愈兵衛

114 E 3136
f. Doc. No. 1931

Handwritten notes on a slip of paper, possibly a receipt or inventory list, with some illegible characters.

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立食人 安部 明

文書ノ所竝ニ成立ニ付スル證明書 (三覽)
自分優美債三ハ日本赤十字社囑託職ニ任ル者ナル爲、茲ニ添附セラレタル傍
蘭西語ニ依ツテ書カレ三頁ヨリ成ル赤十字社囑託職員會議法一九四四ト題スル
書類ハ日本赤十字社ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正體ニシテ眞實ナル爲シナ
ルコトヲ證明シマス

昭和二十二年八月十五日

於東京

芝公園五丁目
日本赤十字社

優美債三

NY E 3136
f, Doc, No, 1931

503

文書ノ上所載ニ成立ニ付スル證明書 (三號)
自分屋美織三八日本赤十字社囑託職ニ任ル者ナル是、茲ニ添附セラレタル
蘭西語ニ依ツテ書カレ三頁ヨリ成ル赤十字社囑託職員會議法一九四
四ト題スル
會類ハ日本赤十字社ノ保管ニ係ル公文書ノ抜萃ノ正體ニシテ眞實ナル寫シナ
ルコトヲ證明シマス

昭和二十二年八月十五日

於東京

芝公園五丁目
日本赤十字社

渥美 織三

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタリ

同日於同所

立會人 安部 明

328

裏面白紙

250

高橋

赤十字國際觀察員報告抜萃 第三〇一號

一九四四年（昭和十九年）一月第十及十一頁

日本へ委員派遣十一月十三日マックス、ベスタロッチ氏、薩洲總憲天
俘虜收容所を訪ふ。同收容所には英島人、露州人、米國人等凡べて一
千名を招える俘虜を收容して居る。

住居は満足すべきものである。建築設備共に良好な煉瓦造りである
俘虜は薄煙と十分なる暖氣を支給されて居る。被服に關しては夏冬二
着を持つて居る。俘虜達は食事には満足して居るが、然し長期間に於
ては些か單調である。

衛生設備も十分である。收容所は設備の完全な附屬病院を持ち陸軍病院
と同様に看做され一切の必要を給せられる。齒科の治療も亦、非常に
良好である。凡ての俘虜がチブス、バラチブス、赤痢の予防注射を受
け且差痕を受けて居る。大運動場と多数の室内遊技の設備がある。
然し彼等俘虜は若し欲すれば、娯樂的な又は啓蒙的な書籍を與へられる。

118
Der. Doc 1931

裏面白紙

交通に就ては、手紙を發送する事が出来る。
風紀は厳分強毅して居るが之は存養が種々の陸海軍部隊から来る爲である。
國際委員代表はその視察訪問と滿洲國赤十字社の好意に非常な満足を表明
し同時收容勤務士員が待遇改善に非常な盡力とせる事を茲に特記する
ものである。

赤十字國際視察團報告抜萃第三一五號、一九四五年（昭和二十年）三月第
一八三頁―一八三頁、十二月六日再びアングスト氏、奉天收容所を訪る。
同收容所には、米國人一千名以上、英國人約百名、滿洲人按名佛國人一名
を收容してゐる。

2

防空対策は出來て居る。衛生設備は満足すべきもので且收容所は必要の
時には常に消毒を施される。
食糧配給は量に於て收容所守衛の受くる量に等しいか、その質は守衛のよ
り良好のやうであつた。エネルギーの量は約三五〇〇カロリーに達する
重労働者及び患者には追加食糧が準備され之は例へば終日の如き特別の場
合も同様である。收容所の病院は煉瓦造りで一五〇人の患者を收容し得

隔離室、禁煙室、貧病室、手術室、X光線室、薬局、娯樂室を有する。
治療設備、外科設備は完全であり、特殊疾患の患者のみ奉天陸軍病院へ轉
送せられるが、同病院も外科治療を行ふ。
檢驗は週三回あり入院患者に對しては醫師は毎日回診する。凡ての俘虜
が天然痘の種痘を受け、チブス、バラチブス、赤痢、コレラの予防注射を
受けて居る。

俘虜の使用すべき金はその貯蓄より與へられる。特に酒保に於て消費さ
れるが酒保に於て彼等は楽器、運動具、種子及び化粧品の購入をおぼへる
又若し希望する時は、その家族に送金する事も可能である。

大多数の者は労働する事が出来る。一日の労働時間は八時間で朝、正午及
び午後の休憩を有する、日曜は休日である。彼等は工場で働き他の者は
收容所内で談話にふける。收容所には牧師が居ない、禮拜は日本人牧師が
英語で行つて居る。

俘虜は運動、音楽、カルタを楽しむ事が出来る。外部からの來訪は許可
されない、外部への訪問も同様である。但し、墓參の際には外出が出来る。

裏面白紙

收容所司令官は、代表に對して、俘虜の精神風紀は變して向上し、又、收容所當局と俘虜との關係は満足すべきで、收容所衛兵との關係も亦、同様である事、更に健康狀況も等しく改善され同時に彼等に與へられた特殊の環境の中にある事が出来るのを満足して居るらしく思はれると報告した。

裏面白紙